

耐震性に関する説明書

工事計画認可申請添付資料 6

玄海原子力発電所第4号機

目 次

頁

1. 概 要	6 (4) - 1
2. 資料構成	6 (4) - 1

1. 概要

本資料は、発電用原子炉施設の耐震設計が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第 50 条（地震による損傷の防止）に適合することを説明するものである。

当該申請設備は、蓄電池（3 系統目）、計装電源盤（3 系統目蓄電池用）、充電器盤（3 系統目蓄電池用）及び蓄電池（3 系統目）切替盤である。

なお、特に高い信頼性を有する直流電源設備とすることを目的として、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことに加え、弾性設計用地震動による地震力または静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して、おおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする第 72 条に係る電源設備の耐震性については別添 1 にて説明する。

2. 資料構成

申請設備の耐震設計の基本方針については、資料 6-1 「耐震設計の基本方針」、申請設備に対する下位クラスの波及的影響に係る基本方針については、資料 6-2 「波及的影響に係る基本方針」にて説明する。申請設備の耐震計算方法については、資料 6-3 「耐震計算方法」、耐震計算結果については、資料 6-4 「耐震計算結果」にてそれぞれ説明する。また、水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響の検討については、資料 6-5 「水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」にて説明する。

以上より、耐震性に関する説明書は、以下の資料により構成されている。

資料6-1 耐震設計の基本方針

資料6-2 波及的影響に係る基本方針

資料6-3 耐震計算方法

　　資料6-3-1 蓄電池（3系統目）の耐震計算方法

　　資料6-3-2 計装電源盤（3系統目蓄電池用）の耐震計算方法

　　資料6-3-3 充電器盤（3系統目蓄電池用）の耐震計算方法

　　資料6-3-4 蓄電池（3系統目）切替盤の耐震計算方法

資料6-4 耐震計算結果

　　資料6-4-1 蓄電池（3系統目）の耐震計算結果

　　資料6-4-2 計装電源盤（3系統目蓄電池用）の耐震計算結果

　　資料6-4-3 充電器盤（3系統目蓄電池用）の耐震計算結果

　　資料6-4-4 蓄電池（3系統目）切替盤の耐震計算結果

資料6-5 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果

別添1 特に高い信頼性を有する所内常設直流電源設備の耐震性に関する説明書

別添1-1 特に高い信頼性を有する所内常設直流電源設備の耐震設計の基本方針

別添1-2 特に高い信頼性を有する所内常設直流電源設備の耐震計算方法

　　別添1-2-1 蓄電池（3系統目）の耐震計算方法

　　別添1-2-2 計装電源盤（3系統目蓄電池用）の耐震計算方法

　　別添1-2-3 充電器盤（3系統目蓄電池用）の耐震計算方法

　　別添1-2-4 蓄電池（3系統目）切替盤の耐震計算方法

別添1-3 特に高い信頼性を有する所内常設直流電源設備の耐震計算結果

　　別添1-3-1 蓄電池（3系統目）の耐震計算結果

　　別添1-3-2 計装電源盤（3系統目蓄電池用）の耐震計算結果

　　別添1-3-3 充電器盤（3系統目蓄電池用）の耐震計算結果

　　別添1-3-4 蓄電池（3系統目）切替盤の耐震計算結果

別紙 計算機プログラム（解析コード）の概要

耐震設計の基本方針

工事計画認可申請添付資料 6-1

玄海原子力発電所第4号機

目 次

	頁
1. 概要	6 (4) - 1 - 1
2. 適用規格	6 (4) - 1 - 1
3. 重大事故等対処施設の施設区分	6 (4) - 1 - 2
4. 耐震設計の基本事項	6 (4) - 1 - 3
4.1 構造計画	6 (4) - 1 - 3
4.2 設計用地震力	6 (4) - 1 - 5
4.3 荷重の組合せ及び許容応力	6 (4) - 1 - 7
4.4 電気的機能維持の基本方針	6 (4) - 1 - 11

1. 概 要

本資料は、当該申請設備の耐震設計の基本方針について説明するものである。耐震設計の基本方針は、平成29年9月14日付け原規規発第1709141号にて認可された工事計画の添付資料3-1「耐震設計の基本方針」に従い行う。

2. 適用規格

既に認可された工事計画の添付資料で実績のある以下の規格を適用する。

- ・ 「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987」（社）日本電気協会
- ・ 「原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編 JEAG4601・補-1984」（社）日本電気協会
- ・ 「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1991 追補版」（社）日本電気協会
(以降、「JEAG4601」と記載しているものは上記3指針を指す。)
- ・ 「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2012年版）〈第I編 軽水炉規格〉JSME S NC1-2012」（日本機械学会）
- ・ 「発電用原子力設備規格 材料規格（2012年版）JSME S NJ1-2012」（日本機械学会）

但し、JEAG4601に記載されているAsクラスを含むAクラスの施設をSクラスの施設とした上で、基準地震動S2、S1をそれぞれ基準地震動Ss、弾性設計用地震動Sdと読み替える。なお、Aクラスに適用される基準地震動S1については、Sクラスに適用される基準地震動Ssと読み替える。

また、「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準」（昭和55年通商産業省告示第501号、最終改正平成15年7月29日経済産業省告示第277号）に関する内容については、「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2012年版〈第I編 軽水炉規格〉）JSME S NC1-2012」（日本機械学会）及び「発電用原子力設備規格 材料規格（2012年版）JSME S NJ1-2012」（日本機械学会）に従うものとする。

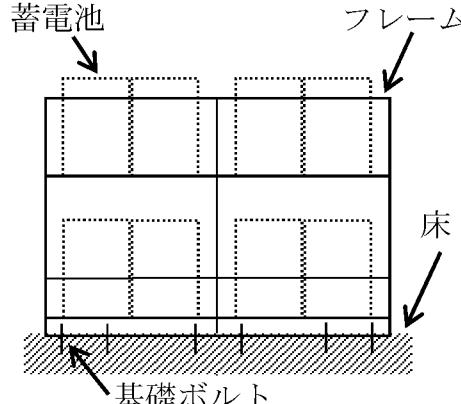
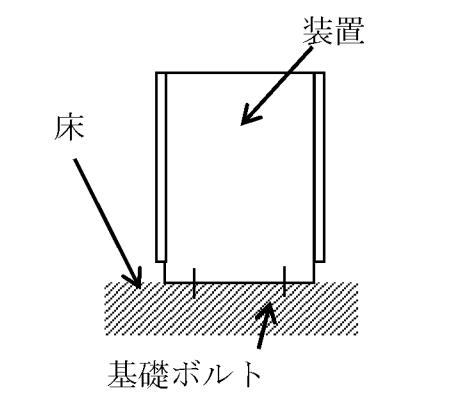
3. 重大事故等対処施設の施設区分

設備名称	機器名称	重大事故等対処施設の施設区分
非常用電源設備 3. その他の電源装置	蓄電池（3系統目）	<ul style="list-style-type: none"> ・常設耐震重要重大事故防止設備 ・常設重大事故緩和設備
	計装電源盤 (3系統目蓄電池用)	<ul style="list-style-type: none"> ・常設耐震重要重大事故防止設備 ・常設重大事故緩和設備
非常用電源設備 その他	充電器盤 (3系統目蓄電池用)	<ul style="list-style-type: none"> ・常設耐震重要重大事故防止設備 ・常設重大事故緩和設備
	蓄電池（3系統目）切替盤	<ul style="list-style-type: none"> ・常設耐震重要重大事故防止設備 ・常設重大事故緩和設備

4. 耐震設計の基本事項

4.1 構造計画

機器は、原則として剛構造とする。

主要区分	計画の概要		概要図
	主体構造	支持構造	
蓄電池 (3系統目)	制御弁式 鉛蓄電池	蓄電池はフレームにて固定する。 フレームは基礎ボルトにて床面に据え付ける。	
計装電源盤 (3系統目蓄電池用)	自立閉鎖型	装置を基礎ボルトにて床に剛に据え付ける。	

充電器盤（3系統 目蓄電池用）	自立閉鎖型	<p>器具はボルトにて器具取付板に固定する。器具取付板はボルトにてフレームに固定する。フレームは盤取付ボルトにて据付架台に固定する。据付架台は、基礎ボルトにて床面に据え付ける。</p>	
蓄電池（3系統 目）切替盤	自立閉鎖型	<p>盤を建屋床面に埋め込まれた埋込金物に溶接及び基礎ボルトにより据え付ける。</p>	

4.2 設計用地震力

4.2.1 動的地震力

動的地震力は、重大事故等対処施設の設備分類及び施設区分に応じて、以下の入力地震動に基づき算定する。

本工事における動的地震力の水平2方向及び鉛直方向の地震力を組み合わせた影響評価方針は、平成29年9月14日付け原規規発第1709141号にて認可された工事計画の添付資料3-8「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」によるものとし、その結果は、資料6-5「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す。

(重大事故等対処施設)

種別	設備分類 施設区分	(注1) 耐震 クラス	入力地震動 ^(注2)	
			水平地震動	鉛直地震動
機器	常設耐震重 要重大事故 防止設備、 常設重大事 故緩和設備	S	設計用床応答曲線 Ss 又は 基準地震動 Ss	設計用床応答曲線 Ss 又は 基準地震動 Ss

(注1) 常設重大事故防止設備の代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラス

また、常設重大事故緩和設備については、当該クラスをSと表記する。

(注2) 設計用床応答曲線は、平成29年9月14日付け原規規発第1709141号にて認可された工事計画の添付資料3-7「設計用床応答曲線の作成方針」によるものとする。

4.2.2 設計用地震力

(重大事故等対処施設)

種別	設備分類 施設区分	(注1) 耐震 クラス	水 平	鉛 直	摘要
機器	常設耐震 重要重大 事故防止 設備、常 設重大事 故緩和設 備	S	設計用床応答曲線 Ss 又は 基準地震動 Ss	設計用床応答曲線 Ss 又は 基準地震動 Ss	(注2) 荷重の組合せは、 二乗和平方根 (SRSS)法による。

(注1) 常設重大事故防止設備の代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラス

また、常設重大事故緩和設備については、当該クラスをSと表記する。

(注2) 絶対値和法で組み合わせてもよいものとする。

4.3 荷重の組合せ及び許容応力

4.3.1 記号の説明

D	: 死荷重
P _D	: 地震と組み合わすべきプラントの運転状態Ⅰ及びⅡ（運転状態Ⅲ及び地震従属事象として運転状態Ⅳに包絡する状態がある場合にはこれを含む）、又は当該設備に設計上定められた最高使用圧力による荷重
M _D	: 地震と組み合わすべきプラントの運転状態Ⅰ及びⅡ（運転状態Ⅲ及び地震従属事象として運転状態Ⅳに包絡する状態がある場合にはこれを含む）、又は当該設備に設計上定められた機械的荷重
P _{SAD}	: 重大事故等時の状態（運転状態Ⅴ）における運転状態等を考慮して当該設備に設計上定められた設計圧力による荷重
M _{SAD}	: 重大事故等時の状態（運転状態Ⅴ）における運転状態等を考慮して当該設備に設計上定められた機械的荷重
S _s	: 基準地震動 S _s により定まる地震力
V _{AS}	: JSME S NC1-2012 の供用状態 D 相当の許容応力を基準として、それに地震により生じる応力に対する特別な応力の制限を加えた許容応力状態
V _{AS}	: 運転状態Ⅴ相当の応力評価を行う許容応力状態を基本として、それに地震により生じる応力に対する特別な応力の制限を加えた許容応力状態
S _y	: 設計降伏点 JSME S NJ1-2012 Part3 第1章表6に規定される値
S _u	: 設計引張強さ JSME S NJ1-2012 Part3 第1章表7（ただし、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈「日本機械学会「設計・建設規格」及び「材料規格」の適用に当たって（別記-2）」」の要件を付したもの） ^(注1) に規定される値
f _t	: 許容引張応力 支持構造物（ボルト等を除く）に対しては、JSME S NC1-2012 SSB-3121.1(1)により規定される値 ボルト等に対しては、JSME S NC1-2012 SSB-3131(1)により規定される値
f _s	: 許容せん断応力 支持構造物（ボルト等を除く）に対しては、JSME S NC1-2012 SSB-3121.1(2)により規定される値 ボルト等に対しては、JSME S NC1-2012 SSB-3131(2)により規定される値
f _c	: 許容圧縮応力 支持構造物（ボルト等を除く）に対しては、JSME

		S NC1－2012 SSB－3121.1(3)により規定される値
f_b	:	許容曲げ応力 支持構造物（ボルト等を除く）に対しては、JSME S NC1－2012 SSB－3121.1(4)により規定される値
f_p	:	許容支圧応力 支持構造物（ボルト等を除く）に対しては、JSME S NC1－2012 SSB－3121.1(5)により規定される値
F	:	JSME S NC1－2012 SSB－3121.1(1)により規定される値
F^*	:	F 値を求める際ににおいて、JSME S NC1－2012 SSB - 3121.3 の規定に従い、 S_y 及び $S_y(RT)$ を 1.2 S_y 及び 1.2 $S_y(RT)$ と読み替えた値
$f_t^*, f_s^*, f_c^*, f_b^*, f_p^*$:	上記の f_t, f_s, f_c, f_b, f_p の値を算出する際にJSME S NC1－2012 SSB－3121.1(1)a 本文中 S_y 及び $S_y(RT)$ を 1.2 S_y 及び 1.2 $S_y(RT)$ と読み替えて算出した値 (JSME S NC1－2012 SSB－3121.3 及び 3133) ただし、その他の支持構造物の上記 $f_t \sim f_p^*$ においては、JSME S NC1－2012 SSB－3121.1(1)a の F 値は、次に定める値とする。 S_y 及び $0.7S_u$ のいずれか小さい方の値。ただし、使用温度が $40^\circ C$ を超えるオーステナイト系ステンレス鋼及び高ニッケル合金にあっては、 $1.35S_y$ 、 $0.7S_u$ 又は $S_y(RT)$ のいずれか小さい方の値 また、 $S_y(RT)$ は $40^\circ C$ における設計降伏点の値

(注1) 重大事故等対処施設の評価にあたっては、JSME S NJ1－2012の許容引張応力(S値)を以下のとおり、JSME S NC1－2005/2007の付録材料図表の値に読み替えるものとする。

S : 「JSME S NJ1－2012 Part3 第1章表3 又は表4 (ただし、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈「日本機械学会「設計・建設規格」及び「材料規格」の適用に当たって(別記-2)」の要件を付したもの)」を「JSME S NC1－2005/2007 付録材料図表 Part5 表5 又は表6」に読み替える。

4.3.2 荷重の組合せ及び許容応力

その他支持構造物（重大事故等対処施設）

荷重の組合せ ^(注8)	許容応力状態	許容限界 ^{(注1)(注2)(注3)} (ボルト以外)										^{(注2)(注7)} 許容限界 (ボルト等)	
		一次応力					一次+二次応力					一次応力	
		引張	せん断	圧縮	曲げ	支圧	引張 圧縮	せん断	曲げ	支圧	座屈	引張	せん断
D+P _{SAD} +M _{SAD} +S _s	V _{AS} (V _{AS} として右に示すIV _{AS} の許容限界を用いる)	1.5f _t *	1.5f _s *	1.5f _c *	1.5f _b *	1.5f _p *	3f _t 〔 S _s 地震動のみによる応力振幅について評価する。 〕	3f _s 〔 S _s 地震動のみによる応力振幅について評価する。 〕	3f _b 〔 S _s 地震動のみによる応力振幅について評価する。 〕	1.5f _p *	1.5f _b , 1.5f _s 又は 1.5f _c	1.5f _t *	1.5f _s *

(注1) 「鋼構造設計規準 SI単位版」(2002年日本建築学会) 等の幅厚比の制限を満足させる。

(注2) 応力の組合せが考えられる場合には、組合せ応力に対しても評価を行う。

(注3) 耐圧部に溶接等により直接取り付けられる支持構造物であって耐圧部と一体の応力解析を行うものについては、耐圧部と同じ許容応力とする。

(注4) すみ肉溶接部にあっては最大応力に対して1.5f_sとする。

(注5) JSME S NC1-2012 SSB-3121.1(4)により求めたf_bとする。

(注6) 自重、熱膨張等により常時作用する荷重に、地震動による荷重を重ね合わせて得られる応力の圧縮最大値について評価する。

(注7) コンクリートに埋込まれるアンカボルトで地震応力の占める割合が支配的なものであって、トルク管理、材料の照合等を行わないものについては、材料の品質、据付状態等のゆらぎ等を考慮して、III_{AS}の許容応力を一次引張応力に対してはf_t、一次せん断応力に対してはf_sとして、また、IV_{AS}→III_{AS}として応力評価を行う。

(注8) 運転状態及び重大事故時の状態における圧力荷重 P_D、P_{SAD}と、機械的荷重 M_D、M_{SAD}は設備に作用しないため、「D + P_D+M_D+S_s」の組合せによる評価は「D+P_{SAD}+M_{SAD}+S_s」の組合せで代表できる。

4.4 電気的機能維持の基本方針

機能維持の基本方針については、平成 29 年 9 月 14 日付け原規規発第 1709141 号にて認可された工事計画の添付資料 3-9 「機能維持の基本方針」によるものとする。

波及的影響に係る基本方針

工事計画認可申請添付資料 6-2

玄海原子力発電所第4号機

目 次	頁
1. 概 要	6 (4) - 2 - 1
2. 基本方針	6 (4) - 2 - 1
3. 波及的影響を考慮した施設の設計方針	6 (4) - 2 - 2
3.1 設置許可基準規則に例示された事項に基づく検討	6 (4) - 2 - 2
3.2 地震被害事例に基づく事象の検討	6 (4) - 2 - 2
4. 波及的影響を考慮すべき下位クラス施設の選定結果	6 (4) - 2 - 3
4.1 不等沈下又は相対変位の観点	6 (4) - 2 - 3
4.2 接続部の観点	6 (4) - 2 - 3
4.3 屋内施設の損傷・転倒及び落下等の観点	6 (4) - 2 - 3
4.4 屋外施設の損傷・転倒及び落下等の観点	6 (4) - 2 - 3
5. 工事段階における下位クラス施設の調査・検討	6 (4) - 2 - 4

1. 概 要

本資料は、平成 29 年 9 月 14 日付け原規規発第 1709141 号にて認可された工事計画の添付資料 3-5「波及的影響に係る基本方針」に基づき、重大事故等対処施設の設計を行うに際して、波及的影響を考慮した設計の基本的な考え方を説明するものである。本資料の適用範囲は、重大事故等対処施設である。

申請設備の波及的影響に係る基本方針について、平成 29 年 9 月 14 日付け原規規発第 1709141 号にて認可された工事計画の添付資料 3-5「波及的影響に係る基本方針」から変更はない。

2. 基本方針

重大事故等対処施設のうち常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備及びこれらが設置される常設重大事故等対処施設（以下「SA 施設」という。）は、下位クラス施設の波及的影響によって、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計する。

3. 波及的影響を考慮した施設の設計方針

3.1 設置許可基準規則に例示された事項に基づく検討

SA 施設の設計においては、設置許可基準規則の解釈別記 2（以下、「別記 2」とする。）における「耐震重要施設」を「SA 施設」に、「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」に読み替えて適用する。

- ① 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する不等沈下又は相対変位による影響
- ② 上位クラス施設と下位クラス施設との接続部における相互影響
- ③ 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による上位クラス施設への影響
- ④ 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による上位クラス施設への影響

以上の①～④の具体的な設計方針は、平成 29 年 9 月 14 日付け原規規発第 1709141 号にて認可された工事計画の添付資料 3-5「波及的影響に係る基本方針」によるものとし、その方針に従い実施した上位クラス施設の有する機能を保持するよう設計する下位クラス施設の選定結果を 4 項に示す。

3.2 地震被害事例に基づく事象の検討

(1) 検討方針

別記 2 に例示された事項以外に設計の観点に含める事項がないかを確認する観点で、原子力施設情報公開ライブラリ（NUCIA：ニューシア）に登録された地震を対象に被害情報を確認する。

(2) 検討結果

(1)の方針に基づく検討は、平成 29 年 9 月 14 日付け原規規発第 1709141 号にて認可された工事計画の添付資料 3-5「波及的影響に係る基本方針」に示すとおりで、3.1 項で整理した波及的影響の具体的な検討事象に追加考慮すべき事項が無いことを確認した。

4. 波及的影響を考慮すべき下位クラス施設の選定結果

4.1 不等沈下又は相対変位の観点

(1) 地盤の不等沈下による影響

今回の工事における申請設備が設置される原子炉周辺建屋及び原子炉補助建屋に変更がないことから、不等沈下による影響の観点で波及的影響を及ぼす下位クラス施設はない。

(2) 建屋間の相対変位による影響

今回の工事において、建屋間の相対変位を受ける場所に施設する設備はないことから、建屋間の相対変位による影響の観点で波及的影響を及ぼす下位クラス施設はない。

4.2 接続部の観点

今回の工事における申請設備は、下位クラス施設と接続する設計とはしていないため、接続部の観点で波及的影響を及ぼす下位クラス施設はない。

4.3 屋内施設の損傷・転倒及び落下等の観点

屋内施設の損傷・転倒及び落下等の観点でプラントウォークダウンを実施した結果、今回の工事における申請設備に波及的影響を及ぼす恐れのある下位クラス施設が抽出されたが、今回の申請設備を設置するまでに撤去または移設し、下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等を想定しても衝突しない程度に、十分な距離をとって配置する設計となっていることを確認した。したがって、屋内施設の損傷・転倒及び落下等の観点で波及的影響を及ぼす下位クラス施設はない。

4.4 屋外施設の損傷・転倒及び落下等の観点

今回の工事における申請設備は屋内設置であることから、屋外施設の損傷・転倒及び落下等の観点で波及的影響を及ぼす下位クラス施設はない。

以上より、3項に基づき検討した結果、選定された下位クラス施設はない。

5. 工事段階における下位クラス施設の調査・検討

工事段階においても、重大事故等対処施設の設計段階の際に検討した配置・補強等が設計どおりに施されていることを、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行うことで確認する。また、仮置資材等、現場の配置状況等の確認を必要とする下位クラス施設についても合わせて確認する。

工事段階における調査・検討として、3項に示した4つの観点のうち、③及び④の観点、すなわち下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による影響について、プラントウォークダウンを実施する。

確認事項としては、設計段階において検討した離隔による防護の観点で行う。すなわち、施設の損傷、転倒及び落下等を想定した場合に上位クラス施設に衝突するおそれのある範囲内に下位クラス施設がないこと、又は間に衝撃に耐えうる壁、緩衝物等が設置されていること、仮置資材等については固縛など、転倒及び落下を防止する措置が適切に講じられていることを確認する。

但し、仮置機器等の下位クラス施設自体が、明らかに影響を及ぼさない程度の大きさ、重量等の場合は対象としない。

以上を踏まえて、損傷、転倒及び落下等により、上位クラス施設に波及的影響を及ぼすおそれがある下位クラス施設が抽出されれば、必要に応じて、上記の確認事項と同じ観点で対策・検討を行う。すなわち、下位クラス施設の配置を変更したり、間に緩衝物等を設置したり、固縛等の転倒・落下防止措置等を講じたりすることで対策・検討を行う。

また、工事段階における確認の後も、波及的影響を防止するように現場の保持管理を行う。

耐震計算方法

工事計画認可申請添付資料 6-3

玄海原子力発電所第4号機

耐震計算方法は、以下の資料により構成されている。

資料6-3-1 蓄電池（3系統目）の耐震計算方法

資料6-3-2 計装電源盤（3系統目蓄電池用）の耐震計算方法

資料6-3-3 充電器盤（3系統目蓄電池用）の耐震計算方法

資料6-3-4 蓄電池（3系統目）切替盤の耐震計算方法

蓄電池（3系統目）の耐震計算方法

工事計画認可申請添付資料 6-3-1

玄海原子力発電所第4号機

目 次

	頁
1. 概要	6 (4) - 3 - 1 - 1
2. 基本方針	6 (4) - 3 - 1 - 1
2.1 構造の説明	6 (4) - 3 - 1 - 1
2.2 評価方針	6 (4) - 3 - 1 - 2
3. 耐震評価箇所	6 (4) - 3 - 1 - 3
4. 地震応答解析及び応力評価	6 (4) - 3 - 1 - 4
4.1 基本方針	6 (4) - 3 - 1 - 4
4.2 使用材料の許容応力	6 (4) - 3 - 1 - 4
4.3 設計用地震力	6 (4) - 3 - 1 - 6
4.4 解析モデル及び諸元	6 (4) - 3 - 1 - 9
4.5 応力評価方法	6 (4) - 3 - 1 - 11
4.6 応力評価条件	6 (4) - 3 - 1 - 14
5. 機能維持評価	6 (4) - 3 - 1 - 14
5.1 機能維持評価方法	6 (4) - 3 - 1 - 14

1. 概要

本資料は、資料 6-1「耐震設計の基本方針」に基づき、蓄電池（3 系統目）が設計用地震力に対して十分な構造強度を有していることを説明するための耐震計算方法について説明するものである。その耐震評価は地震応答解析及び応力評価により行う。

2. 基本方針

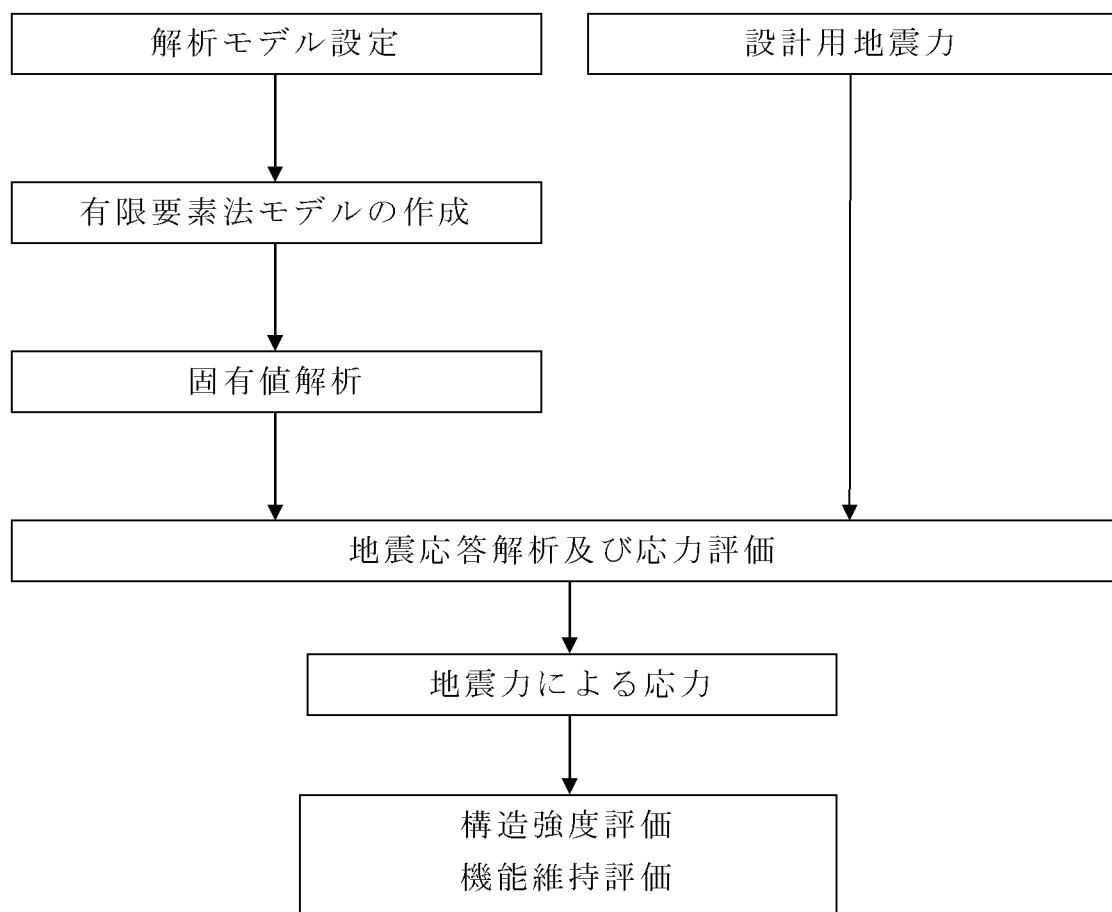
2.1 構造の説明

資料 6-1「耐震設計の基本方針」に基づき、設計する。

2.2 評価方針

蓄電池（3系統目）の構造強度評価は、資料6-1「耐震設計の基本方針」にて設定した荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界に基づき、「2.1 構造の説明」にて示す蓄電池（3系統目）の部位を踏まえ「3.耐震評価箇所」にて設定する箇所に作用する応力等が許容限界内に収まることを、「4. 地震応答解析及び応力評価」にて示す方法にて確認することで実施する。また、蓄電池（3系統目）の機能維持評価は、資料6-1「耐震設計の基本方針」にて設定した電気的機能維持の方針に基づき、地震時の最大発生応力が許容応力以下であることを、「5. 機能維持評価」にて示す方法にて確認することで実施する。

蓄電池（3系統目）の耐震評価フローを第2-1図に示す。



第2-1図 蓄電池（3系統目）の耐震評価フロー

3. 耐震評価箇所

蓄電池（3系統目）の耐震評価は、耐震評価上厳しくなるフレーム及び基礎ボルトを選定して実施する。

4. 地震応答解析及び応力評価

4.1 基本方針

- (1) 蓄電池（3 系統目）を構成する [] としてモデル化した 3 次元 FEM モデルによる固有値解析を行い、固有振動数が 30Hz 以上である場合は最大床加速度の 1.2 倍を用いた静解析を、20Hz 以上 30Hz 未満である場合はスペクトルモーダル解析及び最大床 加速度の 1.2 倍を用いた静解析を、20Hz 未満である場合はスペク トルモーダル解析を実施する。
- (2) 蓄電池は、[] 要素として付加する。
- (3) 解析コードは MSC NASTRAN Ver.2008.0.4 を使用する。なお、 評価に用いる解析コード MSC NASTRAN Ver.2008.0.4 の検証 及び妥当性確認等の概要については、別紙「計算機プログラム（解 析コード）の概要」に示す。
- (4) 拘束条件は基礎ボルトで [] を固定とする。 []
[]
- (5) 許容応力について、JSME S NJ1-2012 の Part3 を用いて計算す る際に、温度が図表記載値の中間の値の場合は、比例法を用いて 計算する。
但し、比例法を用いる場合の端数処理は、小数第 1 位以下を切り 捨てた値を用いるものとする。
- (6) 耐震計算に用いる寸法は、公称値を使用する。

4.2 使用材料の許容応力

蓄電池（3 系統目）の重大事故等対処施設の評価に用いる使用材料の 許容応力を第 4-1 表に示す。

第4-1表 使用材料の許容応力（重大事故等対処施設）

評価部位	材料	温度条件 (°C)	Sy (MPa)	Su (MPa)	F* (MPa)
フレーム	SS400 ($t \leq 16\text{mm}$)	49 (雰囲気温度)	241	395	276
	SS400 ($40\text{mm} < t$)		211	395	253
基礎ボルト	SS400		241	395	276

4.3 設計用地震力

(1) 動的地震力

設計用床応答曲線区分及び減衰定数を第4-2表に示す。

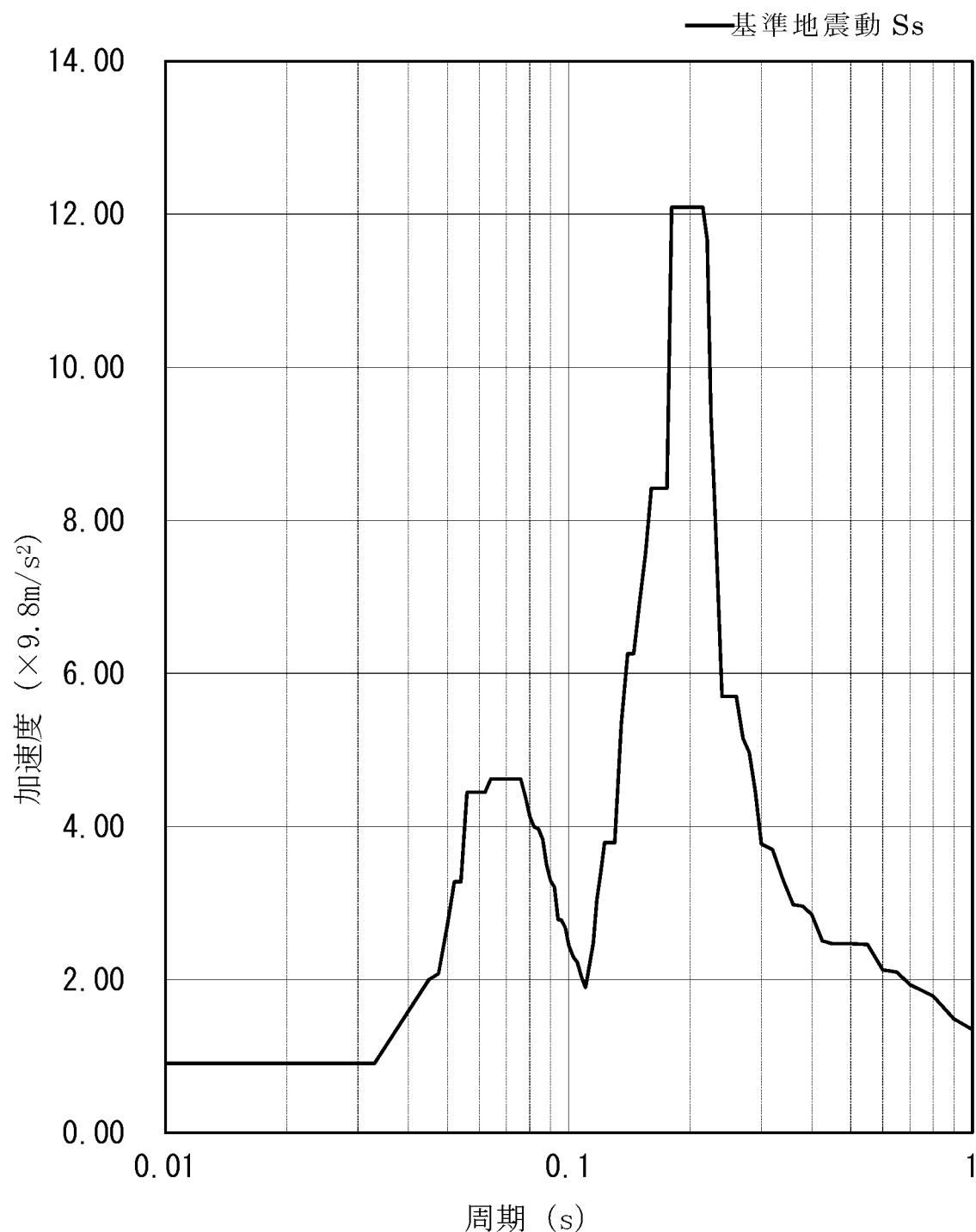
動的地震力は第4-1図に示す設計用床応答曲線を使用する。

第4-2表 設計用床応答曲線区分及び減衰定数

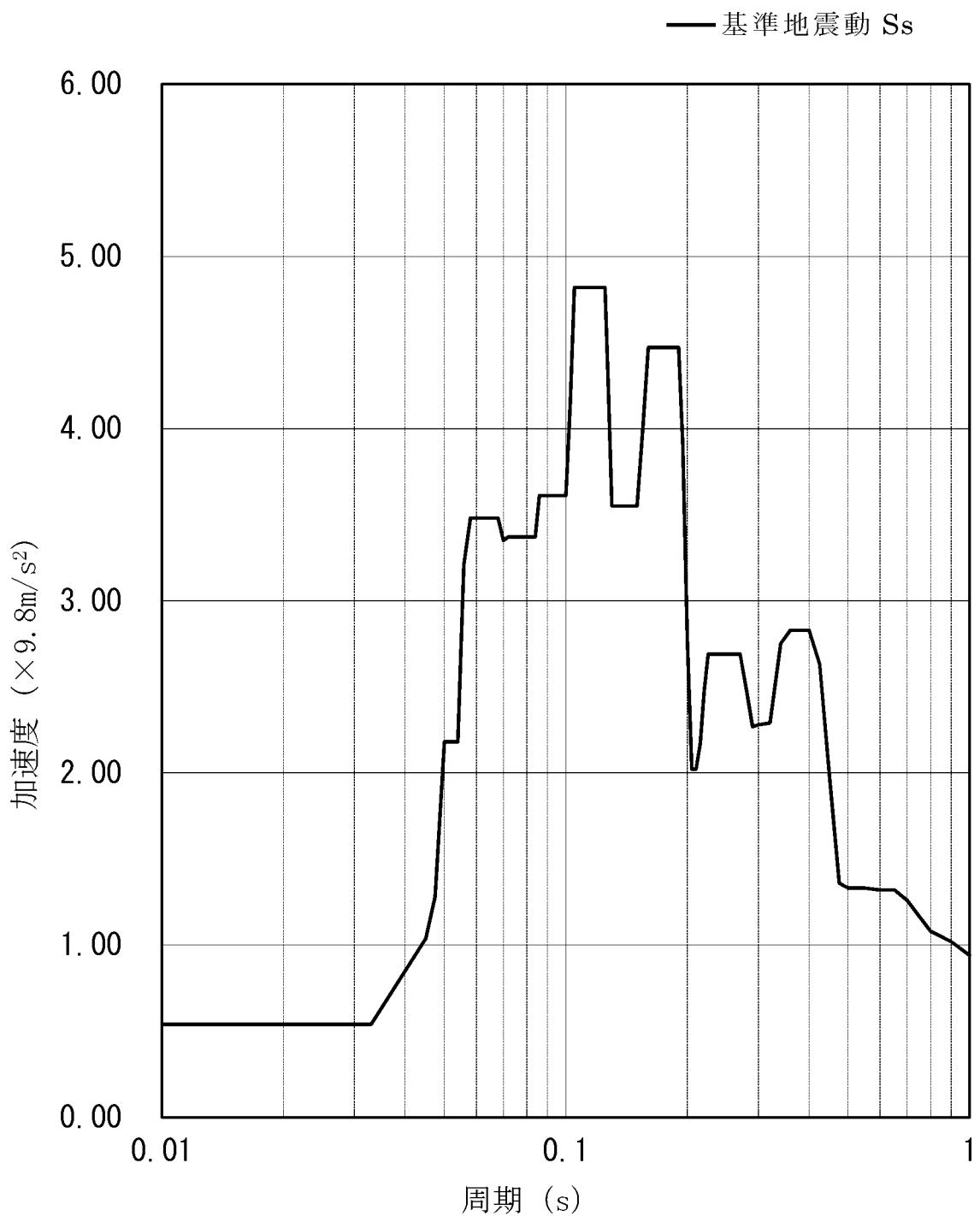
地震動	設置場所 及び 床面高さ (m)	設計用床応答曲線		
		建屋 及び高さ (m)	方 向	減衰定数 (%)
基準地震動 S_s	原子炉 補助建屋 EL.-3.50	原子炉 補助建屋 EL.-3.50	水平	1.0
			鉛直	1.0

(2) 設計用地震力

S_s 地震時の評価では、水平地震力と鉛直地震力は動的地震力とする。



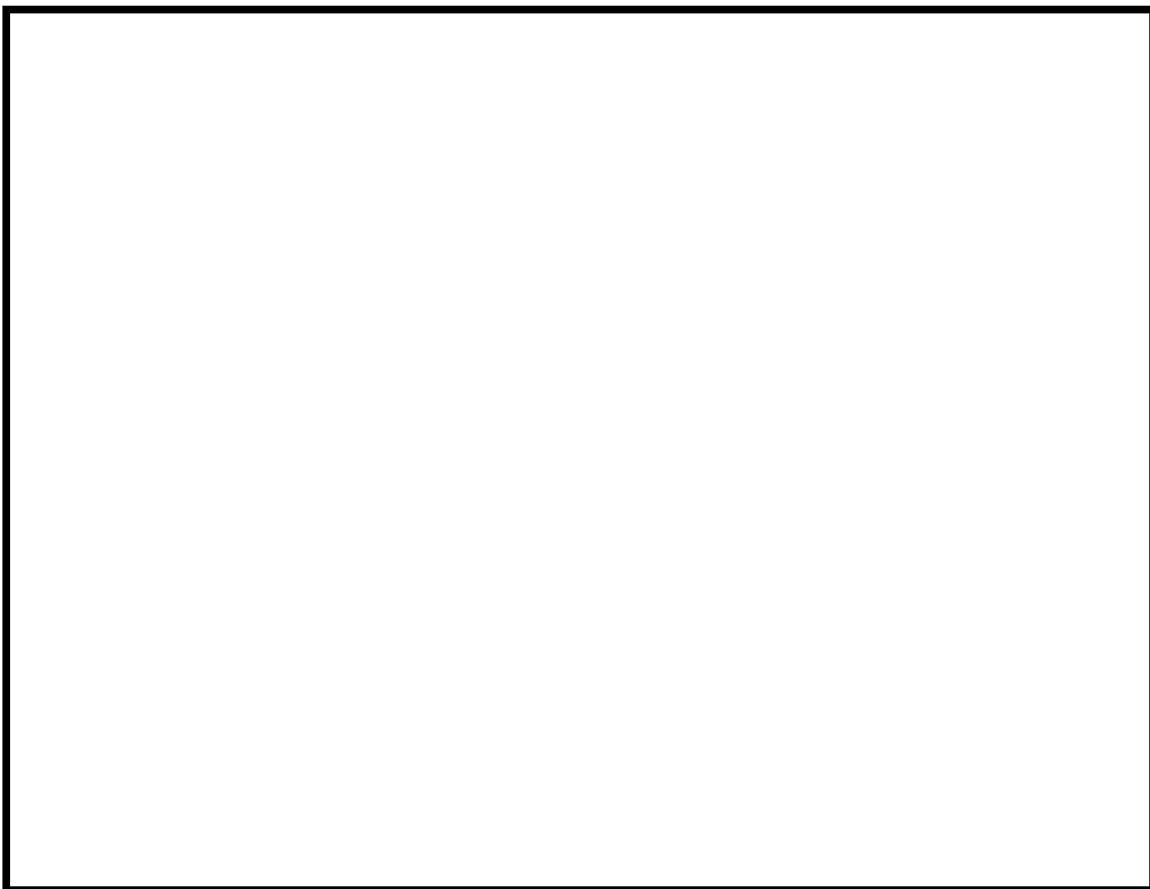
第 4-1 図(1/2) 基準地震動 Ss
(原子炉補助建屋 EL. -3.50m 減衰定数 1.0% 水平方向 包絡)



第 4-1 図(2/2) 基準地震動 Ss
(原子炉補助建屋 EL. -3.50m 減衰定数 1.0% 鉛直方向 包絡)

4.4 解析モデル及び諸元

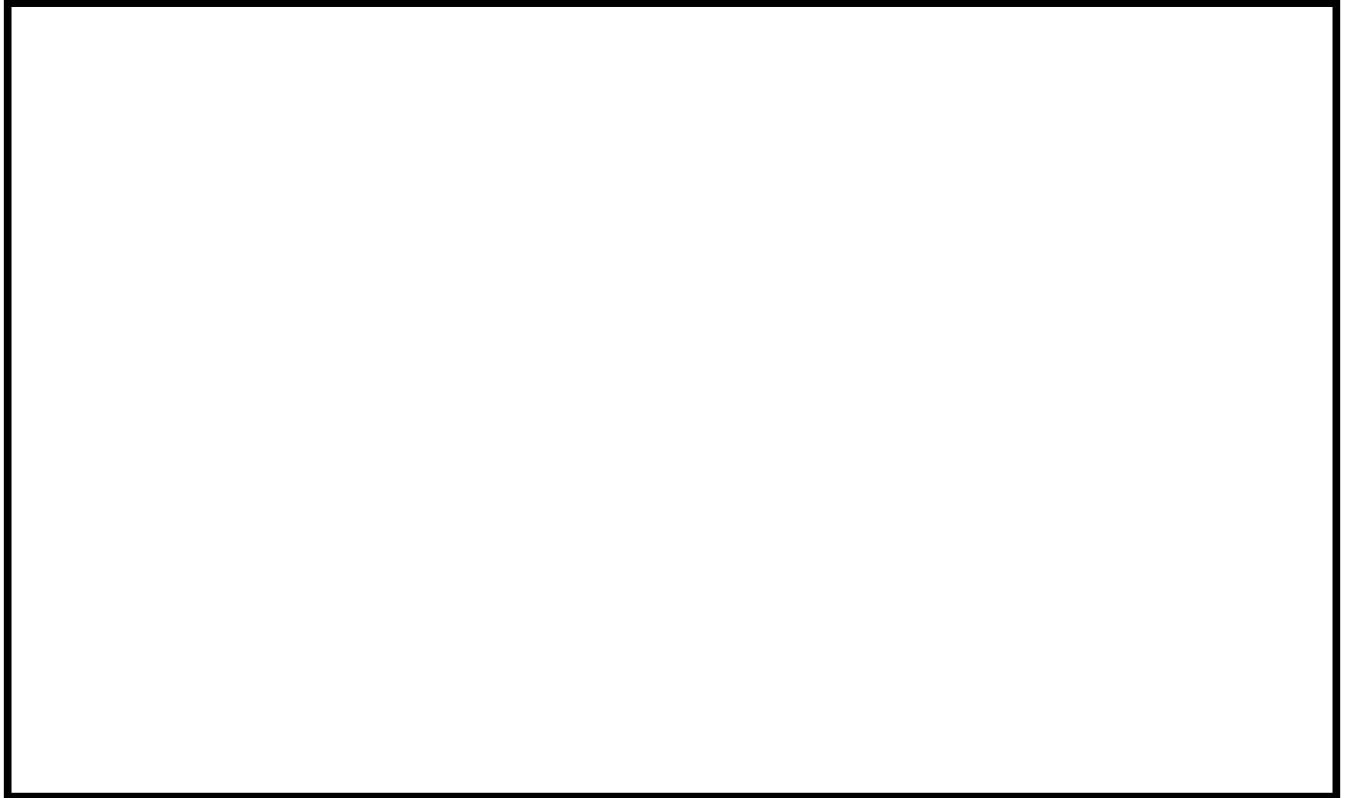
解析モデルは、蓄電池（3系統目）を構成する [] としてモデル化した3次元FEMモデルである。解析モデルを第4-2図に、解析モデルの諸元を第4-3表に示す。



第4-2図 解析モデル

第4-3表 解析モデルの諸元

項目	記号	単位	数値等
材質	—	—	SS400
温度条件(雰囲気温度)	T	°C	49
質量	—	kg	[]
縦弾性係数	E	MPa	2.01×10^5
ポアソン比	ν	—	0.3
寸法	—	—	第4-3図
要素数	—	個	[]
節点数	—	個	[]



(単位 : mm)

第 4-3 図 蓄電池（3 系統目）外形図

4.5 応力評価方法

4.5.1 [] の応力計算式

FEM 解析の結果から得られる [] の荷重、モーメントを用いて、以下の式により最大応力及び組合せ応力を計算する。

応力の種類	単位	応力計算式
引張応力 σ_t	MPa	$\frac{F_x}{A}$
圧縮応力 σ_c	MPa	$\frac{F_x}{A}$
曲げ応力 σ_b	MPa	$\frac{M_y}{Z_y} + \frac{M_z}{Z_z}$
せん断応力 τ	MPa	$\frac{F_y}{A_y} + \frac{F_z}{A_z} + \frac{M_x}{Z_p}$
組合せ	引張+曲げ	$\frac{\sigma_t + \sigma_b}{1.5 f_t^*}$
	圧縮+曲げ	$\frac{\sigma_c}{1.5 f_c^*} + \frac{\sigma_b}{1.5 f_b^*}$

ここで、

(左右+上下)

記号	記号の説明	単位	数値
F_x	はりに作用する引張力	N	2.43×10^3
	はりに作用する圧縮力	N	3.15×10^3
F_y	はりに作用する Y 軸方向のせん断力	N	3.34×10^3
F_z	はりに作用する Z 軸方向のせん断力	N	1.57×10^4
M_y	はりに作用する Y 軸周りの曲げモーメント	N·mm	5.07×10^4
M_z	はりに作用する Z 軸周りの曲げモーメント	N·mm	9.80×10^3
M_x	はりに作用するねじりモーメント	N·mm	1.70×10^5
A	引張力が作用するはりの断面積	mm ²	5.64×10^2
	圧縮力が作用するはりの断面積	mm ²	5.64×10^2
A_y	はりの有効せん断断面積 (Y 軸方向)	mm ²	1.04×10^3
A_z	はりの有効せん断断面積 (Z 軸方向)	mm ²	7.50×10^2
Z_y	はりの Y 軸まわりの断面係数	mm ³	3.55×10^3
Z_z	はりの Z 軸まわりの断面係数	mm ³	3.55×10^3
Z_p	はりのねじり断面係数	mm ³	3.68×10^3

(前後+上下)

記号	記号の説明	単位	数値
F_x	はりに作用する引張力	N	6.74×10^3
	はりに作用する圧縮力	N	6.93×10^3
F_y	はりに作用する Y 軸方向のせん断力	N	2.25×10^2
F_z	はりに作用する Z 軸方向のせん断力	N	1.21×10^3
M_y	はりに作用する Y 軸周りの曲げモーメント	N·mm	3.88×10^{-1}
M_z	はりに作用する Z 軸周りの曲げモーメント	N·mm	1.75×10^6
M_x	はりに作用するねじりモーメント	N·mm	8.54×10^4
A	引張力が作用するはりの断面積	mm ²	1.71×10^3
	圧縮力が作用するはりの断面積	mm ²	1.71×10^3
A_y	はりの有効せん断断面積 (Y 軸方向)	mm ²	9.00×10^2
A_z	はりの有効せん断断面積 (Z 軸方向)	mm ²	9.00×10^2
Z_y	はりの Y 軸まわりの断面係数	mm ³	2.16×10^5
Z_z	はりの Z 軸まわりの断面係数	mm ³	7.51×10^4
Z_p	はりのねじり断面係数	mm ³	6.61×10^3

4.5.2 基礎ボルト

FEM 解析の結果から得られる基礎ボルト部の最大荷重を用いて、以下の式により最大応力及び組合せ応力を計算する。

応力の種類	単位	応力計算式
引張応力 σ_b	MPa	$\frac{F_x}{A_b}$
せん断応力 τ_b	MPa	$\frac{\sqrt{F_y^2 + F_z^2}}{A_b}$
組合せ応力	MPa	$\frac{F_x}{A_b}$

ここで、

基礎ボルト（左右+上下）

記号	記号の説明	単位	数値
F_x	基礎ボルトに作用する引張力	N	1.12×10^4
F_y	基礎ボルトに作用する Y 軸方向のせん断力	N	3.35×10^3
F_z	基礎ボルトに作用する Z 軸方向のせん断力	N	3.24×10^2
A_b	基礎ボルトの断面積	mm ²	1.57×10^2

基礎ボルト（前後+上下）

記号	記号の説明	単位	数値
F_x	基礎ボルトに作用する引張力	N	2.24×10^3
F_y	基礎ボルトに作用する Y 軸方向のせん断力	N	7.10×10^1
F_z	基礎ボルトに作用する Z 軸方向のせん断力	N	7.03×10^3
A_b	基礎ボルトの断面積	mm ²	1.57×10^2

4.6 応力評価条件

(1) フレーム

項目	記号	単位	数値等
材質	—	—	SS400
寸法	—	—	第4-3図

(2) 基礎ボルト

項目	記号	単位	数値等
材質	—	—	SS400
基礎ボルト呼び径	d	mm	16

5. 機能維持評価

蓄電池(3系統目)の地震時及び地震後の電気的機能維持評価について、以下に示す。

5.1 機能維持評価方法

蓄電池は、JEAG4601-1987において「装置」に分類され、一般に剛構造であるため、機能維持評価は構造健全性を確認することとされている。したがって、蓄電池の機能維持評価は、支持構造物が健全であることの確認により行う。

計装電源盤（3系統目蓄電池用）の耐震計算方法

工事計画認可申請添付資料 6-3-2

玄海原子力発電所第4号機

目 次

	頁
1. 概 要	6 (4) - 3 - 2 - 1
2. 基本方針	6 (4) - 3 - 2 - 1
2.1 構造の説明	6 (4) - 3 - 2 - 1
2.2 評価方針	6 (4) - 3 - 2 - 2
3. 耐震評価箇所	6 (4) - 3 - 2 - 3
4. 固有値測定試験	6 (4) - 3 - 2 - 3
4.1 基本方針	6 (4) - 3 - 2 - 3
4.2 固有振動数の測定方法	6 (4) - 3 - 2 - 3
5. 応力評価	6 (4) - 3 - 2 - 4
5.1 基本方針	6 (4) - 3 - 2 - 4
5.2 使用材料の許容応力	6 (4) - 3 - 2 - 4
5.3 設計用地震力	6 (4) - 3 - 2 - 5
5.4 応力評価方法	6 (4) - 3 - 2 - 8
5.5 応力評価条件	6 (4) - 3 - 2 - 10
6. 機能維持評価	6 (4) - 3 - 2 - 12
6.1 機能維持評価方法	6 (4) - 3 - 2 - 12

1. 概要

本資料は、資料 6-1 「耐震設計の基本方針」に基づき、計装電源盤（3 系統目蓄電池用）が設計用地震力に対して十分な構造強度及び電気的機能を有していることを説明するための耐震計算方法について説明するものである。その耐震評価は、応力評価及び機能的維持評価により行う。

2. 基本方針

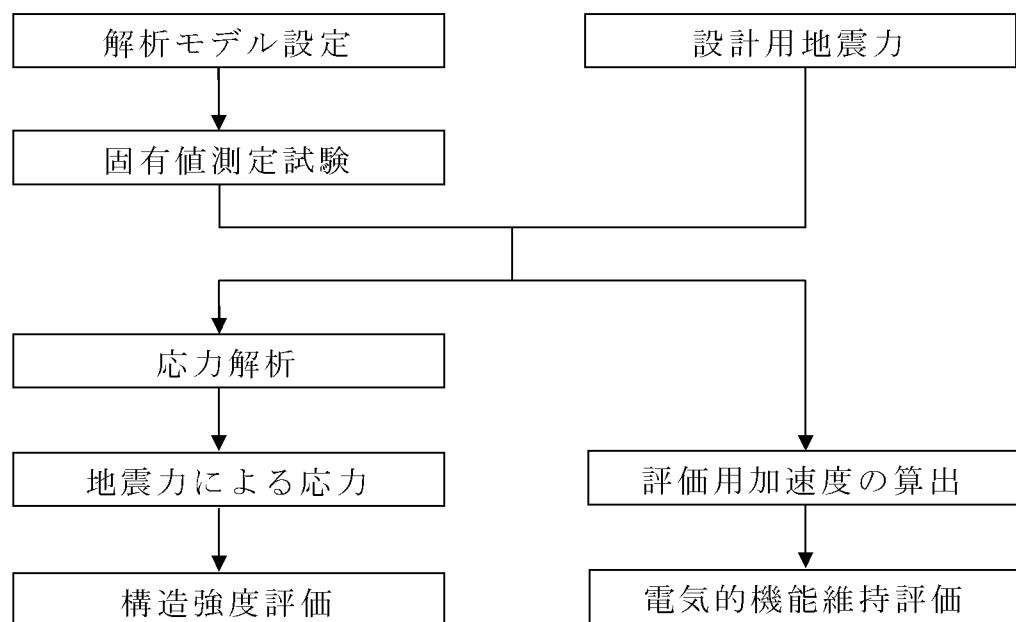
2.1 構造の説明

資料 6-1 「耐震設計の基本方針」に基づき、設計する。

2.2 評価方針

計装電源盤（3系統目蓄電池用）の構造強度評価は、資料6-1「耐震設計の基本方針」にて設定した荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界に基づき、「2.1 構造の説明」にて示す計装電源盤（3系統目蓄電池用）の部位を踏まえ「3. 耐震評価箇所」にて設定する箇所に作用する応力等が許容限界内に収まることを、「5. 応力評価」にて示す方法にて確認することで実施する。また、計装電源盤（3系統目蓄電池用）の機能維持評価は、資料6-1「耐震設計の基本方針」にて設定した電気的機能維持の方針に基づき、地震時の応答加速度が電気的機能確認済加速度以下であることを「6. 機能維持評価」にて示す方法にて確認することで実施する。

計装電源盤（3系統目蓄電池用）の耐震評価フローを第2-1図に示す。



第2-1図 計装電源盤（3系統目蓄電池用）の耐震評価フロー

3. 耐震評価箇所

計装電源盤（3系統目蓄電池用）の耐震評価は、耐震評価上厳しくなる基礎ボルトを選定して実施する。

4. 固有値測定試験

計装電源盤(3系統目蓄電池用)の固有振動数測定方法について以下に示す。

4.1 基本方針

正弦波掃引試験にて計装電源盤(3系統目蓄電池用)の固有振動数を求める。

4.2 固有振動数の測定方法

計装電源盤(3系統目蓄電池用)については、実機相当の模擬盤を用いて実機据付状態と同様な方法で加振台へ固定し、正弦波掃引試験により固有振動数を測定する。

5. 応力評価

計装電源盤（3系統目蓄電池用）の応力評価方法について以下に示す。

5.1 基本方針

- (1) 耐震計算モデルは 1 質点系モデルとし、盤の重心位置に地震荷重が作用するものとする。
- (2) 許容応力について、JSME S NJ1－2012 の Part3 を用いて計算する際に、温度が図表記載値の中間の値の場合は、比例法を用いて計算する。
但し、比例法を用いる場合の端数処理は、小数第 1 位以下を切り捨てた値を用いるものとする。
- (3) 耐震計算に用いる寸法は、公称値を使用する。

5.2 使用材料の許容応力

計装電源盤（3 系統目蓄電池用）の重大事故等対処施設の評価に用いる使用材料の許容応力を第 5－1 表に示す。

第5－1表 使用材料の許容応力（重大事故等対処施設）

評価部位	材質	温度条件 (°C)	S_y (MPa)	S_u (MPa)	F^* (MPa)
基礎ボルト	SS400	49 (雰囲気温度)	231	395	276

5.3 設計用地震力

(1) 動的地震力

設計用床応答曲線区分及び減衰定数を第 5-2 表に示す。

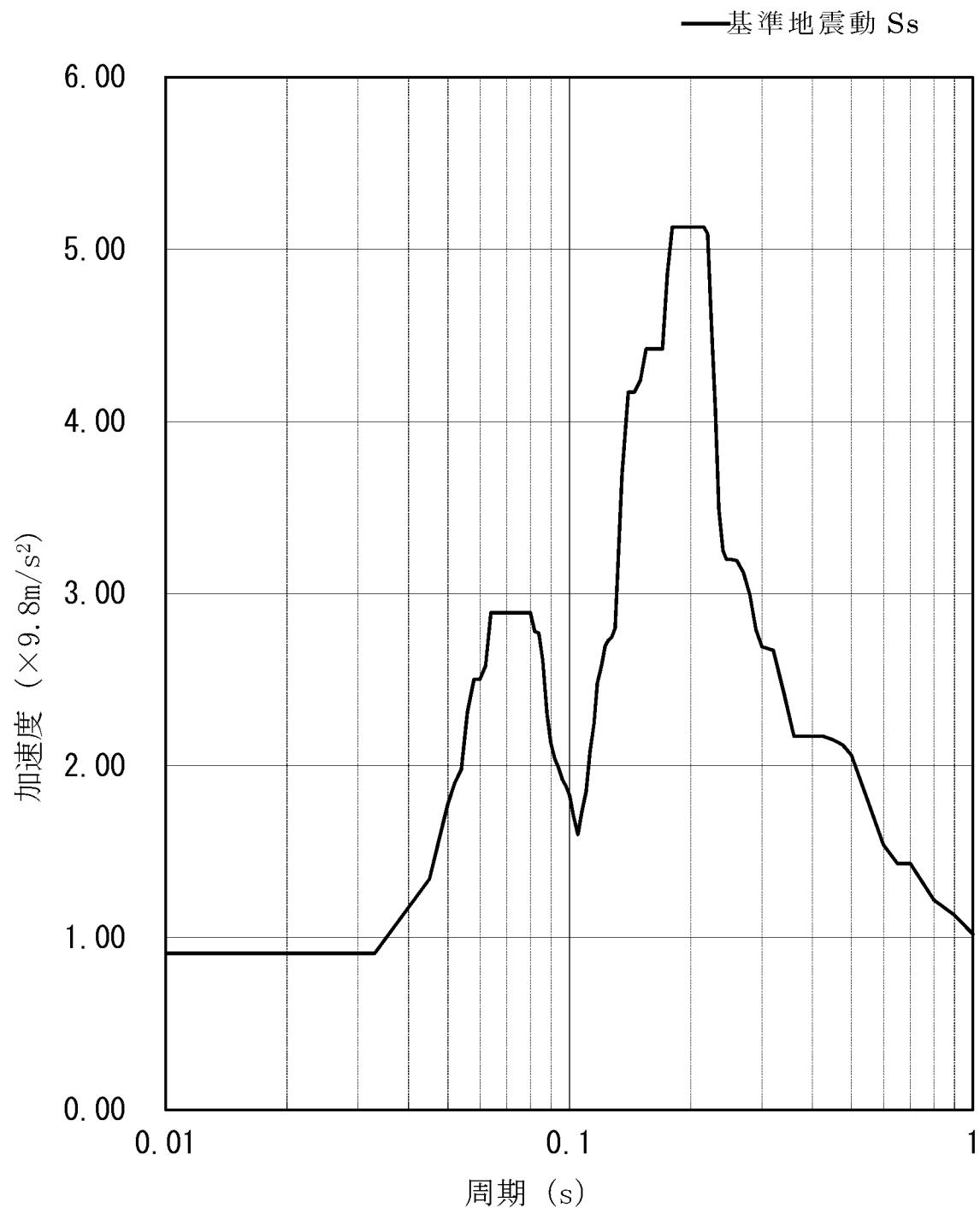
動的地震力は、第 5-1 図に示す設計用床応答曲線を使用する。

第 5-2 表 設計用地震力及び減衰定数

地震動	設置場所 及び 床面高さ (m)	設計用床応答曲線		
		建屋 及び高さ (m)	方 向	減衰定数 (%)
基準地震動 S_s	原子炉 補助建屋 EL.-3.50	原子炉 補助建屋 EL.-3.50	水平	4.0
			鉛直	1.0

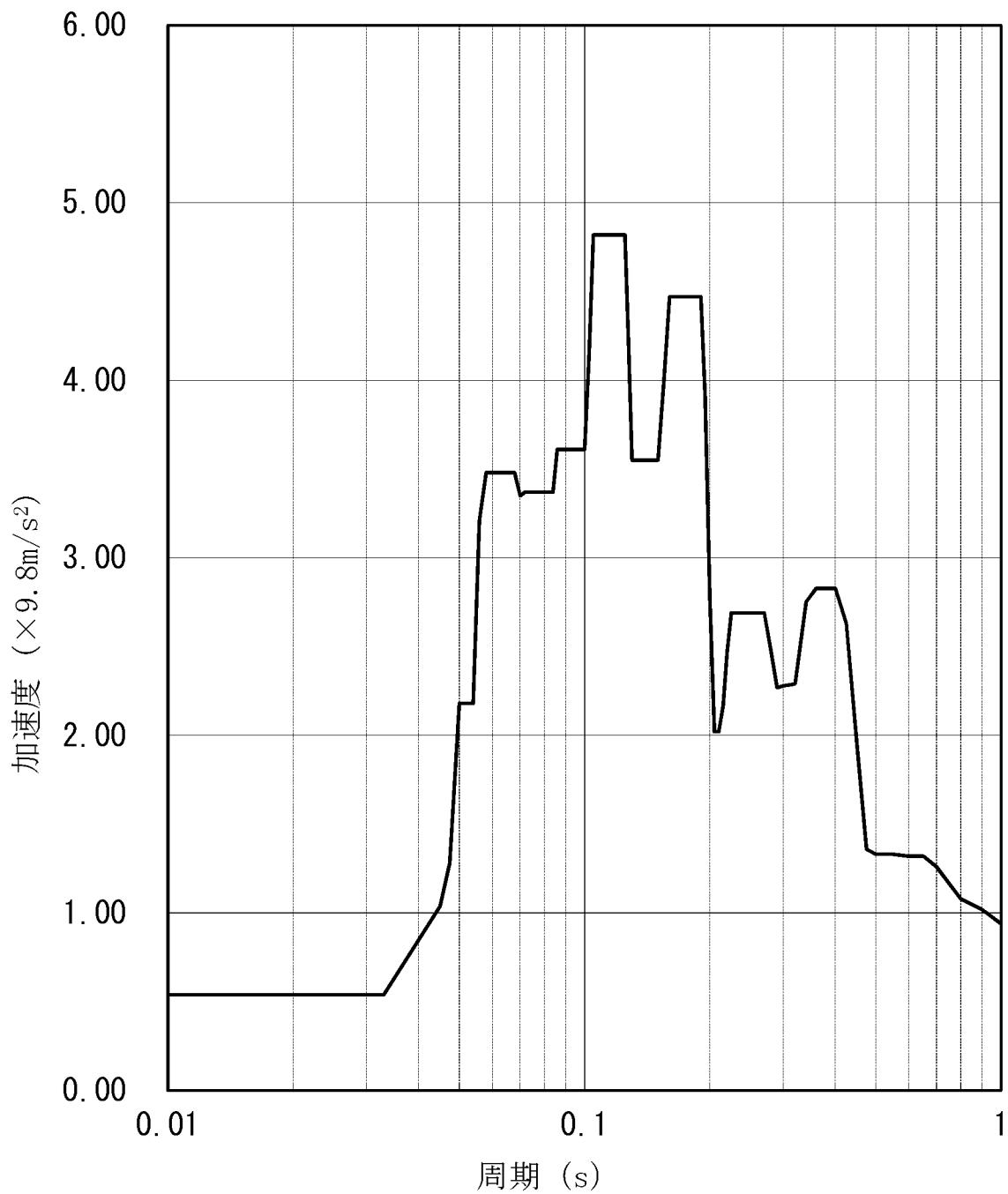
(2) 設計用地震力

S_s 地震時の評価では、水平地震力と鉛直地震力は動的地震力とする。



第 5-1 図(1/2) 基準地震動 S_s
(原子炉補助建屋 EL. - 3.50m 減衰定数 4.0% 水平方向 包絡)

— 基準地震動 Ss



第 5-1 図(2/2) 基準地震動 Ss

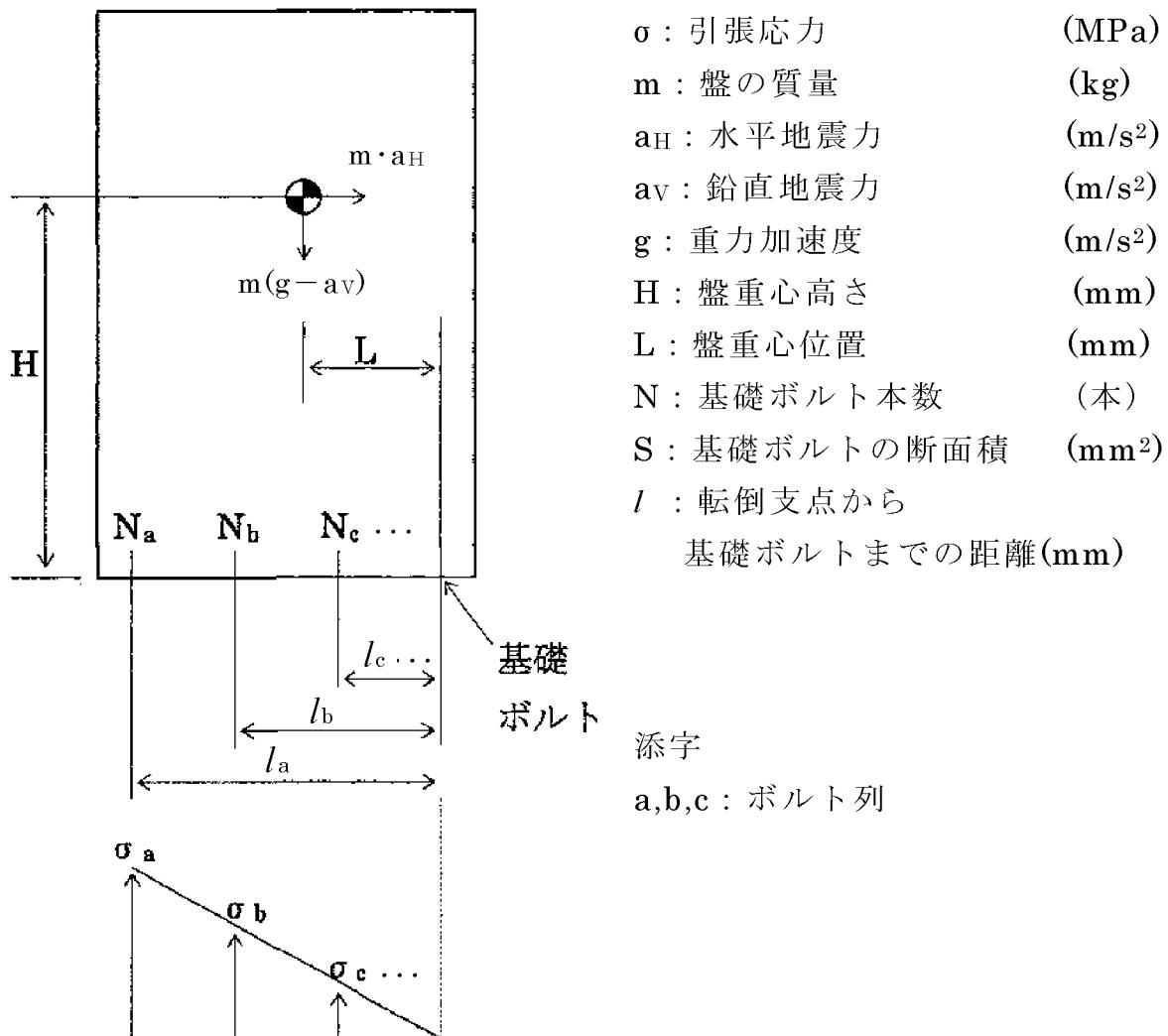
(原子炉補助建屋 EL. - 3.50m 減衰定数 1.0% 鉛直方向 包絡)

5.4 応力評価方法

応力算出の概念を示す図及び計算式を以下に示す。

基礎ボルトの配置概略図を第5-2図に示す。

なお、以降に示す計算方法は、左右・前後方向共通である。



第5-2図 基礎ボルト配置概略図

5.4.1 基礎ボルトの引張応力

地震時の引張応力は、ボルト端列を支点とし各ボルト列応力が支点からの距離に比例するとして、モーメントのつり合い式より計算する。

$$\frac{\sigma_a}{l_a} = \frac{\sigma_b}{l_b} = \frac{\sigma_c}{l_c} = \dots \quad (1)$$

$$(N_a \times S) \times \sigma_a \times l_a + (N_b \times S) \times \sigma_b \times l_b + (N_c \times S) \times \sigma_c \times l_c + \dots \\ = m \times a_H \times H - m \times (g - a_V) \times L \quad (2)$$

①、②式より

$$\sigma_{max} = \sigma_a = \frac{l_a \times m \times \{a_H \times H - (g - a_V) \times L\}}{(N_a \times l_a^2 + N_b \times l_b^2 + N_c \times l_c^2 + \dots) \times S} \quad (3)$$

5.4.2 基礎ボルトのせん断応力

せん断応力は以下の式より計算する。

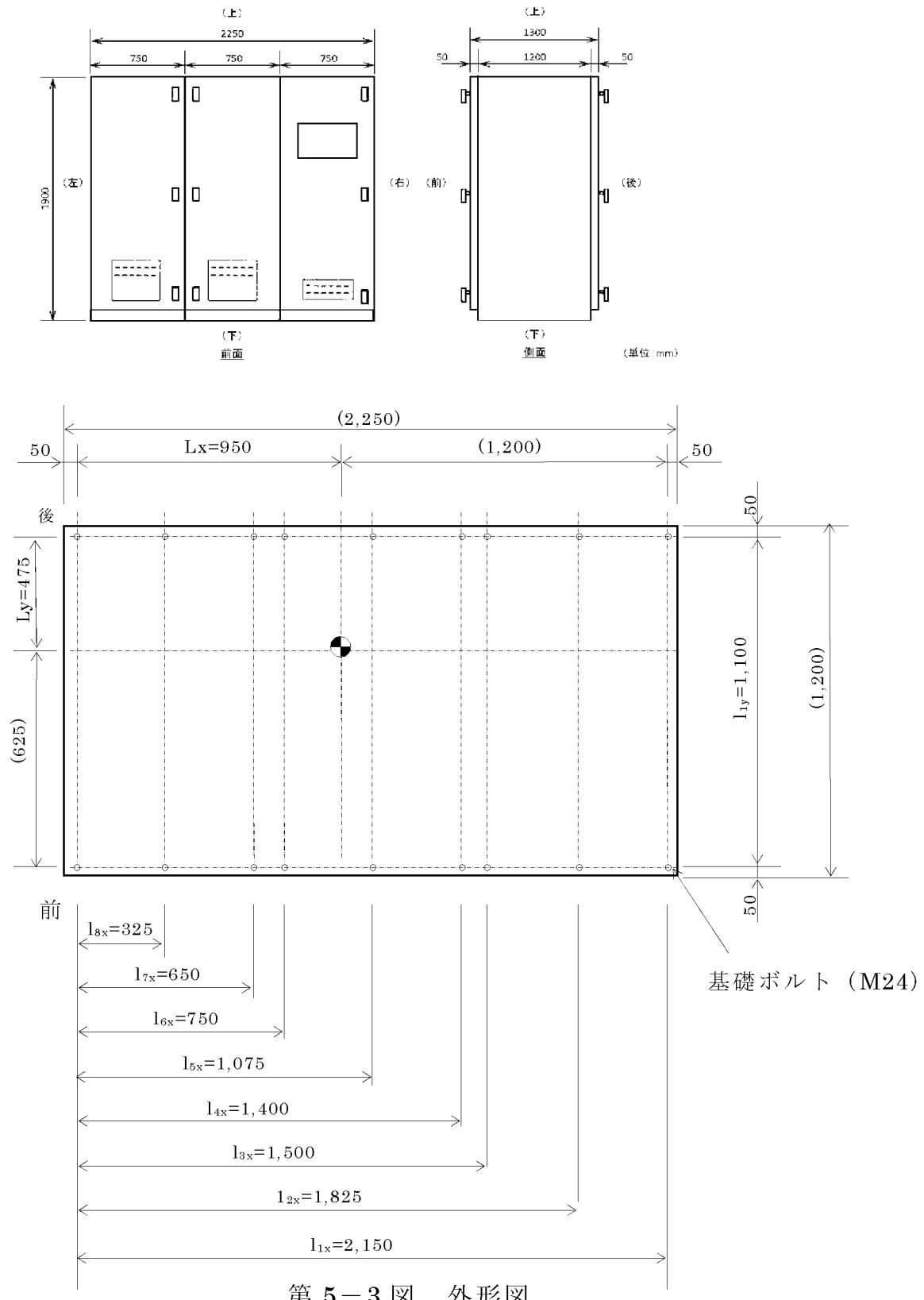
$$\tau = \frac{m \times a_H}{N \times S}$$

ここで、

τ	: せん断応力	(MPa)
m	: 盤の質量	(kg)
N	: ボルト本数	(本)
a_H	: 水平地震力	(m/s ²)
S	: 基礎ボルト有効断面積	(mm ²)

5.5 応力評価条件

外形図を第 5-3 図に、評価条件を第 5-3 表に示す。



第 5-3 表 応力評価条件

項目	記号	単位	数値等
盤の質量	m	kg	4,200
重力加速度	g	m/s ²	9.80665
盤重心位置	高さ	mm	775
	左右方向	mm	950 (注)
	前後方向	mm	475 (注)
基礎ボルト	l_{1x}	mm	2,150
	l_{2x}	mm	1,825
	l_{3x}	mm	1,500
	l_{4x}	mm	1,400
	l_{5x}	mm	1,075
	l_{6x}	mm	750
	l_{7x}	mm	650
	l_{8x}	mm	325
	支点からの基礎ボルト距離 (前後方向)	l_{1y}	mm
	材料	—	SS400
支点からの基礎ボルト距離 (前後方向)	呼び径	—	M24
	有効断面積	S	mm ²
	本数	N	本
	雰囲気温度条件	—	°C

(注) ボルト列からの距離

6. 機能維持評価

計装電源盤（3系統目蓄電池用）の地震時及び地震後の電気的機能維持評価について、以下に示す。

6.1 機能維持評価方法

計装電源盤（3系統目蓄電池用）の評価用加速度が機能確認済加速度以下であることを確認する。機能確認済加速度には、器具単体（主回路部品、制御回路部品並びに主回路部品および制御回路部品の機能保持に必要な補助部品）の加振試験において、電気的機能の健全性を確認した加振波の最大加速度を適用する。機能確認済加速度を第6-1表に示す。

第6-1表 機能確認済加速度

方向	機能確認済加速度 ($\times 9.8 \text{m/s}^2$)
水平	[Redacted]
鉛直	[Redacted]

充電器盤（3系統目蓄電池用）の耐震計算方法

工事計画認可申請添付資料 6-3-3

玄海原子力発電所第4号機

目 次

	頁
1. 概要	6 (4) - 3 - 3 - 1
2. 基本方針	6 (4) - 3 - 3 - 1
2.1 構造の説明	6 (4) - 3 - 3 - 1
2.2 評価方針	6 (4) - 3 - 3 - 2
3. 耐震評価箇所	6 (4) - 3 - 3 - 3
4. 地震応答解析及び応力評価	6 (4) - 3 - 3 - 4
4.1 基本方針	6 (4) - 3 - 3 - 4
4.2 使用材料の許容応力	6 (4) - 3 - 3 - 4
4.3 設計用地震力	6 (4) - 3 - 3 - 6
4.4 解析モデル及び諸元	6 (4) - 3 - 3 - 9
4.5 応力評価方法	6 (4) - 3 - 3 - 11
4.6 応力評価条件	6 (4) - 3 - 3 - 16
5. 機能維持評価	6 (4) - 3 - 3 - 17
5.1 機能維持評価方法	6 (4) - 3 - 3 - 17

1. 概要

本資料は、資料 6-1「耐震設計の基本方針」に基づき、充電器盤（3系統目蓄電池用）が設計用地震力に対して十分な構造強度及び電気的機能を有していることを説明するための耐震計算方法について説明するものである。その耐震評価は地震応答解析及び応力評価並びに機能維持評価により行う。

2. 基本方針

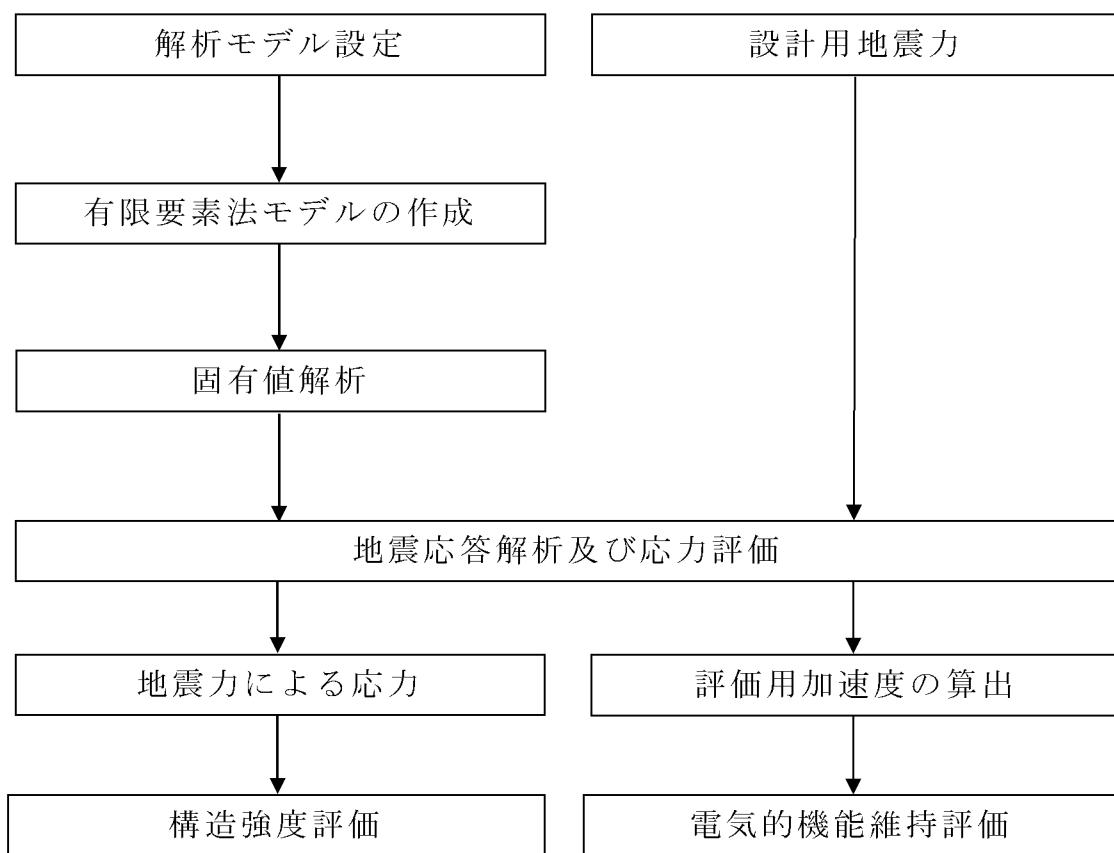
2.1 構造の説明

資料 6-1「耐震設計の基本方針」に基づき、設計する。

2.2 評価方針

充電器盤（3系統目蓄電池用）の構造強度評価は、資料6-1「耐震設計の基本方針」にて設定した荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界に基づき、「2.1 構造の説明」にて示す充電器盤（3系統目蓄電池用）の部位を踏まえ「3. 耐震評価箇所」にて設定する箇所に作用する応力等が許容限界内に収まるることを、「4. 地震応答解析及び応力評価」にて示す方法にて確認することで実施する。また、充電器盤（3系統目蓄電池用）の機能維持評価は、資料6-1「耐震設計の基本方針」にて設定した電気的機能維持の方針に基づき、地震時の応答加速度が電気的機能確認済加速度以下であることを、「5. 機能維持評価」にて示す方法にて確認することで実施する。

充電器盤（3系統目蓄電池用）の耐震評価フローを第2-1図に示す。



第2-1図 充電器盤（3系統目蓄電池用）の耐震評価フロー

3. 耐震評価箇所

充電器盤（3系統目蓄電池用）の耐震評価は、耐震評価上厳しくなるフレーム、器具取付板、据付架台、盤取付ボルト及び基礎ボルトを選定して実施する。

4. 地震応答解析及び応力評価

4.1 基本方針

- (1) 充電器盤（3系統目蓄電池用）を構成する [REDACTED]

[REDACTED] としてモデル化した3次元FEMモデルによる固有値解析を行い、固有振動数が 30Hz 以上である場合は最大床加速度の 1.2 倍を用いた静解析を、20Hz 以上 30Hz 未満である場合はスペクトルモーダル解析及び最大床加速度の 1.2 倍を用いた静解析を、20Hz 未満である場合はスペクトルモーダル解析を実施する。

- (2) 取付器具は、[REDACTED] として付加する。

- (3) 解析コードは MSC NASTRAN Ver.2008.0.4 を使用する。なお、評価に用いる解析コード MSC NASTRAN Ver.2008.0.4 の検証及び妥当性確認等の概要については、別紙「計算機プログラム（解析コード）の概要」に示す。

- (4) 拘束条件は基礎ボルトで [REDACTED] を固定とする。[REDACTED]

[REDACTED]

- (5) 許容応力について、JSME S NJ1-2012 の Part3 を用いて計算する際に、温度が図表記載値の中間の値の場合は、比例法を用いて計算する。

但し、比例法を用いる場合の端数処理は、小数第 1 位以下を切り捨てた値を用いるものとする。

- (6) 耐震計算に用いる寸法は、公称値を使用する。

4.2 使用材料の許容応力

充電器盤（3系統目蓄電池用）の重大事故等対処施設の評価に用いる使用材料の許容応力を第 4-1 表に示す。

第4-1表 使用材料の許容応力（重大事故等対処施設）

評価部位	材料	温度条件 (°C)	S_y (MPa)	S_u (MPa)	F^* (MPa)
フレーム	SS400	49 (雰囲気温度)	241	395	276
器具取付板			241	395	276
据付架台	SS400 ($t \leq 16\text{mm}$)	49 (雰囲気温度)	231	395	276
	SS400 ($16\text{mm} < t \leq 40\text{mm}$)		241	395	276
盤取付ボルト	SS400				
基礎ボルト					

4.3 設計用地震力

(1) 動的地震力

設計用床応答曲線区分及び減衰定数を第 4-2 表に示す。

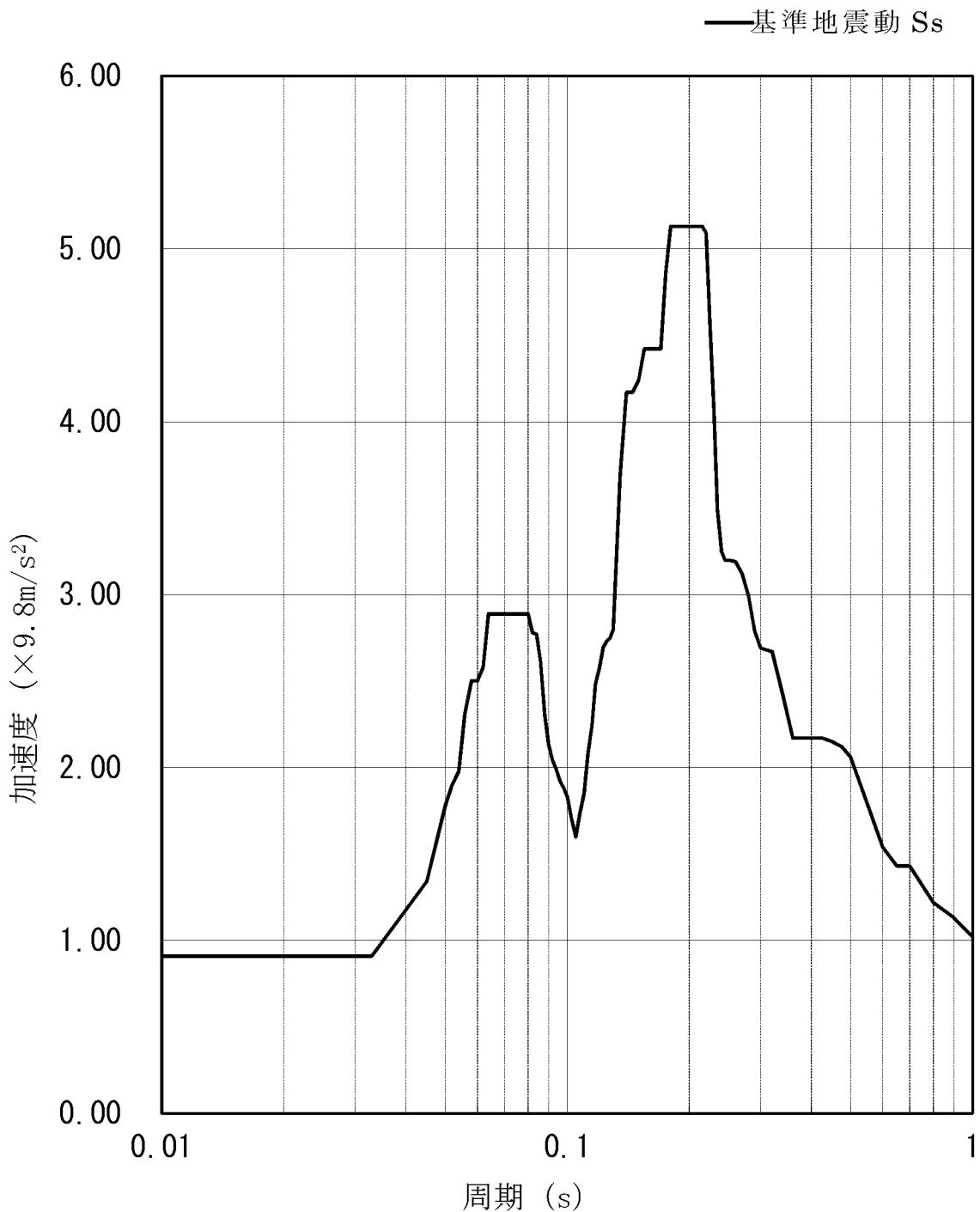
動的地震力は第 4-1 図に示す設計用床応答曲線を使用する。

第 4-2 表 設計用床応答曲線区分及び減衰定数

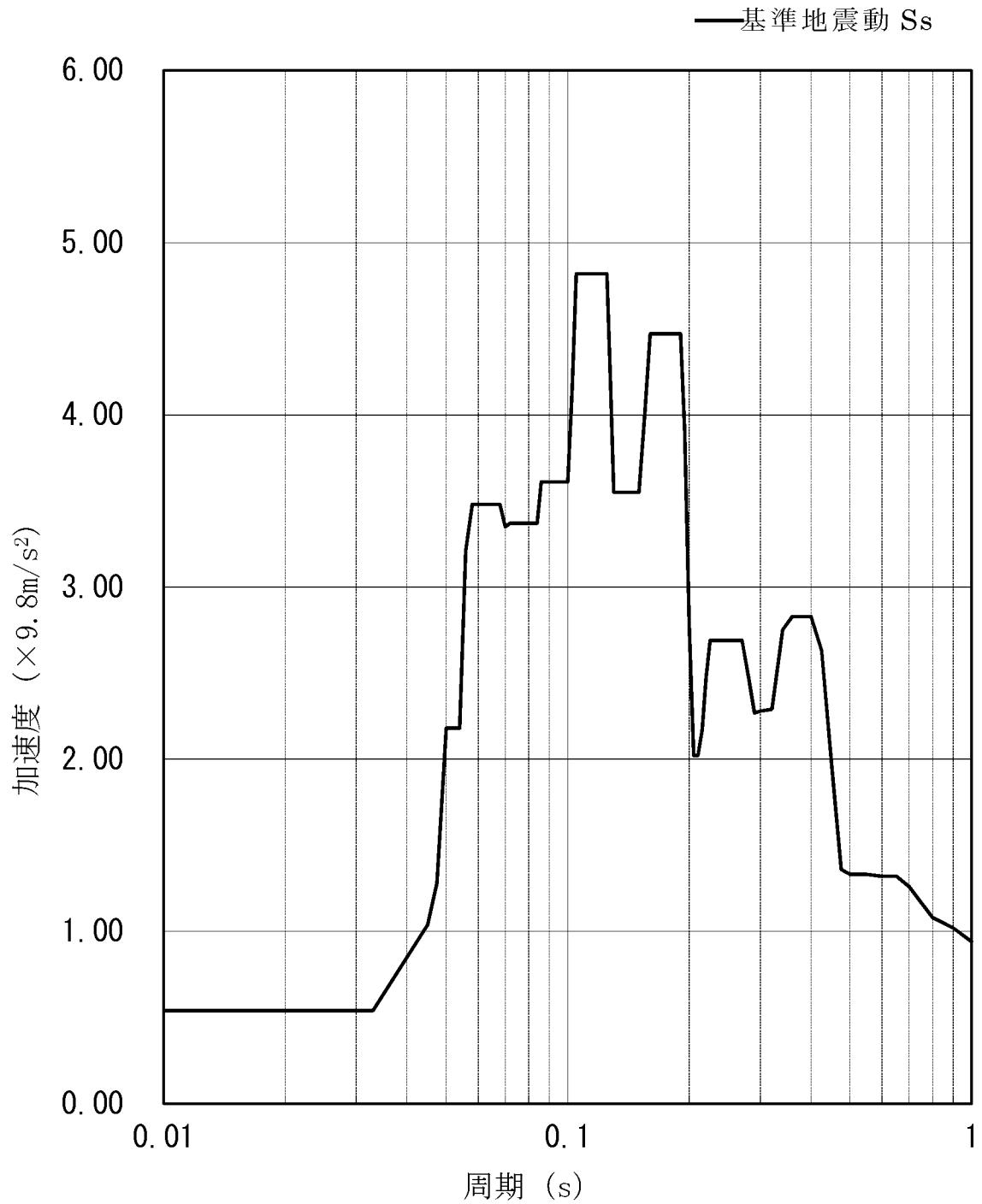
地震動	設置場所 及び 床面高さ (m)	設計用床応答曲線		
		建屋 及び高さ (m)	方 向	減衰定数 (%)
基準地震動 S_s	原子炉 補助建屋 EL. - 3.50	原子炉 補助建屋 EL. - 3.50	水平	4.0
			鉛直	1.0

(2) 設計用地震力

S_s 地震時の評価では、水平地震力と鉛直地震力は動的地震力とする。



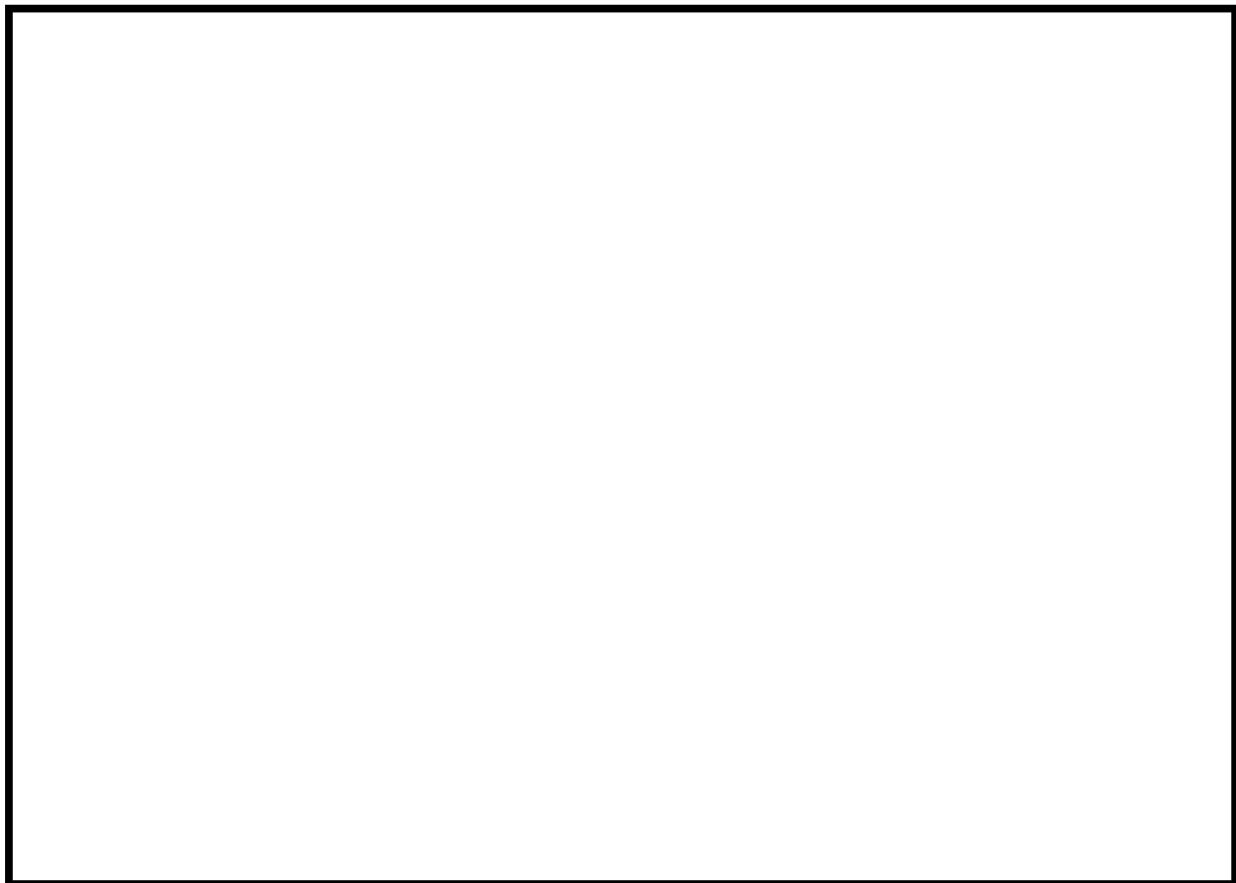
第 4-1 図(1/2) 基準地震動 Ss
(原子炉補助建屋 EL. -3.50m 減衰定数 4.0% 水平方向 包絡)



第 4-1 図(2/2) 基準地震動 S_s
(原子炉補助建屋 EL. -3.50m 減衰定数 1.0% 鉛直方向 包絡)

4.4 解析モデル及び諸元

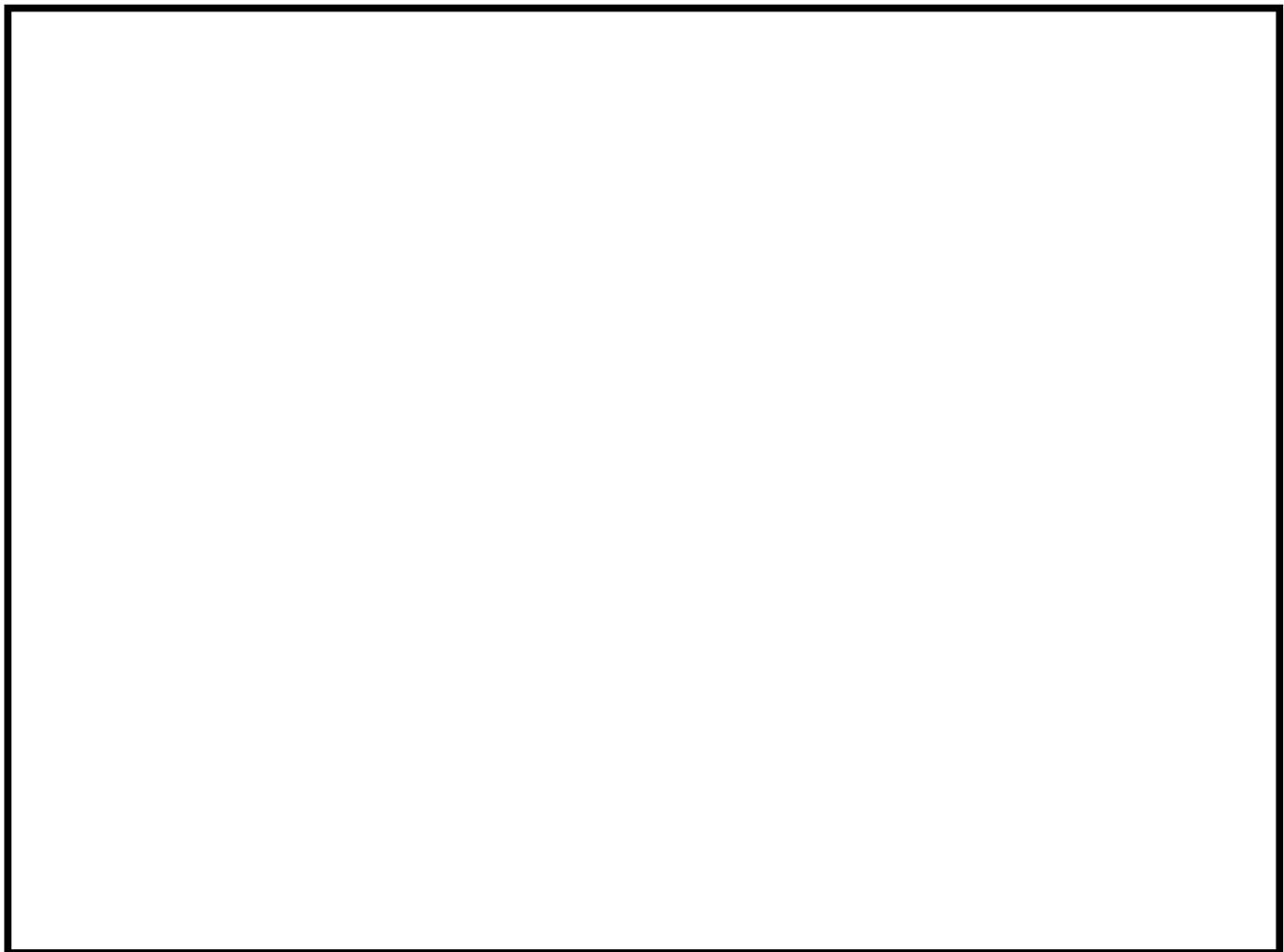
解析モデルは、充電器盤（3系統目蓄電池用）を構成する [] [] としてモデル化した3次元FEMモデルである。解析モデルを第4-2図に、解析モデルの諸元を第4-3表に示す。



第4-2図 解析モデル

第4-3表 解析モデルの諸元

項目	記号	単位	数値等
材質	—	—	SS400
温度条件(雰囲気温度)	T	°C	49
質量	—	kg	[]
縦弾性係数	E	MPa	2.01×10^5
ポアソン比	ν	—	0.3
寸法	—	—	第4-3図
要素数	—	個	[]
節点数	—	個	[]



(単位 : mm)

第 4-3 図 充電器盤（3 系統目蓄電池用）外形図

4.5 応力評価方法

4.5.1 [] の応力計算式

FEM 解析の結果から得られる []

[] の応力成分を用いて、以下の式により最大の組合せ応力を計算する。

応力の種類	単位	応力計算式
組合せ	MPa	$\sqrt{\sigma_x^2 + \sigma_y^2 - \sigma_x \sigma_y + 3\tau_{xy}^2}$

ここで、

σ_x 、 σ_y : 膜+曲げ応力(MPa)

τ_{xy} : せん断応力(MPa)

4.5.2 [] の応力計算式

FEM 解析の結果から得られる [] の荷重、モーメントを用いて、以下の式により最大応力及び組合せ応力を計算する。

応力の種類	単位	応力計算式
引張応力 σ_t	MPa	$\frac{F_x}{A}$
圧縮応力 σ_c	MPa	$\frac{F_x}{A}$
曲げ応力 σ_b	MPa	$\frac{M_y}{Z_y} + \frac{M_z}{Z_z}$
せん断応力 τ	MPa	$\frac{F_y}{A_y} + \frac{F_z}{A_z} + \frac{M_x}{Z_p}$
組合せ	引張+曲げ	$\frac{\sigma_t + \sigma_b}{1.5 f_t^*}$
	圧縮+曲げ	$\frac{\sigma_c}{1.5 f_c^*} + \frac{\sigma_b}{1.5 f_b^*}$

ここで、

(左右+上下)

記号	記号の説明	単位	数値
F_x	はりに作用する引張力	N	7.92×10^3
	はりに作用する圧縮力	N	8.44×10^3
F_y	はりに作用する Y 軸方向のせん断力	N	6.44×10^2
F_z	はりに作用する Z 軸方向のせん断力	N	2.59×10^1
M_y	はりに作用する Y 軸周りの曲げモーメント	N·mm	6.80×10^4
M_z	はりに作用する Z 軸周りの曲げモーメント	N·mm	1.05×10^4
M_x	はりに作用するねじりモーメント	N·mm	1.19×10^4
A	引張力が作用するはりの断面積	mm ²	8.82×10^2
	圧縮力が作用するはりの断面積	mm ²	8.82×10^2
A_y	はりの有効せん断断面積 (Y 軸方向)	mm ²	2.00×10^2
A_z	はりの有効せん断断面積 (Z 軸方向)	mm ²	2.00×10^2
Z_y	はりの Y 軸まわりの断面係数	mm ³	1.91×10^3
Z_z	はりの Z 軸まわりの断面係数	mm ³	1.91×10^3
Z_p	はりのねじり断面係数	mm ³	6.24×10^2

(前後+上下)

記号	記号の説明	単位	数値
F_x	はりに作用する引張力	N	5.80×10^3
	はりに作用する圧縮力	N	6.67×10^3
F_y	はりに作用する Y 軸方向のせん断力	N	1.93×10^3
F_z	はりに作用する Z 軸方向のせん断力	N	4.71×10^3
M_y	はりに作用する Y 軸周りの曲げモーメント	N·mm	5.26×10^4
M_z	はりに作用する Z 軸周りの曲げモーメント	N·mm	7.55×10^3
M_x	はりに作用するねじりモーメント	N·mm	8.58×10^3
A	引張力が作用するはりの断面積	mm ²	1.19×10^3
	圧縮力が作用するはりの断面積	mm ²	8.82×10^2
A_y	はりの有効せん断断面積 (Y 軸方向)	mm ²	7.50×10^2
A_z	はりの有効せん断断面積 (Z 軸方向)	mm ²	5.00×10^2
Z_y	はりの Y 軸まわりの断面係数	mm ³	1.91×10^3
Z_z	はりの Z 軸まわりの断面係数	mm ³	1.91×10^3
Z_p	はりのねじり断面係数	mm ³	2.29×10^3

4.5.3 盤取付ボルト及び基礎ボルト

FEM 解析の結果から得られる盤取付ボルト及び基礎ボルト部の最大荷重を用いて、以下の式により最大応力及び組合せ応力を計算する。

応力の種類	単位	応力計算式
引張応力 σ_b	MPa	$\frac{F_x}{A_b}$
せん断応力 τ_b	MPa	$\frac{\sqrt{F_y^2 + F_z^2}}{A_b}$
組合せ応力	MPa	$\frac{F_x}{A_b}$

ここで、

盤取付ボルト（左右+上下）

記号	記号の説明	単位	数値
F_x	盤取付ボルトに作用する引張力	N	2.09×10^3
F_y	盤取付ボルトに作用するY軸方向のせん断力	N	4.69×10^3
F_z	盤取付ボルトに作用するZ軸方向のせん断力	N	1.17×10^2
A_b	盤取付ボルトの断面積	mm ²	1.57×10^2

盤取付ボルト（前後+上下）

記号	記号の説明	単位	数値
F_x	盤取付ボルトに作用する引張力	N	1.83×10^3
F_y	盤取付ボルトに作用するY軸方向のせん断力	N	7.44×10^2
F_z	盤取付ボルトに作用するZ軸方向のせん断力	N	5.18×10^3
A_b	盤取付ボルトの断面積	mm ²	1.57×10^2

基礎ボルト（左右+上下）

記号	記号の説明	単位	数値
F_x	基礎ボルトに作用する引張力	N	3.03×10^3
F_y	基礎ボルトに作用する Y 軸方向のせん断力	N	3.86×10^3
F_z	基礎ボルトに作用する Z 軸方向のせん断力	N	1.24×10^3
A_b	基礎ボルトの断面積	mm ²	1.57×10^2

基礎ボルト（前後+上下）

記号	記号の説明	単位	数値
F_x	基礎ボルトに作用する引張力	N	2.31×10^3
F_y	基礎ボルトに作用する Y 軸方向のせん断力	N	1.43×10^2
F_z	基礎ボルトに作用する Z 軸方向のせん断力	N	5.00×10^3
A_b	基礎ボルトの断面積	mm ²	1.57×10^2

4.6 応力評価条件

(1) フレーム、器具取付板及び据付架台

項目	記号	単位	数値等
材質	—	—	SS400
寸法	—	—	第4-3図

(2) 盤取付ボルト

項目	記号	単位	数値等
材質	—	—	SS400
盤取付ボルト呼び径	d	mm	16

(3) 基礎ボルト

項目	記号	単位	数値等
材質	—	—	SS400
基礎ボルト呼び径	d	mm	16

5. 機能維持評価

充電器盤（3系統目蓄電池用）の地震時及び地震後の電気的機能維持評価について、以下に示す。

5.1 機能維持評価方法

充電器盤（3系統目蓄電池用）の評価用加速度が機能確認済加速度以下であることを確認する。機能確認済加速度には、器具単体（主回路部品及び制御回路部品）の加振試験において、電気的機能の健全性を確認した加振波の最大加速度を適用する。機能確認済加速度を第5-1表に示す。

第5-1表 機能確認済加速度

方向	機能確認済加速度 ($\times 9.8 \text{m/s}^2$)
水平	[Redacted]
鉛直	[Redacted]

蓄電池（3系統目）切替盤の耐震計算方法

工事計画認可申請添付資料 6-3-4

玄海原子力発電所第4号機

目 次

頁

1. 概 要	6 (4) - 3 - 4 - 1
2. 基本方針	6 (4) - 3 - 4 - 1
2.1 構造の説明	6 (4) - 3 - 4 - 1
2.2 評価方針	6 (4) - 3 - 4 - 2
3. 耐震評価箇所	6 (4) - 3 - 4 - 3
4. 固有値測定試験	6 (4) - 3 - 4 - 3
4.1 基本方針	6 (4) - 3 - 4 - 3
4.2 固有振動数の測定方法	6 (4) - 3 - 4 - 3
5. 応力評価	6 (4) - 3 - 4 - 4
5.1 基本方針	6 (4) - 3 - 4 - 4
5.2 使用材料の許容応力	6 (4) - 3 - 4 - 4
5.3 設計用地震力	6 (4) - 3 - 4 - 5
5.4 応力評価方法	6 (4) - 3 - 4 - 8
5.5 応力評価条件	6 (4) - 3 - 4 - 13
6. 機能維持評価	6 (4) - 3 - 4 - 14
6.1 機能維持評価方法	6 (4) - 3 - 4 - 14

1. 概要

本資料は、資料6-1「耐震設計の基本方針」に基づき、蓄電池（3系統目）切替盤が設計用地震力に対して十分な構造強度及び電気的機能を有していることを説明するための耐震計算方法について説明するものである。その耐震評価は、応力評価及び機能維持評価により行う。

2. 基本方針

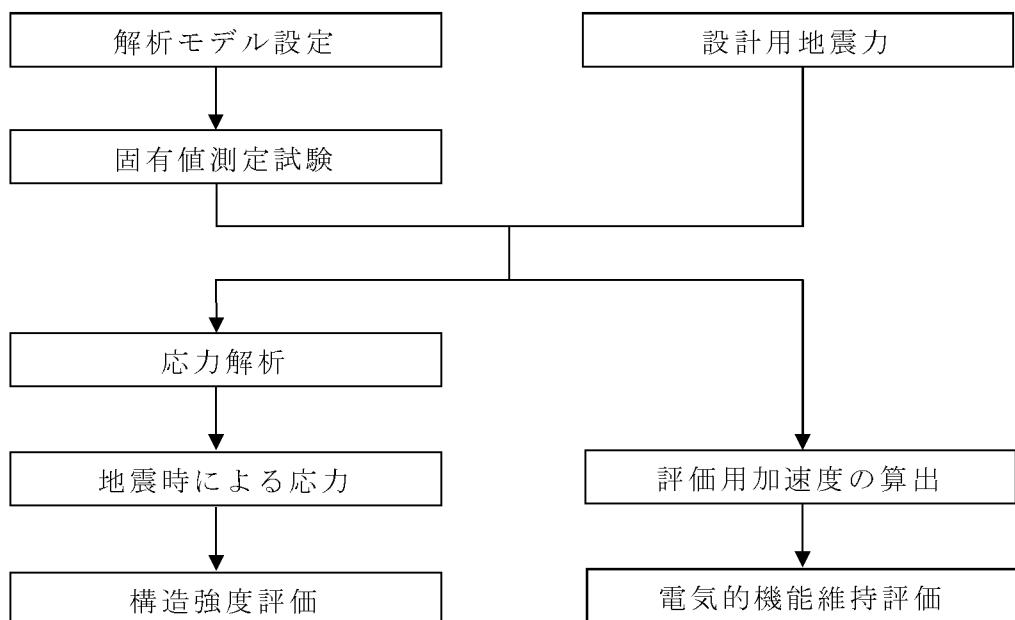
2.1 構造の説明

資料6-1「耐震設計の基本方針」に基づき、設計する。

2.2 評価方針

蓄電池（3系統目）切替盤の構造強度評価は、資料6-1「耐震設計の基本方針」にて設定した荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界に基づき、「2.1 構造の説明」にて示す蓄電池（3系統目）切替盤の部位を踏まえ「3. 耐震評価箇所」にて設定する箇所に作用する応力等が許容限界内に収まるることを、「5. 応力評価」にて示す方法にて確認することで実施する。また、蓄電池（3系統目）切替盤の機能維持評価は、資料6-1「耐震設計の基本方針」にて設定した電気的機能維持の方針に基づき、地震時の応答加速度が電気的機能確認済加速度以下であることを、「6. 機能維持評価」にて示す方法にて確認することで実施する。

蓄電池（3系統目）切替盤の耐震評価フローを第2-1図に示す。



第2-1図 蓄電池（3系統目）切替盤の耐震評価フロー

3. 耐震評価箇所

蓄電池（3系統目）切替盤の耐震評価は、耐震評価上厳しくなる据付部材の溶接部を選定して実施する。

4. 固有値測定試験

蓄電池（3系統目）切替盤の固有振動数測定方法について以下に示す。

4.1 基本方針

正弦波掃引試験にて蓄電池（3系統目）切替盤の固有振動数を求める。

4.2 固有振動数の測定方法

蓄電池（3系統目）切替盤については、実機相当の模擬盤を用いて実機据付状態と同様な方法で加振台へ固定し、正弦波掃引試験により固有振動数を確認する。

5. 応力評価

蓄電池（3系統目）切替盤の応力評価方法について以下に示す。

5.1 基本方針

- (1) 耐震計算モデルは1質点系モデルとし、盤の重心位置に地震荷重が作用するものとする。
- (2) 地震による転倒モーメントを溶接部のみで負担すると考え、基礎ボルトの負担は無視する。
- (3) 許容応力について、JSME S NJ1-2012のPart3を用いて計算する際に、温度が図表記載値の中間の値の場合は、比例法を用いて計算する。
但し、比例法を用いる場合の端数処理は、小数第1位以下を切り捨てた値を用いるものとする。
- (4) 耐震計算に用いる寸法は、公称値を使用する。

5.2 使用材料の許容応力

蓄電池（3系統目）切替盤の重大事故等対処施設の評価に用いる使用材料の許容応力を第5-1表に示す。

第5-1表 使用材料の許容応力

材質	評価温度 (°C)	S_y (MPa)	S_u (MPa)	F (MPa)	F^* (MPa)
SS400	60 (雰囲気温度)	237	389	237	272

5.3 設計用地震力

(1) 動的地震力

設計用床応答曲線区分及び減衰定数を第 5-2 表に示す。

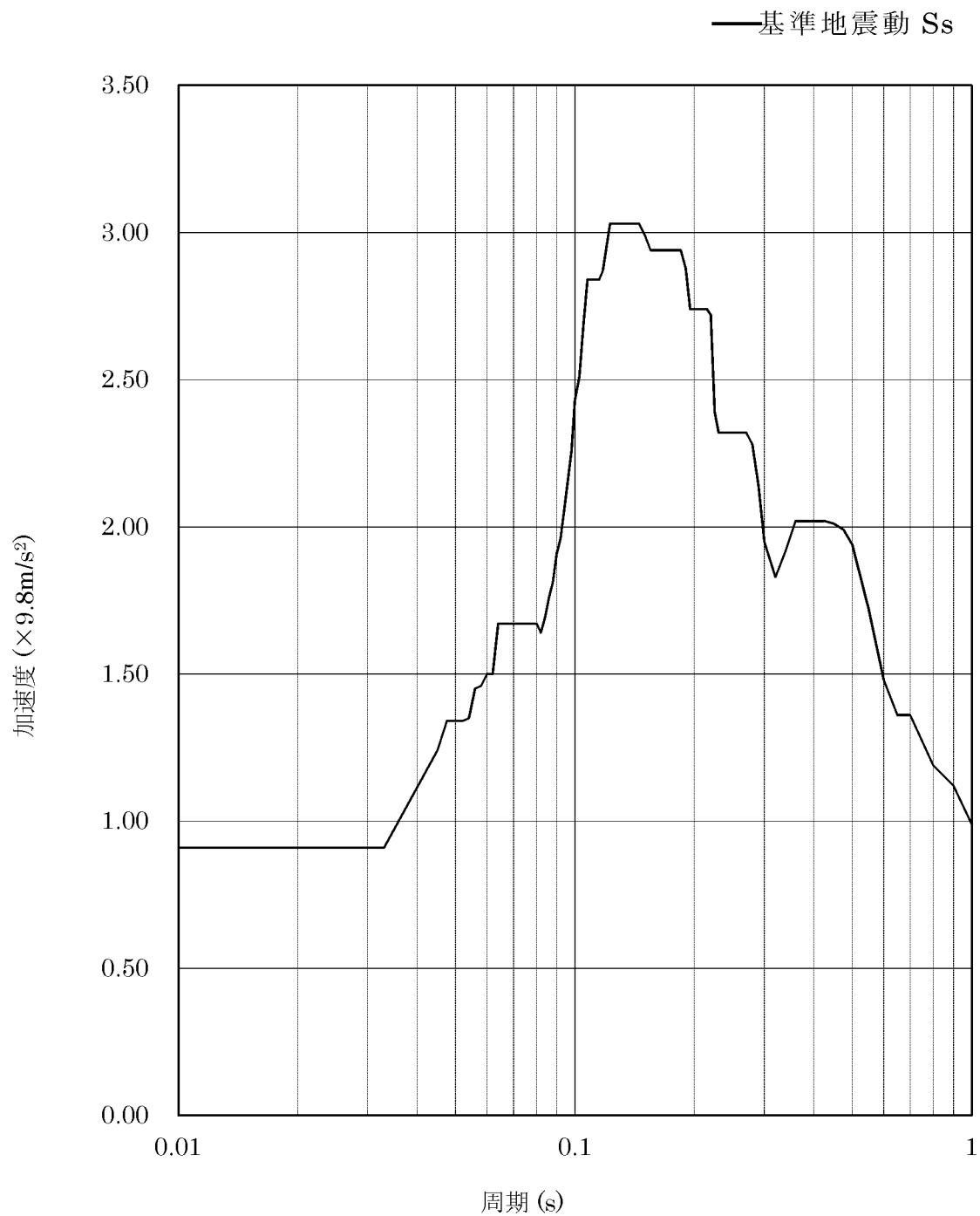
動的地震力は、第 5-1 図に示す設計用床応答曲線を使用する。

第5-2表 設計用地震力及び減衰定数

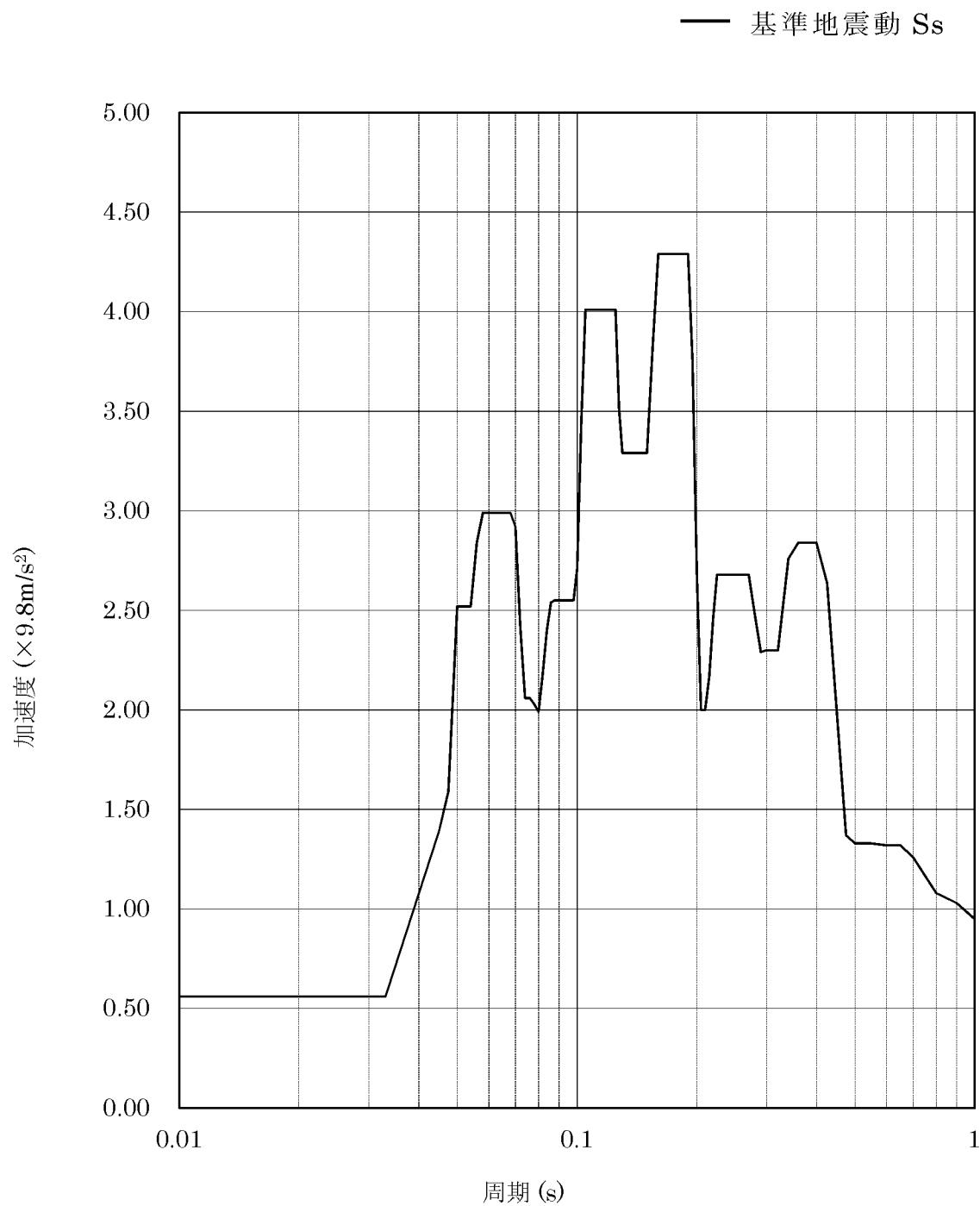
地震動	設置場所 及び 床面高さ (m)	設計用床応答曲線		
		建屋 及び高さ (m)	方向	減衰定数 (%)
基準 地震動 S_s	原子炉	原子炉	水平	4.0
	周辺建屋	周辺建屋	鉛直	1.0
E.L.3.7		E.L.3.7		

(2) 設計用地震力

S_s 地震時の評価では、水平地震力と鉛直地震力は動的地震力とする。



第 5-1 図 (1/2) 基準地震動 (Ss)
 (原子炉周辺建屋 EL.3.7m 減衰定数4.0% 水平方向 包絡)



第 5-1 図 (2/2) 基準地震動 (Ss)
 (原子炉周辺建屋EL. 3.7m 減衰定数1.0% 鉛直方向 包絡)

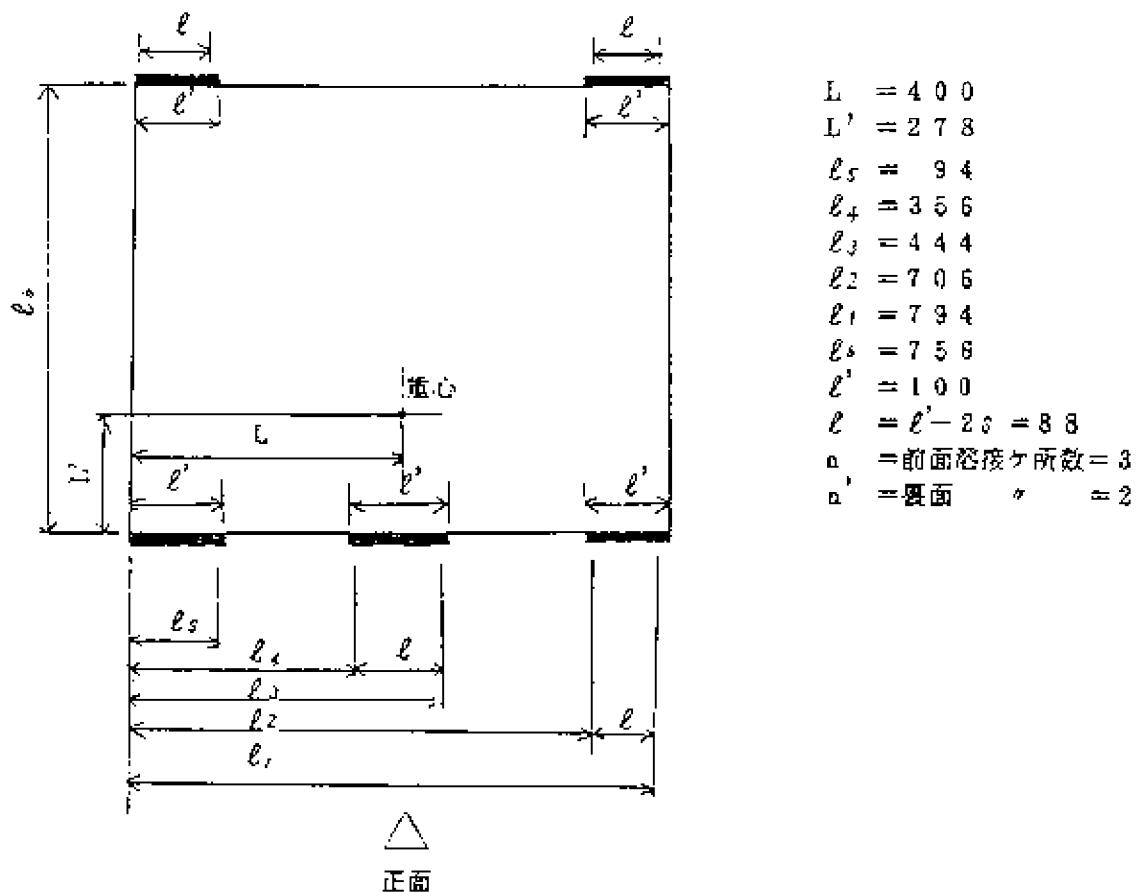
5.4 応力評価方法

5.4.1 記号の説明

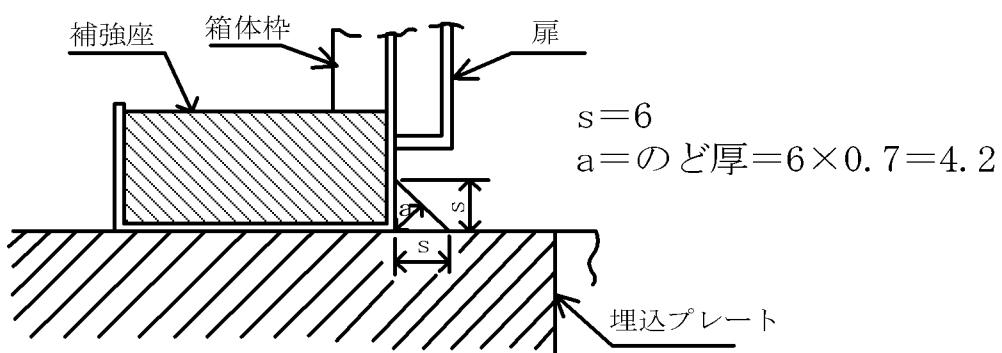
記号	記号の説明	単位
L	盤側面から機器重心までの距離	mm
L'	盤正面から機器重心までの距離	mm
h	重心の高さ	mm
C _H	設計用水平震度	—
C _V	設計用鉛直震度	—
W	機器質量	kg
g	重力加速度 (9.80665m/s ²)	m/s ²
S	溶接部有効断面積	mm ²
a	溶接部有効のど厚	mm
ℓ'	溶接の全長 (有効長さ)	mm
ℓ _n	溶接端部から各溶接部までの距離、ℓ ₁ ～ℓ ₆	mm
ℓ	溶接の有効長さ	mm
σ	引張力による引張応力	MPa
τ	せん断力によるせん断応力	MPa
f _{max}	最大の応力	MPa
n	前面溶接箇所数	—
n'	裏面溶接箇所数	—

5.4.2 計算モデル

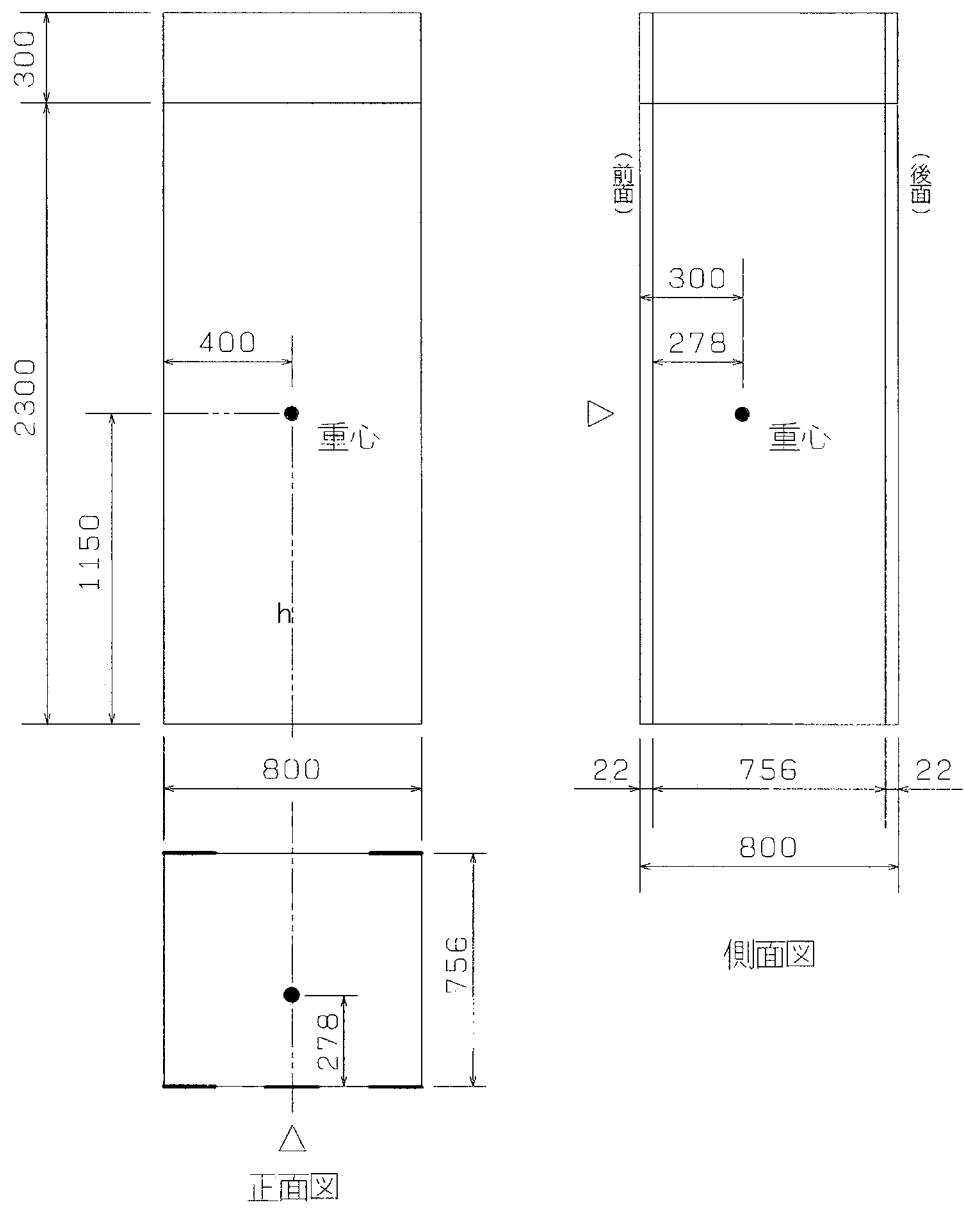
解析モデルを第 5-3 図～第 5-5 図に示す。



第 5-2 図 溶接長



第 5-3 図 溶接サイズ



第 5-4 図 重心位置

5.4.3 応力計算

(1) 前後方向

有効断面積（溶接箇所一箇所あたり） $S = a\ell$

盤の転倒による引張力により溶接部ののど面に加わる引張応力は、前面を支点として、モーメントの釣合により

$$W\{C_H h - (1 - C_V)L'\}g = \sigma n' S \ell_6$$

$$\therefore \sigma = \frac{Wg}{n' S \cdot \ell_6} \{C_H h - (1 - C_V)L'\}$$

盤へのせん断力により溶接部ののど面に加わるせん断応力は、力の釣合により

$$\tau(n + n')S = W \cdot C_H \cdot g$$

$$\therefore \tau = \frac{W \cdot C_H \cdot g}{(n + n')S}$$

前後方向の振動により、溶接部ののど面に加わる応力が最大となるのは、 σ と τ が同時に加わった場合であるため、前後方向に発生する最大の応力は

$$f_{max} = \sqrt{\sigma^2 + \tau^2} = \sqrt{\left[\frac{Wg}{n' S \ell_6} \{C_H h - (1 - C_V)L'\} \right]^2 + \left\{ \frac{WC_H g}{(n + n')S} \right\}^2}$$

(2) 左右方向

盤の転倒による引張力により溶接部ののど面に加わる引張応力は、左側面を支点として、モーメントの釣合より、

$$\begin{aligned}
 W\{C_H h - (1 - C_V)L\}g &= 2 \int_{\ell_2}^{\ell_1} \sigma(x) \cdot x \cdot a \, dx + \int_{\ell_4}^{\ell_3} \sigma(x) \cdot x \cdot a \, dx + 2 \int_0^{\ell_5} \sigma(x) \cdot x \cdot a \, dx \\
 &= \frac{\sigma \cdot a}{l_1} \left\{ 2 \int_{\ell_2}^{\ell_1} \sigma(x) \cdot x \cdot dx + \int_{\ell_4}^{\ell_3} \sigma(x) \cdot x \cdot dx + 2 \int_0^{\ell_5} \sigma(x) \cdot x \cdot dx \right\} \\
 &= \frac{\sigma \cdot a}{3\ell_1} \left\{ 2 \left(\ell_1^3 - \ell_2^3 \right) + \left(\ell_3^3 - \ell_4^3 \right) + 2\ell_5^3 \right\} \\
 \therefore \sigma &= \frac{3\ell_1 W\{C_H h - (1 - C_V)L\}g}{a \left\{ 2 \left(\ell_1^3 - \ell_2^3 \right) + \left(\ell_3^3 - \ell_4^3 \right) + 2\ell_5^3 \right\}}
 \end{aligned}$$

盤へのせん断力により溶接部ののど面に加わるせん断応力は、力の釣合により

$$\begin{aligned}
 \tau(n + n')S &= W \cdot C_H \cdot g \\
 \therefore \tau &= \frac{W \cdot C_H \cdot g}{(n + n')S}
 \end{aligned}$$

左右方向の振動により、溶接部ののど面に加わる応力が最大となるのは、 σ と τ が同時に加わった場合であるから、左右方向に発生する最大のせん断応力は

$$f_{max} = \sqrt{\sigma^2 + \tau^2} = \sqrt{\left[\frac{3\ell_1 W\{C_H h - (1 - C_V)L\}g}{a \left\{ 2 \left(\ell_1^3 - \ell_2^3 \right) + \left(\ell_3^3 - \ell_4^3 \right) + 2\ell_5^3 \right\}} \right]^2 + \left\{ \frac{W C_H g}{(n + n')S} \right\}^2}$$

5.5 応力評価条件

5.5.1 応力計算条件

(1) 盤関係

項目	記号	単位	数値	
盤質量(1面)	W	kg	700	
重力加速度	g	m/s ²	9.80665	
盤側面から機器重心までの距離	L	mm	400	
盤正面から機器重心までの距離	L'	mm	278	
重心の高さ	h	mm	1,150	
溶接部有効断面積(1ヶ所あたり)	S	mm ²	369.6	
溶接部有効のど厚	a	mm ²	4.2	
溶接全長	ℓ'	mm	100	
溶接の有効長さ	ℓ	mm	88	
前面溶接箇所数	n	—	3	
裏面溶接箇所数	n'	—	2	
左右方向	溶接端部から各溶接部間の距離	ℓ ₁	mm	794
		ℓ ₂	mm	706
		ℓ ₃	mm	444
		ℓ ₄	mm	356
		ℓ ₅	mm	94
		ℓ ₆	mm	756

6. 機能維持評価

蓄電池（3系統目）切替盤は、地震時及び地震後に電気的機能が要求されており、地震時及び地震後においても、その維持がされていることを示す。

6.1 機能維持評価方法

蓄電池（3系統目）切替盤の評価用加速度が機能確認済加速度以下であることを確認する。機能確認済加速度には、器具単体(MCCB)の加振試験において、電気的機能の健全性を確認した加振波の最大加速度を適用する。機能確認済加速度を第6-1表に示す。

第6-1表 機能確認済加速度

項目	機能確認済加速度 ($\times 9.8 \text{m/s}^2$)
水平	[REDACTED]
鉛直	[REDACTED]

耐震計算結果

工事計画認可申請添付資料 6-4

玄海原子力発電所第4号機

耐震計算結果は、以下の資料により構成されている。

資料6-4-1 蓄電池（3系統目）の耐震計算結果

資料6-4-2 計装電源盤（3系統目蓄電池用）の耐震計算結果

資料6-4-3 充電器盤（3系統目蓄電池用）の耐震計算結果

資料6-4-4 蓄電池（3系統目）切替盤の耐震計算結果

蓄電池（3系統目）の耐震計算結果

工事計画認可申請添付資料 6-4-1

玄海原子力発電所第4号機

目 次

頁

1. 概 要	6 (4) - 4 - 1 - 1
2. 固有値解析結果	6 (4) - 4 - 1 - 1
3. 設計用加速度	6 (4) - 4 - 1 - 2
4. 評価結果	6 (4) - 4 - 1 - 2
4.1 重大事故等対処施設としての評価結果	6 (4) - 4 - 1 - 2

1. 概要

本資料は、蓄電池（3系統目）が設計用地震力に対して十分な構造強度を有していることを確認するための耐震計算の結果について記載したものである。

2. 固有値解析結果

固有振動数の計算結果を第2-1表に、1次の振動モード図を第2-1図に示す。

第2-1表 固有振動数

次数	固有振動数 (Hz)	刺激係数			卓越相当 部材
		X方向	Y方向	Z方向	
1	[]	[]	[]	[]	架台全体



第2-1図 振動モード（1次）

3. 設計用加速度

設計用加速度を第 3-1 表に示す。

第 3-1 表 設計用加速度

方向	記号	設計用加速度 ^(注) ($\times 9.8 \text{m/s}^2$)
水平	α_H	1.092
鉛直	α_V	0.648

(注) 蓄電池（3 系統目）の固有振動数が 30Hz 以上であることを確認したため、設計用加速度には最大床加速度の 1.2 倍の値を使用する。

4. 評価結果

4.1 重大事故等対処施設としての評価結果

蓄電池（3 系統目）の耐震評価結果を以下に示す。発生値は評価基準値を満足しており、耐震性を有することを確認した。したがって、電気的機能が維持されることを確認した。

基準地震動 Ss による応力評価結果を第 4-1 表に、最大応力発生箇所を第 4-1 図に示す。

第 4-1 表 基準地震動 Ss による評価結果($D + P_{SAD} + M_{SAD} + Ss$) (1/2)

評価対象設備	評価部位	応力分類	加速度の方向	発生値	評価基準値
				MPa	MPa
非常用電源設備 その他の電源装置	蓄電池 (3 系統目) [Redacted]	引張応力 せん断応力 圧縮応力 曲げ応力 組合せ応力	左右+上下	5	276
			前後+上下	4	
			左右+上下	71	159
			前後+上下	15	
			左右+上下	6	199
			前後+上下	5	
			左右+上下	18	276
			前後+上下	24	
			(注 1)引張+曲げ	0.07 (注 3)	1 (注 3)
			(注 2)圧縮+曲げ	0.09 (注 3)	
			左右+上下	0.08 (注 3)	
			前後+上下	0.10 (注 3)	

第 4-1 表 基準地震動 Ss による評価結果(D+PsAD+MsAD+Ss) (2/2)

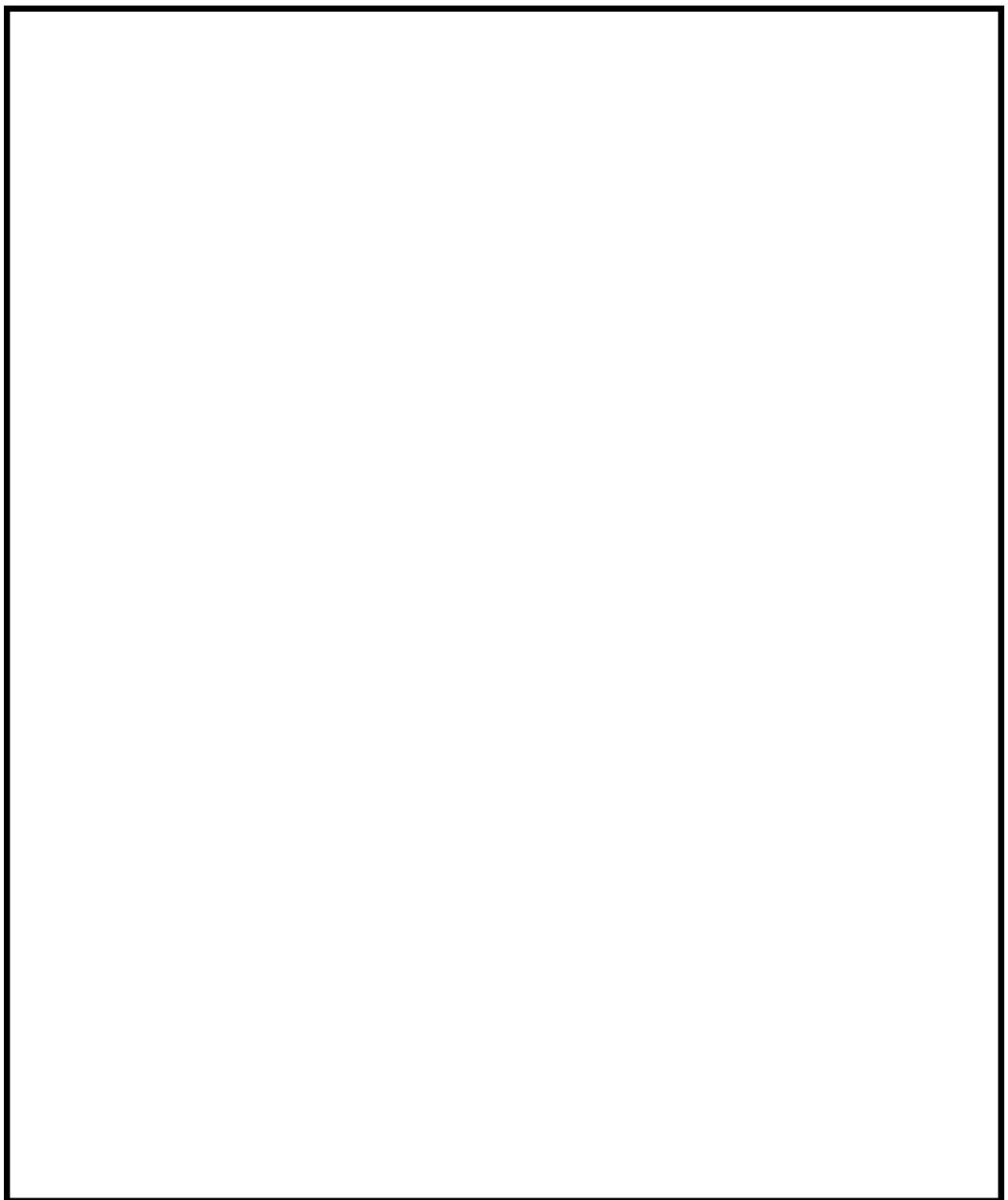
評価対象設備		評価部位	応力分類	加速度の方向	発生値	評価基準値
					MPa	MPa
非常用電源設備	その他の電源装置	蓄電池 (3 系統目)	[Redacted]	引張応力	左右+上下 72	276
					前後+上下 15	
				せん断応力	左右+上下 22	159
					前後+上下 45	
				組合せ応力	左右+上下 72	276 (注 4)
					前後+上下 15	

(注 1) $\frac{\sigma_t + \sigma_b}{1.5 f_t^*}$

(注 2) $\frac{\sigma_c}{1.5 f_c^*} + \frac{\sigma_b}{1.5 f_b^*}$

(注 3) 単位なし

(注 4) 引張応力(σ_b)とせん断応力(τ_b)との組合せ応力の評価基準値は、 $\text{Min}(1.4 \cdot 1.5 f_t^* - 1.6 \tau_b, 1.5 f_t^*)$ とする。



第 4-1 図 最大応力発生箇所

計装電源盤（3系統目蓄電池用）の耐震計算結果

工事計画認可申請添付資料 6-4-2

玄海原子力発電所第4号機

目 次

	頁
1. 概 要	6 (4) - 4 - 2 - 1
2. 固有値測定試験結果	6 (4) - 4 - 2 - 1
3. 設計用加速度	6 (4) - 4 - 2 - 1
4. 評価結果	6 (4) - 4 - 2 - 1
4.1 重大事故等対処施設としての評価結果	6 (4) - 4 - 2 - 1

1. 概要

本資料は、計装電源盤（3系統目蓄電池用）が設計用地震力に対して十分な構造強度及び電気的機能を有していることを確認するための耐震計算の結果について記載したものである。

2. 固有値測定試験結果

固有振動数の測定結果を第2-1表に示す。

第2-1表 固有振動数

加振方向		固有振動数 (Hz)
水平	前後	30以上
	左右	
鉛直		

3. 設計用加速度

設計用加速度を第3-1表に示す。

第3-1表 設計用加速度

地震動	方向	記号	設計用加速度 (×9.8m/s ²)
基準地震動Ss	水平	C _H	1.092
	鉛直	C _V	0.648

(注) 計装電源盤（3系統目蓄電池用）の固有振動数が30Hz以上であることを確認したため、設計用加速度は最大床加速度の1.2倍の値を使用する。

4. 評価結果

4.1 重大事故等対処施設としての評価結果

計装電源盤（3系統目蓄電池用）の耐震評価結果を以下に示す。発生値は評価基準値を満足しており、耐震性を有することを確認した。

(1) 基準地震動 Ss に対する評価

基準地震動 Ss による応力評価結果を第4-1表に示す。

(2) 機能維持に関する評価

電気的機能維持評価結果を第4-2表に示す。

第4-1表 基準地震動 Ssによる評価結果($D + P_{SAD} + M_{SAD} + S_s$)

評価対象設備			評価部位	応力分類	発生値	評価基準値
					MPa	MPa
非常用電源設備	その他の電源装置	計装電源盤 (3系統目蓄電池用)	基礎ボルト	引張応力	9	276
				せん断応力	8	159
				組合せ応力	9	276 (注1)

(注1)引張応力(σ_t)とせん断応力(τ)との組合せ応力の評価基準値は $\text{Min}(1.4 \cdot 1.5\text{ft}^* - 1.6\tau, 1.5\text{ft}^*)$ とする。

第4-2表 電気的機能維持評価結果(重大事故等対処施設)

評価対象設備			機能維持確認済加速度との比較				詳細評価	
			加速度確認部位	水平加速度 ($\times 9.8\text{m/s}^2$)		鉛直加速度 ($\times 9.8\text{m/s}^2$)		
				評価用加速度	機能確認済加速度	評価用加速度		
非常用電源設備	その他の電源装置	計装電源盤 (3系統目蓄電池用)	機器取付位置	0.91	[]	0.54	[]	

(注) 計装電源盤(3系統目蓄電池用)の固有振動数が 30Hz 以上であることを確認したため、評価用加速度には最大床加速度を使用する。

充電器盤（3系統目蓄電池用）の耐震計算結果

工事計画認可申請添付資料 6-4-3

玄海原子力発電所第4号機

目 次

頁

1. 概 要	6 (4) - 4 - 3 - 1
2. 固有値解析結果	6 (4) - 4 - 3 - 1
3. 設計用加速度	6 (4) - 4 - 3 - 2
4. 評価結果	6 (4) - 4 - 3 - 2
4.1 重大事故等対処施設としての評価結果	6 (4) - 4 - 3 - 2

1. 概要

本資料は、充電器盤（3系統目蓄電池用）が設計用地震力に対して十分な構造強度及び電気的機能を有していることを確認するための耐震計算の結果について記載したものである。

2. 固有値解析結果

固有振動数の計算結果を第2-1表に、1次の振動モード図を第2-1図に示す。

第2-1表 固有振動数

次数	固有振動数 (Hz)	刺激係数			卓越相当 部材
		X方向	Y方向	Z方向	
1	[]	[]	[]	[]	盤全体



第2-1図 振動モード（1次）

3. 設計用加速度

設計用加速度を第 3-1 表に示す。

第 3-1 表 設計用加速度

方向	記号	設計用加速度 ^(注) ($\times 9.8 \text{m/s}^2$)
水平	α_H	1.092
鉛直	α_V	0.648

(注) 充電器盤（3 系統目蓄電池用）の固有振動数が 30Hz 以上であることを確認したため、設計用加速度には最大床加速度の 1.2 倍の値を使用する。

4. 評価結果

4.1 重大事故等対処施設としての評価結果

充電器盤（3 系統目蓄電池用）の耐震評価結果を以下に示す。発生値は評価基準値を満足しており、耐震性を有することを確認した。

(1) 基準地震動 Ss に対する評価

基準地震動 Ss による応力評価結果を第 4-1 表に、最大応力発生箇所を第 4-1 図に示す。

(2) 機能維持に関する評価

電気的機能維持評価結果を第 4-2 表に示す。

第 4-1 表 基準地震動 Ss による評価結果($D + P_{SAD} + M_{SAD} + Ss$) (1/2)

評価対象設備	評価部位	応力分類	加速度の方向	発生値	評価基準値	
				MPa	MPa	
非常用電源設備	その他 充電器盤 (3 系統目蓄電池用)	<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">  </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">  </div>	引張応力	左右+上下	9	276
				前後+上下	5	
			せん断応力	左右+上下	23	159
				前後+上下	16	
			圧縮応力	左右+上下	10	75
				前後+上下	8	
			曲げ応力	左右+上下	42	276
				前後+上下	32	
			<small>(注 1)</small> 組合せ 応力	左右+上下	0.16 <small>(注 3)</small>	1 <small>(注 3)</small>
				前後+上下	0.12 <small>(注 3)</small>	
			<small>(注 2)</small> 圧縮+ 曲げ	左右+上下	0.25 <small>(注 3)</small>	
				前後+上下	0.13 <small>(注 3)</small>	
			組合せ	左右+上下	65	276
				前後+上下	60	

第 4-1 表 基準地震動 Ss による評価結果(D+P_{SAD}+M_{SAD}+Ss) (2/2)

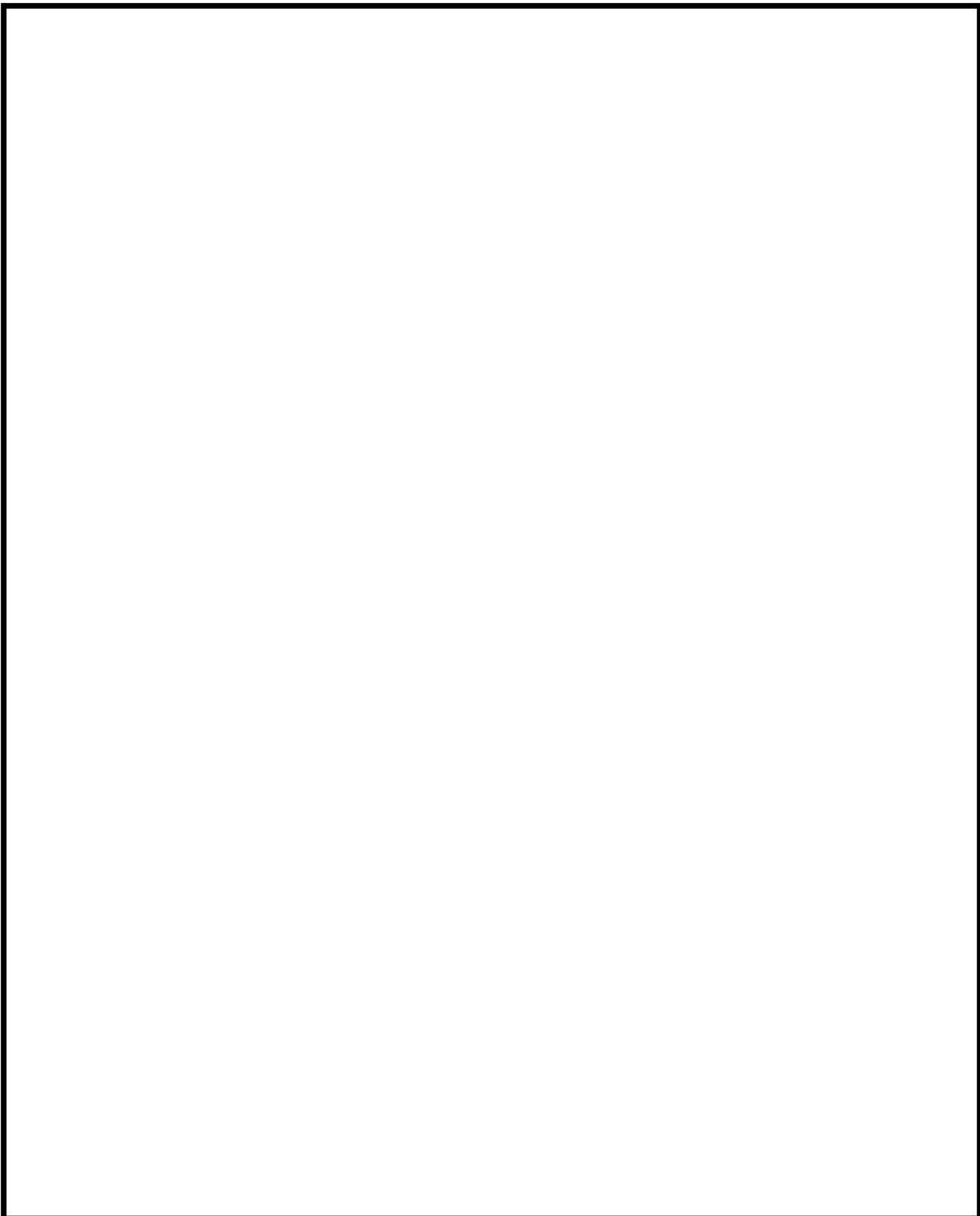
評価対象設備	評価部位	応力分類	加速度の方向	発生値	評価基準値
				MPa	MPa
非常用電源設備 その他	充電器盤 (3系統目蓄電池用)		引張応力	左右+上下	14
				前後+上下	12
			せん断応力	左右+上下	30
				前後+上下	34
			組合せ応力	左右+上下	14
				前後+上下	12
		引張応力	左右+上下	20	276 ^(注4)
			前後+上下		
		せん断応力	左右+上下	26	159
			前後+上下		
		組合せ応力	左右+上下	20	276 ^(注4)
			前後+上下		

(注 1) $\frac{\sigma_t + \sigma_b}{1.5 f_t^*}$

(注 2) $\frac{\sigma_c}{1.5 f_c^*} + \frac{\sigma_b}{1.5 f_b^*}$

(注 3) 単位なし

(注 4) 引張応力(σ_b)とせん断応力(τ_b)との組合せ応力の評価基準値は、 $\text{Min}(1.4 \cdot 1.5 f_t^* - 1.6 \tau_b, 1.5 f_t^*)$ とする。



第 4-1 図 最大応力発生箇所

第4-2表 電気的機能維持評価結果（重大事故等対処施設）

評価対象設備			機能確認済加速度との比較				
			加速度確認 部位	水平加速度 ($\times 9.8\text{m/s}^2$)		鉛直加速度 ($\times 9.8\text{m/s}^2$)	
評価用 加速度	機能確認済 加速度	評価用 加速度		機能確認済 加速度	評価用 加速度	機能確認済 加速度	
非常用電源設備	その他	充電器盤 (3系統目蓄電池用)	—	0.91	□	0.54	□

(注) 充電器盤(3系統目蓄電池用)の固有振動数が30Hz以上であることを確認したため、評価用加速度には最大床加速度を使用する。

蓄電池（3系統目）切替盤の

耐震計算結果

工事計画認可申請添付資料 6-4-4

玄海原子力発電所第4号機

目 次

頁

1. 概要	6 (4) - 4 - 4 - 1
2. 固有値測定試験結果	6 (4) - 4 - 4 - 1
3. 設計用加速度	6 (4) - 4 - 4 - 1
4. 評価結果	6 (4) - 4 - 4 - 2
4.1 評価結果	6 (4) - 4 - 4 - 2

1. 概要

本資料は、蓄電池（3系統目）切替盤が設計用地震力に対して十分な構造強度及び電気的機能を有していることを確認するための耐震計算の結果について記載したものである。

2. 固有値測定試験結果

固有振動数の測定結果を第2-1表に示す。

第2-1表 固有振動数

加振方向		固有振動数 (Hz)
水平	前後	30Hz以上
	左右	
	鉛直	

3. 設計用加速度

設計用加速度を第3-1表に示す。

第3-1表 設計用加速度

地震動	項目	記号	設計用加速度 ($\times 9.8\text{m/s}^2$)
基準地震動 S_s ^(注1)	水平	C_H	1.10
	鉛直	C_V	0.68

(注1) 蓄電池（3系統目）切替盤の固有振動数が30Hz以上であることを確認したため、設計用加速度には動的地震力における最大床加速度の1.2倍の値を使用する。

4. 評価結果

4.1 評価結果

蓄電池（3系統目）切替盤の耐震評価結果を以下に示す。発生値は評価基準値を満足しており、耐震性を有することを確認した。また、評価用加速度は機能確認済加速度以下であり、電気的機能が維持されることを確認した。

(1) 基準地震動Ssに対する評価

基準地震動Ssに対する応力評価結果を第4-1表に示す。

(2) 機能維持に関する評価

電気的機能維持評価結果を第4-2表に示す。

第4-1表 基準地震動Ssによる評価結果(D+P_{SAD}+M_{SAD}+Ss)

評価対象設備		評価部位	応力分類	方 向 ^(注1)	発生値	許容値
機種	部品名				MPa	MPa
非常用電源設備	その他	蓄電池（3系統目） 切替盤	溶接部	せん断応力 ^(注2)	前後+上下 16	156
					左右+上下 14	

(注1) 盤の正面に直行する方向を前後方向、盤の正面と平行な方向を左右方向とする。

(注2) 発生値は組合せ応力であるが、許容値にせん断応力の値を用いるため、応力分類はせん断応力として示す。

第4-2表 電気的機能維持評価結果

評価対象設備			機能確認済加速度との比較					詳細評価
			加速度確認部位	水平加速度 ($\times 9.8m/s^2$)		鉛直加速度 ($\times 9.8m/s^2$)		
評価用加速度	機能確認済加速度	評価用加速度	機能確認済加速度					
非常用電源設備	その他	蓄電池（3系統目） 切替盤	盤頂部	0.91	■	0.56	■	—

(注) 蓄電池（3系統目）切替盤の固有振動数が30Hz以上であることを確認したため、評価用加速度には最大床加速度を使用する。

水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する
影響評価結果

工事計画認可申請添付資料 6-5

玄海原子力発電所第4号機

目 次

頁

1. 概 要	6 (4) - 5 - 1
2. 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに対する影響評価に用いる地震動	6 (4) - 5 - 1
3. 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに対する影響評価	6 (4) - 5 - 1
3.1 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに対する 評価設備（部位）の抽出	6 (4) - 5 - 1
3.2 建物・構築物及び屋外重要土木構造物の検討結果を踏ました 機器・配管系の設備の抽出	6 (4) - 5 - 4
4. まとめ	6 (4) - 5 - 5

1. 概 要

本資料は、資料6-1「耐震設計の基本方針」のうち「4.2 設計用地震力」に基づき、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せにより、申請設備が有する耐震性に及ぼす影響について評価した結果を説明するものである。

2. 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに対する影響評価に用いる地震動

玄海原子力発電所の蓄電池及び電気盤の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価には、玄海原子力発電所の基準地震動Ss-1～Ss-5を包絡した地震動を用いる。

3. 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに対する影響評価

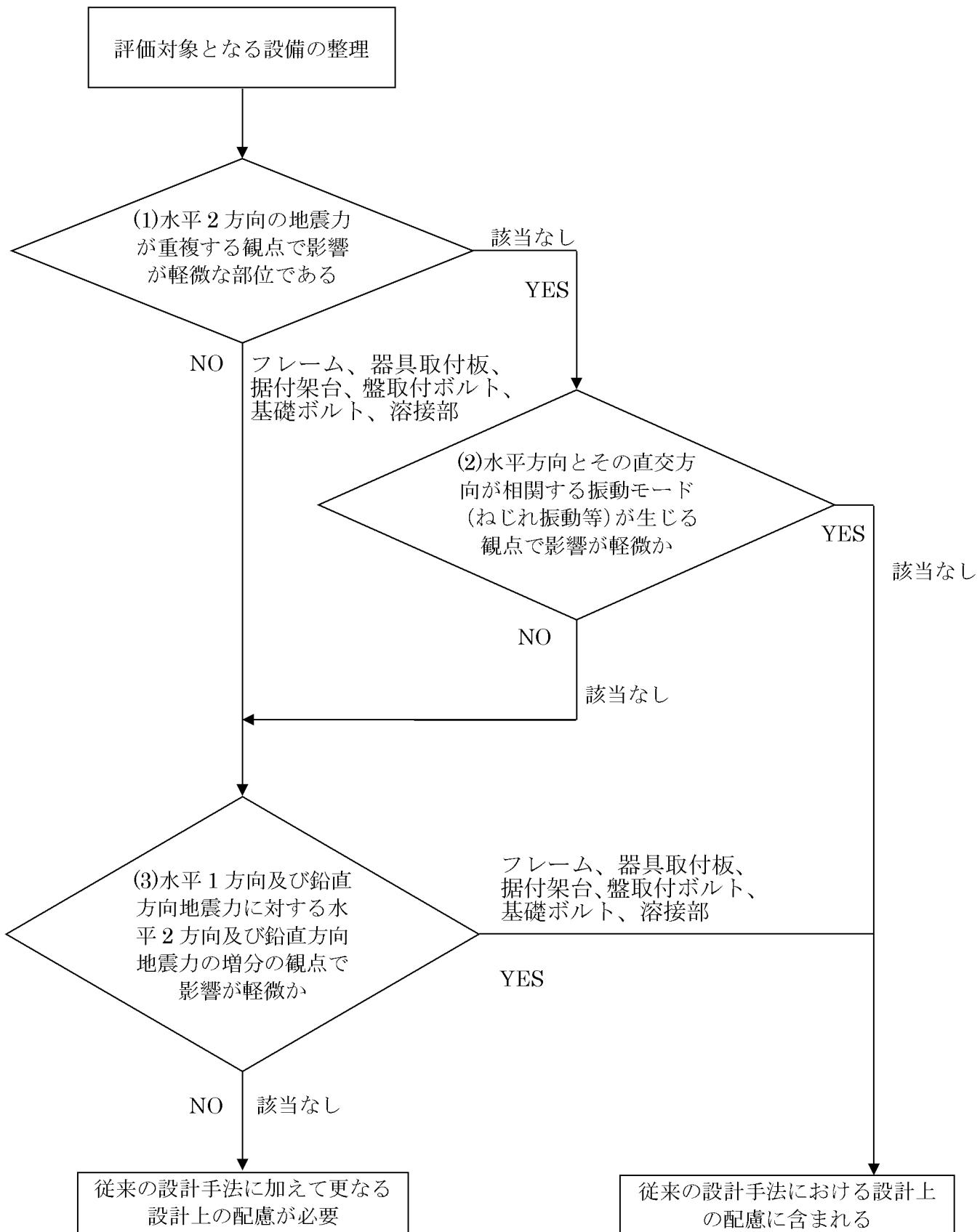
3.1 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに対する評価設備（部位）の抽出

評価対象部位を機種毎に分類した結果を第3-1表に示す。各評価部位、応力分類に対し構造上の特徴から水平2方向の地震力による影響を、平成29年9月14日付け原規規発第1709141号にて認可された工事計画の添付資料3-19「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す以下の項目により検討し、影響の可能性がある部位を抽出した。影響評価のフローを第3-1図に示す。

第3-1表 水平2方向入力の影響検討対象設備

設備	部位
蓄電池	基礎ボルト、フレーム
電気盤 ^(注)	フレーム、器具取付板、据付架台、盤取付ボルト、基礎ボルト、溶接部

(注) 電気盤は計装電源盤（3系統目蓄電池用）、充電器盤（3系統目蓄電池用）及び蓄電池（3系統目）切替盤を指す。



第3-1図 水平2方向及び鉛直方向の地震力を考慮した影響評価結果フロー

(1) 水平2方向の地震力が重複する観点

水平1方向の地震に加えて、さらに水平直交方向に地震力が重複した場合、水平2方向の地震力による影響を検討し、影響が軽微な設備以外の影響検討が必要となる可能性があるものを抽出する。以下の場合は、水平2方向の地震力による影響が軽微な設備であるが、蓄電池及び電気盤について、該当するものはなかった。

- a. 水平2方向の地震力を受けた場合でも、その構造により水平1方向の地震力しか負担しないもの

蓄電池及び電気盤の各部位については、水平2方向の地震力を想定した場合、水平1方向を拘束する構造ではなく、水平1方向のみの地震力を受ける部位はないため、影響を受ける。

- b. 水平2方向の地震力を受けた場合、その構造により最大応力の発生箇所が異なるもの

蓄電池及び電気盤の各部位については、水平2方向及び鉛直方向の地震力を組み合わせた場合、その構造により最大応力の発生箇所が同じ箇所もあるため、影響を受ける。

- c. 水平2方向の地震を組み合わせても水平1方向の地震による応力と同等といえるもの

蓄電池及び電気盤の各部位については、水平2方向の地震を組み合わせた場合、水平1方向と同等とはいえない。

- d. 従来評価にて保守性を考慮しており、水平2方向及び鉛直方向地震力による影響を考慮しても影響が軽微であるもの

蓄電池及び電気盤の各部位については、従来評価にて水平2方向及び鉛直方向地震力による保守性を考慮していないため、影響を受ける。

(2) 水平方向とその直交方向が相関する振動モード（ねじれ振動等）が生じる観点

蓄電池及び電気盤の各部位については、水平方向の各軸方向に対して均等な構造となっており、評価上有意なねじり振動は発生しない。

(3) 地震力を水平2方向入力したことによる発生応力等の増分の観点

(1)(2)にて影響の可能性がある設備について、水平2方向の地震力が各方向1:1で入力された場合に各部にかかる荷重や応力を求め、従来の水平1方向及び鉛直方向地震力の設計手法による発生値と比較し、その増分により影響の程度を確認し、耐震性への影響が懸念される設備を抽出する。

蓄電池及び電気盤は、応答軸の方向あるいは厳しい応力が発生する向きが明確であり、水平各方向を包絡した床応答曲線を用いて評価を実施しているため、水平2方向及び鉛直方向地震力の増分による耐震性への影響の懸念される部位はない。

以上のとおり、申請設備について、水平2方向及び鉛直方向地震力により耐震性への影響が懸念される評価部位は抽出されなかった。

3.2 建物・構築物及び屋外重要土木構造物の検討結果を踏まえた機器・配管系の設備の抽出

平成29年9月14日付け原規規発第1709141号にて認可された工事計画の資料3-19「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」の3.1.2項及び3.3.4項における建物・構築物及び屋外重要土木構造物の影響評価において、機器・配管系への影響を検討した結果、耐震性への影響が懸念されるものは抽出されなかった。

今回の工事は、建物・構築物及び屋外重要土木構造物を変更するものではないため、本検討結果への影響はない。

4. まとめ

水平2方向及び鉛直方向地震力の影響を受ける可能性がある設備(部位)について、従来設計手法における保守性も考慮した上で抽出し、従来の水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せによる設計に対して影響を確認した結果、応答軸が明確な蓄電池及び電気盤に対し、水平各方向を包絡した床応答曲線を応答軸方向に入力しているため、設備が有する耐震性に影響のないことを確認した。

特に高い信頼性を有する常設直流電源設備
の耐震性に関する説明書

目 次

別添 1-1 特に高い信頼性を有する常設直流電源設備の耐震設計の基本方針

別添 1-2 特に高い信頼性を有する常設直流電源設備の耐震計算方法

別添 1-3 特に高い信頼性を有する常設直流電源設備の耐震計算結果

特に高い信頼性を有する常設直流電源設備の
耐震設計の基本方針

目 次

	頁
1. 概 要	6 (4) - 別添 1・1・1
2. 耐震設計の基本方針	6 (4) - 別添 1・1・2
2.1 基本方針	6 (4) - 別添 1・1・2
2.2 適用規格	6 (4) - 別添 1・1・2
3. 重大事故等対処施設の設備の施設区分	6 (4) - 別添 1・1・3
3.1 重大事故等対処施設の設備の施設区分	6 (4) - 別添 1・1・3
3.2 波及的影響に対する考慮	6 (4) - 別添 1・1・3
4. 耐震設計の基本事項	6 (4) - 別添 1・1・3
4.1 構造計画	6 (4) - 別添 1・1・3
4.2 設計用地震力	6 (4) - 別添 1・1・4
4.3 荷重の組合せ及び許容応力	6 (4) - 別添 1・1・7
4.4 電気的機能維持の基本方針	6 (4) - 別添 1・1・11

1. 概 要

本資料は、発電用原子炉施設の耐震設計が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第72条の特に高い信頼性の要求を受けて、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことに加え、弾性設計用地震動Sdによる地震力または静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して、おおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とすることについて説明するものである。重大事故等対処施設への弾性設計用地震動Sdによる地震力または静的地震力に対する耐震性の要求は、技術基準規則の第5条及び第50条の対象ではない。

2. 耐震設計の基本方針

2.1 基本方針

平成29年9月14日付け原規規発第1709141号にて認可された工事計画の添付資料3-1「耐震設計の基本方針」の「2.1 基本方針」に加え、以下の方針に従って設計する。

蓄電池（3系統目）及びその電路は、基準地震動 S_s による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことに加え、弹性設計用地震動 S_d による地震力または静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して、おおむね弹性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。

なお、弹性設計用地震動 S_d による地震力または静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して、おおむね弹性状態に留まる範囲で耐えられる設計は、平成29年9月14日付け原規規発第1709141号にて認可された工事計画の添付資料3-1「耐震設計の基本方針」のSクラスの施設と同様の設計とする。

2.2 適用規格

適用規格は、資料6-1「耐震設計の基本方針」から変更ない。

3. 重大事故等対処施設の施設区分

3.1 重大事故等対処施設の施設区分

重大事故等対処施設の施設区分の基本方針は、資料 6-1「耐震設計の基本方針」によるものとする。

3.2 波及的影響に対する考慮

波及的影響に対する考慮については、資料 6-2「波及的影響に係る基本方針」によるものとする。

4. 耐震設計の基本事項

4.1 構造計画

資料 6-1「耐震設計の基本方針」に基づき、設計する。

4.2 設計用地震力

4.2.1 静的地震力

静的地震力は、次の震度に基づき算定する。

種別	設備分類 施設区分	(注1) 地震層せん断 力係数及び水 平震度	(注2) 鉛直震度
機器	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	3.6C _I	1.2C _v

(注 1) C_I : 標準せん断力係数を 0.2 とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮して求められる値で次式に基づく。

$$C_I = R_t \cdot A_i \cdot C_0$$

R_t : 振動特性係数

A_i : C_I の分布係数

C₀ : 標準せん断力係数 0.2

(注 2) C_v : 震度 0.3 とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮して高さ方向に一定として求められる値で次式に基づく。

$$C_v = R_v \cdot 0.3$$

R_v : 鉛直方向振動特性係数 0.8

4.2.2 動的地震力

動的地震力は、重大事故等対処施設の設備分類及び施設区分に応じて、以下の入力地震動に基づき算定する。

本工事における動的地震力の水平2方向及び鉛直方向の地震力を組み合わせた影響評価方針は、平成29年9月14日付け原規規発第1709141号にて認可された工事計画の添付資料3-8「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」によるものとする。申請対象の蓄電池及び電気盤は、応答軸の方向が明確であり、水平各方向を包絡した床応答曲線を用いて評価を実施しているため、水平2方向及び鉛直方向地震力の増分による耐震性への影響の懸念される部位はないという結果は地震動によらないことから、資料6-5「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」から変更はない。

(重大事故等対処施設)

種別	設備分類 施設区分	(注1) 耐震 クラス	入力地震動 ^(注2)	
			水平地震動	鉛直地震動
機器	常設耐震重 要重大事故 防止設備、 常設重大事 故緩和設備	S	設計用床応答曲線 Sd 又は 弾性設計用地震動 Sd	設計用床応答曲線 Sd 又は 弾性設計用地震動 Sd
			設計用床応答曲線 Ss 又は 基準地震動 Ss	設計用床応答曲線 Ss 又は 基準地震動 Ss

(注1) 常設重大事故防止設備の代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラス

また、常設重大事故緩和設備については、当該クラスをSと表記する。

(注2) 設計用床応答曲線は、平成29年9月14日付け原規規発第1709141号にて認可された工事計画の添付資料3-7「設計用床応答曲線の作成方針」によるものとする。

4.2.3 設計用地震力

(重大事故等対処施設)

種別	設備分類 施設区分	(注1) 耐震 クラス	水 平	鉛 直	摘要
機器 常設耐震 重要重大 事故防止 設備、常 設重大事 故緩和設 備	S		静的震度 3.6C _I	静的震度 (0.288)	(注2) (注3) 荷重の組合せは、水平 方向及び鉛直方向が静 的地震力の場合は同時 に不利な方向に作用す るものとする。 水平方向及び鉛直方向 が動的地震力の場合は 二乗和平方根(SRSS) 法による。
			設計用床応答曲線 Sd 又は 弹性設計用地震動 Sd	設計用床応答曲線 Sd 又は 弹性設計用地震動 Sd	
			設計用床応答曲線 Ss 又は 基準地震動 Ss	設計用床応答曲線 Ss 又は 基準地震動 Ss	(注2) 荷重の組合せは、二乗 和平方根(SRSS)法に よる。

(注1) 常設重大事故防止設備の代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラス

また、常設重大事故緩和設備については、当該クラスをSと表記する。

(注2) 水平における動的と静的の大きい方の地震力と、鉛直における動的と静的の大きい方の地震力を、絶対値和法で組み合わせてもよいものとする。

(注3) 絶対値和法で組み合わせてもよいものとする。

4.3 荷重の組合せ及び許容応力

4.3.1 記号の説明

D	: 死荷重
P _D	: 地震と組み合わすべきプラントの運転状態Ⅰ及びⅡ(運転状態Ⅲ及び地震従属事象として運転状態Ⅳに包絡する状態がある場合にはこれを含む)、又は当該設備に設計上定められた最高使用圧力による荷重
M _D	: 地震と組み合わすべきプラントの運転状態Ⅰ及びⅡ(運転状態Ⅲ及び地震従属事象として運転状態Ⅳに包絡する状態がある場合にはこれを含む)、又は当該設備に設計上定められた機械的荷重
P _{SAD}	: 重大事故等時の状態(運転状態Ⅴ)における運転状態等を考慮して当該設備に設計上定められた設計圧力による荷重
M _{SAD}	: 重大事故等時の状態(運転状態Ⅴ)における運転状態等を考慮して当該設備に設計上定められた機械的荷重
S _d	: 弹性設計用地震動 S _d により定まる地震力又はSクラス設備に適用される静的地震力
S _s	: 基準地震動 S _s により定まる地震力
Ⅲ _{AS}	: JSME S NC1-2012 の供用状態C相当の許容応力を基準として、それに地震により生じる応力に対する特別な応力の制限を加えた許容応力状態
Ⅳ _{AS}	: JSME S NC1-2012 の供用状態D相当の許容応力を基準として、それに地震により生じる応力に対する特別な応力の制限を加えた許容応力状態
V _{AS}	: 運転状態V相当の応力評価を行う許容応力状態を基本として、それに地震により生じる応力に対する特別な応力の制限を加えた許容応力状態
S _y	: 設計降伏点 JSME S NJ1-2012 Part3 第1章表6に規定される値
S _u	: 設計引張強さ JSME S NJ1-2012 Part3 第1章表7(ただし、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈「日本機械学会「設計・建設規格」及び「材料規格」の適用に当たって(別記-2)」」の要件を付したもの)(注1)に規定される値
S _m	: 設計応力強さ JSME S NJ1-2012 Part3 第1章表1に規定される値。
S	: 許容引張応力 JSME S NJ1-2012 Part3 第1章表3又は表4(ただし、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈「日本機械学会「設計・建設規格」及び「材料規格」の適用に当たって(別記-2)」」の要件を付したもの)(注1)に規定される値。
f _t	: 許容引張応力 支持構造物(ボルト等を除く)に対しては、JSME S NC1-2012 SSB-3121.1(1)により規定される値

ボルト等に対しては、JSME S NC1－2012 SSB－3131(1)により規定される値

f_s : 許容せん断応力 支持構造物（ボルト等を除く）に対しては、JSME S NC1－2012 SSB－3121.1(2)により規定される値

ボルト等に対しては、JSME S NC1－2012 SSB－3131(2)により規定される値

f_c : 許容圧縮応力 支持構造物（ボルト等を除く）に対しては、JSME S NC1－2012 SSB－3121.1(3)により規定される値

f_b : 許容曲げ応力 支持構造物（ボルト等を除く）に対しては、JSME S NC1－2012 SSB－3121.1(4)により規定される値

f_p : 許容支圧応力 支持構造物（ボルト等を除く）に対しては、JSME S NC1－2012 SSB－3121.1(5)により規定される値

F : JSME S NC1－2012 SSB－3121.1(1)により規定される値

F^* : F 値を求める際ににおいて、JSME S NC1－2012 SSB - 3121.3 の規定に従い、 S_y 及び $S_y(RT)$ を 1.2 S_y 及び 1.2 $S_y(RT)$ と読み替えた値

$f_t^*, f_s^*, f_c^*, f_b^*, f_p^*$: 上記の f_t , f_s , f_c , f_b , f_p の値を算出する際にJSME S NC1－2012 SSB－3121.1(1)a本文中 S_y 及び $S_y(RT)$ を 1.2 S_y 及び 1.2 $S_y(RT)$ と読み替えて算出した値 (JSME S NC1－2012 SSB－3121.3 及び 3133)

ただし、その他の支持構造物の上記 $f_t^* \sim f_p^*$ においては、JSME S NC1－2012 SSB－3121.1(1)aの F 値は、次に定める値とする。

S_y 及び $0.7S_u$ のいずれか小さい方の値。ただし、使用温度が $40^\circ C$ を超えるオーステナイト系ステンレス鋼及び高ニッケル合金にあっては、 $1.35S_y$ 、 $0.7S_u$ 又は $S_y(RT)$ のいずれか小さい方の値

また、 $S_y(RT)$ は $40^\circ C$ における設計降伏点の値

(注1) 重大事故等対処施設の評価にあたっては、JSME S NJ1－2012 の許容引張応力 (S 値) を以下のとおり、JSME S NC1－2005/2007 の付録材料図表の値に読み替えるものとする。

S : 「JSME S NJ1－2012 Part3 第 1 章表 3 又は表 4 (ただし、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈「日本機械学会「設計・建設規格」及び「材料規格」の適用に当たって (別記-2)」」の要件を付したもの)」を「JSME S NC1－2005/2007 付録材料図表 Part5 表 5 又は表 6」に読み替える。

4.3.2 荷重の組合せ及び許容応力

その他支持構造物（重大事故等対処施設）

耐震 クラス 荷重の組合せ	許容 応力 状態	許容限界 ^{(注1)(注2)(注3)} (ボルト以外)										(注2)(注7) 許容限界 (ボルト等)		
		一次応力					一次+二次応力							
		引張	せん断	圧縮	曲げ	支圧	引張 圧縮	せん断	曲げ	支圧	座屈	引張	せん断	
^(注8) $D + P_D + M_D + S_d$	III_{AS}	1.5f _t	1.5f _s	1.5f _c	1.5f _b	1.5f _p	3f _t	^(注4) 3f _s	^(注5) 3f _b	^(注6) 1.5f _p	^(注5) 1.5f _b , ^(注6) 1.5f _s	1.5f _t	1.5f _s	(注2)(注7) 許容限界 (ボルト等)
$D + P_{SAD} + M_{SAD} + S_d$														
$D + P_{SAD} + M_{SAD} + S_s$	V_{AS} (V_{AS} として 右に示すIV _{AS} の許容限界を 用いる)	1.5f _t *	1.5f _s *	1.5f _c *	1.5f _b *	1.5f _p *	1.5f _t	S_d 又は S_s 地震動の みによる応力振幅に ついて評価する。			^(注6) 1.5f _p *	1.5f _t *	1.5f _s *	(注2)(注7) 許容限界 (ボルト等)

(注 1) 「鋼構造設計規準 SI 単位版」(2002 年日本建築学会) 等の幅厚比の制限を満足させる。

(注 2) 応力の組合せが考えられる場合には、組合せ応力に対しても評価を行う。

(注 3) 耐圧部に溶接等により直接取り付けられる支持構造物であって耐圧部と一体の応力解析を行うものについては、耐圧部と同じ許容応力とする。

(注 4) すみ肉溶接部にあっては最大応力に対して 1.5 f_s とする。

(注 5) JSME S NC1-2012 SSB-3121.1(4)により求めた f_b とする。

(注 6) 自重、熱膨張等により常時作用する荷重に、地震動による荷重を重ね合わせて得られる応力の圧縮最大値について評価する。

(注 7) コンクリートに埋込まれるアンカボルトで地震応力の占める割合が支配的なものであって、トルク管理、材料の照合等を行わないものについては、材料の品質、据付状態等のゆらぎ等を考慮して、III_{AS} の許容応力を一次引張応力に対しては f_t、一次せん断応力に対しては f_s として、また、IV_{AS}→III_{AS} として応力評価を行う。

(注 8) 運転状態及び重大事故時の状態における圧力荷重 P_D、P_{SAD} と、機械的荷重 M_D、M_{SAD} は設備に作用しないため、「D + P_D + M_D + S_d」の組合せによる評価は「D + P_{SAD} + M_{SAD} + S_d」の組合せで代表できる。

4.4 電気的機能維持の基本方針

機能維持の基本方針については、資料 6-1 「耐震設計の基本方針」によるものとする。

特に高い信頼性を有する常設直流電源設備の
耐震計算方法

耐震計算方法は、以下の資料により構成されている。

別添1-2-1 蓄電池（3系統目）の耐震計算方法

別添1-2-2 計装電源盤（3系統目蓄電池用）の耐震計算方法

別添1-2-3 充電器盤（3系統目蓄電池用）の耐震計算方法

別添1-2-4 蓄電池（3系統目）切替盤の耐震計算方法

別添 1-2-1

蓄電池（3系統目）の耐震計算方法

目 次

	頁
1. 概 要	6 (4) - 別添 1・2・1・1
2. 基本方針	6 (4) - 別添 1・2・1・1
2.1 構造の説明	6 (4) - 別添 1・2・1・1
2.2 評価方針	6 (4) - 別添 1・2・1・2
3. 耐震評価箇所	6 (4) - 別添 1・2・1・3
4. 地震応答解析及び応力評価	6 (4) - 別添 1・2・1・4
4.1 基本方針	6 (4) - 別添 1・2・1・4
4.2 使用材料の許容応力	6 (4) - 別添 1・2・1・4
4.3 設計用地震力	6 (4) - 別添 1・2・1・6
4.4 解析モデル及び諸元	6 (4) - 別添 1・2・1・12
4.5 応力評価方法	6 (4) - 別添 1・2・1・14
4.6 応力評価条件	6 (4) - 別添 1・2・1・19
5. 機能維持評価	6 (4) - 別添 1・2・1・19
5.1 機能維持評価方法	6 (4) - 別添 1・2・1・19

1. 概要

本資料は、資料 6-1「耐震設計の基本方針」に基づき、蓄電池（3 系統目）が設計用地震力に対して十分な構造強度を有していることを説明するための耐震計算方法について説明するものである。その耐震評価は地震応答解析及び応力評価により行う。

2. 基本方針

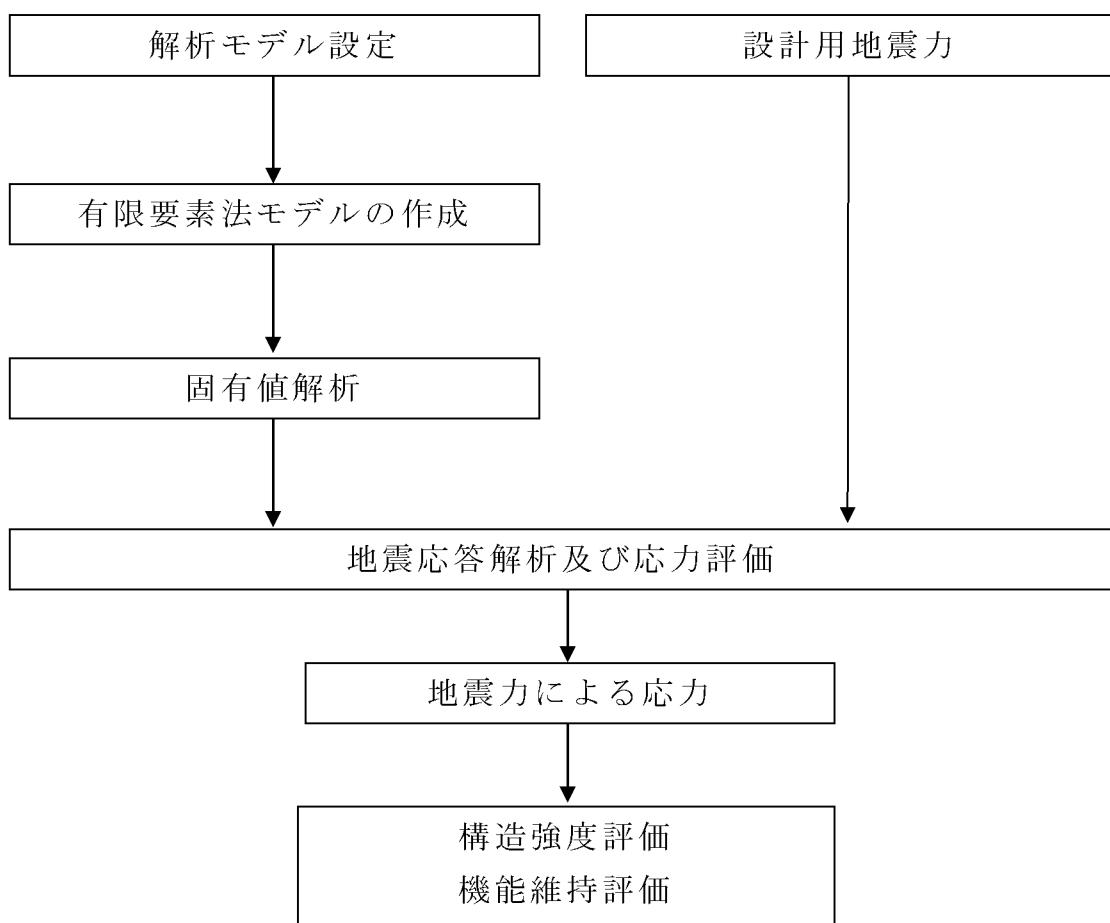
2.1 構造の説明

資料 6-1「耐震設計の基本方針」に基づき、設計する。

2.2 評価方針

蓄電池（3系統目）の構造強度評価は、資料6-1「耐震設計の基本方針」にて設定した荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界に基づき、「2.1 構造の説明」にて示す蓄電池（3系統目）の部位を踏まえ「3. 耐震評価箇所」にて設定する箇所に作用する応力等が許容限界内に収まることを、「4. 地震応答解析及び応力評価」にて示す方法にて確認することで実施する。また、蓄電池（3系統目）の機能維持評価は、資料6-1「耐震設計の基本方針」にて設定した電気的機能維持の方針に基づき、地震時の最大発生応力が許容応力以下であることを、「5. 機能維持評価」にて示す方法にて確認することで実施する。

蓄電池（3系統目）の耐震評価フローを第2-1図に示す。



第2-1図 蓄電池（3系統目）の耐震評価フロー

3. 耐震評価箇所

蓄電池（3系統目）の耐震評価は、耐震評価上厳しくなるフレーム及び基礎ボルトを選定して実施する。

4. 地震応答解析及び応力評価

4.1 基本方針

- (1) 蓄電池（3 系統目）を構成する [] としてモデル化した 3 次元 FEM モデルによる固有値解析を行い、固有振動数が 30Hz 以上である場合は最大床加速度の 1.2 倍を用いた静解析を、20Hz 以上 30Hz 未満である場合はスペクトルモーダル解析及び最大床 加速度の 1.2 倍を用いた静解析を、20Hz 未満である場合はスペク ブルモーダル解析を実施する。
- (2) 蓄電池は、[] として付加する。
- (3) 解析コードは MSC NASTRAN Ver.2008.0.4 を使用する。なお、 評価に用いる解析コード MSC NASTRAN Ver.2008.0.4 の検証及 び妥当性確認等の概要については、別紙「計算機プログラム（解 析コード）の概要」に示す。
- (4) 拘束条件は基礎ボルトで [] を固定とする。 []
[]
- (5) 許容応力について、JSME S NJ1-2012 の Part3 を用いて計算 する際に、温度が図表記載値の中間の値の場合は、比例法を用 いて計算する。
但し、比例法を用いる場合の端数処理は、小数第 1 位以下を切 り捨てた値を用いるものとする。
- (6) 耐震計算に用いる寸法は、公称値を使用する。

4.2 使用材料の許容応力

蓄電池（3 系統目）の重大事故等対処施設の評価に用いる使用材料 の許容応力を第 4-1 表に示す。

第4-1表 使用材料の許容応力（重大事故等対処施設）

評価部位	材料	温度条件 (°C)	S_y (MPa)	S_u (MPa)	F (MPa)	F^* (MPa)
フレーム	SS400 ($t \leq 16\text{mm}$)	49 (霧囲気温度)	241	395	241	276
	SS400 ($40\text{mm} < t$)		211	395	211	253
基礎ボルト	SS400		241	395	241	276

4.3 設計用地震力

(1) 静的地震力

静的地震力は、次の震度に基づき算定する。

種別	設備分類 施設区分	水平震度	鉛直震度
機器	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	3.6C _I ^(注)	0.288

(注) C_I : 標準せん断力係数を 0.2 とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮して求められる値で次式に基づく。

$$C_I = R_t \cdot A_i \cdot C_0$$

R_t : 振動特性係数 0.8

A_i : C_I の分布係数

C₀ : 標準せん断力係数 0.2

(2) 動的地震力

設計用床応答曲線区分及び減衰定数を第 4-2 表に示す。

動的地震力は第 4-1 図および第 4-2 図に示す設計用床応答曲線を使用する。

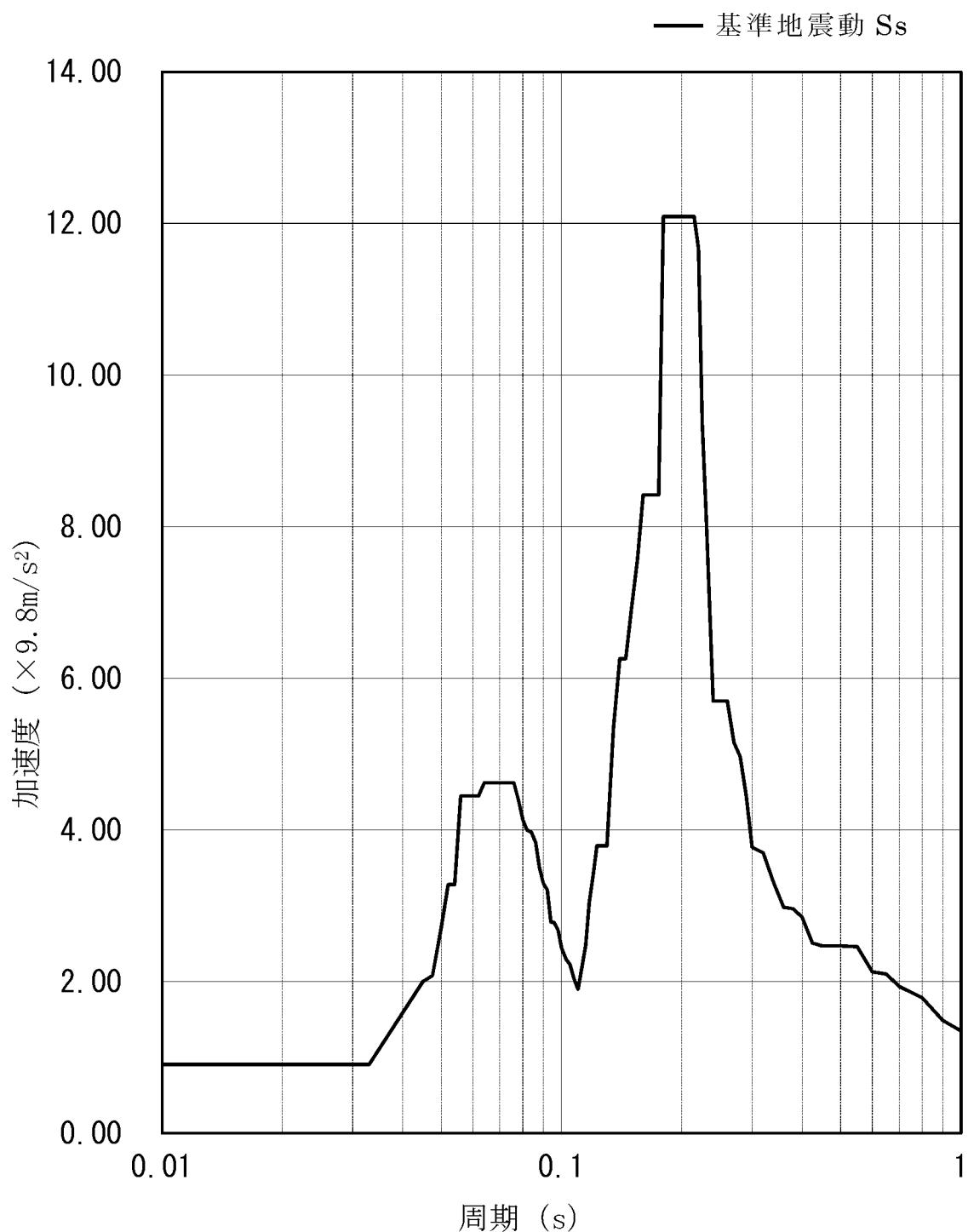
第 4-2 表 設計用床応答曲線区分及び減衰定数

地震動	設置場所 及び 床面高さ (m)	設計用床応答曲線		
		建屋 及び高さ (m)	方 向	減衰定数 (%)
基準地震動 S _s	原子炉 補助建屋 EL.-3.50	原子炉	水平	1.0
		補助建屋 EL.-3.50	鉛直	1.0
弾性設計用地震動 S _d	原子炉 補助建屋 EL.-3.50	原子炉	水平	1.0
		補助建屋 EL.-3.50	鉛直	1.0

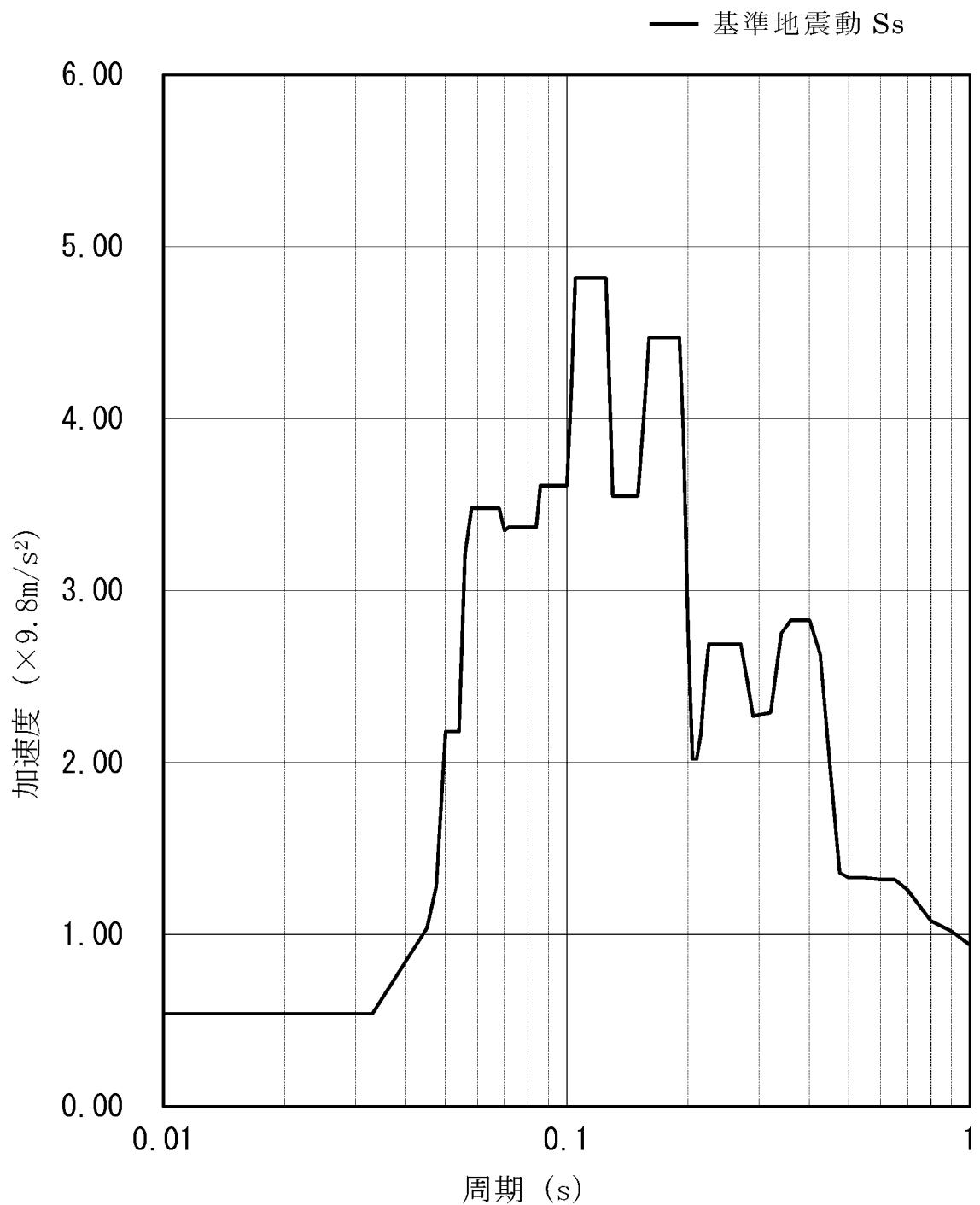
(3) 設計用地震力

Sd 地震時の評価では、水平地震力と鉛直地震力は静的地震力と動的地震力のいずれか大きい方とする。水平方向及び鉛直方向が静的地震力の場合は同時に不利な方向に作用するものとする。

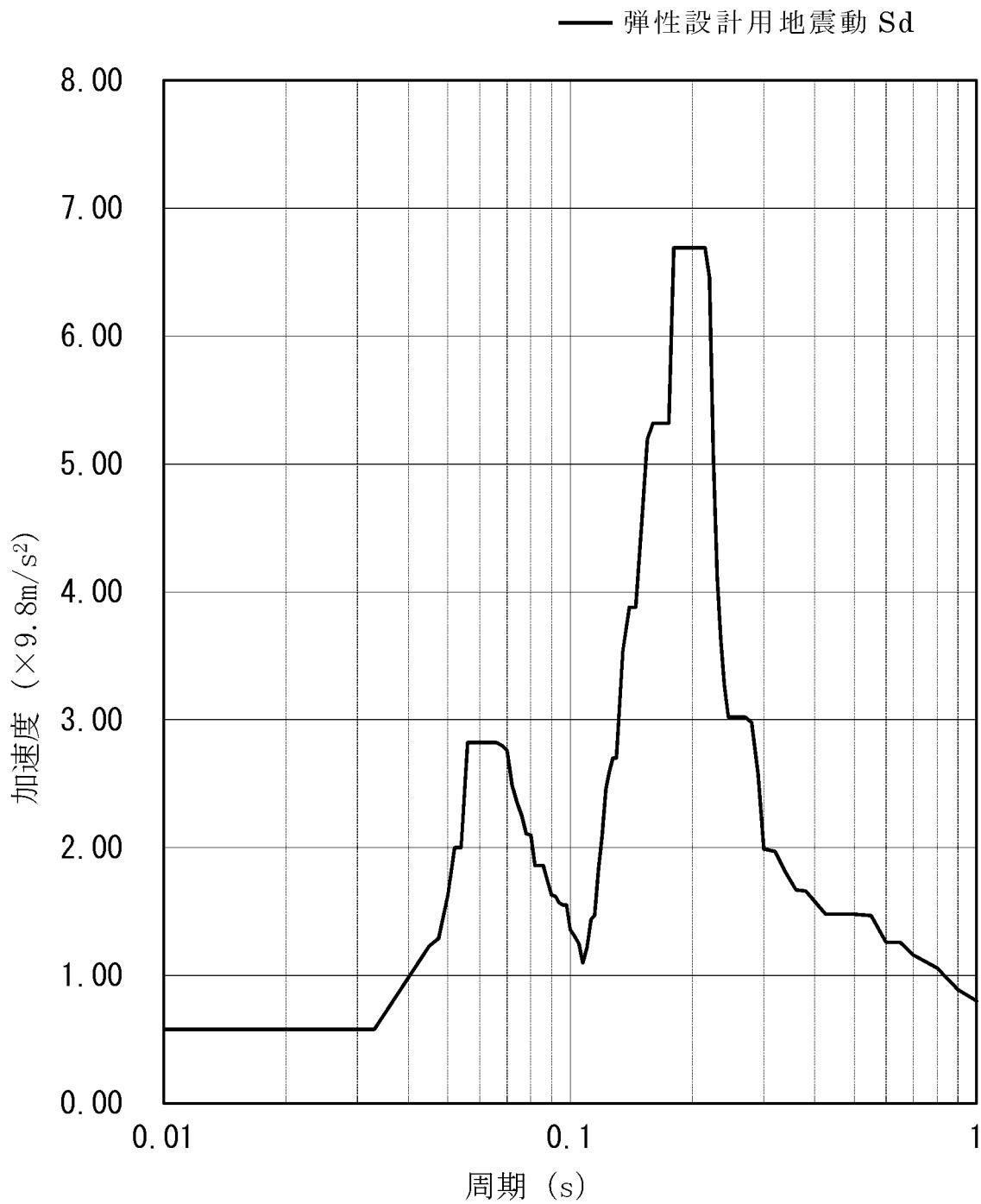
Ss 地震時の評価では、水平地震力と鉛直地震力は動的地震力とする。



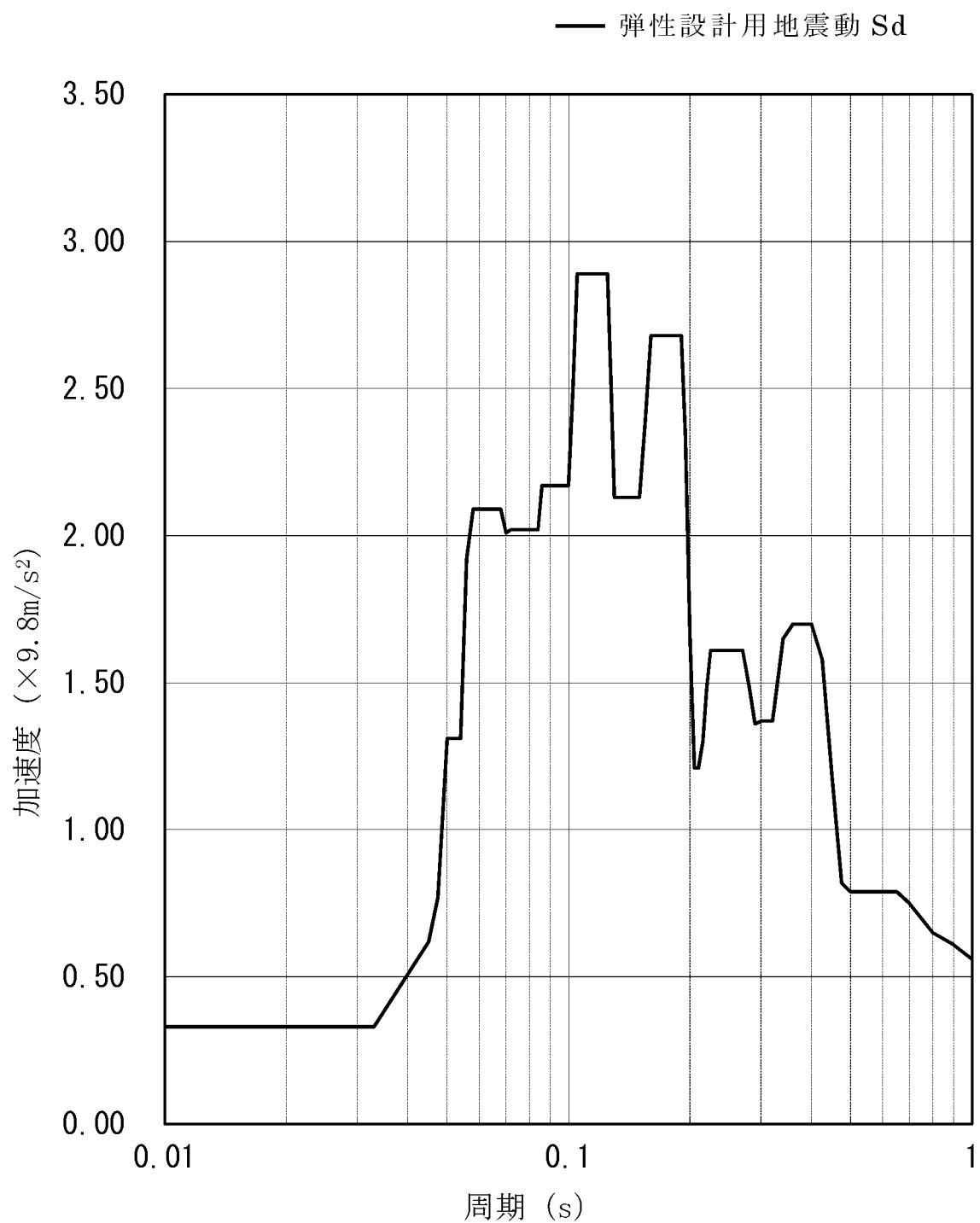
第 4-1 図(1/2) 基準地震動 Ss
(原子炉補助建屋 EL. -3.50m 減衰定数 1.0% 水平方向 包絡)



第 4-1 図(2/2) 基準地震動 Ss
(原子炉補助建屋 EL.-3.50m 減衰定数 1.0% 鉛直方向 包絡)



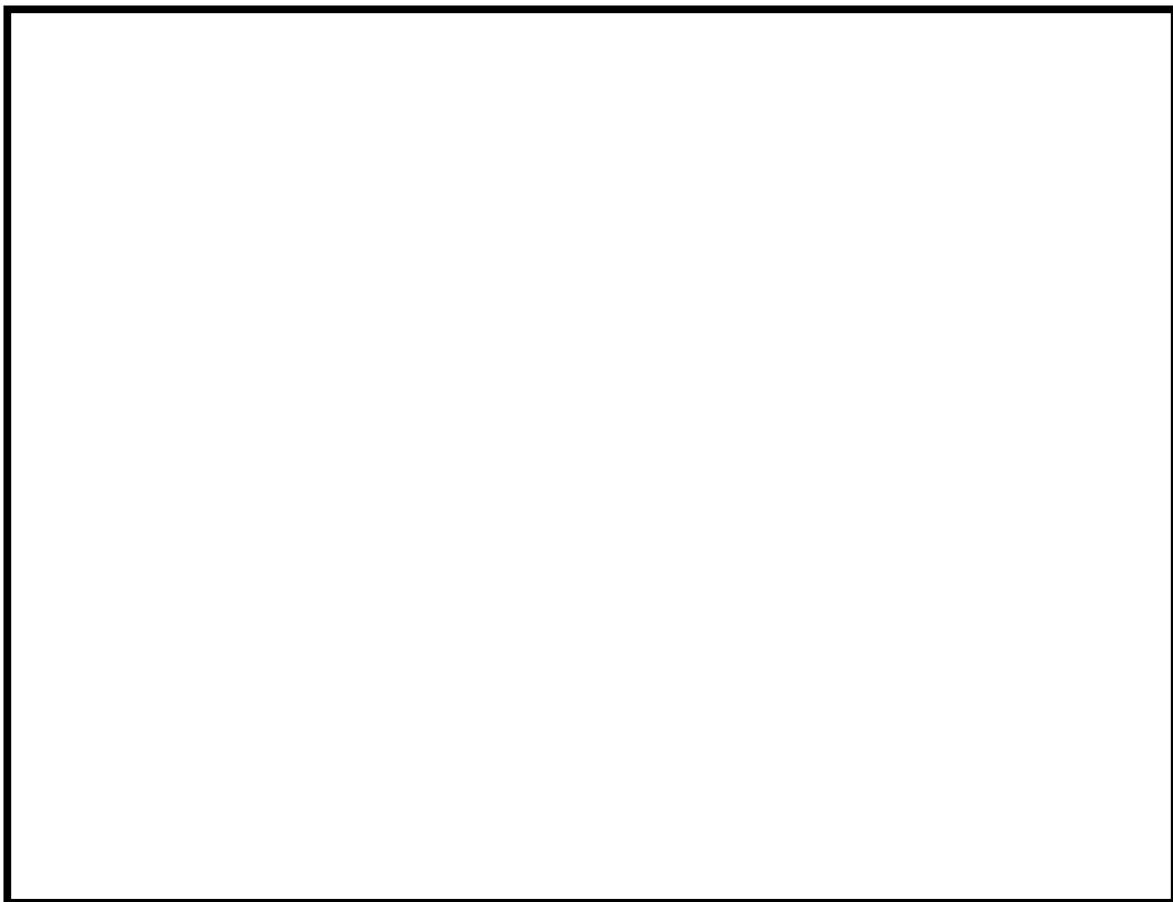
第 4-2 図(1/2) 弹性設計用地震動 S_d
(原子炉補助建屋 EL. -3.50m 減衰定数 1.0% 水平方向 包絡)



第4-2図(2/2) 弹性設計用地震動 S_d
(原子炉補助建屋 EL.-3.50m 減衰定数 1.0% 鉛直方向 包絡)

4.4 解析モデル及び諸元

解析モデルは、蓄電池（3系統目）を構成する [] としてモデル化した3次元FEMモデルである。解析モデルを第4-3図に、解析モデルの諸元を第4-3表に示す。



第4-3図 解析モデル

第 4-3 表 解析モデルの諸元

項目	記号	単位	数値等
材質	—	—	SS400
温度条件(雰囲気温度)	T	°C	49
質量	—	kg	[REDACTED]
綫弾性係数	E	MPa	2.01×10^5
ポアソン比	v	—	0.3
寸法	—	—	第 4-4 図
要素数	—	個	[REDACTED]
節点数	—	個	[REDACTED]

(単位 : mm)

第 4-4 図 蓄電池（3 系統目）外形図

4.5 応力評価方法

4.5.1 [] の応力計算式

FEM 解析の結果から得られる [] の荷重、モーメントを用いて、以下の式により最大応力及び組合せ応力を計算する。

応力の種類	単位	応力計算式
引張応力 σ_t	MPa	$\frac{F_x}{A}$
圧縮応力 σ_c	MPa	$\frac{F_x}{A}$
曲げ応力 σ_b	MPa	$\frac{M_y}{Z_y} + \frac{M_z}{Z_z}$
せん断応力 τ	MPa	$\frac{F_y}{A_y} + \frac{F_z}{A_z} + \frac{M_x}{Z_p}$
組合せ	引張+曲げ	$\frac{\sigma_t + \sigma_b}{1.5 f_t^*}$
	圧縮+曲げ	$\frac{\sigma_c}{1.5 f_c^*} + \frac{\sigma_b}{1.5 f_b^*}$

ここで、

(左右+上下) (基準地震動 Ss)

記号	記号の説明	単位	数値
F_x	はりに作用する引張力	N	2.43×10^3
	はりに作用する圧縮力	N	3.15×10^3
F_y	はりに作用する Y 軸方向のせん断力	N	3.34×10^3
F_z	はりに作用する Z 軸方向のせん断力	N	1.57×10^4
M_y	はりに作用する Y 軸周りの曲げモーメント	N·mm	5.07×10^4
M_z	はりに作用する Z 軸周りの曲げモーメント	N·mm	9.80×10^3
M_x	はりに作用するねじりモーメント	N·mm	1.70×10^5
A	引張力が作用するはりの断面積	mm ²	5.64×10^2
	圧縮力が作用するはりの断面積	mm ²	5.64×10^2
A_y	はりの有効せん断断面積 (Y 軸方向)	mm ²	1.04×10^3
A_z	はりの有効せん断断面積 (Z 軸方向)	mm ²	7.50×10^2
Z_y	はりの Y 軸まわりの断面係数	mm ³	3.55×10^3
Z_z	はりの Z 軸まわりの断面係数	mm ³	3.55×10^3
Z_p	はりのねじり断面係数	mm ³	3.68×10^3

(前後+上下) (基準地震動 Ss)

記号	記号の説明	単位	数値
F_x	はりに作用する引張力	N	6.74×10^3
	はりに作用する圧縮力	N	6.93×10^3
F_y	はりに作用する Y 軸方向のせん断力	N	2.25×10^2
F_z	はりに作用する Z 軸方向のせん断力	N	1.21×10^3
M_y	はりに作用する Y 軸周りの曲げモーメント	N·mm	3.88×10^{-1}
M_z	はりに作用する Z 軸周りの曲げモーメント	N·mm	1.75×10^6
M_x	はりに作用するねじりモーメント	N·mm	8.54×10^4
A	引張力が作用するはりの断面積	mm ²	1.71×10^3
	圧縮力が作用するはりの断面積	mm ²	1.71×10^3
A_y	はりの有効せん断断面積 (Y 軸方向)	mm ²	9.00×10^2
A_z	はりの有効せん断断面積 (Z 軸方向)	mm ²	9.00×10^2
Z_y	はりの Y 軸まわりの断面係数	mm ³	2.16×10^5
Z_z	はりの Z 軸まわりの断面係数	mm ³	7.51×10^4
Z_p	はりのねじり断面係数	mm ³	6.61×10^3

(左右+上下) (弹性設計用地震動 Sd 又は静的地震力)

記号	記号の説明	単位	数値
F_x	はりに作用する引張力	N	1.43×10^3
	はりに作用する圧縮力	N	2.15×10^3
F_y	はりに作用する Y 軸方向のせん断力	N	2.16×10^3
F_z	はりに作用する Z 軸方向のせん断力	N	1.09×10^4
M_y	はりに作用する Y 軸周りの曲げモーメント	N·mm	8.07×10^4
M_z	はりに作用する Z 軸周りの曲げモーメント	N·mm	4.62×10^4
M_x	はりに作用するねじりモーメント	N·mm	1.09×10^5
A	引張力が作用するはりの断面積	mm ²	5.64×10^2
	圧縮力が作用するはりの断面積	mm ²	5.64×10^2
A_y	はりの有効せん断断面積 (Y 軸方向)	mm ²	1.04×10^3
A_z	はりの有効せん断断面積 (Z 軸方向)	mm ²	7.50×10^2
Z_y	はりの Y 軸まわりの断面係数	mm ³	1.01×10^4
Z_z	はりの Z 軸まわりの断面係数	mm ³	1.35×10^4
Z_p	はりのねじり断面係数	mm ³	3.68×10^3

(前後+上下) (弹性設計用地震動 Sd 又は静的地震力)

記号	記号の説明	単位	数値
F_x	はりに作用する引張力	N	4.26×10^3
	はりに作用する圧縮力	N	1.59×10^3
F_y	はりに作用する Y 軸方向のせん断力	N	1.73×10^2
F_z	はりに作用する Z 軸方向のせん断力	N	8.00×10^2
M_y	はりに作用する Y 軸周りの曲げモーメント	N·mm	3.04×10^{-1}
M_z	はりに作用する Z 軸周りの曲げモーメント	N·mm	1.13×10^6
M_x	はりに作用するねじりモーメント	N·mm	5.61×10^4
A	引張力が作用するはりの断面積	mm ²	1.71×10^3
	圧縮力が作用するはりの断面積	mm ²	5.64×10^2
A_y	はりの有効せん断断面積 (Y 軸方向)	mm ²	9.00×10^2
A_z	はりの有効せん断断面積 (Z 軸方向)	mm ²	9.00×10^2
Z_y	はりの Y 軸まわりの断面係数	mm ³	2.16×10^5
Z_z	はりの Z 軸まわりの断面係数	mm ³	7.51×10^4
Z_p	はりのねじり断面係数	mm ³	6.61×10^3

4.5.2 基礎ボルト

FEM 解析の結果から得られる基礎ボルト部の最大荷重を用いて、以下の式により最大応力及び組合せ応力を計算する。

応力の種類	単位	応力計算式
引張応力 σ_b	MPa	$\frac{F_x}{A_b}$
せん断応力 τ_b	MPa	$\frac{\sqrt{F_y^2 + F_z^2}}{A_b}$
組合せ応力	MPa	$\frac{F_x}{A_b}$

ここで、

基礎ボルト（左右+上下）（基準地震動 Ss）

記号	記号の説明	単位	数値
F_x	基礎ボルトに作用する引張力	N	1.12×10^4
F_y	基礎ボルトに作用する Y 軸方向のせん断力	N	3.35×10^3
F_z	基礎ボルトに作用する Z 軸方向のせん断力	N	3.24×10^2
A_b	基礎ボルトの断面積	mm ²	1.57×10^2

基礎ボルト（前後+上下）（基準地震動 Ss）

記号	記号の説明	単位	数値
F_x	基礎ボルトに作用する引張力	N	2.24×10^3
F_y	基礎ボルトに作用する Y 軸方向のせん断力	N	7.10×10^1
F_z	基礎ボルトに作用する Z 軸方向のせん断力	N	7.03×10^3
A_b	基礎ボルトの断面積	mm ²	1.57×10^2

基礎ボルト（左右+上下）（弹性設計用地震動 S_d 又は静的地震力）

記号	記号の説明	単位	数値
F_x	基礎ボルトに作用する引張力	N	6.49×10^3
F_y	基礎ボルトに作用する Y 軸方向のせん断力	N	2.17×10^3
F_z	基礎ボルトに作用する Z 軸方向のせん断力	N	2.66×10^2
A_b	基礎ボルトの断面積	mm ²	1.57×10^2

基礎ボルト（前後+上下）（弹性設計用地震動 S_d 又は静的地震力）

記号	記号の説明	単位	数値
F_x	基礎ボルトに作用する引張力	N	1.12×10^3
F_y	基礎ボルトに作用する Y 軸方向のせん断力	N	5.30×10^1
F_z	基礎ボルトに作用する Z 軸方向のせん断力	N	4.53×10^3
A_b	基礎ボルトの断面積	mm ²	1.57×10^2

4.6 応力評価条件

(1) フレーム

項目	記号	単位	数値等
材質	—	—	SS400
寸法	—	—	第4-4図

(2) 基礎ボルト

項目	記号	単位	数値等
材質	—	—	SS400
基礎ボルト呼び径	d	mm	16

5. 機能維持評価

蓄電池(3系統目)の地震時及び地震後の電気的機能維持評価について、以下に示す。

5.1 機能維持評価方法

蓄電池は、JEAG4601-1987において「装置」に分類され、一般に剛構造であるため、機能維持評価は構造健全性を確認することとされている。したがって、蓄電池の機能維持評価は、支持構造物が健全であることの確認により行う。

計装電源盤（3系統目蓄電池用）の耐震計算方法

目 次

頁

1. 概 要	6 (4) - 別添 1 - 2 - 2 - 1
2. 基本方針	6 (4) - 別添 1 - 2 - 2 - 1
2.1 構造の説明	6 (4) - 別添 1 - 2 - 2 - 1
2.2 評価方針	6 (4) - 別添 1 - 2 - 2 - 2
3. 耐震評価箇所	6 (4) - 別添 1 - 2 - 2 - 3
4. 固有値測定試験	6 (4) - 別添 1 - 2 - 2 - 3
4.1 基本方針	6 (4) - 別添 1 - 2 - 2 - 3
4.2 固有振動数の測定方法	6 (4) - 別添 1 - 2 - 2 - 3
5. 応力評価	6 (4) - 別添 1 - 2 - 2 - 4
5.1 基本方針	6 (4) - 別添 1 - 2 - 2 - 4
5.2 使用材料の許容応力	6 (4) - 別添 1 - 2 - 2 - 4
5.3 設計用地震力	6 (4) - 別添 1 - 2 - 2 - 5
5.4 応力評価方法	6 (4) - 別添 1 - 2 - 2 - 11
5.5 応力評価条件	6 (4) - 別添 1 - 2 - 2 - 13
6. 機能維持評価	6 (4) - 別添 1 - 2 - 2 - 15
6.1 機能維持評価方法	6 (4) - 別添 1 - 2 - 2 - 15

1. 概要

本資料は、資料 6-1 「耐震設計の基本方針」に基づき、計装電源盤（3 系統目蓄電池用）が設計用地震力に対して十分な構造強度及び電気的機能を有していることを説明するための耐震計算方法について説明するものである。その耐震評価は、応力評価及び機能的維持評価により行う。

2. 基本方針

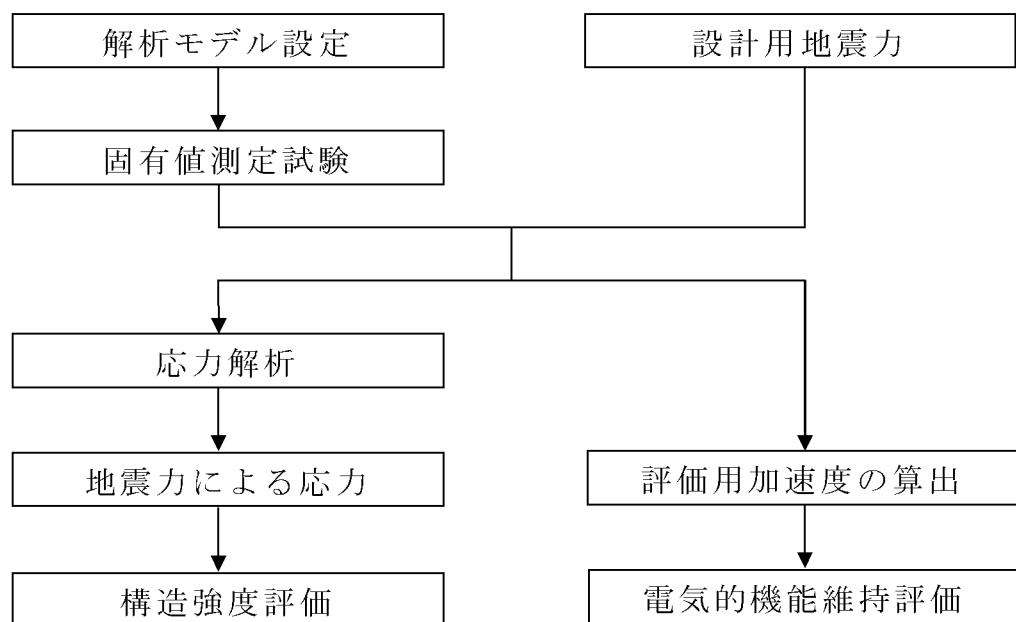
2.1 構造の説明

資料 6-1 「耐震設計の基本方針」に基づき、設計する。

2.2 評価方針

計装電源盤（3系統目蓄電池用）の応力評価は、資料6-1「耐震設計の基本方針」にて設定した荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界に基づき、「2.1 構造の説明」にて示す計装電源盤（3系統目蓄電池用）の部位を踏まえ「3. 耐震評価箇所」にて設定する箇所に作用する応力等が許容限界内に収まることを、「5. 応力評価」にて示す方法にて確認することで実施する。また、計装電源盤（3系統目蓄電池用）の機能維持評価は、資料6-1「耐震設計の基本方針」にて設定した電気的機能維持の方針に基づき、地震時の応答加速度が電気的機能確認済加速度以下であることを「6. 機能維持評価」にて示す方法にて確認することで実施する。

計装電源盤（3系統目蓄電池用）の耐震評価フローを第2-1図に示す。



第2-1図 計装電源盤（3系統目蓄電池用）の耐震評価フロー

3. 耐震評価箇所

計装電源盤（3系統目蓄電池用）の耐震評価は、耐震評価上厳しくなる基礎ボルトを選定して実施する。

4. 固有値測定試験

計装電源盤（3系統目蓄電池用）の固有振動数測定方法について以下に示す。

4.1 基本方針

正弦波掃引試験にて計装電源盤（3系統目蓄電池用）の固有振動数を求める。

4.2 固有振動数の測定方法

計装電源盤（3系統目蓄電池用）については、実機相当の模擬盤を用いて実機据付状態と同様な方法で加振台へ固定し、正弦波掃引試験により固有振動数を確認する。

5. 応力評価

計装電源盤（3系統目蓄電池用）の応力評価方法について以下に示す。

5.1 基本方針

- (1) 耐震計算モデルは 1 質点系モデルとし、盤の重心位置に地震荷重が作用するものとする。
- (2) 許容応力について、JSME S NJ1－2012 の Part3 を用いて計算する際に、温度が図表記載値の中間の値の場合は、比例法を用いて計算する。
但し、比例法を用いる場合の端数処理は、小数第 1 位以下を切り捨てた値を用いるものとする。
- (3) 耐震計算に用いる寸法は、公称値を使用する。

5.2 使用材料の許容応力

計装電源盤（3 系統目蓄電池用）の重大事故等対処施設の評価に用いる使用材料の許容応力を第 5－1 表に示す。

第5－1表 使用材料の許容応力（重大事故等対処施設）

評価部位	材質	温度条件 (°C)	S _y (MPa)	S _u (MPa)	F (MPa)	F* (MPa)
基礎ボルト	SS400	49 (雰囲気温度)	231	395	231	276

5.3 設計用地震力

(1) 静的地震力

静的地震力は、次の震度に基づき算定する。

種別	設備分類 施設区分	水平震度	鉛直震度
機器	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	3.6C _I (注)	0.288

(注) C_I : 標準せん断力係数を 0.2 とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮して求められる値で次式に基づく。

$$C_I = R_t \cdot A_i \cdot C_0$$

R_t : 振動特性係数 0.8

A_i : C_I の分布係数

C₀ : 標準せん断力係数 0.2

(2) 動的地震力

設計用床応答曲線区分及び減衰定数を第 5-2 表に示す。

動的地震力は、第 5-1 図および第 5-2 図に示す設計用床応答曲線を使用する。

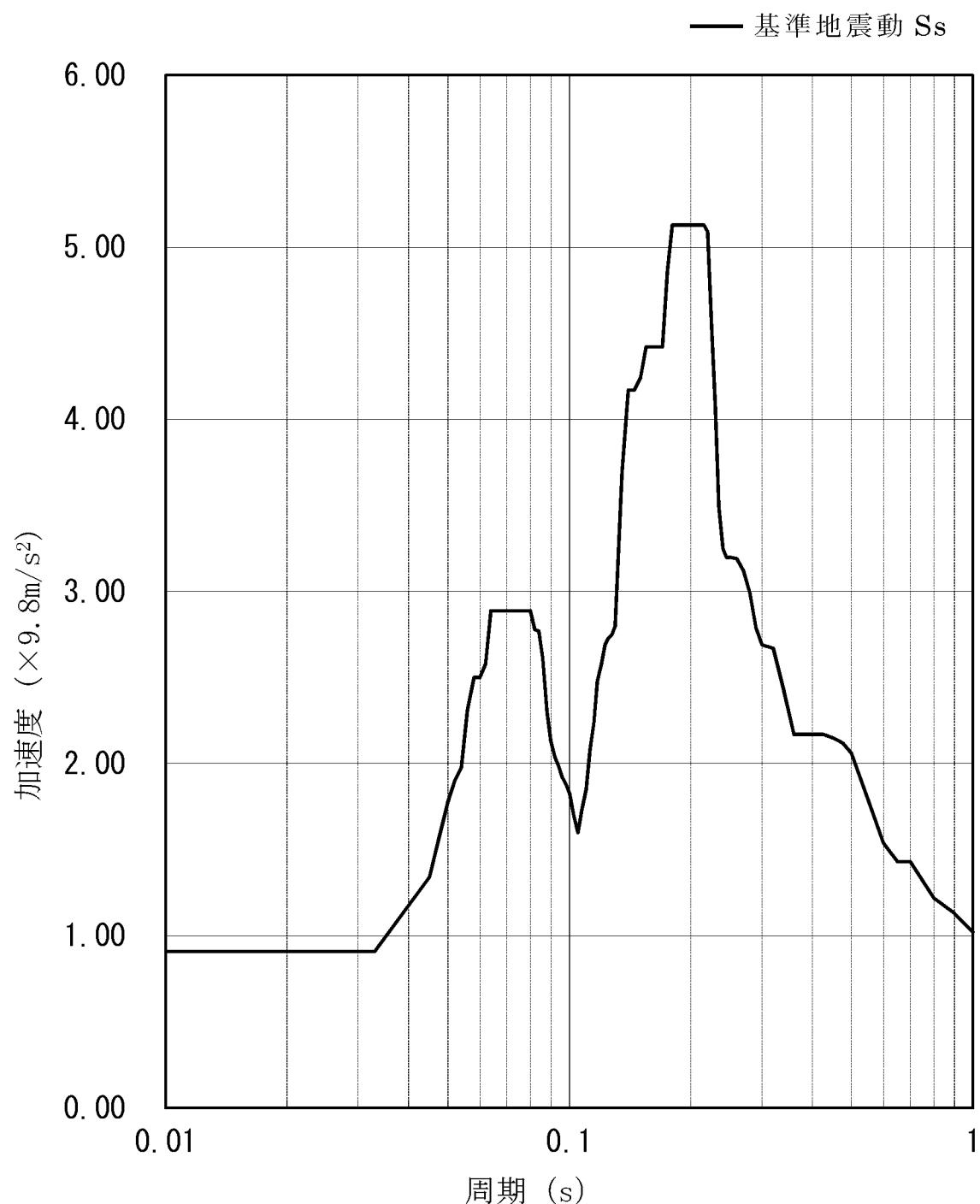
第 5-2 表 設計用地震力及び減衰定数

地震動	設置場所 及び 床面高さ (m)	設計用床応答曲線		
		建屋 及び高さ (m)	方 向	減衰定数 (%)
基準地震動 Ss	原子炉補助建屋 EL.-3.50	原子炉補助建屋 EL.-3.50	水平	4.0
			鉛直	1.0
弾性設計用地震動 Sd	原子炉補助建屋 EL.-3.50	原子炉補助建屋 EL.-3.50	水平	4.0
			鉛直	1.0

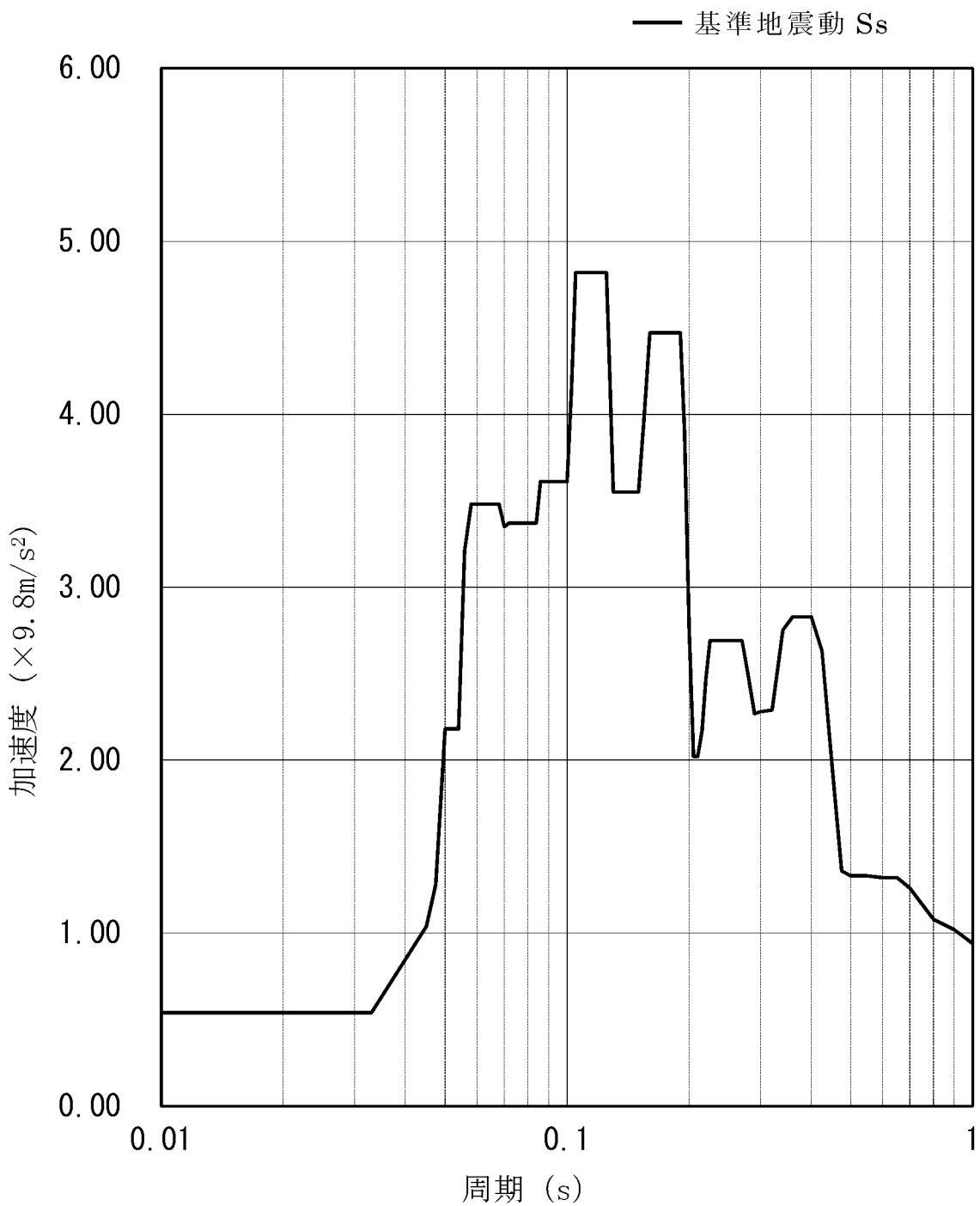
(3) 設計用地震力

Sd 地震時の評価では、水平地震力と鉛直地震力は静的地震力と動的地震力のいずれか大きい方とする。水平方向及び鉛直方向が静的地震力の場合は同時に不利な方向に作用するものとする。

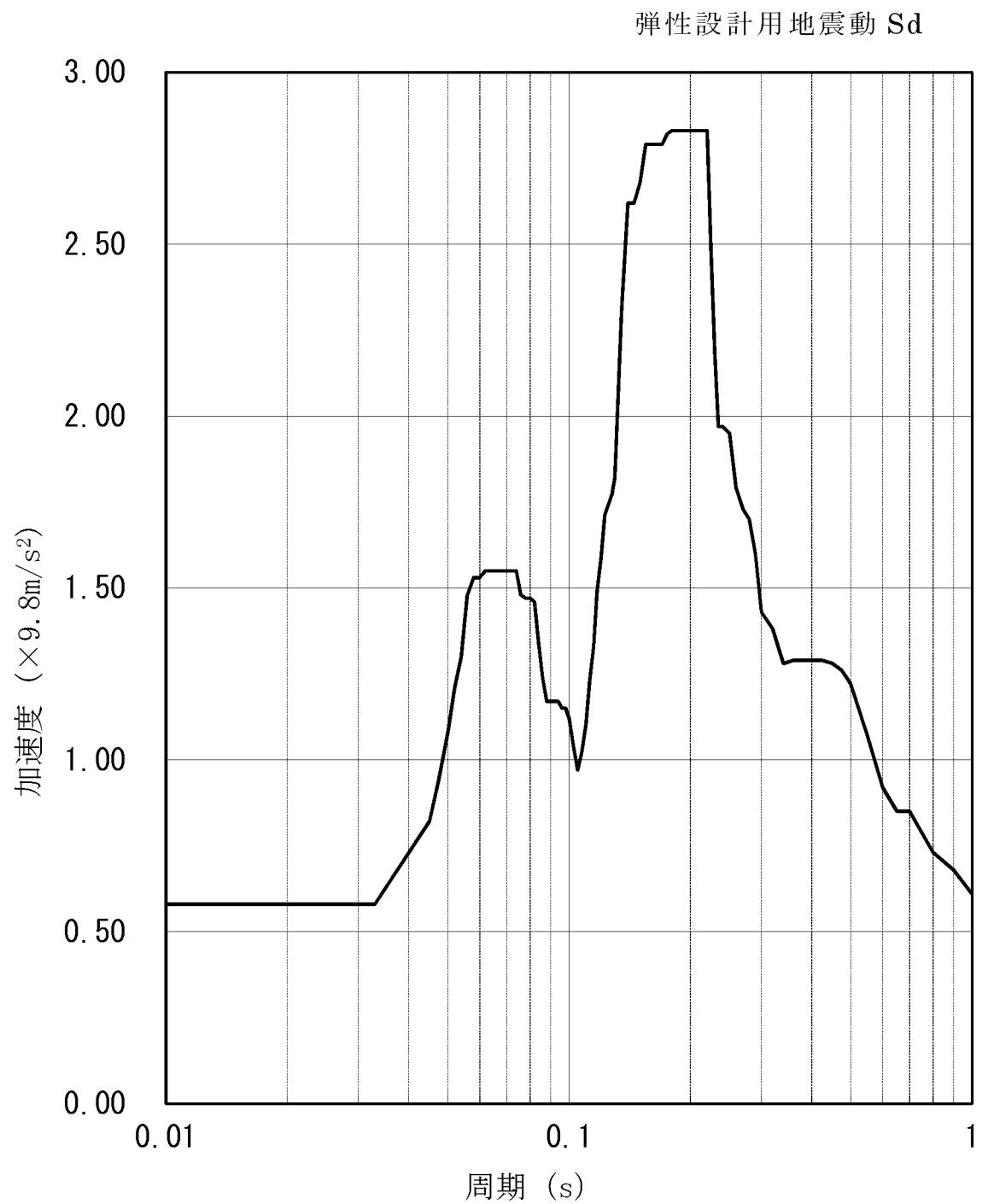
Ss 地震時の評価では、水平地震力と鉛直地震力は動的地震力とする。



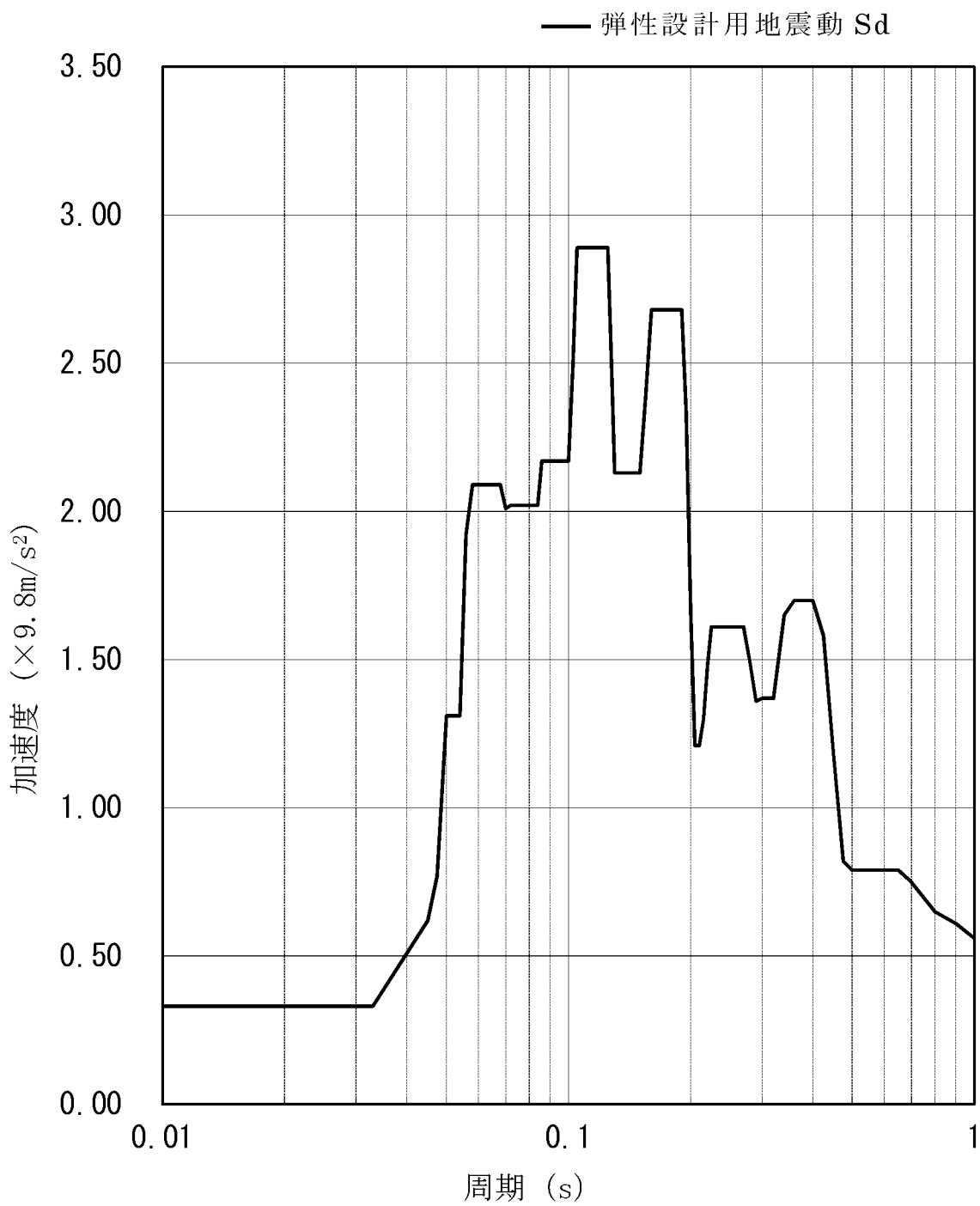
第 5-1 図(1/2) 基準地震動 Ss
(原子炉補助建屋 EL.-3.50m 減衰定数 4.0% 水平方向 包絡)



第 5-1 図(2/2) 基準地震動 Ss
 (原子炉補助建屋 EL.-3.50m 減衰定数 1.0% 鉛直方向 包絡)



第 5-2 図(1/2) 弹性設計用地震動 Sd
 (原子炉補助建屋 EL.-3.50m 減衰定数 4.0% 水平方向 包絡)



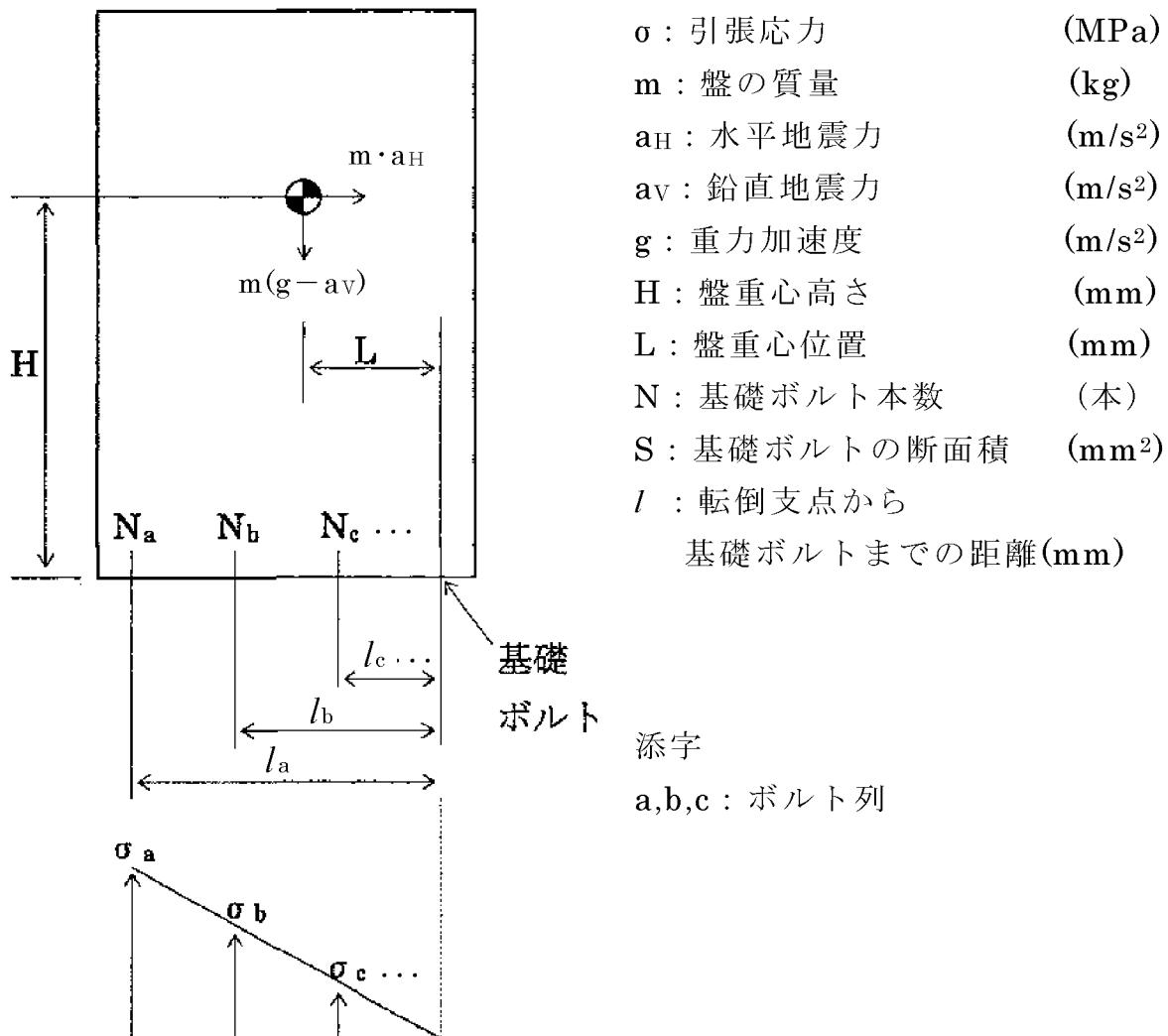
第 5-2 図(2/2) 弹性設計用地震動 Sd
(原子炉補助建屋 EL.-3.50m 減衰定数 1.0% 鉛直方向 包絡)

5.4 応力評価方法

応力算出の概念を示す図及び計算式を以下に示す。

基礎ボルトの配置概略図を第5-3図に示す。

なお、以降に示す計算方法は、左右・前後方向共通である。



第5-3図 基礎ボルト配置概略図

5.4.1 基礎ボルトの引張応力

地震時の引張応力は、ボルト端列を支点とし各ボルト列応力が支点からの距離に比例するとして、モーメントのつり合い式より計算する。

$$\frac{\sigma_a}{l_a} = \frac{\sigma_b}{l_b} = \frac{\sigma_c}{l_c} = \dots \quad (1)$$

$$(N_a \times S) \times \sigma_a \times l_a + (N_b \times S) \times \sigma_b \times l_b + (N_c \times S) \times \sigma_c \times l_c + \dots \\ = m \times a_H \times H - m \times (g - a_V) \times L \quad (2)$$

①、②式より

$$\sigma_{max} = \sigma_a = \frac{l_a \times m \times \{a_H \times H - (g - a_V) \times L\}}{(N_a \times l_a^2 + N_b \times l_b^2 + N_c \times l_c^2 + \dots) \times S} \quad (3)$$

5.4.2 基礎ボルトのせん断応力

せん断応力は以下の式より計算する。

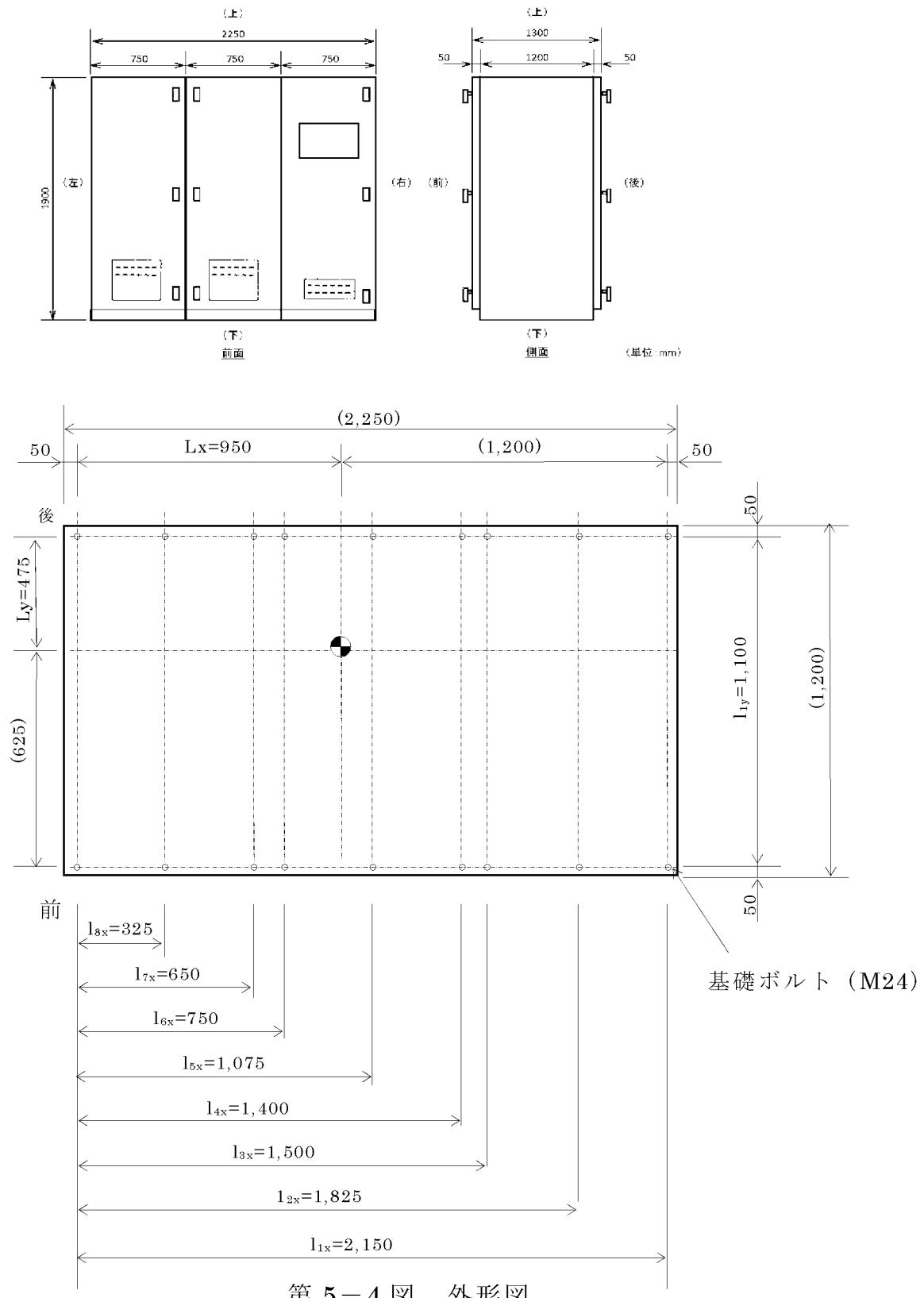
$$\tau = \frac{m \times a_H}{N \times S}$$

ここで、

τ	: せん断応力	(MPa)
m	: 盤の質量	(kg)
N	: ボルト本数	(本)
a_H	: 水平地震力	(m/s ²)
S	: 基礎ボルト有効断面積	(mm ²)

5.5 応力評価条件

(1) 外形図を第 5-4 図に、評価条件を第 5-3 表に示す。



第 5-4 図 外形図

第5-3表 応力評価条件

項目	記号	単位	数値等
盤の質量	m	kg	4,200
重力加速度	g	m/s ²	9.80665
盤重心位置	高さ	mm	775
	左右方向	mm	950 (注)
	前後方向	mm	475 (注)
基礎ボルト	l_{1x}	mm	2,150
	l_{2x}	mm	1,825
	l_{3x}	mm	1,500
	l_{4x}	mm	1,400
	l_{5x}	mm	1,075
	l_{6x}	mm	750
	l_{7x}	mm	650
	l_{8x}	mm	325
	支点からの基礎ボルト距離 (前後方向)	mm	1,100
	材料	—	SS400
支点からの基礎ボルト距離 (前後方向)	呼び径	—	M24
	有効断面積	S	mm ²
	本数	N	本
	雰囲気温度条件	—	°C

(注) ボルト列からの距離

6. 機能維持評価

計装電源盤（3系統目蓄電池用）の地震時及び地震後の電気的機能維持評価について、以下に示す。

6.1 機能維持評価方法

計装電源盤（3系統目蓄電池用）の評価用加速度が機能確認済加速度以下であることを確認する。機能確認済加速度には、器具単体（主回路部品、制御回路部品並びに主回路部品および制御回路部品の機能保持に必要な補助部品）の加振試験において、電気的機能の健全性を確認した加振波の最大加速度を適用する。機能確認済加速度を第6-1表に示す。

第6-1表 機能確認済加速度

方向	機能確認済加速度 ($\times 9.8 \text{m/s}^2$)
水平	[Redacted]
鉛直	[Redacted]

別添 1-2-3

充電器盤（3系統目蓄電池用）の耐震計算方法

目 次

頁

1. 概 要	6 (4) - 別添 1 - 2 - 3 - 1
2. 基本方針	6 (4) - 別添 1 - 2 - 3 - 1
2.1 構造の説明	6 (4) - 別添 1 - 2 - 3 - 1
2.2 評価方針	6 (4) - 別添 1 - 2 - 3 - 2
3. 耐震評価箇所	6 (4) - 別添 1 - 2 - 3 - 3
4. 地震応答解析及び応力評価	6 (4) - 別添 1 - 2 - 3 - 4
4.1 基本方針	6 (4) - 別添 1 - 2 - 3 - 4
4.2 使用材料の許容応力	6 (4) - 別添 1 - 2 - 3 - 4
4.3 設計用地震力	6 (4) - 別添 1 - 2 - 3 - 6
4.4 解析モデル及び諸元	6 (4) - 別添 1 - 2 - 3 - 12
4.5 応力評価方法	6 (4) - 別添 1 - 2 - 3 - 14
4.6 応力評価条件	6 (4) - 別添 1 - 2 - 3 - 22
5. 機能維持評価	6 (4) - 別添 1 - 2 - 3 - 23
5.1 機能維持評価方法	6 (4) - 別添 1 - 2 - 3 - 23

1. 概要

本資料は、資料 6-1「耐震設計の基本方針」に基づき、充電器盤（3 系統目蓄電池用）が設計用地震力に対して十分な構造強度及び電気的機能を有していることを説明するための耐震計算方法について説明するものである。その耐震評価は地震応答解析及び応力評価並びに機能維持評価により行う。

2. 基本方針

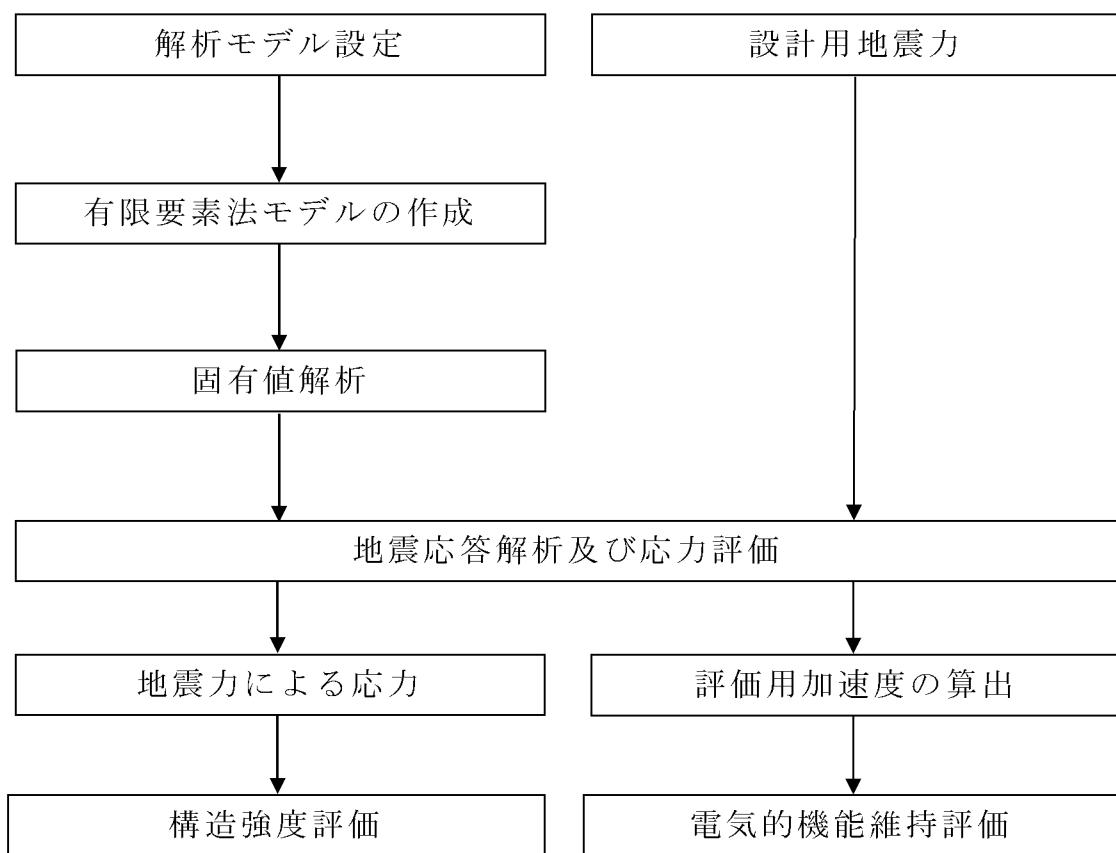
2.1 構造の説明

資料 6-1「耐震設計の基本方針」に基づき、設計する。

2.2 評価方針

充電器盤（3系統目蓄電池用）の構造強度評価は、資料6-1「耐震設計の基本方針」にて設定した荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界に基づき、「2.1 構造の説明」にて示す充電器盤（3系統目蓄電池用）の部位を踏まえ「3. 耐震評価箇所」にて設定する箇所に作用する応力等が許容限界内に収まるることを、「4. 地震応答解析及び応力評価」にて示す方法にて確認することで実施する。また、充電器盤（3系統目蓄電池用）の機能維持評価は、資料6-1「耐震設計の基本方針」にて設定した電気的機能維持の方針に基づき、地震時の応答加速度が電気的機能確認済加速度以下であることを、「5. 機能維持評価」にて示す方法にて確認することで実施する。

充電器盤（3系統目蓄電池用）の耐震評価フローを第2-1図に示す。



第2-1図 充電器盤（3系統目蓄電池用）の耐震評価フロー

3. 耐震評価箇所

充電器盤（3系統目蓄電池用）の耐震評価は、耐震評価上厳しくなるフレーム、器具取付板、据付架台、盤取付ボルト及び基礎ボルトを選定して実施する。

4. 地震応答解析及び応力評価

4.1 基本方針

(1) 充電器盤（3系統目蓄電池用）を構成する

[REDACTED]としてモデル化した3次元FEMモデルによる固有値解析を行い、固有振動数が30Hz以上である場合は最大床加速度の1.2倍を用いた静解析を、20Hz以上30Hz未満である場合はスペクトルモーダル解析及び最大床加速度の1.2倍を用いた静解析を、20Hz未満である場合はスペクトルモーダル解析を実施する。

(2) 取付器具は、[REDACTED]として付加する。

(3) 解析コードはMSC NASTRAN Ver.2008.0.4を使用する。なお、評価に用いる解析コードMSC NASTRAN Ver.2008.0.4の検証及び妥当性確認等の概要については、別紙「計算機プログラム（解析コード）の概要」に示す。

(4) 拘束条件は基礎ボルトで[REDACTED]を固定とする。

[REDACTED]

(5) 許容応力について、JSME S NJ1-2012のPart3を用いて計算する際に、温度が図表記載値の中間の値の場合は、比例法を用いて計算する。

但し、比例法を用いる場合の端数処理は、小数第1位以下を切り捨てた値を用いるものとする。

(6) 耐震計算に用いる寸法は、公称値を使用する。

4.2 使用材料の許容応力

充電器盤（3系統目蓄電池用）の重大事故等対処施設の評価に用いる使用材料の許容応力を第4-1表に示す。

第4-1表 使用材料の許容応力（重大事故等対処施設）

評価部位	材料	温度条件 (°C)	S_y (MPa)	S_u (MPa)	F (MPa)	F^* (MPa)
フレーム	SS400	49 (霧囲気温度)	241	395	241	276
器具取付板			241	395	241	276
据付架台	SS400 ($t \leq 16\text{mm}$)	49 (霧囲気温度)	231	395	231	276
	SS400 ($16\text{mm} < t \leq 40\text{mm}$)		241	395	241	276
盤取付ボルト	SS400					
基礎ボルト						

4.3 設計用地震力

(1) 静的地震力

静的地震力は、次の震度に基づき算定する。

種別	設備分類 施設区分	水平震度	鉛直震度
機器	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	3.6C _I (注)	0.288

(注) C_I : 標準せん断力係数を 0.2 とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮して求められる値で次式に基づく。

$$C_I = R_t \cdot A_i \cdot C_0$$

R_t : 振動特性係数 0.8

A_i : C_I の分布係数

C₀ : 標準せん断力係数 0.2

(2) 動的地震力

設計用床応答曲線区分及び減衰定数を第 4-2 表に示す。

動的地震力は第 4-1 図および第 4-2 図に示す設計用床応答曲線を使用する。

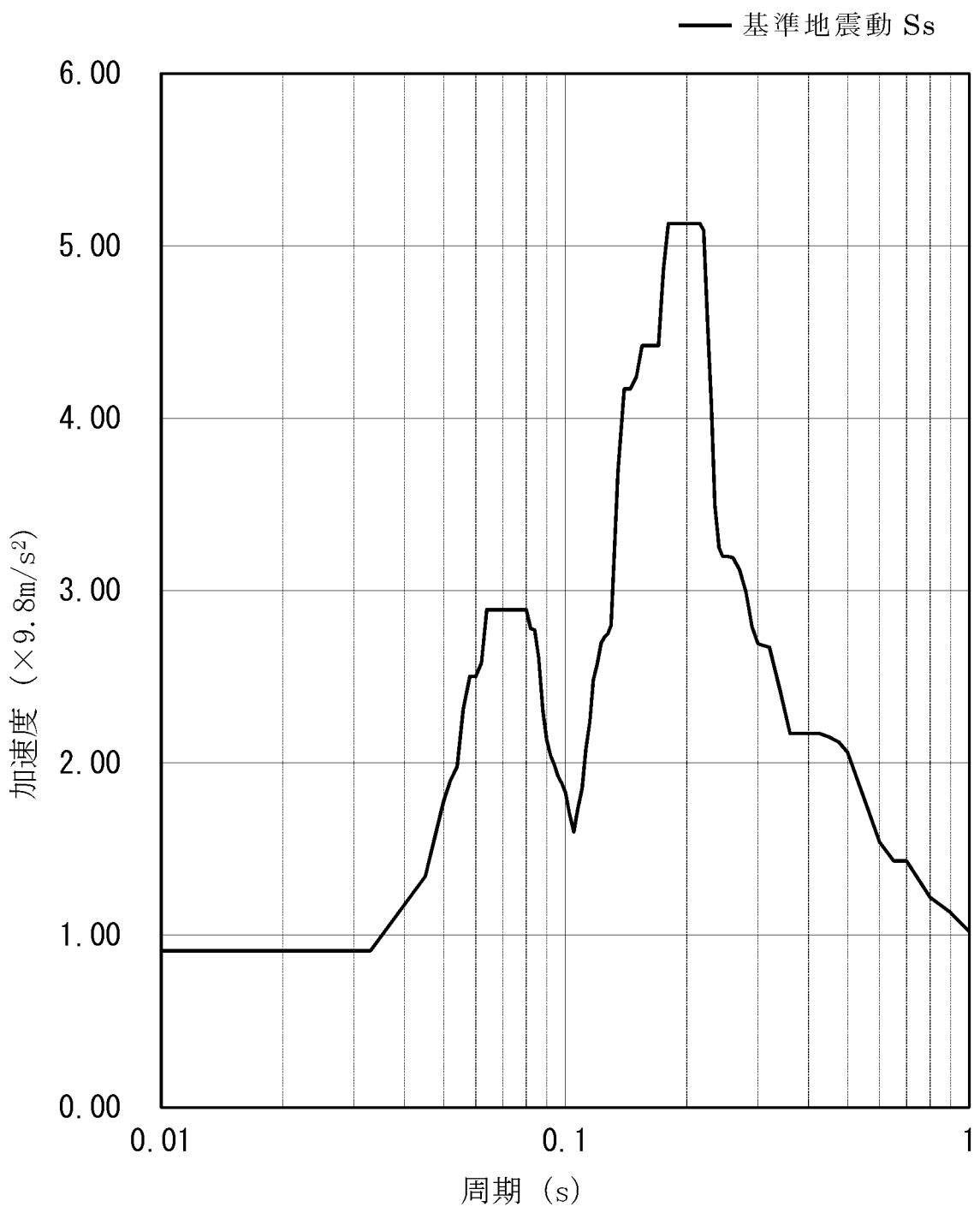
第 4-2 表 設計用床応答曲線区分及び減衰定数

地震動	設置場所 及び 床面高さ (m)	設計用床応答曲線		
		建屋 及び高さ (m)	方 向	減衰定数 (%)
基準地震動 S _s	原子炉 補助建屋 EL.-3.50	原子炉 補助建屋 EL.-3.50	水平	4.0
			鉛直	1.0
弹性設計用地震動 S _d	原子炉 補助建屋 EL.-3.50	原子炉 補助建屋 EL.-3.50	水平	4.0
			鉛直	1.0

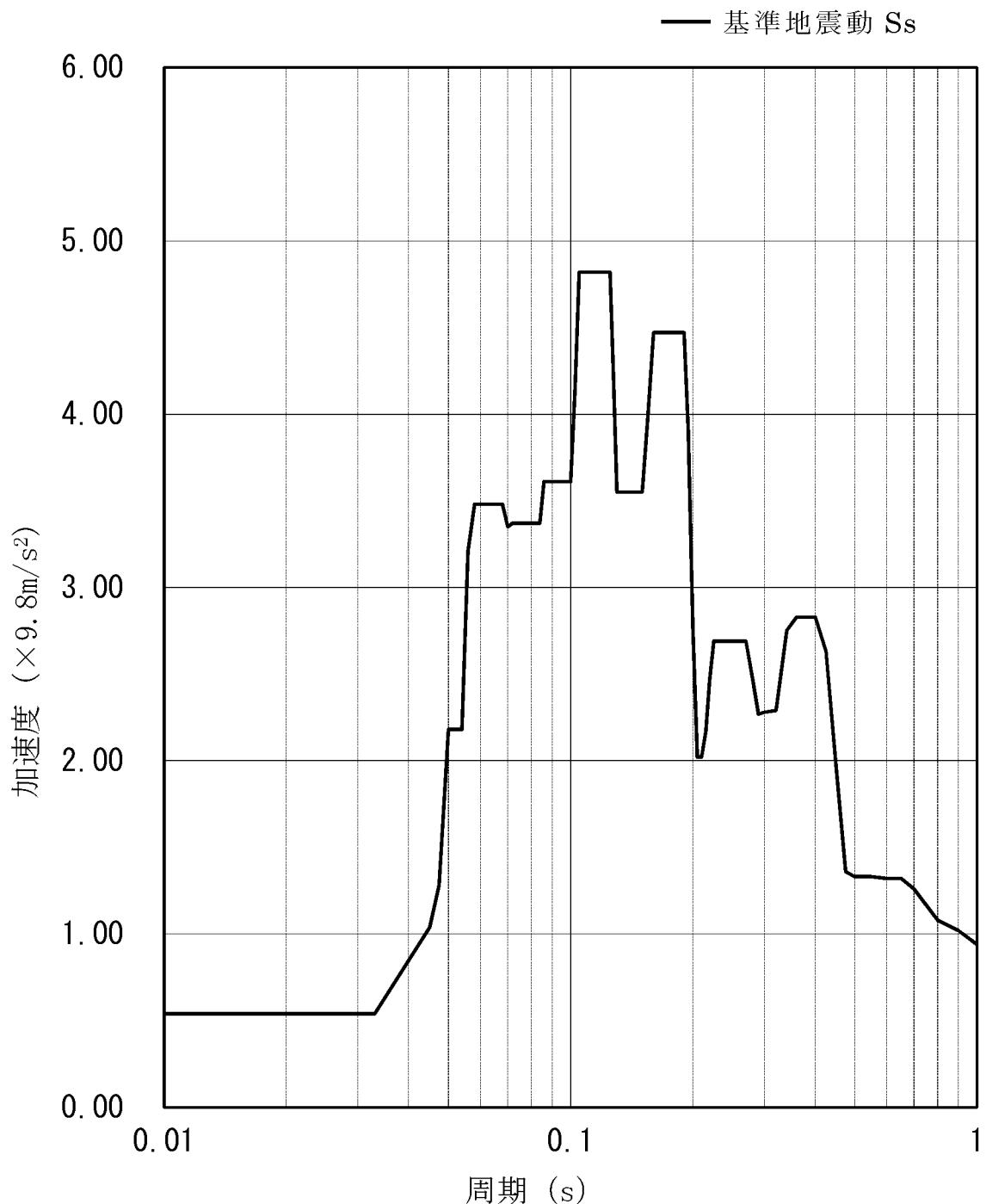
(3) 設計用地震力

Sd 地震時の評価では、水平地震力と鉛直地震力は静的地震力と動的地震力のいずれか大きい方とする。水平方向及び鉛直方向が静的地震力の場合は同時に不利な方向に作用するものとする。

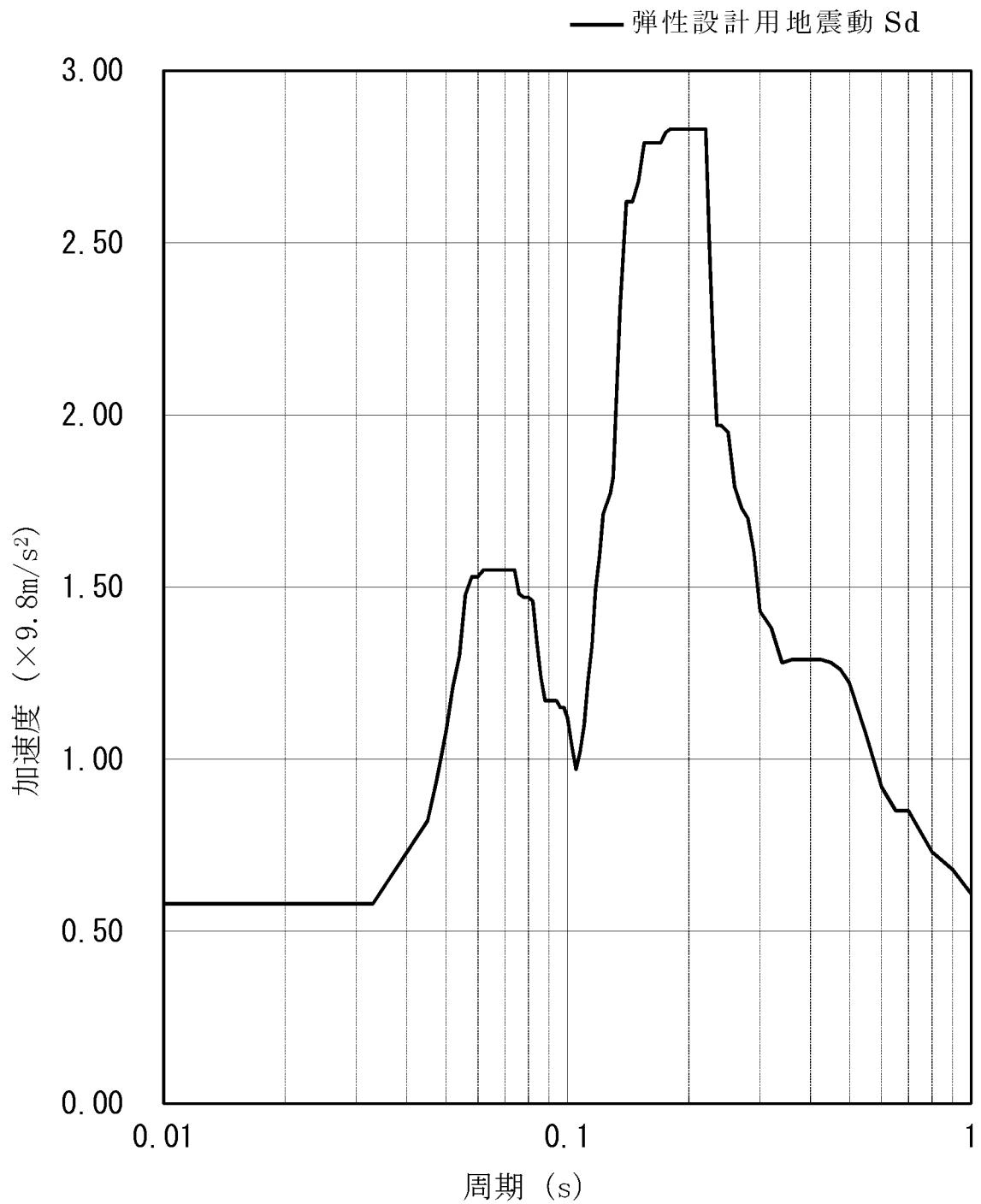
Ss 地震時の評価では、水平地震力と鉛直地震力は動的地震力とする。



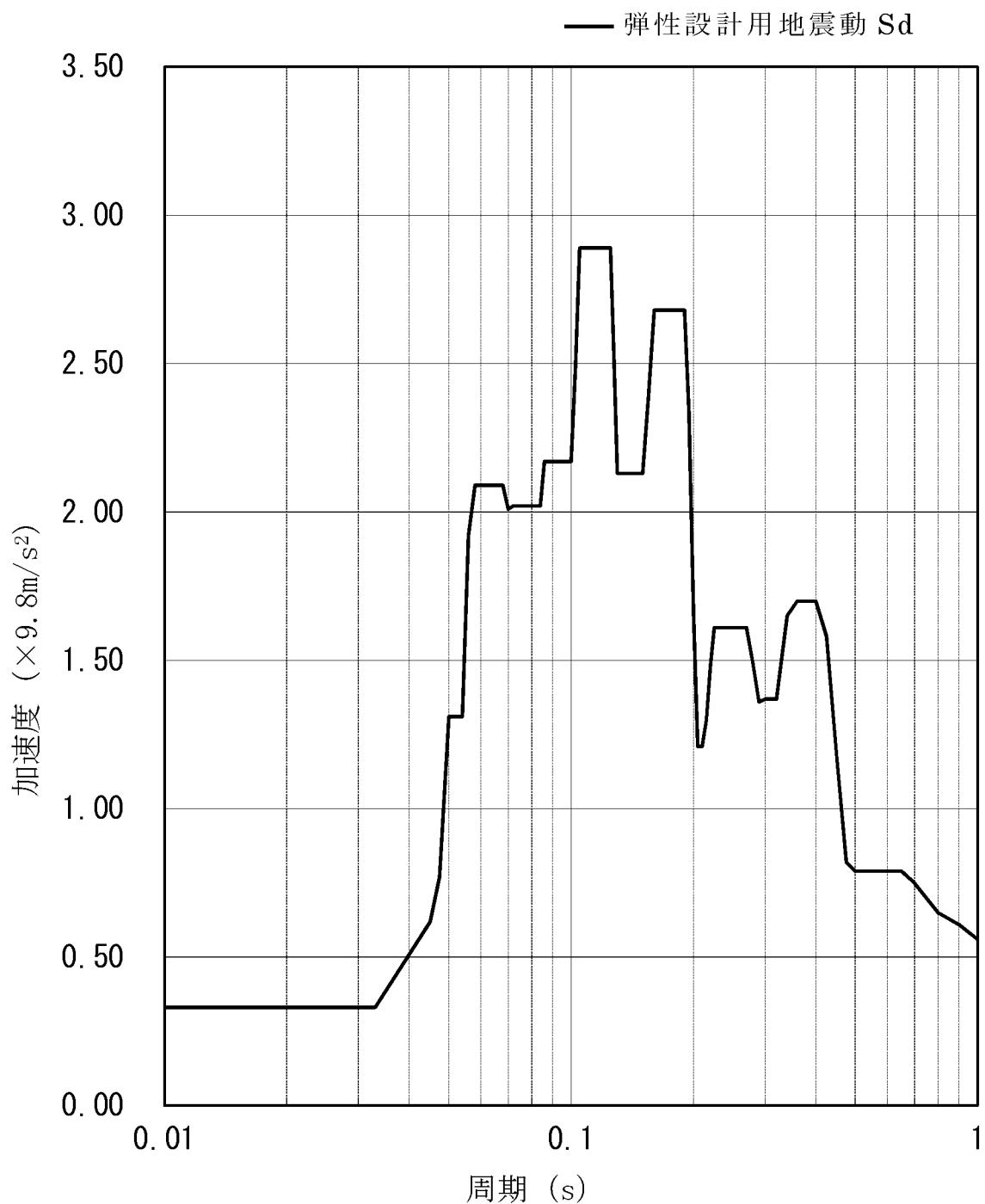
第 4-1 図(1/2) 基準地震動 Ss
(原子炉補助建屋 EL. -3.50m 減衰定数 4.0% 水平方向 包絡)



第 4-1 図(2/2) 基準地震動 Ss
 (原子炉補助建屋 EL.-3.50m 減衰定数 1.0% 鉛直方向 包絡)



第 4-2 図(1/2) 弹性設計用地震動 S_d
 (原子炉補助建屋 EL. -3.50m 減衰定数 4.0% 水平方向 包絡)

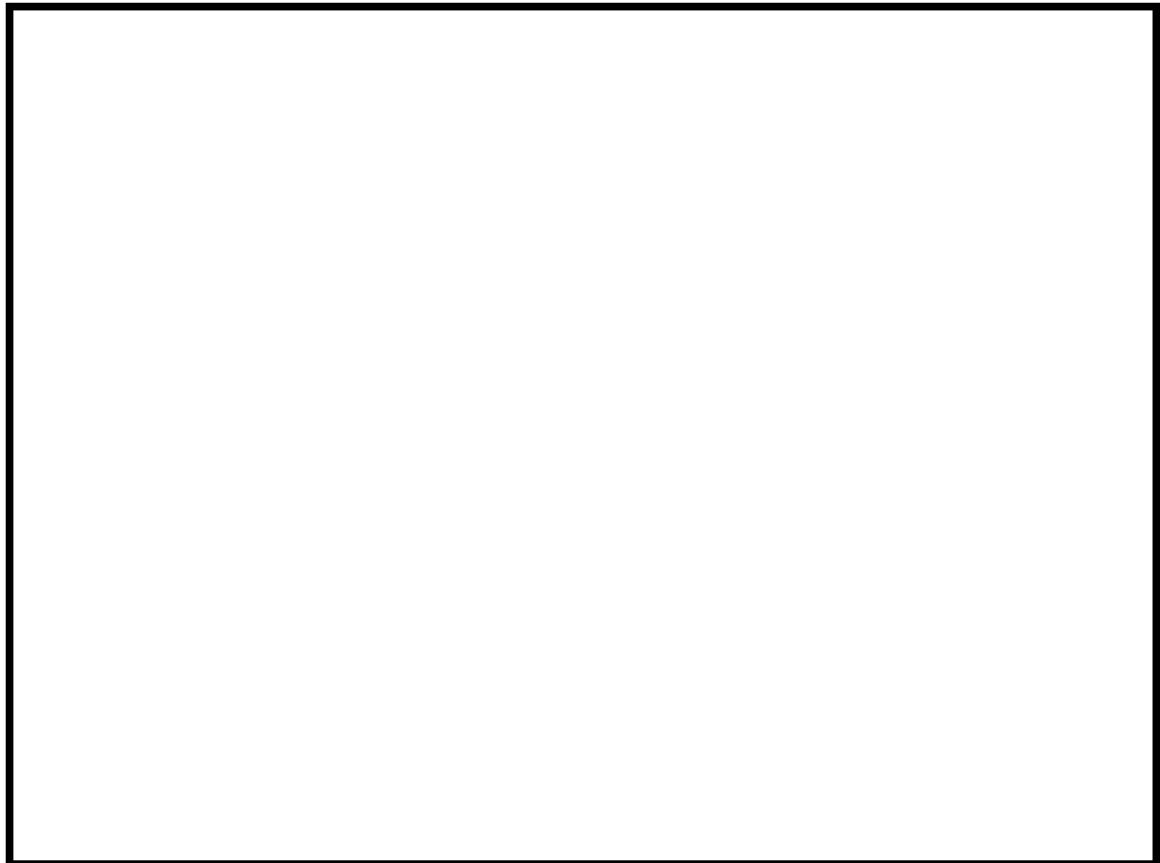


第 4-2 図(2/2) 弹性設計用地震動 S_d
(原子炉補助建屋 EL. - 3.50m 減衰定数 1.0% 鉛直方向 包絡)

4.4 解析モデル及び諸元

解析モデルは、充電器盤（3系統目蓄電池用）を構成する

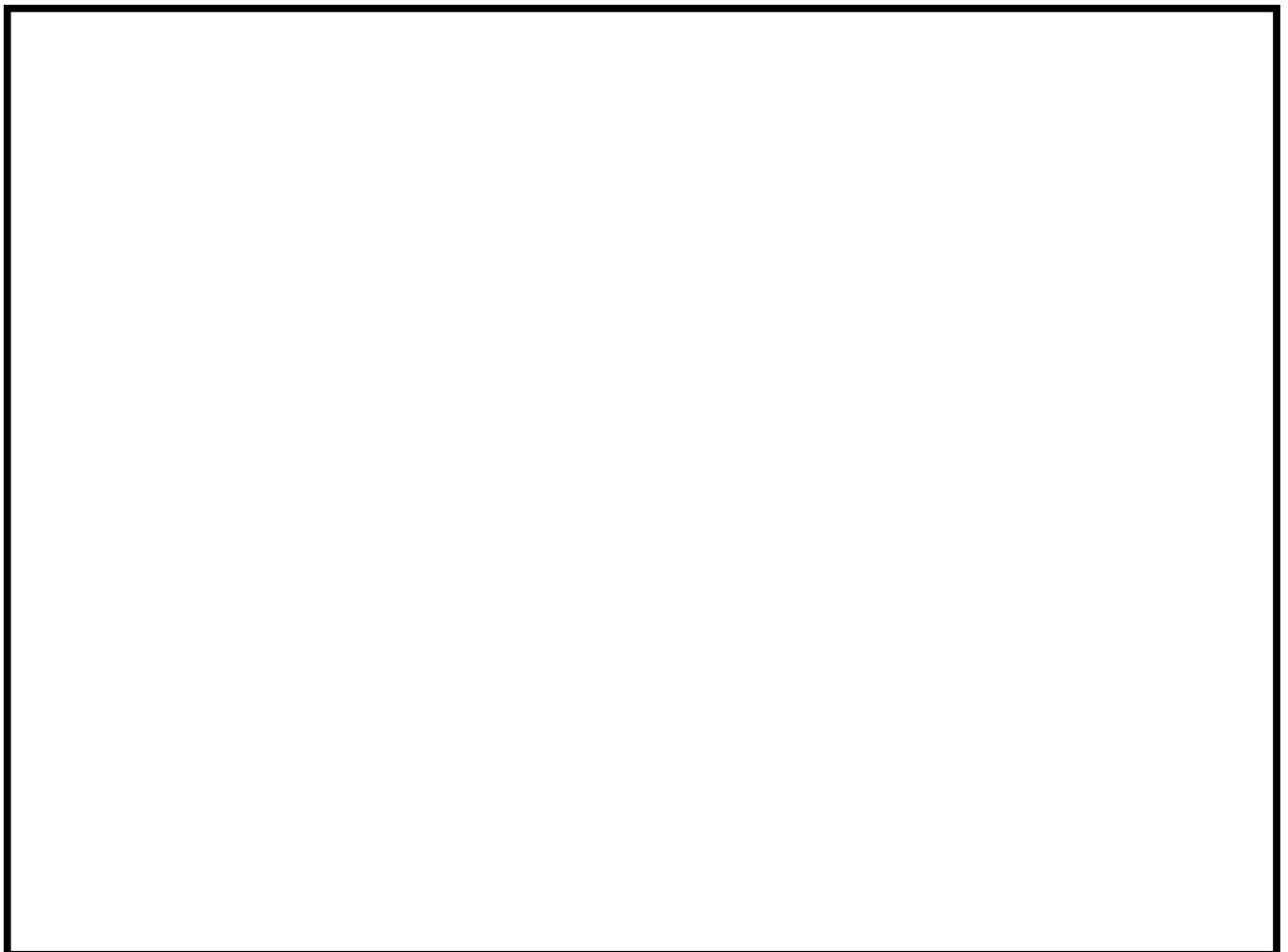
としてモデル化した3次元FEMモデルである。解析モデルを第4-3図に、解析モデルの諸元を第4-3表に示す。



第4-3図 解析モデル

第4-3表 解析モデルの諸元

項目	記号	単位	数値等
材質	—	—	SS400
温度条件(雰囲気温度)	T	°C	49
質量	—	kg	
縦弾性係数	E	MPa	2.01×10^5
ポアソン比	v	—	0.3
寸法	—	—	第4-4図
要素数	—	個	
節点数	—	個	



(単位 : mm)

第 4-4 図 充電器盤（3 系統目蓄電池用）外形図

4.5 応力評価方法

4.5.1 [REDACTED] の応力計算式

FEM 解析の結果から得られる [REDACTED]

[REDACTED] の応力成分を用いて、以下の式により最大の組合せ応力を計算する。

応力の種類	単位	応力計算式
組合せ	MPa	$\sqrt{\sigma_x^2 + \sigma_y^2 - \sigma_x \sigma_y + 3\tau_{xy}^2}$

ここで、

σ_x 、 σ_y : 膜+曲げ応力(MPa)

τ_{xy} : せん断応力(MPa)

4.5.2 [REDACTED] の応力計算式

FEM 解析の結果から得られる [REDACTED] の荷重、モーメントを用いて、以下の式により最大応力及び組合せ応力を計算する。

応力の種類	単位	応力計算式
引張応力 σ_t	MPa	$\frac{F_x}{A}$
圧縮応力 σ_c	MPa	$\frac{F_x}{A}$
曲げ応力 σ_b	MPa	$\frac{M_y}{Z_y} + \frac{M_z}{Z_z}$
せん断応力 τ	MPa	$\frac{F_y}{A_y} + \frac{F_z}{A_z} + \frac{M_x}{Z_p}$
組合せ	引張+曲げ	$\frac{\sigma_t + \sigma_b}{1.5 f_t^*}$
	圧縮+曲げ	$\frac{\sigma_c}{1.5 f_c^*} + \frac{\sigma_b}{1.5 f_b^*}$

ここで、
 (左右+上下) (基準地震動 Ss)

記号	記号の説明	単位	数値
F_x	はりに作用する引張力	N	7.92×10^3
	はりに作用する圧縮力	N	8.44×10^3
F_y	はりに作用する Y 軸方向のせん断力	N	6.44×10^2
F_z	はりに作用する Z 軸方向のせん断力	N	2.59×10^1
M_y	はりに作用する Y 軸周りの曲げモーメント	N·mm	6.80×10^4
M_z	はりに作用する Z 軸周りの曲げモーメント	N·mm	1.05×10^4
M_x	はりに作用するねじりモーメント	N·mm	1.19×10^4
A	引張力が作用するはりの断面積	mm ²	8.82×10^2
	圧縮力が作用するはりの断面積	mm ²	8.82×10^2
A_y	はりの有効せん断断面積 (Y 軸方向)	mm ²	2.00×10^2
A_z	はりの有効せん断断面積 (Z 軸方向)	mm ²	2.00×10^2
Z_y	はりの Y 軸まわりの断面係数	mm ³	1.91×10^3
Z_z	はりの Z 軸まわりの断面係数	mm ³	1.91×10^3
Z_p	はりのねじり断面係数	mm ³	6.24×10^2

(前後+上下) (基準地震動 Ss)

記号	記号の説明	単位	数値
F_x	はりに作用する引張力	N	5.80×10^3
	はりに作用する圧縮力	N	6.67×10^3
F_y	はりに作用する Y 軸方向のせん断力	N	1.93×10^3
F_z	はりに作用する Z 軸方向のせん断力	N	4.71×10^3
M_y	はりに作用する Y 軸周りの曲げモーメント	N·mm	5.26×10^4
M_z	はりに作用する Z 軸周りの曲げモーメント	N·mm	7.55×10^3
M_x	はりに作用するねじりモーメント	N·mm	8.58×10^3
A	引張力が作用するはりの断面積	mm ²	1.19×10^3
	圧縮力が作用するはりの断面積	mm ²	8.82×10^2
A_y	はりの有効せん断断面積 (Y 軸方向)	mm ²	7.50×10^2
A_z	はりの有効せん断断面積 (Z 軸方向)	mm ²	5.00×10^2
Z_y	はりの Y 軸まわりの断面係数	mm ³	1.91×10^3
Z_z	はりの Z 軸まわりの断面係数	mm ³	1.91×10^3
Z_p	はりのねじり断面係数	mm ³	2.29×10^3

(左右+上下) (弹性設計用地震動 S_d 又は静的地震力)

記号	記号の説明	単位	数値
F_x	はりに作用する引張力	N	4.98×10^3
	はりに作用する圧縮力	N	1.24×10^3
F_y	はりに作用する Y 軸方向のせん断力	N	4.65×10^2
F_z	はりに作用する Z 軸方向のせん断力	N	1.83×10^1
M_y	はりに作用する Y 軸周りの曲げモーメント	N·mm	5.19×10^4
M_z	はりに作用する Z 軸周りの曲げモーメント	N·mm	7.40×10^3
M_x	はりに作用するねじりモーメント	N·mm	8.56×10^3
A	引張力が作用するはりの断面積	mm ²	8.82×10^2
	圧縮力が作用するはりの断面積	mm ²	3.76×10^2
A_y	はりの有効せん断断面積 (Y 軸方向)	mm ²	2.00×10^2
A_z	はりの有効せん断断面積 (Z 軸方向)	mm ²	2.00×10^2
Z_y	はりの Y 軸まわりの断面係数	mm ³	1.91×10^3
Z_z	はりの Z 軸まわりの断面係数	mm ³	1.91×10^3
Z_p	はりのねじり断面係数	mm ³	6.24×10^2

(前後+上下) (弹性設計用地震動 S_d 又は静的地震力)

記号	記号の説明	単位	数値
F_x	はりに作用する引張力	N	4.57×10^3
	はりに作用する圧縮力	N	5.29×10^3
F_y	はりに作用する Y 軸方向のせん断力	N	1.67×10^3
F_z	はりに作用する Z 軸方向のせん断力	N	4.10×10^3
M_y	はりに作用する Y 軸周りの曲げモーメント	N·mm	4.49×10^4
M_z	はりに作用する Z 軸周りの曲げモーメント	N·mm	5.21×10^3
M_x	はりに作用するねじりモーメント	N·mm	7.49×10^3
A	引張力が作用するはりの断面積	mm ²	1.19×10^3
	圧縮力が作用するはりの断面積	mm ²	8.82×10^2
A_y	はりの有効せん断断面積 (Y 軸方向)	mm ²	7.50×10^2
A_z	はりの有効せん断断面積 (Z 軸方向)	mm ²	5.00×10^2
Z_y	はりの Y 軸まわりの断面係数	mm ³	1.91×10^3
Z_z	はりの Z 軸まわりの断面係数	mm ³	1.91×10^3
Z_p	はりのねじり断面係数	mm ³	2.29×10^3

4.5.3 盤取付ボルト及び基礎ボルト

FEM 解析の結果から得られる盤取付ボルト及び基礎ボルト部の最大荷重を用いて、以下の式により最大応力及び組合せ応力を計算する。

応力の種類	単位	応力計算式
引張応力 σ_b	MPa	$\frac{F_x}{A_b}$
せん断応力 τ_b	MPa	$\frac{\sqrt{F_y^2 + F_z^2}}{A_b}$
組合せ応力	MPa	$\frac{F_x}{A_b}$

ここで、

盤取付ボルト（左右+上下）（基準地震動 Ss）

記号	記号の説明	単位	数値
F_x	盤取付ボルトに作用する引張力	N	2.09×10^3
F_y	盤取付ボルトに作用する Y 軸方向のせん断力	N	4.69×10^3
F_z	盤取付ボルトに作用する Z 軸方向のせん断力	N	1.17×10^2
A_b	盤取付ボルトの断面積	mm ²	1.57×10^2

盤取付ボルト（前後+上下）（基準地震動 Ss）

記号	記号の説明	単位	数値
F_x	盤取付ボルトに作用する引張力	N	1.83×10^3
F_y	盤取付ボルトに作用する Y 軸方向のせん断力	N	7.44×10^2
F_z	盤取付ボルトに作用する Z 軸方向のせん断力	N	5.18×10^3
A_b	盤取付ボルトの断面積	mm ²	1.57×10^2

基礎ボルト（左右+上下）（基準地震動 Ss）

記号	記号の説明	単位	数値
F_x	基礎ボルトに作用する引張力	N	3.03×10^3
F_y	基礎ボルトに作用する Y 軸方向のせん断力	N	3.86×10^3
F_z	基礎ボルトに作用する Z 軸方向のせん断力	N	1.24×10^3
A_b	基礎ボルトの断面積	mm ²	1.57×10^2

基礎ボルト（前後+上下）（基準地震動 Ss）

記号	記号の説明	単位	数値
F_x	基礎ボルトに作用する引張力	N	2.31×10^3
F_y	基礎ボルトに作用する Y 軸方向のせん断力	N	1.43×10^2
F_z	基礎ボルトに作用する Z 軸方向のせん断力	N	5.00×10^3
A_b	基礎ボルトの断面積	mm ²	1.57×10^2

盤取付ボルト（左右+上下）（弹性設計用地震動 S_d 又は静的地震力）

記号	記号の説明	単位	数値
F_x	盤取付ボルトに作用する引張力	N	1.04×10^3
F_y	盤取付ボルトに作用する Y 軸方向のせん断力	N	1.20×10^3
F_z	盤取付ボルトに作用する Z 軸方向のせん断力	N	3.32×10^3
A_b	盤取付ボルトの断面積	mm ²	1.57×10^2

盤取付ボルト（前後+上下）（弹性設計用地震動 S_d 又は静的地震力）

記号	記号の説明	単位	数値
F_x	盤取付ボルトに作用する引張力	N	8.26×10^2
F_y	盤取付ボルトに作用する Y 軸方向のせん断力	N	6.70×10^2
F_z	盤取付ボルトに作用する Z 軸方向のせん断力	N	3.85×10^3
A_b	盤取付ボルトの断面積	mm ²	1.57×10^2

基礎ボルト（左右+上下）（弹性設計用地震動 S_d 又は静的地震力）

記号	記号の説明	単位	数値
F_x	基礎ボルトに作用する引張力	N	1.58×10^3
F_y	基礎ボルトに作用する Y 軸方向のせん断力	N	2.62×10^3
F_z	基礎ボルトに作用する Z 軸方向のせん断力	N	1.09×10^3
A_b	基礎ボルトの断面積	mm ²	1.57×10^2

基礎ボルト（前後+上下）（弹性設計用地震動 S_d 又は静的地震力）

記号	記号の説明	単位	数値
F_x	基礎ボルトに作用する引張力	N	1.04×10^3
F_y	基礎ボルトに作用する Y 軸方向のせん断力	N	5.07×10^1
F_z	基礎ボルトに作用する Z 軸方向のせん断力	N	3.26×10^3
A_b	基礎ボルトの断面積	mm ²	1.57×10^2

4.6 応力評価条件

(1) フレーム、器具取付板及び据付架台

項目	記号	単位	数値等
材質	—	—	SS400
寸法	—	—	第4-4図

(2) 盤取付ボルト

項目	記号	単位	数値等
材質	—	—	SS400
盤取付ボルト呼び径	d	mm	16

(3) 基礎ボルト

項目	記号	単位	数値等
材質	—	—	SS400
基礎ボルト呼び径	d	mm	16

5. 機能維持評価

充電器盤（3系統目蓄電池用）の地震時及び地震後の電気的機能維持評価について、以下に示す。

5.1 機能維持評価方法

充電器盤（3系統目蓄電池用）の評価用加速度が機能確認済加速度以下であることを確認する。機能確認済加速度には、器具単体（主回路部品及び制御回路部品）の加振試験において、電気的機能の健全性を確認した加振波の最大加速度を適用する。機能確認済加速度を第5-1表に示す。

第5-1表 機能確認済加速度

方向	機能確認済加速度 ($\times 9.8 \text{m/s}^2$)
水平	[REDACTED]
鉛直	[REDACTED]

別添 1-2-4

蓄電池（3系統目）切替盤の耐震計算方法

目 次

	頁
1. 概 要	6 (4) - 別添 1・2・4・1
2. 基本方針	6 (4) - 別添 1・2・4・1
2.1 構造の説明	6 (4) - 別添 1・2・4・1
2.2 評価方針	6 (4) - 別添 1・2・4・2
3. 耐震評価箇所	6 (4) - 別添 1・2・4・3
4. 固有値測定試験	6 (4) - 別添 1・2・4・3
4.1 基本方針	6 (4) - 別添 1・2・4・3
4.2 固有振動数の測定方法	6 (4) - 別添 1・2・4・3
5. 応力評価	6 (4) - 別添 1・2・4・4
5.1 基本方針	6 (4) - 別添 1・2・4・4
5.2 使用材料の許容応力	6 (4) - 別添 1・2・4・4
5.3 設計用地震力	6 (4) - 別添 1・2・4・5
5.4 応力評価方法	6 (4) - 別添 1・2・4・11
5.5 応力評価条件	6 (4) - 別添 1・2・4・16
6. 機能維持評価	6 (4) - 別添 1・2・4・17
6.1 機能維持評価方法	6 (4) - 別添 1・2・4・17

1. 概 要

本資料は、資料6-1「耐震設計の基本方針」に基づき、蓄電池（3系統目）切替盤が設計用地震力に対して十分な構造強度及び電気的機能を有していることを説明するための耐震計算方法について説明するものである。その耐震評価は、応力評価及び機能維持評価により行う。

2. 基本方針

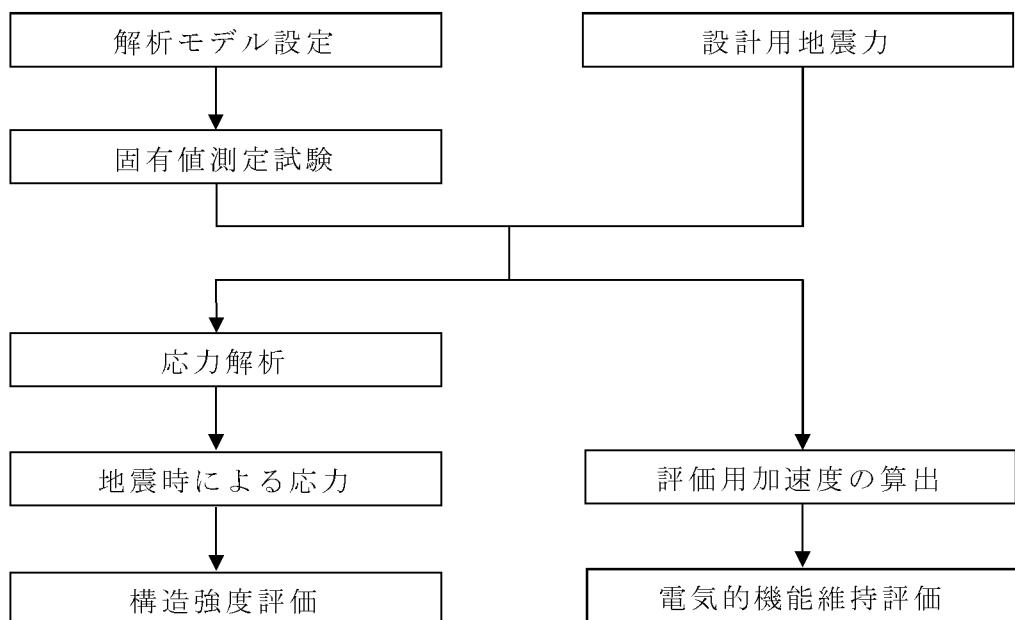
2.1 構造の説明

資料6-1「耐震設計の基本方針」に基づき、設計する。

2.2 評価方針

蓄電池（3系統目）切替盤の構造強度評価は、資料6-1「耐震設計の基本方針」にて設定した荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界に基づき、「2.1 構造の説明」にて示す蓄電池（3系統目）切替盤の部位を踏まえ「3. 耐震評価箇所」にて設定する箇所に作用する応力等が許容限界内に収まるることを、「5. 応力評価」にて示す方法にて確認することで実施する。また、蓄電池（3系統目）切替盤の機能維持評価は、資料6-1「耐震設計の基本方針」にて設定した電気的機能維持の方針に基づき、地震時の応答加速度が電気的機能確認済加速度以下であることを、「6. 機能維持評価」にて示す方法にて確認することで実施する。

蓄電池（3系統目）切替盤の耐震評価フローを第2-1図に示す。



第2-1図 蓄電池（3系統目）切替盤の耐震評価フロー

3. 耐震評価箇所

蓄電池（3系統目）切替盤の耐震評価は、耐震評価上厳しくなる据付部材の溶接部を選定して実施する。

4. 固有値測定試験

蓄電池（3系統目）切替盤の固有振動数測定方法について以下に示す。

4.1 基本方針

正弦波掃引試験にて蓄電池（3系統目）切替盤の固有振動数を求める。

4.2 固有振動数の測定方法

蓄電池（3系統目）切替盤については、実機相当の模擬盤を用いて実機据付状態と同様な方法で加振台へ固定し、正弦波掃引試験により固有振動数を確認する。

5. 応力評価

蓄電池（3系統目）切替盤の応力評価方法について以下に示す。

5.1 基本方針

- (1) 耐震計算モデルは1質点系モデルとし、盤の重心位置に地震荷重が作用するものとする。
- (2) 地震による転倒モーメントを溶接部のみで負担すると考え、基礎ボルトの負担は無視する。
- (3) 許容応力について、JSME S NJ1-2012のPart3を用いて計算する際に、温度が図表記載値の中間の値の場合は、比例法を用いて計算する。
但し、比例法を用いる場合の端数処理は、小数第1位以下を切り捨てた値を用いるものとする。
- (4) 耐震計算に用いる寸法は、公称値を使用する。

5.2 使用材料の許容応力

蓄電池（3系統目）切替盤の重大事故等対処施設の評価に用いる使用材料の許容応力を第5-1表に示す。

第5-1表 使用材料の許容応力

材質	評価温度 (°C)	S_y (MPa)	S_u (MPa)	F (MPa)	F^* (MPa)
SS400	60 (雰囲気温度)	237	389	237	272

5.3 設計用地震力

(1) 静的地震力

静的地震力は、次の震度に基づき算定する。

種別	設備分類 施設区分	水平震度	鉛直震度
機器	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	3.6C _I ^(注)	0.288

(注) C_I : 標準せん断力係数を 0.2 とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮して求められる値で次式に基づく。

$$C_I = R_t \cdot A_i \cdot C_0$$

R_t : 振動特性係数 0.8

A_i : C_I の分布係数

C₀ : 標準せん断力係数 0.2

(2) 動的地震力

設計用床応答曲線区分及び減衰定数を第 5-2 表に示す。

動的地震力は、第 5-1 図および第 5-2 図に示す設計用床応答曲線を使用する。

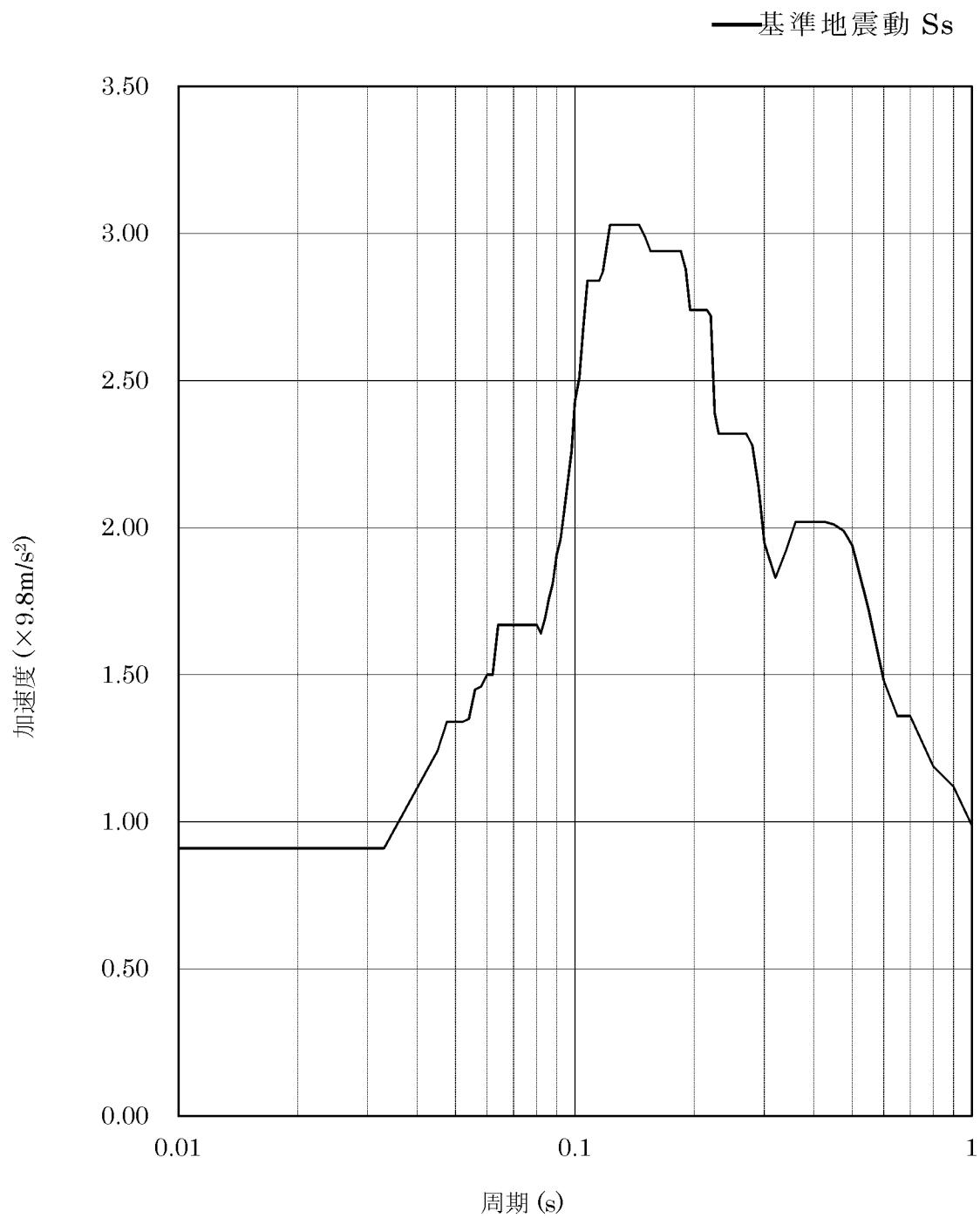
第 5-2 表 設計用地震力及び減衰定数

地震動	設置場所 及び 床面高さ (m)	設計用床応答曲線		
		建屋 及び高さ (m)	方向	減衰定数 (%)
基準 地震動 S _s	原子炉	原子炉	水平	4.0
	周辺建屋	周辺建屋		
弹性設計用 地震動 S _d	E.L.3.7	E.L.3.7	鉛直	1.0
弹性設計用 地震動 S _d	原子炉	原子炉	水平	4.0
	周辺建屋	周辺建屋		
	E.L.3.7	E.L.3.7	鉛直	1.0

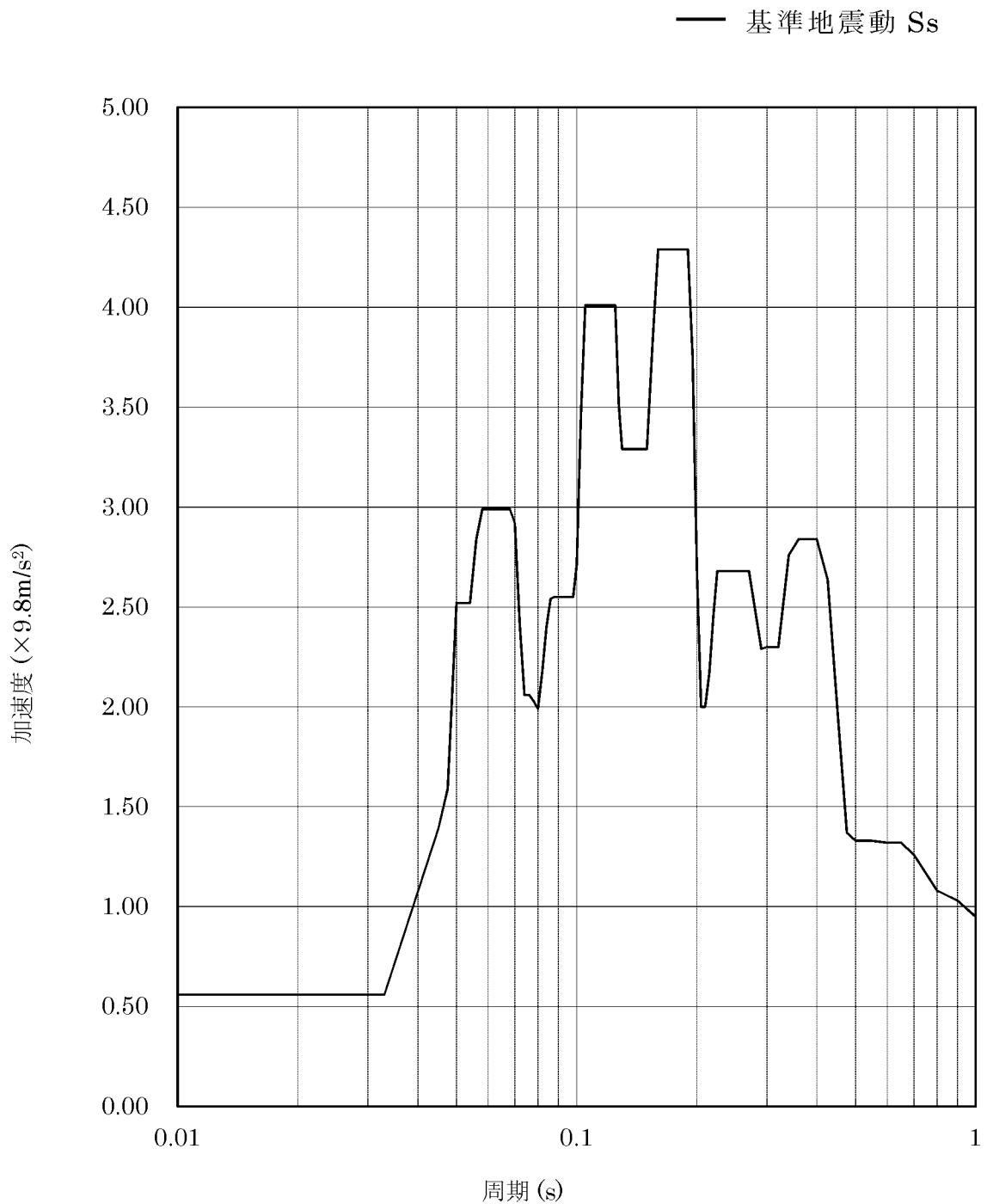
(3) 設計用地震力

Sd 地震時の評価では、水平地震力と鉛直地震力は静的地震力と動的地震力のいずれか大きい方とする。水平方向及び鉛直方向が静的地震力の場合は同時に不利な方向に作用するものとする。

Ss 地震時の評価では、水平地震力と鉛直地震力は動的地震力とする。

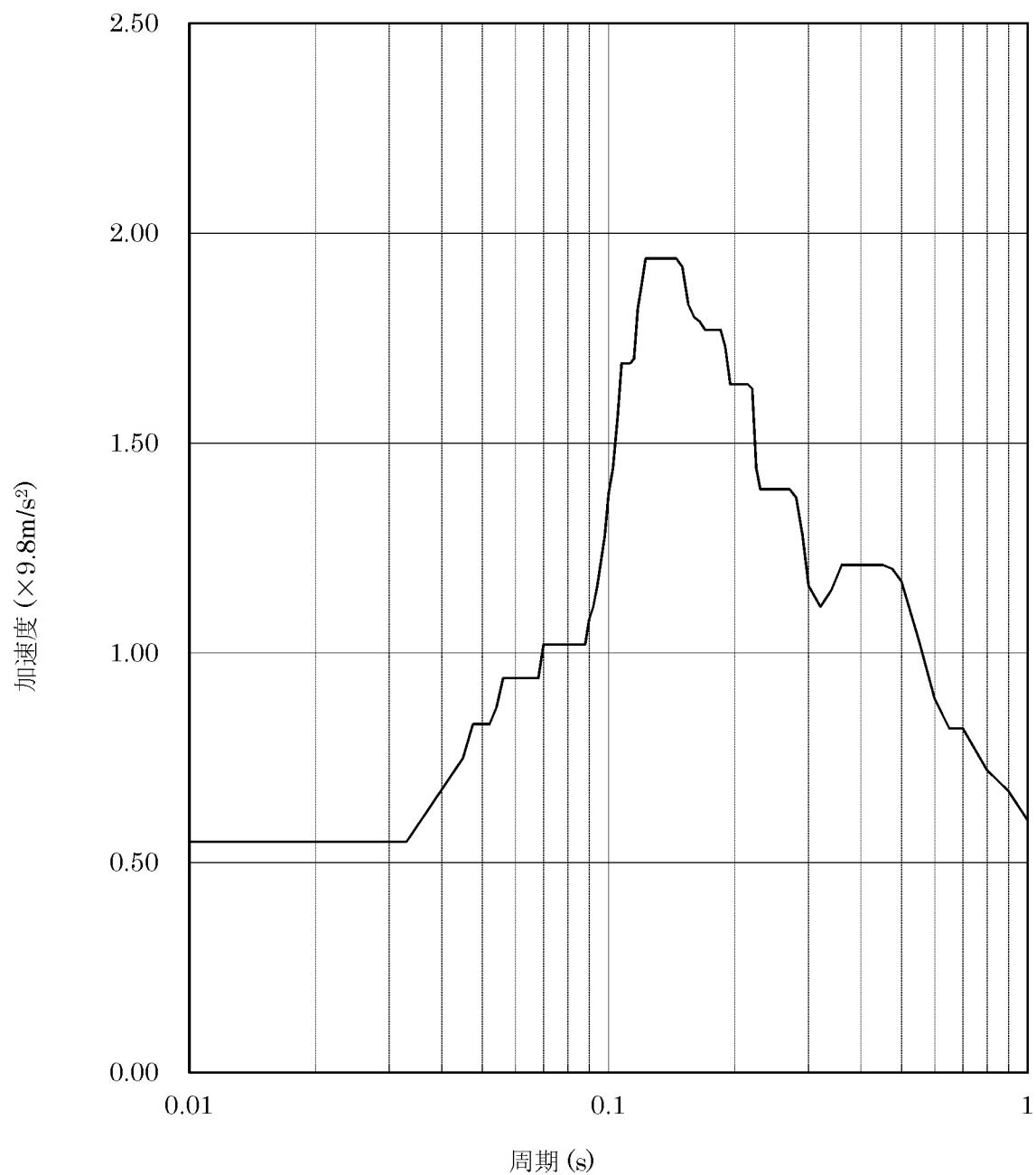


第 5-1 図 (1/2) 基準地震動 (Ss)
 (原子炉周辺建屋EL.3.7m 減衰定数4.0% 水平方向 包絡)

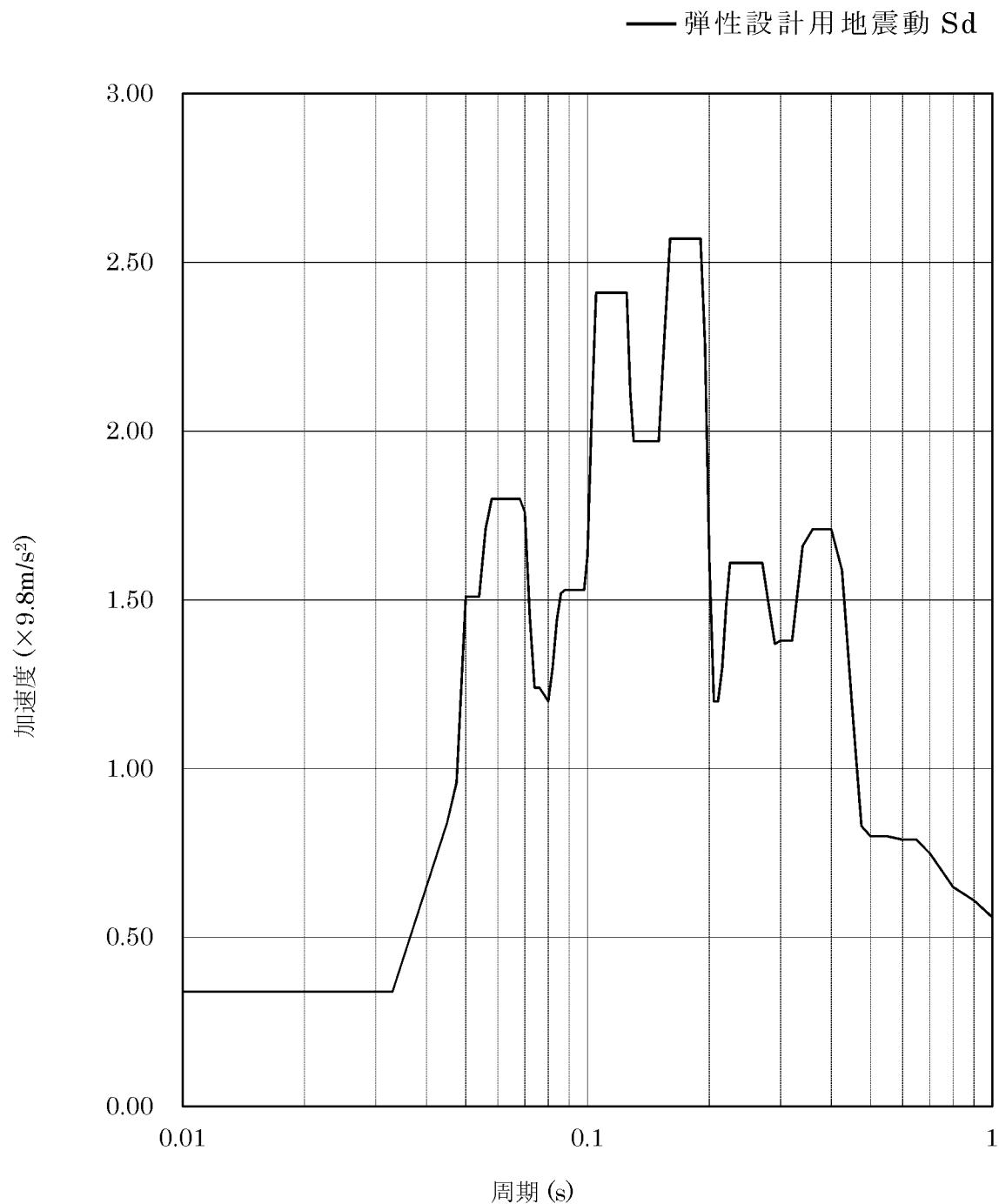


第 5-1 図 (2/2) 基準地震動 (Ss)
(原子炉周辺建屋EL. 3.7m 減衰定数1.0% 鉛直方向 包絡)

—弹性設計用地震動 Sd



第 5-2 図 (1/2) 弹性設計用地震動 (Sd)
(原子炉周辺建屋EL. 3.7m 減衰定数4.0% 水平方向 包絡)



第 5-2 図 (2/2) 弹性設計用地震動 (Sd)
(原子炉周辺建屋EL. 3.7m 減衰定数1.0% 鉛直方向 包絡)

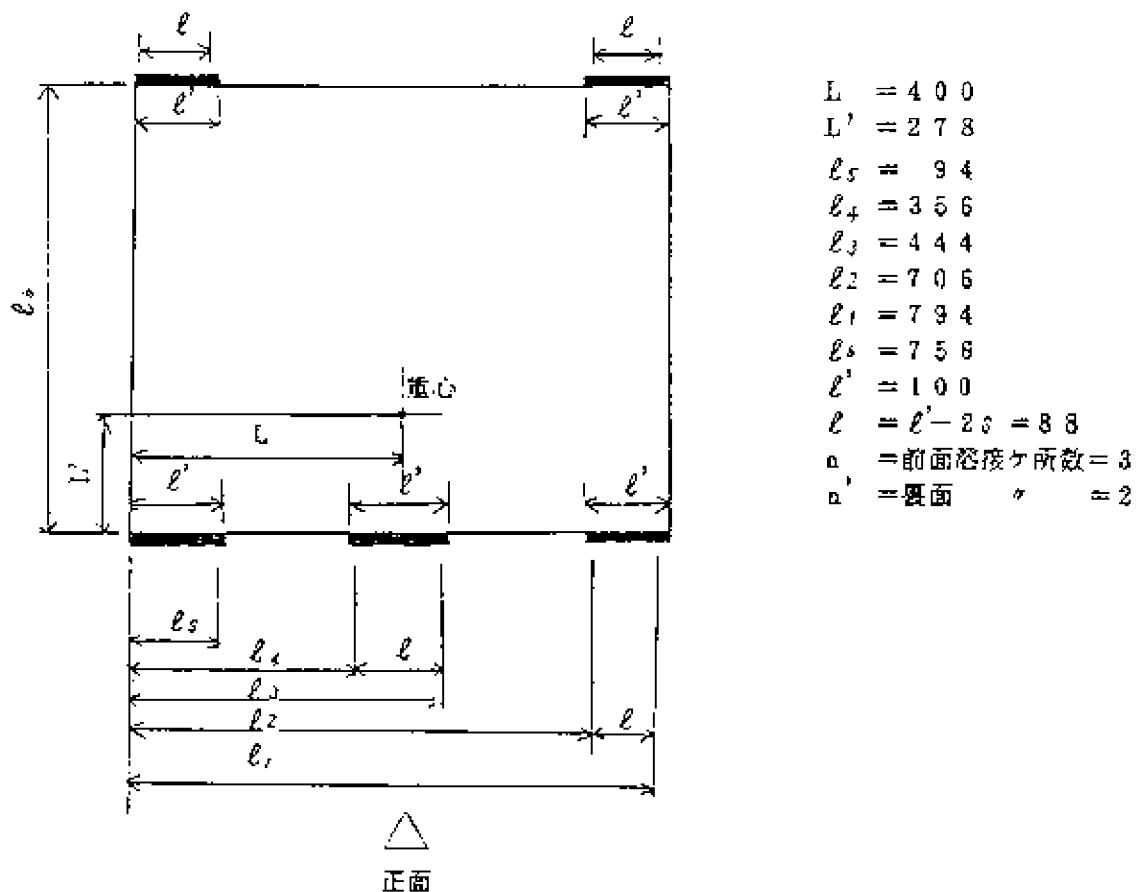
5.4 応力評価方法

5.4.1 記号の説明

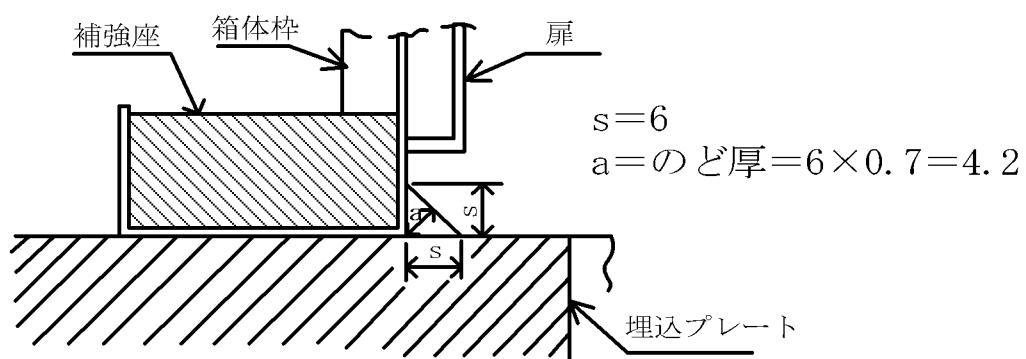
記号	記号の説明	単位
L	盤側面から機器重心までの距離	mm
L'	盤正面から機器重心までの距離	mm
h	重心の高さ	mm
C _H	設計用水平震度	—
C _V	設計用鉛直震度	—
W	機器質量	kg
g	重力加速度 (9.80665m/s ²)	m/s ²
S	溶接部有効断面積	mm ²
a	溶接部有効のど厚	mm
ℓ'	溶接の全長 (有効長さ)	mm
ℓ _n	溶接端部から各溶接部までの距離、ℓ ₁ ～ℓ ₆	mm
ℓ	溶接の有効長さ	mm
σ	引張力による引張応力	MPa
τ	せん断力によるせん断応力	MPa
f _{max}	最大の応力	MPa
n	前面溶接箇所数	—
n'	裏面溶接箇所数	—

5.4.2 計算モデル

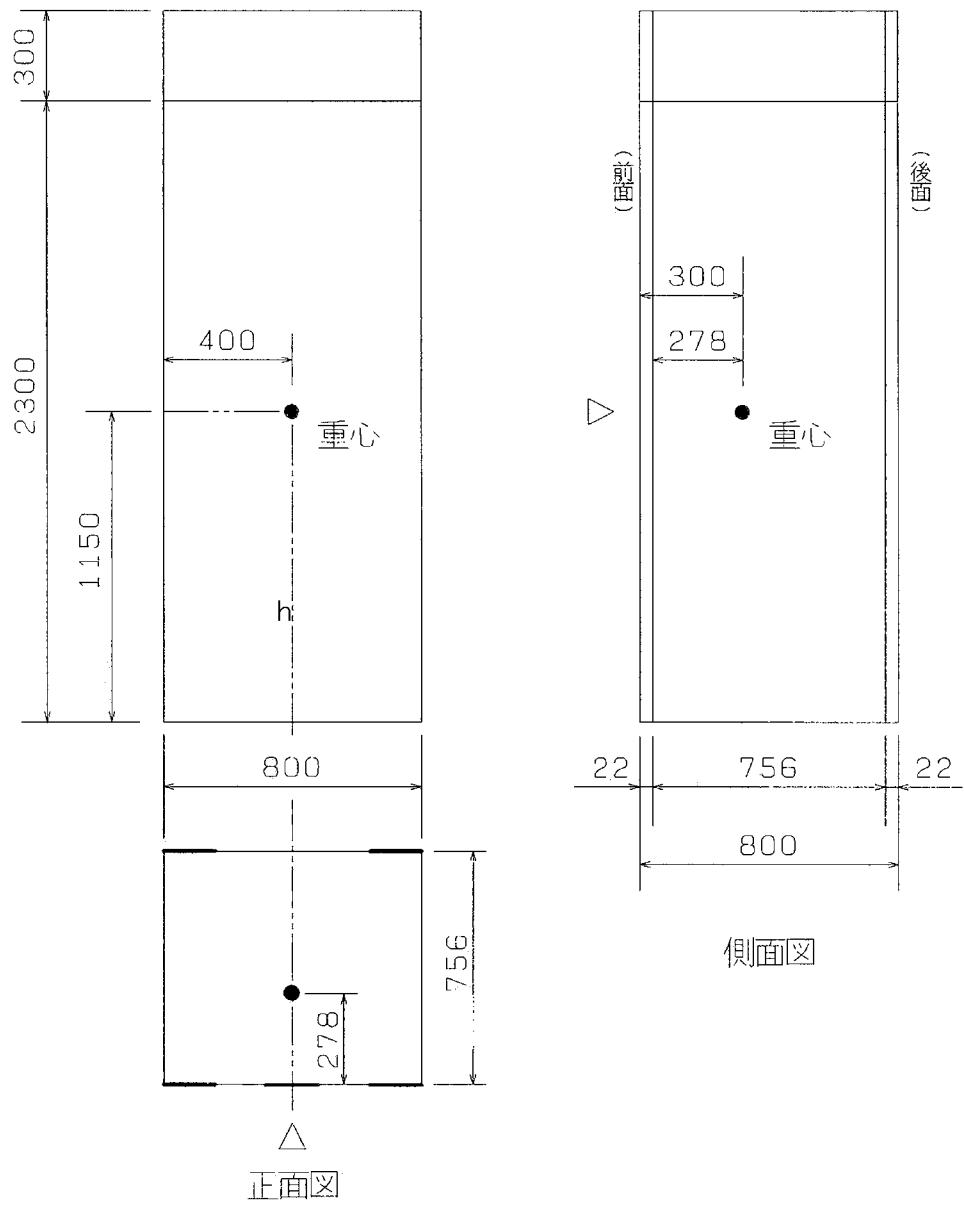
解析モデルを第 5-3 図～第 5-5 図に示す。



第 5-3 図 溶接長



第 5-4 図 溶接サイズ



第 5-5 図 重心位置

5.4.3 応力計算

(1) 前後方向

有効断面積（溶接箇所一箇所あたり） $S = a\ell$

盤の転倒による引張力により溶接部ののど面に加わる引張応力は、前面を支点として、モーメントの釣合により

$$W\{C_H h - (1 - C_V)L'\}g = \sigma n' S \ell_6$$

$$\therefore \sigma = \frac{Wg}{n' S \cdot \ell_6} \{C_H h - (1 - C_V)L'\}$$

盤へのせん断力により溶接部ののど面に加わるせん断応力は、力の釣合により

$$\tau(n + n')S = W \cdot C_H \cdot g$$

$$\therefore \tau = \frac{W \cdot C_H \cdot g}{(n + n')S}$$

前後方向の振動により、溶接部ののど面に加わる応力が最大となるのは、 σ と τ が同時に加わった場合であるため、前後方向に発生する最大の応力は

$$f_{max} = \sqrt{\sigma^2 + \tau^2} = \sqrt{\left[\frac{Wg}{n' S \ell_6} \{C_H h - (1 - C_V)L'\} \right]^2 + \left\{ \frac{WC_H g}{(n + n')S} \right\}^2}$$

(2) 左右方向

盤の転倒による引張力により溶接部ののど面に加わる引張応力は、左側面を支点として、モーメントの釣合より、

$$\begin{aligned}
 W\{C_H h - (1 - C_V)L\}g &= 2 \int_{\ell_2}^{\ell_1} \sigma(x) \cdot x \cdot a \, dx + \int_{\ell_4}^{\ell_3} \sigma(x) \cdot x \cdot a \, dx + 2 \int_0^{\ell_5} \sigma(x) \cdot x \cdot a \, dx \\
 &= \frac{\sigma \cdot a}{l_1} \left\{ 2 \int_{\ell_2}^{\ell_1} \sigma(x) \cdot x \cdot dx + \int_{\ell_4}^{\ell_3} \sigma(x) \cdot x \cdot dx + 2 \int_0^{\ell_5} \sigma(x) \cdot x \cdot dx \right\} \\
 &= \frac{\sigma \cdot a}{3\ell_1} \left\{ 2 \left(\ell_1^3 - \ell_2^3 \right) + \left(\ell_3^3 - \ell_4^3 \right) + 2\ell_5^3 \right\} \\
 \therefore \sigma &= \frac{3\ell_1 W\{C_H h - (1 - C_V)L\}g}{a \left\{ 2 \left(\ell_1^3 - \ell_2^3 \right) + \left(\ell_3^3 - \ell_4^3 \right) + 2\ell_5^3 \right\}}
 \end{aligned}$$

盤へのせん断力により溶接部ののど面に加わるせん断応力は、力の釣合により

$$\begin{aligned}
 \tau(n + n')S &= W \cdot C_H \cdot g \\
 \therefore \tau &= \frac{W \cdot C_H \cdot g}{(n + n')S}
 \end{aligned}$$

左右方向の振動により、溶接部ののど面に加わる応力が最大となるのは、 σ と τ が同時に加わった場合であるから、左右方向に発生する最大のせん断応力は

$$f_{max} = \sqrt{\sigma^2 + \tau^2} = \sqrt{\left[\frac{3\ell_1 W\{C_H h - (1 - C_V)L\}g}{a \left\{ 2 \left(\ell_1^3 - \ell_2^3 \right) + \left(\ell_3^3 - \ell_4^3 \right) + 2\ell_5^3 \right\}} \right]^2 + \left\{ \frac{W C_H g}{(n + n')S} \right\}^2}$$

5.5 応力評価条件

5.5.1 応力計算条件

(1) 盤関係

項目	記号	単位	数値	
盤質量(1面)	W	kg	700	
重力加速度	g	m/s ²	9.80665	
盤側面から機器重心までの距離	L	mm	400	
盤正面から機器重心までの距離	L'	mm	278	
重心の高さ	h	mm	1,150	
溶接部有効断面積(1ヶ所あたり)	S	mm ²	369.6	
溶接部有効のど厚	a	mm ²	4.2	
溶接全長	ℓ'	mm	100	
溶接の有効長さ	ℓ	mm	88	
前面溶接箇所数	n	—	3	
裏面溶接箇所数	n'	—	2	
左右方向	溶接端部から各溶接部間の距離	ℓ ₁	mm	794
		ℓ ₂	mm	706
		ℓ ₃	mm	444
		ℓ ₄	mm	356
		ℓ ₅	mm	94
		ℓ ₆	mm	756

6. 機能維持評価

蓄電池（3系統目）切替盤は、地震時及び地震後に電気的機能が要求されており、地震時及び地震後においても、その維持がされていることを示す。

6.1 機能維持評価方法

蓄電池（3系統目）切替盤の評価用加速度が機能確認済加速度以下であることを確認する。機能確認済加速度には、器具単体(MCCB)の加振試験において、電気的機能の健全性を確認した加振波の最大加速度を適用する。機能確認済加速度を第6-1表に示す。

第6-1表 機能確認済加速度

項目	機能確認済加速度 ($\times 9.8 \text{m/s}^2$)
水平	□
鉛直	□

特に高い信頼性を有する常設直流電源設備の
耐震計算結果

耐震計算結果は、以下の資料により構成されている。

別添1-3-1 蓄電池（3系統目）の耐震計算結果

別添1-3-2 計装電源盤（3系統目蓄電池用）の耐震計算結果

別添1-3-3 充電器盤（3系統目蓄電池用）の耐震計算結果

別添1-3-4 蓄電池（3系統目）切替盤の耐震計算結果

蓄電池（3系統目）の耐震計算結果

目 次

頁

1. 概 要	6 (4) - 別添 1・3・1・1
2. 固有値解析結果	6 (4) - 別添 1・3・1・1
3. 設計用加速度	6 (4) - 別添 1・3・1・2
4. 評価結果	6 (4) - 別添 1・3・1・2
4.1 重大事故等対処施設としての評価結果	6 (4) - 別添 1・3・1・2

1. 概要

本資料は、蓄電池（3系統目）が設計用地震力に対して十分な構造強度を有していることを確認するための耐震計算の結果について記載したものである。

2. 固有値解析結果

固有振動数の計算結果を第2-1表に、1次の振動モード図を第2-1図に示す。

第2-1表 固有振動数

次数	固有振動数 (Hz)	刺激係数			卓越相当 部材
		X方向	Y方向	Z方向	
1	■	■	■	■	架台全体

第2-1図 振動モード（1次）

3. 設計用加速度

設計用加速度を第 3-1 表に示す。

第 3-1 表 設計用加速度

地震動	方向	記号	設計用加速度 ^(注) ($\times 9.8 \text{m/s}^2$)
基準地震動 Ss	水平	α_H	1.092
	鉛直	α_V	0.648
弾性設計用地震動 Sd 又は静的地震力	水平	α_H	0.696
	鉛直	α_V	0.396

(注) 蓄電池（3 系統目）の固有振動数が 30Hz 以上であることを確認したため、設計用加速度には最大床加速度の 1.2 倍の値を使用する。

4. 評価結果

4.1 重大事故等対処施設としての評価結果

蓄電池（3 系統目）の耐震評価結果を以下に示す。発生値は評価基準値を満足しており、耐震性を有することを確認した。したがって、基準地震動 Ss に対して電気的機能が維持されることを確認した。

(1) 基準地震動 Ss に対する評価

基準地震動 Ss による応力評価結果を第 4-1 表に、最大応力発生箇所を第 4-1 図に示す。

(2) 弾性設計用地震動 Sd 又は静的地震力に対する評価

弾性設計用地震動 Sd 又は静的地震力による応力評価結果を第 4-2 表に、最大応力発生箇所を第 4-2 図に示す。

第 4-1 表 基準地震動 Ss による評価結果($D + P_{SAD} + M_{SAD} + Ss$) (1/2)

評価対象設備	評価部位	応力分類	加速度の方向	発生値	評価基準値
				MPa	MPa
非常用電源設備 その他の電源装置	蓄電池 (3 系統目) [REDACTED]	引張応力	左右+上下	5	276
			前後+上下	4	
		せん断応力	左右+上下	71	159
			前後+上下	15	
		圧縮応力	左右+上下	6	199
			前後+上下	5	
		曲げ応力	左右+上下	18	276
			前後+上下	24	
		組合せ応力 <small>(注 1) 引張+曲げ</small>	左右+上下	0.07 ^(注 3)	1 ^(注 3)
			前後+上下	0.09 ^(注 3)	
			左右+上下	0.08 ^(注 3)	
			前後+上下	0.10 ^(注 3)	

第 4-1 表 基準地震動 Ss による評価結果(D+P_{SAD}+M_{SAD}+Ss) (2/2)

評価対象設備	評価部位	応力分類	加速度の方向	発生値	評価基準値
				MPa	MPa
非常用電源設備	その他の電源装置 蓄電池 (3 系統目)	[Redacted]	引張応力	左右+上下 前後+上下	72 15
				左右+上下 前後+上下	22 45
			せん断応力	左右+上下 前後+上下	72 15
				左右+上下 前後+上下	276 159
			組合せ応力	左右+上下 前後+上下	276 (注4)
				左右+上下 前後+上下	72 15

(注 1) $\frac{\sigma_t + \sigma_b}{1.5 f_t^*}$

(注 2) $\frac{\sigma_c}{1.5 f_c^*} + \frac{\sigma_b}{1.5 f_b^*}$

(注 3) 単位なし

(注 4) 引張応力(σ_b)とせん断応力(τ_b)との組合せ応力の評価基準値は、 $\text{Min}(1.4 \cdot 1.5 f_t^* - 1.6 \tau_b, 1.5 f_t^*)$ とする。

第4-2表 弾性設計用地震動 S_d 又は静的地震力による評価結果($D + P_{SAD} + M_{SAD} + S_d$) (1/2)

評価対象設備	評価部位	応力分類	加速度の方向	発生値	評価基準値
				MPa	MPa
非常用電源設備 その他の電源装置	蓄電池 (3系統目)	■	引張応力	左右+上下 3	240
				前後+上下 3	
			せん断応力	左右+上下 47	138
				前後+上下 10	
			圧縮応力	左右+上下 4	181
				前後+上下 3	
			曲げ応力	左右+上下 12	240
				前後+上下 16	
			組合せ応力 <small>(注1) 引張+曲げ</small>	左右+上下 0.06 <small>(注3)</small>	1 <small>(注3)</small>
				前後+上下 0.07 <small>(注3)</small>	
			<small>(注2) 圧縮+曲げ</small>	左右+上下 0.06 <small>(注3)</small>	
				前後+上下 0.08 <small>(注3)</small>	

第 4-2 表 弾性設計用地震動 Sd 又は静的地震力による評価結果($D + P_{SAD} + M_{SAD} + Sd$) (2/2)

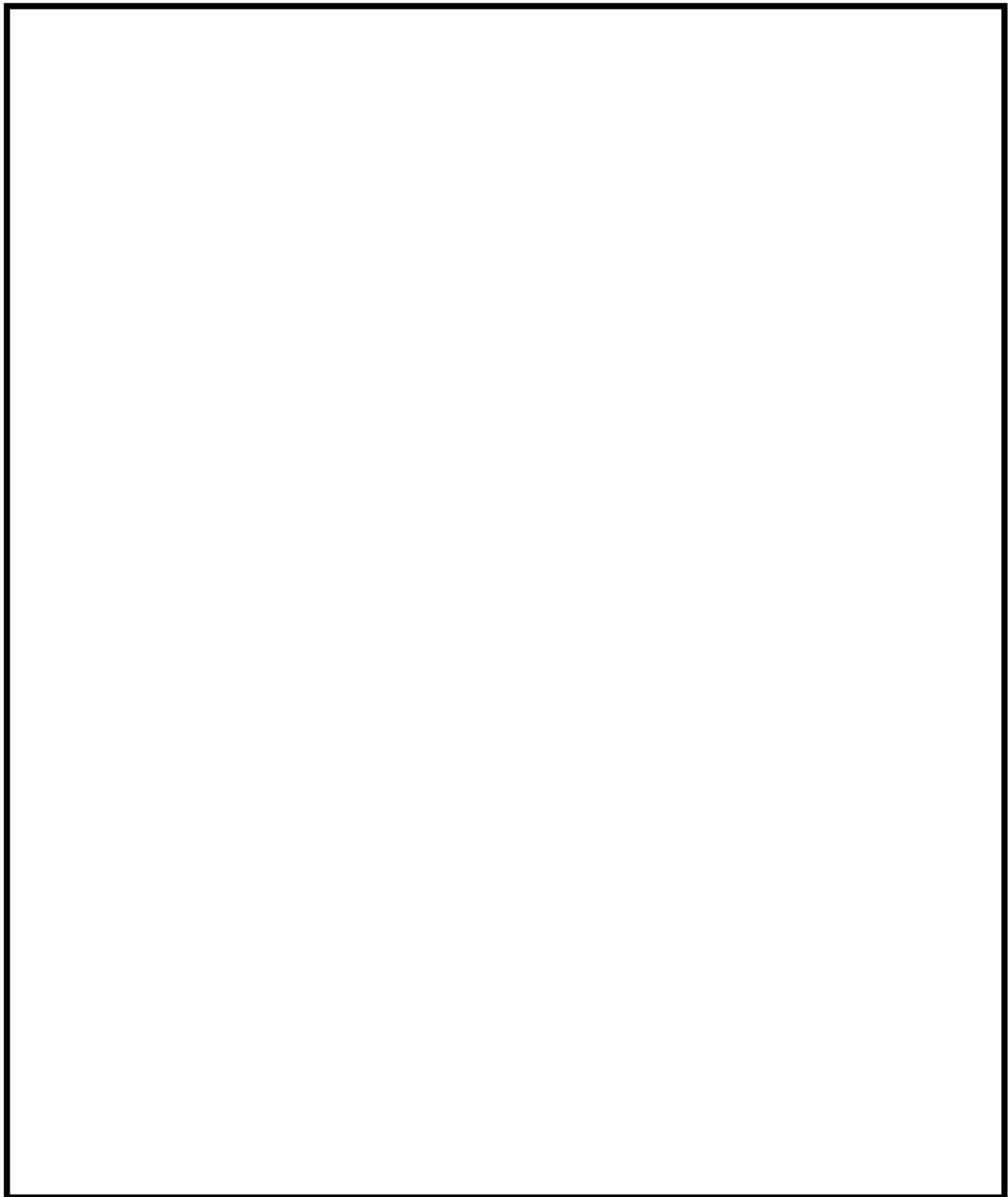
評価対象設備	評価部位	応力分類	加速度の方向	発生値	評価基準値
				MPa	MPa
非常用電源設備	その他の電源装置 蓄電池 (3 系統目)	引張応力	左右+上下	42	240
			前後+上下	8	
		せん断応力	左右+上下	14	138
			前後+上下	29	
		組合せ応力	左右+上下	42	240 ^(注 4)
			前後+上下	8	

(注 1) $\frac{\sigma_t + \sigma_b}{1.5 f_t}$

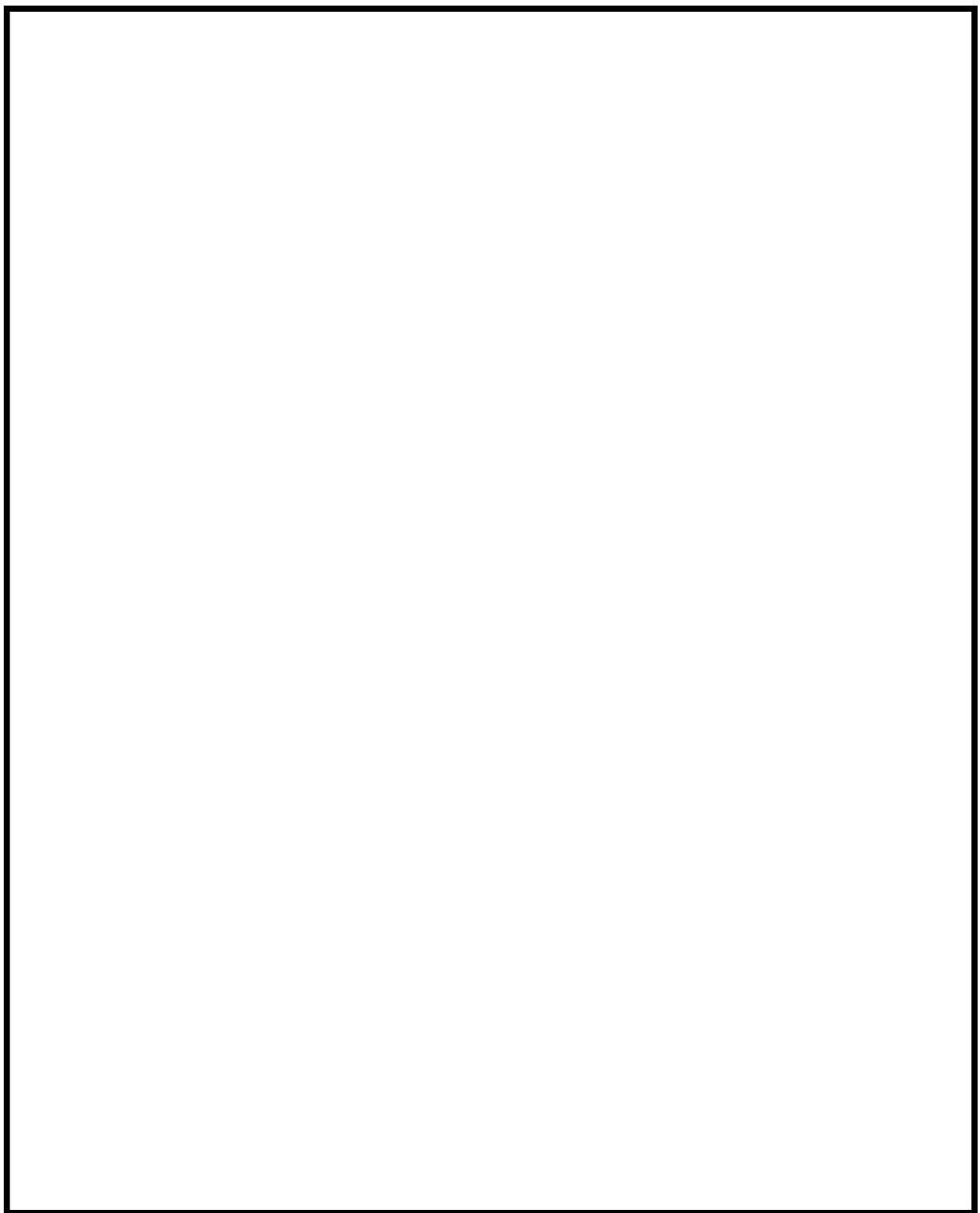
(注 2) $\frac{\sigma_c}{1.5 f_c} + \frac{\sigma_b}{1.5 f_b}$

(注 3) 単位なし

(注 4) 引張応力(σ_b)とせん断応力(τ_b)との組合せ応力の評価基準値は、 $\text{Min}(1.4 \cdot 1.5 f_t - 1.6 \tau_b, 1.5 f_t)$ とする。



第 4-1 図 最大応力発生箇所(基準地震動 Ss)



第 4-2 図 最大応力発生箇所(弹性設計用地震動 S_d 又は静的地震力)

計装電源盤（3系統目蓄電池用）の耐震計算結果

目 次

頁

1. 概 要	6 (4) - 別添1・3・2・1
2. 固有値測定試験結果	6 (4) - 別添1・3・2・1
3. 設計用加速度	6 (4) - 別添1・3・2・1
4. 評価結果	6 (4) - 別添1・3・2・2
4.1 重大事故等対処施設としての評価結果	6 (4) - 別添1・3・2・2

1. 概要

本資料は、計装電源盤（3系統目蓄電池用）が設計用地震力に対して十分な構造強度及び電気的機能を有していることを確認するための耐震計算の結果について記載したものである。

2. 固有値測定試験結果

固有振動数の測定結果を第2-1表に示す。

第2-1表 固有振動数

加振方向		固有振動数 (Hz)
水平	前後	30以上
	左右	
鉛直		

3. 設計用加速度

設計用加速度を第3-1表に示す。

第3-1表 設計用加速度

地震動	方向	記号	設計用加速度 ($\times 9.8 \text{m/s}^2$)
基準地震動Ss	水平	C _H	1.092
	鉛直	C _V	0.648
弹性設計用地震動Sd 又は静的地震力	水平	C _H	0.696
	鉛直	C _V	0.396

(注) 計装電源盤（3系統目蓄電池用）の固有振動数が30Hz以上であることを確認したため、設計用加速度は最大床加速度の1.2倍の値を使用する。

4. 評価結果

4.1 重大事故等対処施設としての評価結果

計装電源盤（3系統目蓄電池用）の耐震評価結果を以下に示す。発生値は評価基準値を満足しており、耐震性を有することを確認した。

(1) 基準地震動 S_s に対する評価

基準地震動 S_s による応力評価結果を第 4-1 表に示す。

(2) 弹性設計用地震動 S_d 又は静的地震力に対する評価

弾性設計用地震動 S_d 又は静的地震力による応力評価結果を第 4-2 表に示す。

(3) 機能維持に関する評価

電気的機能維持評価結果を第 4-3 表に示す。

第 4-1 表 基準地震動 S_s による評価結果(D+P_{SAD}+M_{SAD}+S_s)

評価対象設備			評価部位	応力分類	発生値	評価基準値
					MPa	MPa
非常用電源設備	その他の電源装置	計装電源盤 (3 系統目蓄電池用)	基礎ボルト	引張応力	9	276
				せん断応力	8	159
				組合せ応力	9	276 ^(注 1)

(注 1) 引張応力(σ_t)とせん断応力(τ)との組合せ応力の評価基準値は $\text{Min}(1.4 \cdot 1.5\text{ft}^* - 1.6\tau, 1.5\text{ft}^*)$ とする。

第 4-2 表 弹性設計用地震動 S_d 又は静的地震力による評価結果(D+P_{SAD}+M_{SAD}+S_d)

評価対象設備			評価部位	応力分類	発生値	評価基準値
					MPa	MPa
非常用電源設備	その他の電源装置	計装電源盤 (3 系統目蓄電池用)	基礎ボルト	引張応力	3	231
				せん断応力	5	132
				組合せ応力	3	231 ^(注 1)

(注 1) 引張応力(σ_t)とせん断応力(τ)との組合せ応力の評価基準値は $\text{Min}(1.4 \cdot 1.5\text{ft} - 1.6\tau, 1.5\text{ft})$ とする。

第4-3表 電気的機能維持評価結果（重大事故等対処施設）

評価対象設備			機能維持確認済加速度との比較					詳細評価	
			加速度 確認部位	水平加速度 ($\times 9.8\text{m/s}^2$)		鉛直加速度 ($\times 9.8\text{m/s}^2$)			
				評価用 加速度	機能確認済 加速度	評価用 加速度	機能確認済 加速度		
非常用電源設備	その他の電源装置	計装電源盤 (3系統目蓄電池用)	機器取付位置	0.91	[REDACTED]	0.54	[REDACTED]	—	

(注) 計装電源盤(3系統目蓄電池用)の固有振動数が30Hz以上であることを確認したため、評価用加速度には最大床加速度を使用する。

充電器盤（3系統目蓄電池用）の耐震計算結果

目 次

頁

1. 概 要	6 (4) - 別添 1 - 3 - 3 - 1
2. 固有値解析結果	6 (4) - 別添 1 - 3 - 3 - 1
3. 設計用加速度	6 (4) - 別添 1 - 3 - 3 - 2
4. 評価結果	6 (4) - 別添 1 - 3 - 3 - 2
4.1 重大事故等対処施設としての評価結果	6 (4) - 別添 1 - 3 - 3 - 2

1. 概 要

本資料は、充電器盤（3系統目蓄電池用）が設計用地震力に対して十分な構造強度及び電気的機能を有していることを確認するための耐震計算の結果について記載したものである。

2. 固有値解析結果

固有振動数の計算結果を第 2-1 表に、1 次の振動モード図を第 2-1 図に示す。

第 2-1 表 固有振動数

次数	固有振動数 (Hz)	刺激係数			卓越相当 部材
		X 方向	Y 方向	Z 方向	
1	[]	[]	[]	[]	盤全体



第 2-1 図 振動モード（1 次）

3. 設計用加速度

設計用加速度を第 3-1 表に示す。

第 3-1 表 設計用加速度

地震動	方向	記号	設計用加速度 ^(注) ($\times 9.8 \text{m/s}^2$)
基準地震動 Ss	水平	α_H	1.092
	鉛直	α_V	0.648
弾性設計用地震動 Sd 又は静的地震力	水平	α_H	0.696
	鉛直	α_V	0.396

(注) 充電器盤（3 系統目蓄電池用）の固有振動数が 30Hz 以上であることを確認したため、設計用加速度には最大床加速度の 1.2 倍の値を使用する。

4. 評価結果

4.1 重大事故等対処施設としての評価結果

充電器盤（3 系統目蓄電池用）の耐震評価結果を以下に示す。発生値は評価基準値を満足しており、耐震性を有することを確認した。

(1) 基準地震動 Ss に対する評価

基準地震動 Ss による応力評価結果を第 4-1 表に、最大応力発生箇所を第 4-1 図に示す。

(2) 弾性設計用地震動 Sd 又は静的地震力に対する評価

弾性設計用地震動 Sd 又は静的地震力による応力評価結果を第 4-2 表に、最大応力発生箇所を第 4-2 図に示す。

(3) 機能維持に関する評価

電気的機能維持評価結果を第 4-3 表に示す。

第4-1表 基準地震動 Ssによる評価結果($D + P_{SAD} + M_{SAD} + Ss$) (1/2)

評価対象設備	評価部位	応力分類	加速度の方向	発生値	評価基準値
				MPa	MPa
非常用電源設備 その他	充電器盤（3系統 目蓄電池用）		引張応力	左右+上下 前後+上下	9 5
				左右+上下 前後+上下	23 16
			圧縮応力	左右+上下 前後+上下	10 8
				左右+上下 前後+上下	42 32
			(注1) 組合せ 応力	左右+上下 前後+上下	0.16 ^(注3) 0.12 ^(注3)
				左右+上下 前後+上下	0.25 ^(注3) 0.13 ^(注3)
				左右+上下	65
				前後+上下	60
			組合せ		1 ^(注3)
					276

第4-1表 基準地震動 Ssによる評価結果(D+P_{SAD}+M_{SAD}+Ss) (2/2)

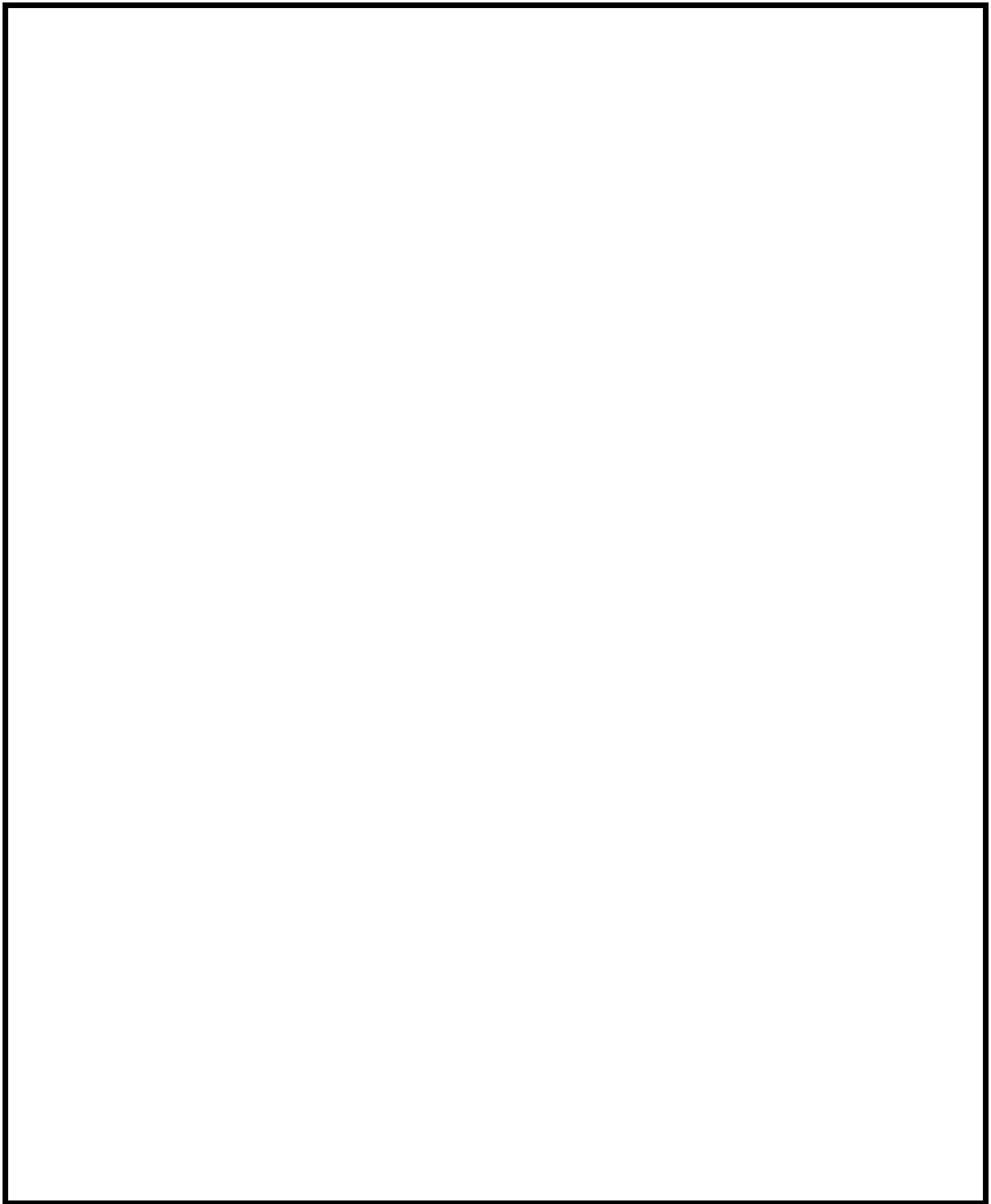
評価対象設備	評価部位	応力分類	加速度の方向	発生値	評価基準値
				MPa	MPa
非常用電源設備 その他 充電器盤(3系統 目蓄電池用)		引張応力	左右+上下	14	276
			前後+上下	12	
		せん断応力	左右+上下	30	159
			前後+上下	34	
		組合せ応力	左右+上下	14	276 ^(注4)
			前後+上下	12	
		引張応力	左右+上下	20	276
			前後+上下	15	
		せん断応力	左右+上下	26	159
			前後+上下	32	
		組合せ応力	左右+上下	20	276 ^(注4)
			前後+上下	15	

(注1) $\frac{\sigma_t + \sigma_b}{1.5 f_t^*}$

(注2) $\frac{\sigma_c}{1.5 f_c^*} + \frac{\sigma_b}{1.5 f_b^*}$

(注3) 単位なし

(注4) 引張応力(σ_b)とせん断応力(τ_b)との組合せ応力の評価基準値は、 $\text{Min}(1.4 \cdot 1.5 f_t^* - 1.6 \tau_b, 1.5 f_t^*)$ とする。



第 4-1 図 最大応力発生箇所(基準地震動 Ss)

第4-2表 弾性設計用地震動 Sd 又は静的地震力による評価結果($D + P_{SAD} + M_{SAD} + Sd$) (1/2)

評価対象設備	評価部位	応力分類	加速度の方向	発生値	評価基準値
				MPa	MPa
非常用電源設備	その他 充電器盤（3系統 目蓄電池用）	 	引張応力	左右+上下 6	240
				前後+上下 4	
			せん断応力	左右+上下 17	138
				前後+上下 14	
			圧縮応力	左右+上下 4	39
				前後+上下 7	
			曲げ応力	左右+上下 32	240
				前後+上下 27	
			組合せ 応力	左右+上下 0.14 ^(注3)	1 ^(注3)
				前後+上下 0.11 ^(注3)	
				左右+上下 0.20 ^(注3)	
				前後+上下 0.12 ^(注3)	
			組合せ	左右+上下 52	240
				前後+上下 48	

第 4-2 表 弾性設計用地震動 Sd 又は静的地震力による評価結果($D + P_{SAD} + M_{SAD} + Sd$) (2/2)

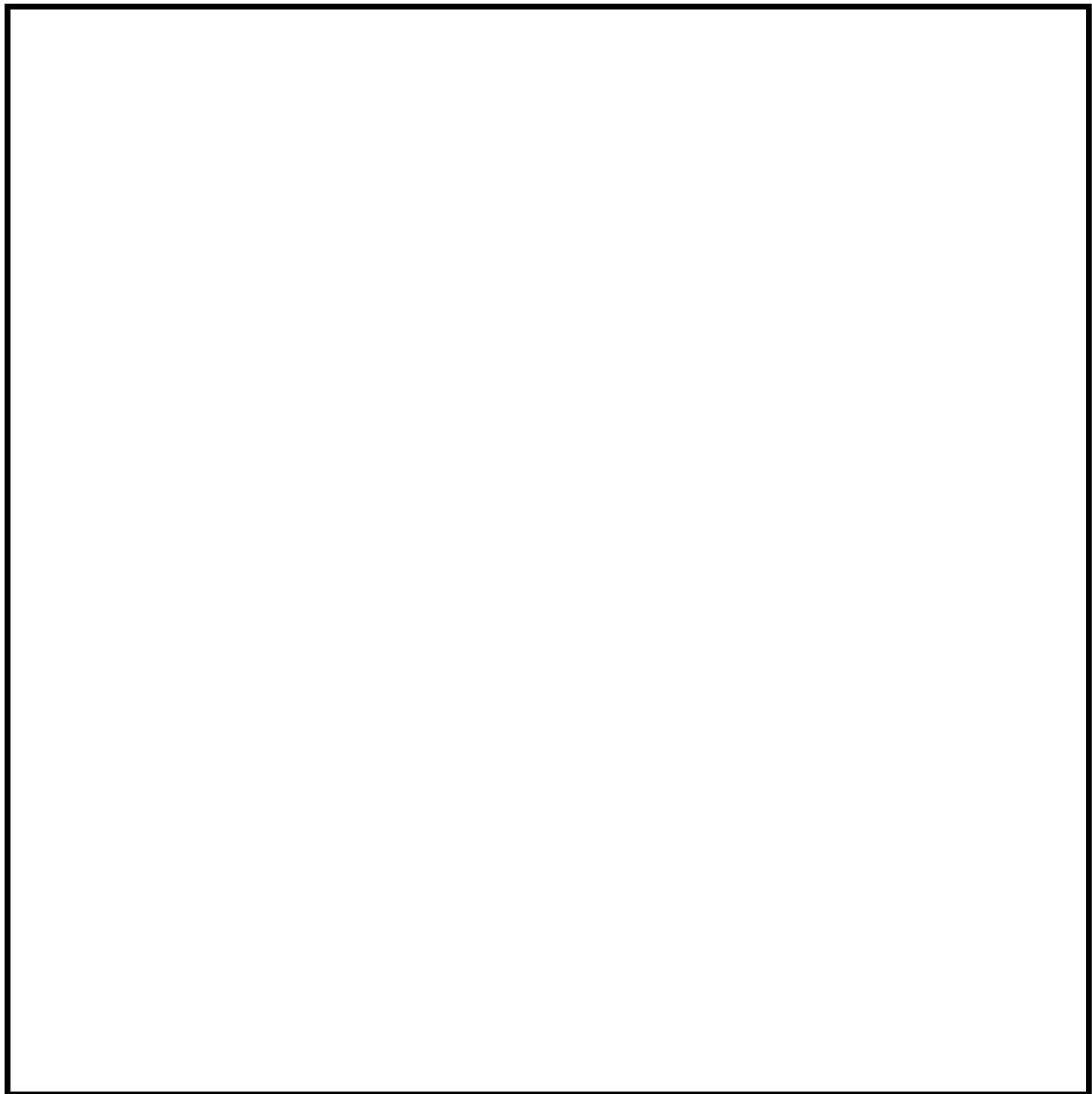
評価対象設備	評価部位	応力分類	加速度の方向	発生値	評価基準値
				MPa	MPa
非常用電源設備 その他 充電器盤（3系統 目蓄電池用）		引張応力	左右+上下	7	240
			前後+上下	6	
		せん断応力	左右+上下	23	138
			前後+上下	25	
		組合せ応力	左右+上下	7	240 ^(注4)
			前後+上下	6	
		引張応力	左右+上下	11	240
			前後+上下	7	
		せん断応力	左右+上下	19	138
			前後+上下	21	
		組合せ応力	左右+上下	11	240 ^(注4)
			前後+上下	7	

(注 1) $\frac{\sigma_t + \sigma_b}{1.5 f_t}$

(注 2) $\frac{\sigma_c}{1.5 f_c} + \frac{\sigma_b}{1.5 f_b}$

(注 3) 単位なし

(注 4) 引張応力(σ_b)とせん断応力(τ_b)との組合せ応力の評価基準値は、 $\text{Min}(1.4 \cdot 1.5 f_t - 1.6 \tau_b, 1.5 f_t)$ とする。



第 4-2 図 最大応力発生箇所(弹性設計用地震動 S_d 又は静的地震力)

第4-3表 電気的機能維持評価結果（重大事故等対処施設）

評価対象設備			加速度確認部位	機能確認済加速度との比較			
				水平加速度 ($\times 9.8\text{m/s}^2$)	鉛直加速度 ($\times 9.8\text{m/s}^2$)	評価用加速度	機能確認済加速度
非常用電源設備	その他	充電器盤（3系統目蓄電池用）	—	0.91	[REDACTED]	0.54	[REDACTED]

(注) 充電器盤（3系統目蓄電池用）の固有振動数が 30Hz 以上であることを確認したため、評価用加速度には最大床加速度を使用する。

別添 1-3-4

蓄電池（3系統目）切替盤の
耐震計算結果

目 次

頁

1. 概 要	6 (4) - 別添1・3・4・1
2. 固有値測定試験結果	6 (4) - 別添1・3・4・1
3. 設計用加速度	6 (4) - 別添1・3・4・1
4. 評価結果	6 (4) - 別添1・3・4・2
4.1 評価結果	6 (4) - 別添1・3・4・2

1. 概要

本資料は、蓄電池（3系統目）切替盤が設計用地震力に対して十分な構造強度及び電気的機能を有していることを確認するための耐震計算の結果について記載したものである。

2. 固有値測定試験結果

固有振動数の測定結果を第2-1表に示す。

第2-1表 固有振動数

加振方向		固有振動数 (Hz)
水平	前後	30Hz以上
	左右	
鉛直		

3. 設計用加速度

設計用加速度を第3-1表に示す。

第3-1表 設計用加速度

地震動	項目	記号	設計用加速度 ^(注) (×9.8m/s ²)
基準地震動Ss	水平	C _H	1.10
	鉛直	C _V	0.68
弾性設計用地震動Sd 又は静的地震力	水平	C _H	0.66
	鉛直	C _V	0.41

(注) 蓄電池（3系統目）切替盤の固有振動数が30Hz以上であること を確認したため、設計用加速度には最大床加速度の1.2倍の値 を使用する。

4. 評価結果

4.1 評価結果

蓄電池（3系統目）切替盤の耐震評価結果を以下に示す。発生値は評価基準値を満足しており、耐震性を有することを確認した。また、評価用加速度は機能確認済加速度以下であり、電気的機能が維持されることを確認した。

(1) 基準地震動Ssに対する評価

基準地震動Ssに対する応力評価結果を第4-1表に示す。

(2) 弹性設計用地震動Sdに対する評価

弾性設計用地震動Sdに対する応力評価結果を第4-2表に示す。

(3) 機能維持に関する評価

電気的機能維持評価結果を第4-3表に示す。

第4-1表 基準地震動Ssによる評価結果(D+P_{SAD}+M_{SAD}+Ss)

評価対象設備		評価部位	応力分類	方 向 ^(注1)	発生値	許容値
非常用電源設備	その他				MPa	MPa
蓄電池（3系統目） 切替盤		溶接部	せん断応力 ^(注2)	前後+上下	16	156
				左右+上下	14	

(注1) 盤の正面に直行する方向を前後方向、盤の正面と平行な方向を左右方向とする。

(注2) 発生値は組合せ応力であるが、許容値にせん断応力の値を用いるため、応力分類はせん断応力として示す。

第4-2表 弹性設計用地震動Sd評価結果(D+P_{SAD}+M_{SAD}+Sd)

評価対象設備		評価部位	応力分類	方 向 ^(注1)	発生値	許容値
非常用電源設備	その他				MPa	MPa
蓄電池（3系統目） 切替盤		溶接部	せん断応力 ^(注2)	前後+上下	8	136
				左右+上下	7	

(注1) 盤の正面に直行する方向を前後方向、盤の正面と平行な方向を左右方向とする。

(注2) 発生値は組合せ応力であるが、許容値にせん断応力の値を用いるため、応力分類はせん断応力として示す。

第4-3表 電気的機能維持評価結果

評価対象設備			機能確認済加速度との比較					詳細評価
			加速度確認 部位	水平加速度 ($\times 9.8m/s^2$)		鉛直加速度 ($\times 9.8m/s^2$)		
評価用 加速度	機能確認済 加速度	評価用 加速度	機能確認済 加速度					
非常用電源設備	その他	蓄電池（3系統目） 切替盤	盤頂部	0.91	[]	0.56	[]	—

(注) 蓄電池（3系統目）切替盤の固有振動数が30Hz以上であることを確認したため、評価用加速度には最大床加速度を使用する。

別紙

耐震性に関する説明書

計算機プログラム（解析コード）の概要

目 次

1. 概 要

別紙1 MSC NASTRAN

1. 概 要

本資料は、添付資料6「耐震性に関する説明書」において使用した解析コードについて説明するものである。使用した解析コードの一覧を第1表に示す。

第1表 耐震設計に係る解析コード

評価対象設備	プログラム名	資料名	参照元
蓄電池(3系統目) 充電器盤(3系統目蓄電池用)	MSC NASTRAN	別紙1	添付資料6-2-1 添付資料6-2-3 別添1-1 別添1-3

別紙 1 MSC NASTRAN

対象：蓄電池（3 系統目）、充電器盤（3 系統目蓄電池用）

コード名 項目	MSC NASTRAN
開発機関	The MacNeal-Schwendler Corporation (現 MSC.Software Corporation)
開発時期	1971 年 (一般商業用リリース)
使用したバージョン	Ver.2008.0.4
使用目的	3 次元有限要素法（シェル及びはり要素）による 固有値解析、応力解析
コードの概要	<p>有限要素法を用いたMSC NASTRANは、世界で圧倒的シェアを持つ汎用構造解析プログラムのスタンダードである。その誕生は1965年、現在の米国 MSC.Software Corporation の前身である米国 The MacNeal-Schwendler Corporationの創設者、マクニール博士とシュウェンドラー博士が、当時NASA(The National Aeronautics and Space Administration)で行われていた、航空機の機体強度をコンピュータ上で解析することをテーマとした「有限要素法プログラム作成プロジェクト」に参画したことに始まる。そこで作成されたプログラムは NASTRAN(NASA Structural Analysis Program)と命名され、1971年に The MacNeal-Schwendler CorporationからMSC NASTRANとして一般商業用にリリースされた。</p> <p>以来、数多くの研究機関や企業において、航空宇宙、自動車、造船、機械、建築、土木などの様々な分野の構造解析に広く利用されている。また各分野からの高度な技術的要求とコンピュータの発展に対応するために、常にプログラムの改善と機能拡張を続けている。</p>
検証 (Verification) 及び 妥当性確認 (Validation)	<p>MSC NASTRAN Ver.2008.0.4 は、蓄電池（3 系統目）、充電器盤（3 系統目蓄電池用）の 3 次元有限要素法（シェル及びはり要素）による固有値解析及び応力解析に使用している。</p> <p>【検証(Verification)】</p> <p>本解析コードの検証の内容は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 材料力学分野における一般的な知見により解を求めることができ

- る体系について、3次元有限要素法（シェル及びはり要素）による固有値解析及び応力解析（固有振動数、荷重及び応力）について理論モデルによる理論解との比較を行い、解析解が理論解と一致することを確認している。
- ・ 本解析コードの運用環境について、開発機関から提示された要件を満足していることを確認している。

【妥当性確認(Validation)】

本解析コードの妥当性確認の内容は、以下のとおりである。

- ・ 本解析コードは、航空宇宙、自動車、造船、機械、建築、土木などの様々な分野における使用実績を有しており、妥当性は十分に確認されている。
- ・ 本工事計画で行う解析と類似するものとして、日本原子力研究開発機構（旧日本原子力研究所）が実施したプルトニウム用グローブボックスの固有値解析、応力解析の事例がある（JAERI-M92-206）。
- ・ 開発機関が提示するマニュアルにより、本工事計画で使用する3次元有限要素法（シェル及びはり要素）による固有値解析、応力解析に本解析コードが適用できることを確認している。
- ・ 蓄電池（3系統目）、充電器盤（3系統目蓄電池用）の機器取付板に対し3次元シェル要素、支持架構に対しひり要素を適用し、混成モデル化を行っている。なお、異種要素を混成させることについては、異種要素境界でのデータ伝達が適正に行われるよう要素設定を調整していることを確認している。
- ・ 本工事計画において使用するバージョンは、他プラントの既工事計画において使用されているものと同じであることを確認している。
- ・ 本工事計画における構造に使用する要素、使用目的（固有値解析、応力解析）に対し、使用用途及び使用方法に関する適用範囲が上述の妥当性確認の範囲内であることを確認している。

設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書

工事計画認可申請添付資料 7

玄海原子力発電所第4号機

設計及び工事に係る品質管理の方法等

工事計画認可申請添付資料 7-1

玄海原子力発電所第4号機

目 次

頁

1. 概 要	7 (4) - 1 - 1
2. 基本方針	7 (4) - 1 - 1
3. 本工事計画における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等	7 (4) - 1 - 3
3.1 設計、工事及び検査に係る組織 (組織内外の部門間の相互関係及び情報伝達含む。)	7 (4) - 1 - 3
	※2,5
3.1.1 設計に係る組織	7 (4) - 1 - 4
3.1.2 工事及び検査に係る組織	7 (4) - 1 - 4
3.2 本工事計画における設計、工事及び検査の各段階とその照査	7 (4) - 1 - 7
3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用	7 (4) - 1 - 7
3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその照査	7 (4) - 1 - 7
	※1,3,4
3.3 設計に係る品質管理の方法で行った管理の実績に係る計画	7 (4) - 1 - 11
3.3.1 適合性確認対象設備 ^① に対する要求事項の明確化	7 (4) - 1 - 11
	※1,3
3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定	7 (4) - 1 - 11
3.3.3 本工事計画における設計	7 (4) - 1 - 13
(1) 基本設計方針の作成 (設計 1)	7 (4) - 1 - 13
	※3
a. 適合性確認対象設備と適用条文の整理	7 (4) - 1 - 13
b. 技術基準規則条文ごとの基本設計方針の作成	7 (4) - 1 - 14
(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を 確保するための設計 (設計 2)	7 (4) - 1 - 15
	※3

^① 適合性確認対象設備：適合性の確保が必要な要求事項への適合性を確保するために必要となる本工事計画の対象設備

(3) 詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理	7 (4) - 1 - 19
(4) 設計のアウトプットに対する検証	7 (4) - 1 - 21
	※2
(5) 工事計画認可申請書の作成	7 (4) - 1 - 21
a. 要目表の作成	7 (4) - 1 - 21
b. 施設ごとの「基本設計方針」及び 「適用基準及び適用規格」の作成	7 (4) - 1 - 21
c. 各添付書類の作成	7 (4) - 1 - 22
d. 工事計画認可申請書案のチェック	7 (4) - 1 - 22
(6) 工事計画認可申請書の承認	7 (4) - 1 - 22
3.3.4 設計における変更	7 (4) - 1 - 23
	※1,2,3
3.4 工事に係る品質管理の方法及びその検査のための方法	7 (4) - 1 - 24
3.4.1 本工事計画に基づく設備の具体的な設計の実施（設計3）	7 (4) - 1 - 24
	※1,3,4
3.4.2 設備の具体的な設計に基づく工事の実施	7 (4) - 1 - 25
3.4.3 設計の結果と適合性確認検査対象の繋がりの明確化	7 (4) - 1 - 25
a. 基本設計方針の整理	7 (4) - 1 - 25
b. 設計結果の反映	7 (4) - 1 - 26
3.4.4 適合性確認検査の計画	7 (4) - 1 - 26
(1) 適合性確認検査の方法の決定	7 (4) - 1 - 27
	※4
3.4.5 検査計画の管理	7 (4) - 1 - 31
	※6
3.4.6 適合性確認検査の実施	7 (4) - 1 - 31
	※6
(1) 適合性確認検査の検査要領書の作成	7 (4) - 1 - 31
(2) 代替検査の確認方法の決定	7 (4) - 1 - 31
(3) 適合性確認検査の体制	7 (4) - 1 - 33
	※5
(4) 適合性確認検査の実施	7 (4) - 1 - 34
3.5 本工事計画における調達管理の方法	7 (4) - 1 - 35
3.5.1 供給者の技術的評価	7 (4) - 1 - 35
	※5

3.5.2 供給者の選定	7 (4) - 1 - 36
	※5
3.5.3 調達製品の調達管理	7 (4) - 1 - 36
	※2,3,5,6
(1) 調達仕様書の作成	7 (4) - 1 - 36
	※1,4
(2) 調達製品の管理	7 (4) - 1 - 37
	※5,6
(3) 調達製品の検証	7 (4) - 1 - 37
	※6
a. 試験・検査	7 (4) - 1 - 37
b. 受入検査の実施	7 (4) - 1 - 38
c. 記録の確認	7 (4) - 1 - 38
d. 報告書の確認	7 (4) - 1 - 38
e. 作業中のコミュニケーション等	7 (4) - 1 - 38
f. 受注者品質保証監査	7 (4) - 1 - 38
3.5.4 受注者品質保証監査	7 (4) - 1 - 38
	※6
3.6 記録、識別管理、追跡可能性	7 (4) - 1 - 40
	※6
3.6.1 文書及び記録の管理	7 (4) - 1 - 40
(1) 適合性確認対象設備の設計、工事及び検査に係る	文書及び記録 7 (4) - 1 - 40
(2) 適合性確認検査に用いる文書及び記録	7 (4) - 1 - 40
3.6.2 識別管理及び追跡可能性	7 (4) - 1 - 43
(1) 計測器の管理	7 (4) - 1 - 43
a. 当社所有の計測器の管理	7 (4) - 1 - 43
b. 当社所有以外の計測器の管理	7 (4) - 1 - 43
(2) 機器、弁及び配管等の管理	7 (4) - 1 - 43
4. 適合性確認対象設備の保守管理	7 (4) - 1 - 44
	※5

様式－1 本工事計画に係る設計の実績、工事及び	
検査の計画【施設（設備）】	7(4) - 1 - 46
様式－2 設備リスト【重大事故等対処設備】（例）	7(4) - 1 - 47
様式－3 技術基準規則の各条文と各施設における	
適用要否の考え方（例）	7(4) - 1 - 48
様式－4 施設と条文の対比一覧表（例）	7(4) - 1 - 49
様式－5－1 技術基準規則と工認書類との関連性を示す星取表（例）	7(4) - 1 - 51
様式－5－2 工認添付書類星取表（例）	7(4) - 1 - 52
様式－6 各条文の設計の考え方（例）	7(4) - 1 - 53
様式－7 要求事項との対比表（例）	7(4) - 1 - 54
様式－8 基準適合性を確保するための設計結果と	
適合性確認状況一覧表（例）	7(4) - 1 - 55
添付－1 当社におけるグレード分けの考え方	7(4) - 1 - 56
添付－2 技術基準規則ごとの基本設計方針の作成に	
当たっての基本的な考え方	7(4) - 1 - 61
添付－3 本工事計画における解析管理について	7(4) - 1 - 63
	※2,3

本資料に記載する事項と下記「発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド」との関連を頁下に示す。

- ※1 設計の要求事項として明確にしている事項及びその照査に関する事項
- ※2 設計の体制として組織内外の部門間の相互関係
- ※3 設計開発の各段階における照査等に関する事項並びに外部の者との情報伝達に関する事項等
- ※4 工事及び検査に係る要求事項として明確にする事項及びその照査に関する事項
- ※5 工事及び検査の体制として組織内外の部門間の相互関係（資源管理及び物品の状態保持に関する事項を含む。）
- ※6 工事及び検査に必要なプロセスを踏ました全体の工程及び各段階における監視、測定、妥当性確認及び検査等に関する事項（記録、識別管理、追跡可能性等に関する事項を含む。）並びに外部の者との情報伝達に関する事項等

1. 概要

本資料は、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成 25 年 6 月 28 日原子力規制委員会規則第 8 号）」（以下「品証規則」という。）に適合するための計画として「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する事項」（以下「本文品質保証計画」という。）に記載した事項のうち、本工事計画の「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成 25 年 6 月 28 日原子力規制委員会規則第 6 号）」（以下「技術基準規則」という。）等に対する適合性の確保に必要な、設計に係る品質管理の方法で行った管理の実績について記載するとともに、工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織についての具体的な計画を記載する。

2. 基本方針

本資料では、本工事計画における、「設計に係る品質管理の方法で行った管理の実績」及び「工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織についての具体的な計画」を、以下のとおり説明する。

（1） 設計に係る品質管理の方法で行った管理の実績

「設計に係る品質管理の方法で行った管理の実績」として、以下に示す 2 つの段階を経て実施した設計の管理の方法を「3. 本工事計画における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等」に記載する。

具体的には、組織について「3.1 設計、工事及び検査に係る組織（組織内外の部門間の相互関係及び情報伝達含む。）」に、実施する各段階について「3.2 本工事計画における設計、工事及び検査の各段階とその照査」に、品質管理の方法について「3.3 設計に係る品質管理の方法で行った管理の実績に係る計画」に、調達管理の方法について「3.5 本工事計画における調達管理の方法」に、文書管理、識別管理、追跡可能性について「3.6 記録、識別管理、追跡可能性」に記載する。

これらの方針で行った管理の具体的な実績を、様式-1「本工事計画に係る設計の実績、工事及び検査の計画【 施設（設備）】」（以下「様式-1」という。）を用いて資料 7-2～4 に示す。

- a. 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年 12 月 28 日通商産業省令第 77 号）」（以下「実用炉規則」という。）の別表第二「設備別記載事項」に示された設備のうち、本工事計画対象設備に対する技術基準規則の条文ごとの基本設計方針の作成

- b. 「a.」で作成した条文ごとの基本設計方針を基に、実用炉規則の別表第二に示された事項に対して必要な設計を含む技術基準規則等への適合に必要な設備の設計

これらの設計に係る記載事項には、設計の要求事項として明確にしている事項及びその照査に関する事項、設計の体制として組織内外の部門間の相互関係、設計開発の各段階における照査等に関する事項並びに外部の者との情報伝達に関する事項等を含めて記載する。

(2) 工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織についての具体的な計画

「工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織についての具体的な計画」として、本工事計画に基づく工事及び検査に係る品質管理の方法を「3. 本工事計画における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等」に記載する。

具体的には、組織について「3.1 設計、工事及び検査に係る組織（組織内外の部門間の相互関係及び情報伝達含む。）」に、実施する各段階について「3.2 本工事計画における設計、工事及び検査の各段階とその照査」に、品質管理の方法について「3.4 工事に係る品質管理の方法及びその検査のための方法」に、調達管理の方法について「3.5 本工事計画における調達管理の方法」に、文書管理、識別管理、追跡可能性について「3.6 記録、識別管理、追跡可能性」に記載する。

これらの工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織について具体的な計画を、様式－1 を用いて資料 7-2～4 に示す。

工事及び検査に係る記載事項には、工事及び検査に係る要求事項として明確にする事項及びその照査に関する事項、工事及び検査の体制として組織内外の部門間の相互関係（資源管理及び物品の状態保持に関する事項を含む。）、工事及び検査に必要なプロセスを踏ました全体の工程及び各段階における監視、測定、妥当性確認及び検査等に関する事項（記録、識別管理、追跡可能性等に関する事項を含む。）並びに外部の者との情報伝達に関する事項等を含めて記載する。

(3) 本工事計画対象設備の保守管理

本工事計画に基づき、技術基準規則への適合性を確保するために必要となる設備（以下「適合性確認対象設備」という。）は、工事后に必要な機能・性能を發揮できる状態に維持されていることが不可欠であり、その維持の管理の方法について「4. 適合性確認対象設備の保守管理」で記載する。

(4) 本工事計画で記載する設計、工事及び検査以外の品質保証活動

本工事計画に必要な設計、工事及び検査は、本文品質保証計画に基づく品質保証体制の下で実施するため、(1)～(3)に関する事項以外の、責任と権限（本文品質保証計画「**5.5 責任、権限及びコミュニケーション**」）、原子力安全の重視（本文品質保証計画「**5.2 原子力安全の重視**」）、必要な要員の力量管理を含む資源の管理（本文品質保証計画「**6 資源の管理監督**」）及び不適合管理を含む評価及び改善（本文品質保証計画「**8 監視測定、分析及び改善**」）については、本文品質保証計画に従った管理を実施する。

また、当社の品質保証活動は、安全文化醸成活動と一体となった活動を実施している。

3. 本工事計画における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等

本工事計画における設計、工事及び検査に係る品質管理は、本文品質保証計画に記載している品質マネジメントシステム（以下「**QMS**」という。）に基づき実施する。以下に、設計、工事及び検査、調達管理等のプロセスを示す。

3.1 設計、工事及び検査に係る組織（組織内外の部門間の相互関係及び情報伝達含む。）

本工事計画に基づく設計、工事及び検査は、本文品質保証計画の「**5.5.1 責任及び権限**」に示す役割分担の下、第3.1-1図に示す本店組織及び発電所組織に係る体制で実施する。

設計（「**3.3 設計に係る品質管理の方法で行った管理の実績に係る計画**」）、工事及び検査（「**3.4 工事に係る品質管理の方法及びその検査のための方法**」）並びに調達（「**3.5 本工事計画における調達管理の方法**」）の各プロセスにおける主管箇所を第3.1-1表に示す。第3.1-1表に示す各主管箇所の長は、担当する設備に関する設計、工事及び検査並びに調達について、責任と権限を持ち、第3.1-1図に示す設備を主管するグループ又は課が実施する本工事計画に係る活動を統括する。

第3.1-1図に示す各主任技術者は、それぞれの職務に応じた監督を行うとともに、相互の職務について適宜情報提供を行い、意思疎通を図る。

設計から工事及び検査への設計結果の伝達、当社から供給者への情報伝達など、組織内外の部門間や組織間の情報伝達については、本工事計画に従い確実に実施する。

3.1.1 設計に係る組織

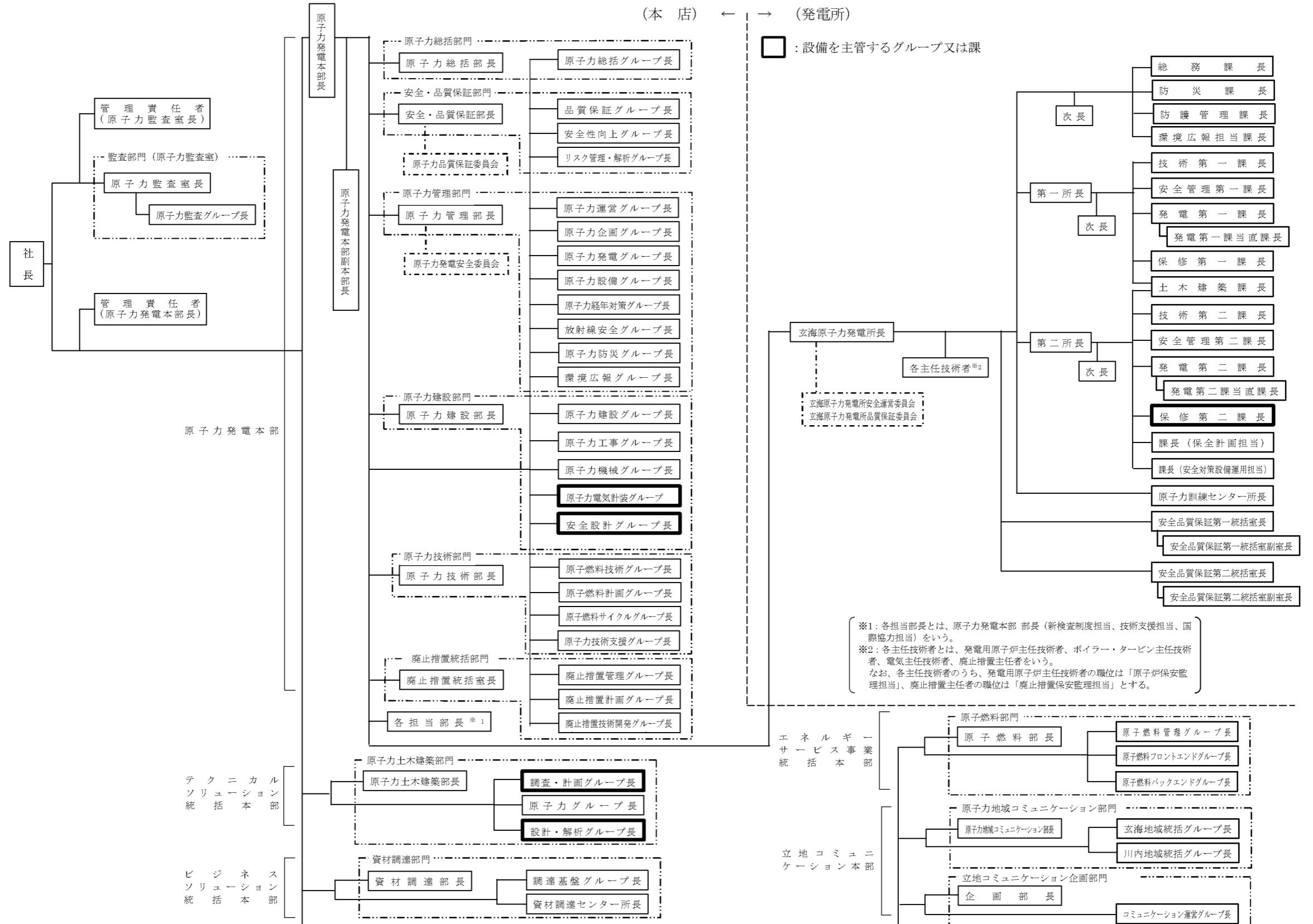
本工事計画に基づく設計は、第 3.1-1 図に示す本店組織の設備を主管するグループが設計を主管する組織として実施する。これらの設計は、設計を主管する組織を統括する各部門の長の責任の下で実施する。

本工事計画に基づき実施した施設ごとの具体的な体制については、本工事計画に示す設計の段階ごとに様式-1 を用いて資料 7-2~4 に示す。

3.1.2 工事及び検査に係る組織

本工事計画に基づく工事及び検査は、第 3.1-1 図に示す発電所組織の各設備を主管する課で実施する。

本工事計画に基づき実施した施設ごとの具体的な体制については、本工事計画に示す工事及び検査の段階ごとに様式-1 を用いて資料 7-2~4 に示す。



第3.1-1図 本店組織及び発電所組織に係る体制

第3.1-1表 設計及び工事の実施の体制

項番号	プロセス	主管箇所
3.3	設計に係る品質管理の方法で行った 管理の実績に係る計画	原子力建設部門 原子力土木建築部門
3.4	工事に係る品質管理の方法及びその 検査のための方法	玄海原子力発電所 原子力土木建築部門
3.5	本工事計画における調達管理の方法	原子力建設部門 原子力土木建築部門 玄海原子力発電所

3.2 本工事計画における設計、工事及び検査の各段階とその照査

3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用

本工事計画は、「設計・調達管理基準」に基づく「工事計画認可申請又は届出を行う原子力施設に関する工事の要求事項への適合性を確保するための設計」(添付-1「当社におけるグレード分けの考え方」第1表参照)を適用しグレード1として管理する。

「3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその照査」～「3.3 設計に係る品質管理の方法で行った管理の実績に係る計画」、「3.5 本工事計画における調達管理の方法」に「設計・調達管理基準」に基づくグレード1の具体的な管理の内容を示す。

なお、「3.5 本工事計画における調達管理の方法」に「設計・調達管理基準」に基づく調達管理の内容を示す。

3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその照査

本工事計画として必要な設計、工事及び検査の流れを第3.2-1図及び第3.2-2図に示す。本工事計画における設計、工事及び検査の各段階と本文品質保証計画との関係を第3.2-1表に示す。

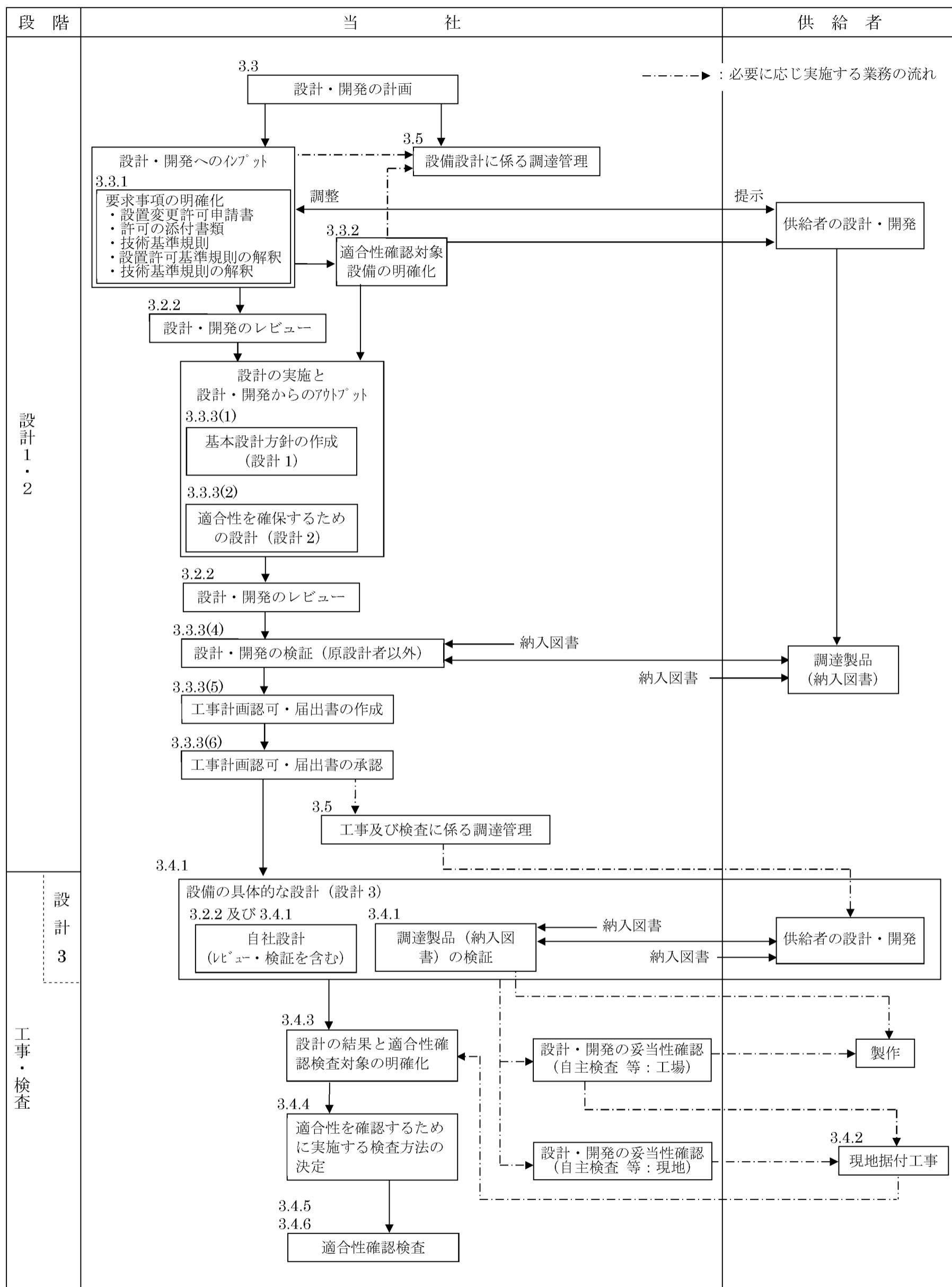
本文品質保証計画「7.3.4 設計・開発のレビュー」に基づき設計の結果が要求事項を満たせるかどうかを評価し、問題を明確にし、必要な処置を提案する設計の各段階におけるレビューは、適切な段階において設備を主管するグループが実施するとともに、「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」に基づき記録を管理する。設計におけるレビューの対象となる段階を第3.2-1表に「※」で明確にする。

このレビューについては、第3.1-1図に示された設備を主管するグループで当該設備の設計に関する力量を有する専門家を含めて実施する。

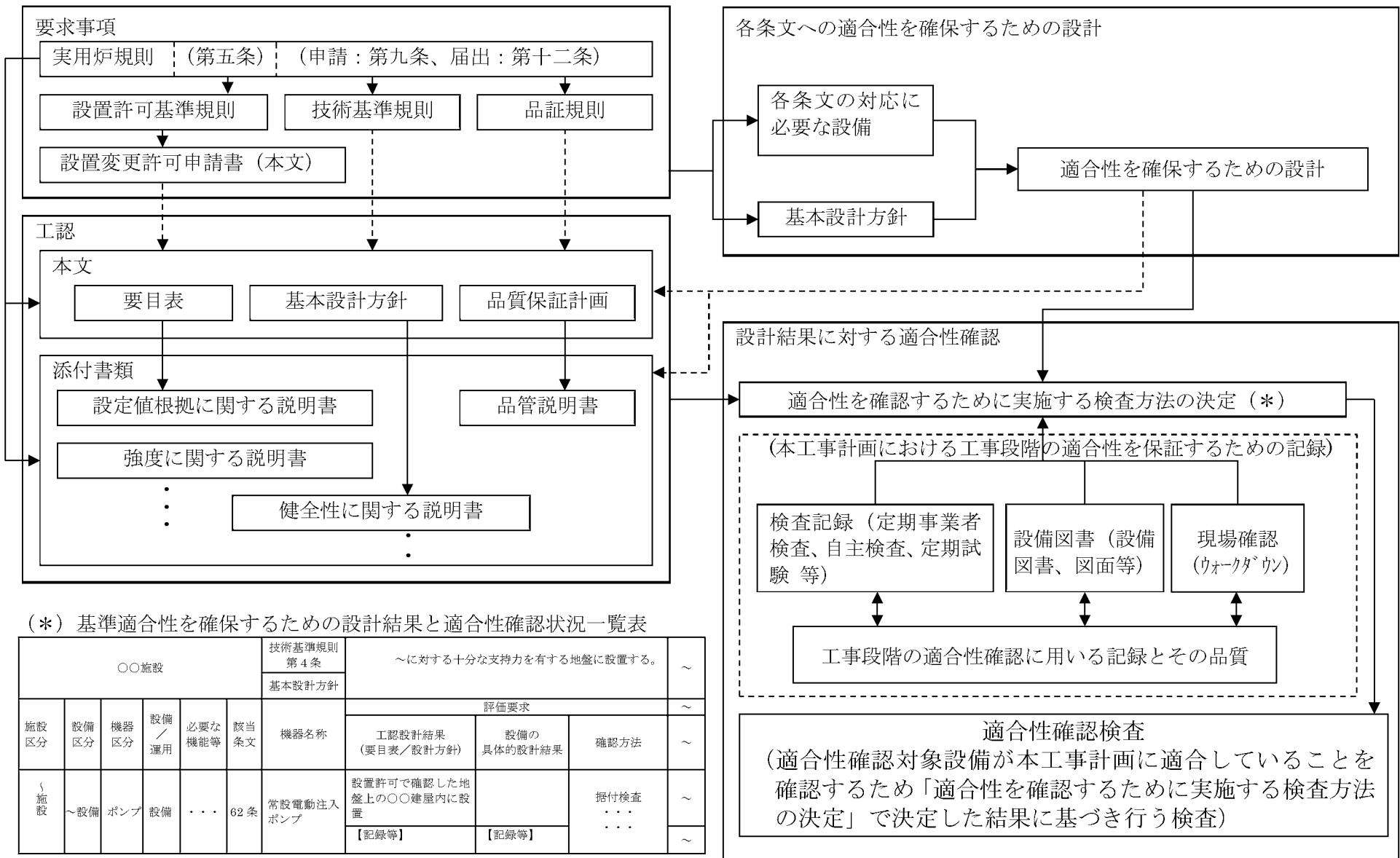
第3.2-1表 本工事計画における設計、工事及び検査の各段階

各段階		本文品質保証計画の対応項目	概要
設計	3.3 設計に係る品質管理の方法で行った管理の実績に係る計画	7.3.1 設計・開発の計画	適合性を確保するために必要な設計を実施するための計画（本資料に示す様式類作成の手順）
	3.3.1 ※ 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化	7.3.2 設計・開発へのインプット	設計に必要な技術基準規則等の要求事項の明確化
	3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定	—	技術基準規則等に対応するための設備・運用の抽出
	3.3.3(1) ※ 基本設計方針の作成（設計1）	7.3.3 設計・開発からのアウトプット	要求事項を満足する基本設計方針の作成
	3.3.3(2) ※ 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）	7.3.3 設計・開発からのアウトプット	適合性確認対象設備に必要な設計の実施
	3.3.3(4) 設計のアウトプットに対する検証	7.3.5 設計・開発の検証	基準適合性を確保するための設計の妥当性のチェック
	3.3.3(5) 工事計画認可申請（届出）書の作成	—	「実用炉規則 第九条 工事の計画の認可等の申請」に従った申請書又は「実用炉規則 第十二条 工事の計画の届出」に従った届出書の作成
	3.3.3(6) 工事計画認可申請（届出）書の承認	—	作成した工事計画認可申請（届出）書の承認
	3.3.4 ※ 設計における変更	7.3.7 設計・開発の変更管理	設計対象の追加や変更時の対応
工事及び検査	3.4.1 ※ 本工事計画に基づく設備の具体的な設計の実施（設計3）	7.3.3 設計・開発からのアウトプット 7.3.5 設計・開発の検証	工事計画を実現するための具体的な設計
	3.4.2 設備の具体的な設計に基づく工事の実施	—	適合性確認対象設備の工事の実施
	3.4.3 設計の結果と適合性確認検査対象の繋がりの明確化	—	検査に先立ち設計の結果と適合性確認検査の対象との繋がりを整理
	3.4.4 適合性確認検査の計画	7.3.6 設計・開発の妥当性確認	適合性確認対象設備が、本工事計画に適合していることを確認する計画と方法の決定
	3.4.5 検査計画の管理	—	適合性確認検査を実施する際の工程管理
	3.4.6 適合性確認検査の実施	8.2.4 検査及び試験	認可された工事計画どおり、要求事項に対する適合性が確保されていることを確認
調達	3.5 本工事計画における調達管理の方法	7.4 調達 8.2.4 検査及び試験	適合性確認に必要な、継続中工事及び追加工事の検査を含めた調達管理

※：「3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその照査」でいう、本文品質保証計画の「7.3.4 設計・開発のレビュー」対応項目



第3.2-1図 適合性を確保するために必要な当社の活動（全体の流れ）



第3.2-2 図 適合性確認に必要な作業と検査の繋がり

3.3 設計に係る品質管理の方法で行った管理の実績に係る計画

本工事計画における技術基準規則等への適合性を確保するための設計は、「設計・調達管理基準」に基づき、要求事項の明確化、適合性確認対象設備の選定、基本設計方針の作成及び適合性を確保するための設計の段階を経て実施する。以下にそれぞれの活動内容を示す。

3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化

本工事計画に必要な要求事項は、以下のとおりとする。

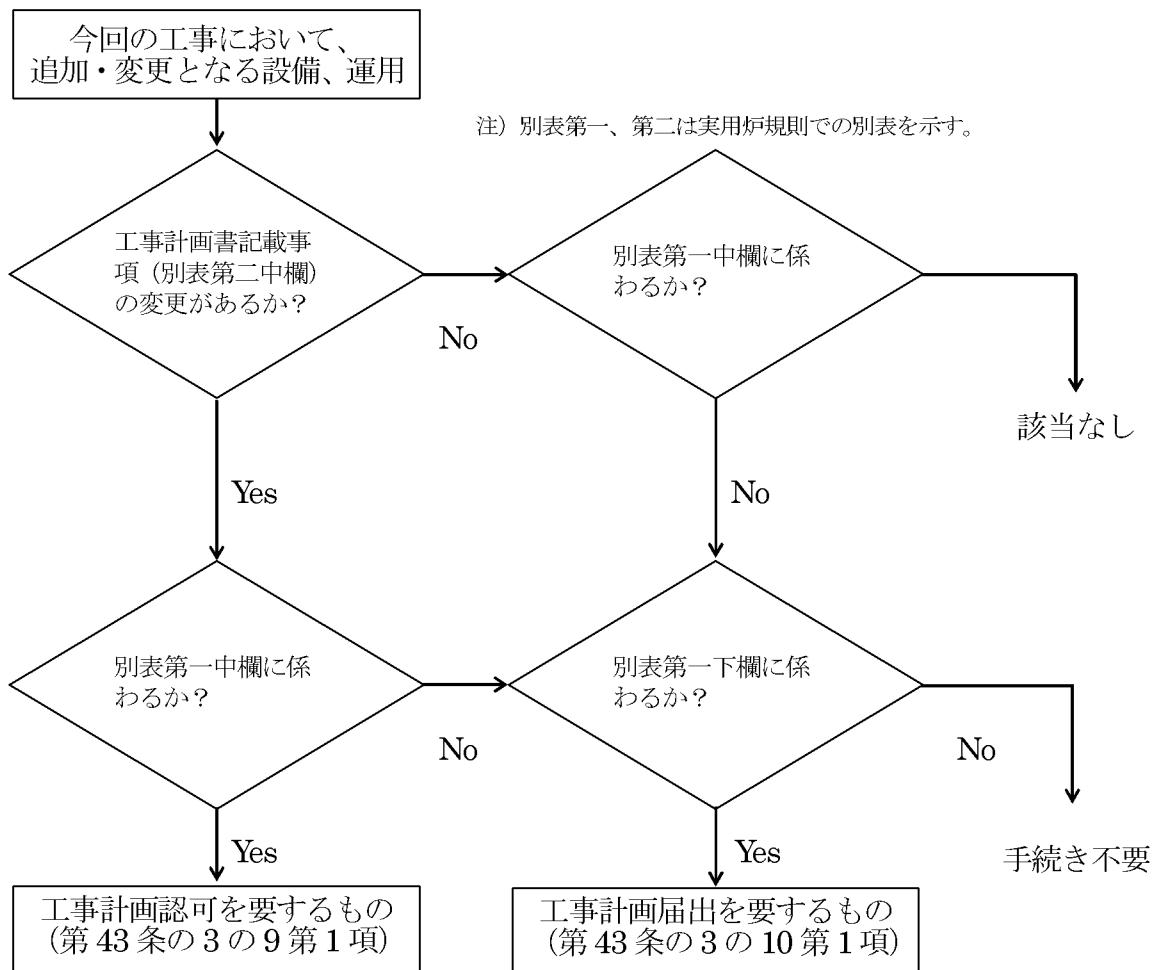
- ・「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年 6 月 28 日原子力規制委員会規則第 5 号）」（以下「設置許可基準規則」という。）に適合しているとして許可された設置変更許可申請書
 - ・技術基準規則
- また、必要に応じて以下を参照する。
- ・許可された設置変更許可申請書の添付書類
 - ・設置許可基準規則の解釈
 - ・技術基準規則の解釈

3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定

適合性確認対象設備に対する要求事項への適合性を確保するため、設置変更許可申請書に記載されている設備や技術基準規則への対応に必要な設備（運用を含む。）を、実際に使用する際の系統・構成で必要となる設備を含めた適合性確認対象設備として、以下に従って抽出する。

適合性確認対象設備を明確にするため、本工事計画に関連する工事において追加・変更となる設備・運用のうち本工事計画の対象となる設備・運用を、要求事項への適合性を確保するために実際に使用する際の系統・構成で必要となる設備・運用を考慮しつつ第 3.3-1 図に示すフローに基づき抽出する。

抽出した結果を様式-2「設備リスト【重大事故等対処設備】」（以下「様式-2」という。）の該当する条文の「設備等」欄に整理するとともに、設備／運用、既設／新設、常設／可搬、実用炉規則 別表第二の該当する施設・設備区分、兼用の有無、設備分類、機器クラス及び設置変更許可申請書添付八主要設備記載の有無を明確にする。



第3.3-1図 適合性確認対象設備の抽出について

3.3.3 本工事計画における設計

適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を以下のとおり実施する。

- ・「設計 1」として、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項を基に、必要な設計を漏れなく実施するための基本設計方針を明確化する。
- ・「設計 2」として、「設計 1」で明確にした基本設計方針を用いて適合性確認対象設備に必要な詳細設計を実施する。
- ・「設計 1」及び「設計 2」の結果を用いて、本工事計画に必要な書類等を作成する。
- ・「設計 3」として、工事段階において、本工事計画に基づく製品実現のための具体的な設備の設計を実施する。(「3.4.1 本工事計画に基づく設備の具体的な設計の実施（設計 3）」参照)

これらの具体的な活動を以下のとおり実施する。

(1) 基本設計方針の作成（設計 1）

様式-2 で整理した適合性確認対象設備の要求事項に対する適合性確保に必要な詳細設計を「設計 2」で実施するに先立ち、適合性確認対象設備に必要な要求事項のうち、設置変更許可申請書及び技術基準規則に対する設計を漏れなく実施するために、以下により、適合性確認対象設備ごとに適用される技術基準規則の条項号を明確にするとともに、技術基準規則の条文ごとに関連する要求事項を含めて設計すべき事項を明確にした基本設計方針を作成する。

a. 適合性確認対象設備と適用条文の整理

適合性確認対象設備の技術基準規則への適合に必要な設計を確実に実施するため、以下により、適合性確認対象設備ごとに適用される技術基準規則を条項号単位で明確にする。

- ・技術基準規則の条文ごとに実用炉規則 別表第二の発電用原子炉施設の種類に示された各施設区分との関係を明確にし、明確にした結果とその理由を、様式-3「技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方」(以下「様式-3」という。)の「適用要否判断」欄と「理由」欄に取りまとめる。

- ・様式－3に取りまとめた結果を、様式－4「施設と条文の対比一覧表」（以下「様式－4」という。）の該当箇所を星取りすることにより取りまとめ、施設ごとに適用される技術基準規則の条文を明確にする。
- ・適合性確認対象設備ごとに適用される技術基準規則の各条文の関係を様式－3 及び様式－4 に代え整理することが可能な場合には、様式－3 及び様式－4 に代えることができる。
- ・様式－2 で明確にした適合性確認対象設備を、実用炉規則 別表第二の発電用原子炉施設の種類に示された施設区分ごとに、様式－5－1 「技術基準規則と工認書類との関連性を示す星取表」（以下「様式－5－1」という。）及び様式－5－2 「工認添付書類星取表」（以下「様式－5－2」という。）に反映する。

　様式－4 でまとめた結果を用いて、設備ごとに適用される技術基準規則の条項号を明確にし、各条文と本工事計画との関連性を含めて様式－5－1 で整理する。

b. 技術基準規則条文ごとの基本設計方針の作成

　適合性確認対象設備に必要な要求事項を具体化し、漏れなく適用していくための基本設計方針を、本工事計画の適合性確認対象設備に適用される技術基準規則の条文ごとに作成する。

　基本設計方針の作成にあたっては、基本設計方針の作成を統一的に実施するための考え方を「工事計画業務要領」に定め、それに基づき技術基準規則の条文ごとに作成する。この基本設計方針の作成に当たっての統一的な考え方の概要を添付－2 の「技術基準規則ごとの基本設計方針の作成に当たっての基本的な考え方」に示す。

　具体的には、様式－7「要求事項との対比表」（以下「様式－7」という。）に、基本設計方針の作成に必要な情報として、技術基準規則の各条文とその解釈、関係する設置変更許可申請書本文とその添付書類に記載されている内容を引用し、その内容を確認しながら、設計すべき項目を漏れなく作成する。

　基本設計方針の作成に併せて、基本設計方針として記載する事項とそれらの技術基準規則への適合性の考え方（理由）、基本設計方針として記載しない場合の考え方及び詳細な検討が必要な事項として含めるべき実用炉規則 別表第二に示された添付書類との関係を明確にし、それらを様

式－6「各条文の設計の考え方」（以下「様式－6」という。）に取りまとめる。

作成した基本設計方針をもとに、抽出した適合性確認対象設備に対する耐震重要度分類、機器クラス、兼用する際の登録の考え方及び当該適合性確認対象設備に必要な工認書類との関連性を様式－5－2に明確にする。なお、過去に作成した基本設計方針が適用できる場合には、「3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定」で作成する様式－2に項目をおこして明確にすることができる。

(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）

様式－2で整理した適合性確認対象設備に対し、今回新たに設計が必要な基本設計方針への適合性を確保するための詳細設計を、「設計1」の結果を用いて実施する。

具体的には、適合性確認対象設備に係る設計すべき事項を明確化した様式－5－1、様式－5－2及び様式－7等の「設計1」の結果（適合性確認対象設備、技術基準規則、作成が必要な工認本文・添付資料の項目、基本設計方針との関係）を踏まえ、適合性確認対象設備を技術基準規則に適合させるための必要となる詳細設計（対象設備の仕様の決定含む。）を実施し、設備の具体的設計の方針を決定する。詳細設計に関しては、基本設計方針の要求種別に応じて第3.3－1表に示す要求種別ごとの「主な設計事項」に示す内容について実施する。具体的には、「3.6.1 文書及び記録の管理」で管理されている設備図書等の品質記録や「3.5 本工事計画における調達管理の方法」に従った調達からの委託報告書をインプットとして、基本設計方針に対し、適合性確認対象設備が技術基準規則等の必要な設計要求事項への適合性を確保するための設計の方針（要求機能、性能目標、防護方針等を含む。）を定めるための設計を実施する。

この詳細設計は、様式－6で明確にした詳細な検討を必要とした事項を含めて実施するとともに、以下に該当する場合は、その内容に従った設計を実施する。

・評価（解析を含む。）を行う場合

詳細設計として評価を実施する場合は、基本設計方針を基に詳細な評価方針及び評価方法を定めたうえで、評価を実施する。また、評価の実施において、解析を行う場合は、「3.3.3(3) 詳細設計の品質

を確保する上で重要な活動の管理」に基づく管理を行うことにより信頼性を確保する。

- ・複数の機能を兼用する設備の設計を行う場合

複数の機能（施設間を含む。）を兼用する設備の設計を行う場合は、兼用する全ての機能を踏まえた設計を確実に実施するため、組織間の情報伝達を確実に行い、兼用する機能ごとの系統構成を把握し、兼用する機能を集約したうえで、兼用する全ての機能を満たすよう設計を実施する。この場合の具体的な設計の流れを第 3.3-2 図に示す。

- ・設備設計を他設備の設計に含めて設計を行う場合

設備設計を他設備の設計に含めて設計を行う場合は、設計が確実に行われるようにするために、組織間の情報伝達を確実に行い、設計をまとめて実施する側で複数の対象を考慮した設計を実施したのち、設計を委ねている側においても、その設計結果を確認する。

- ・他号機と共に用する設備の設計を行う場合

様式-2 をもとに他号機と共に用する設備の設計を行う場合は、設計が確実に行われることを確実にするため、組織間の情報伝達を確実に行い、号機ごとの設計範囲を明確にし、必要な設計が確実に行われるよう管理する。

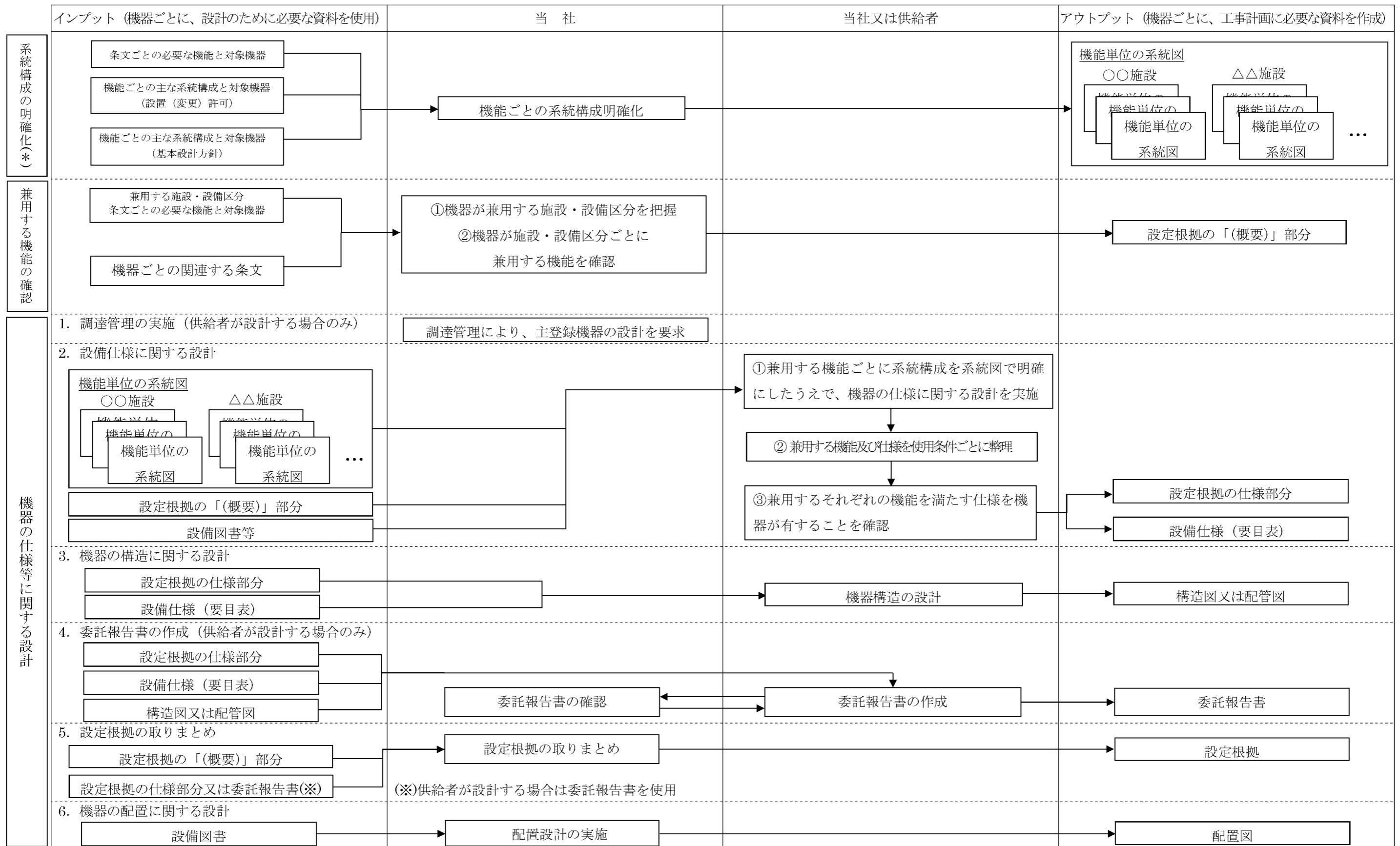
上記 4 つの場合において、設計の妥当性を検証し、設計の方針を満たすことを確認するために試験・検査を実施しなければならない場合は、試験・検査の条件及び方法を定めたうえで実施する。

これらの設計として実施したプロセスを様式-1 で明確にする。

第 3.3-1 表に示す要求種別のうち「運用要求」に分類された基本設計方針については、本店組織の保安規定を取りまとめるグループにて、保安規定として必要な対応を実施する。

第3.3-1表 要求種別ごとの適合性の確保に必要となる主な設計事項とその妥当性を示すための記録との関係

要求種別			主な設計事項	設計方針の妥当性を示す記録
設備	設置要求	必要となる機能を有する設備の選定	設置変更許可申請書に記載した機能を持つために必要な設備等の選定	・社内決定文書等
	設計要求	系統構成	設置変更許可申請書の記載を基にした、実際に使用する系統構成・設備構成の決定	・社内決定文書 ・有効性評価結果（設置変更許可申請書での安全解析の結果を含む） ・系統図 ・設備図書（図面、構造図、仕様書）等
	機能要求	目的とする機能を実際に発揮させるために必要な具体的な系統構成・設備構成	仕様設計 構造設計 強度設計（クラスに応じて） 耐震設計（クラスに応じて） 耐環境設計 配置設計	・社内決定文書 ・設備図書（図面、構造図、仕様書） ・インターロック線図 ・算出根拠（計算式等） ・カタログ等
			対象設備が目的とする能力を持つことを示すための方法とそれに基づく評価	・社内決定文書 ・解析計画（解析方針） ・委託報告書（解析結果） ・手計算結果等
運用	運用要求	運用方法について保安規定に基づき計画	維持・運用のための計画の作成	—



(*) 系統設計を伴う場合

第3.3-2図 主要な設備の設計

(3) 詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理

詳細設計の品質を確保する上で重要な活動となる、「大量のデータを扱い、複雑な処理をコンピュータで行うため、結果を容易に確認することが困難な調達による解析」及び「データ量が比較的少なく、単純な計算であるものの、ヒューマンエラーが起こりやすい手計算による自社解析」について、以下の管理を実施し、信頼性を確保する。

a. 調達による解析の管理

基本設計方針に基づく詳細設計で解析を実施する場合は、解析結果の信頼性を確保するため、本文品質保証計画に基づく品質保証活動を行う上で、特に以下の点に配慮した活動を実施し、品質を確保する。

(a) 調達による解析

調達により解析を実施する場合は、解析の信頼性を確保するために、供給者に対し、次に示す管理を確実にするための品質保証要求事項や解析業務に関する要求事項等の調達要求事項を調達仕様書により要求し、それに従った品質保証体制の下で解析を実施させるよう「3.5 本工事計画における調達管理の方法」に従った調達管理を実施する。解析の調達管理に関する具体的な流れを添付-3 の「本工事計画における解析管理について」(以下、「添付-3」という。) 第1表に示す。

・ 解析を実施する要員の力量管理

(本文品質保証計画「6 資源の管理監督」)

〔・ 解析対象業務の経験等により、当該解析に関する力量を
有しているとされた要員による解析の実施〕

・ 解析業務に関する業務の計画の作成とそれに基づく業務の実施

(本文品質保証計画「7 業務に関する計画の策定及び業務の実施」)

〔・ 解析業務着手時に、従事する要員に対して、実施する解析の重要性を意識付けするための教育の実施
・ 使用するコードが正しい値を出力できることを確実にするためのコードの検証（「(b) 解析コードの管理」参照）
・ 適切な入力情報の使用（「(c) 解析業務で用いる入力情報の伝達」参照）と、それに基づく入力根拠の作成（「(d) 入力根拠の作成」参照）〕

- ・作成した入力データのコードへの正しい入力
 - ・得られた解析結果の検証
 - ・解析結果を基にした報告書の作成
- 等

・当該業務に関する不適合管理及び是正処置
(本文品質保証計画「8 監視測定、分析及び改善」)

(b) 解析コードの管理

計算機コードは、評価目的に応じた解析結果を保証するための重要な役割を持っていることから、使用実績や使用目的に応じ、解析コードが適正なものであることを以下のような方法により検証し、使用する。

- ・簡易的なモデルによる解析解の検算
 - ・標準計算事例を用いた解析による検証
 - ・実験、ベンチマーク試験結果との比較
 - ・他の計算機プログラムによる計算結果との比較
- 等

(c) 解析業務で用いる入力情報の伝達

本工事計画に関する解析に係る供給者との情報伝達について以下に示す。

本工事計画に必要な解析業務が、設備や土木建築構造物を設置した供給者と同一の供給者が主体となっている場合、解析を実施する供給者が所有する図面とそれを基に作成され納入されている当社所有の設備図書は、同じ最新性が確保されている。

当社は供給者に対し調達管理に基づく品質保証上の要求事項として、ISO9001 の要求事項に従った文書及び記録の管理の実施を要求し、適切な版を管理することを要求している。

設備を設置した供給者以外で実施する解析の場合、当社で管理している図面を提供し、供給者は、最新性の確保された図面で解析を行っている。

(d) 入力根拠の作成

供給者に、異なる 2 名の者が入力根拠から作成し、入力根拠と入力結果を同時にチェックする「入力クロスチェック」(添付-3 第 1 図参照)を行わせることにより、入力根拠の妥当性及び入力データが正しく入力されたことの品質を確保する。

b. 手計算による自社解析の管理

自社で実施する解析（手計算）は、評価を実施するために必要な計算方法及び入力データを明確にした上で、当該業務の力量を持つ要員が実施する。

実施した解析結果に間違いがないようにするために、入力根拠、入力結果及び解析結果について、解析を実施した者以外の者によるダブルチェックを実施し、解析結果の信頼性を確保する。

自社で実施した解析ごとの具体的な管理方法を添付－3 第2表に示す。

(4) 設計のアウトプットに対する検証

設備を主管する組織の長は、「3.3.3 本工事計画における設計」の（設計1）及び（設計2）で取りまとめた様式－3～様式－7 及び適合性確認対象設備を技術基準規則に適合させるための必要となる詳細設計の結果について、当該業務を直接実施した原設計者以外の者に検証を実施させる。

(5) 工事計画認可申請（届出）書の作成

様式－2 に取りまとめた適合性確認対象設備について、本工事計画の設計として実施した「3.3.3 本工事計画における設計」の(1)～(2)からのアウトプットを基に、第3.6－1図に示す「工事計画業務要領」に定める、工事計画認可申請（届出）における本文及び添付書類の作成要領に従って、本工事計画に必要な書類等を以下のとおり取りまとめる。

a. 要目表の作成

「3.3.3 (2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）」からのアウトプットとなる詳細設計結果（図面等の設計資料）を基に、実用炉規則 別表第二の「設備別記載事項」の要求に従って、必要な事項（種類、主要寸法、材料、個数 等）を設備ごとに表（要目表）や図面等に取りまとめる。

b. 施設ごとの「基本設計方針」及び「適用基準及び適用規格」の作成

「3.3.3 (1) 基本設計方針の作成（設計1）」の「b. 技術基準規則条文ごとの基本設計方針の作成」で作成した条文ごとの基本設計方針を整理した様式－7、基本設計方針作成時の考え方を整理した様式－6 及び各施設に適用される技術基準規則の条文を明確にした様式－4 を用いて「工事計画業務要領」に基づき、実用炉規則 別表第二に示された発電用原子

炉施設の施設ごとの基本設計方針としてまとめ直すことにより、本工事計画として必要な基本設計方針を作成する。

また、技術基準規則に規定される機能・性能を満足させるための基本的な規格及び基準を、「適用基準及び適用規格」として取りまとめる。

c. 各添付書類の作成

「3.3.3 (2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）」からのアウトプットとなる詳細設計結果を基に、基本設計方針に対して詳細な設計結果や設計の妥当性に関する説明が必要な事項を取りまとめた様式-6 及び様式-7 を用いて、本工事計画と実用炉規則 別表第二の関係を整理した様式-5-2 に示された添付書類を作成する。

実用炉規則 別表第二に示された添付書類において、解析コードを使用している場合には、当該添付書類の別紙として、使用した解析コードに関する内容を記載した「計算機プログラム（解析コード）の概要」を作成する。

d. 工事計画認可申請（届出）書案のチェック

本店組織の工事計画の取りまとめを主管するグループの長は、作成した「工事計画認可申請（届出）書」の案について、「工事計画業務要領」に基づき、以下の要領で関係各グループ及び発電所関係各課のチェックを受ける。

- ・関係各グループ及び発電所関係各課のチェック分担を明確にする。
- ・関係各グループ及び発電所関係各課からチェックの結果が返却された際に、コメントが付されている場合には、その反映要否を検討し、必要であれば資料を修正のうえ、再度、チェックを依頼する。
- ・必要に応じ、これらを繰り返し、工事計画認可申請（届出）書案のチェックを完了する。

(6) 工事計画認可申請（届出）書の承認

設備を主管する組織の長は、「(4) 設計のアウトプットに対する検証」及び「(5) d. 工事計画認可申請（届出）書案のチェック」が終了した後、工事計画認可申請（届出）書を原子力発電安全委員会へ付議し、審議・了承を得た後、原子力建設部長の承認を得る。

3.3.4 設計における変更

調整等により、設計対象の追加や変更が必要となった場合、「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」～「3.3.3 本工事計画における設計」の各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な詳細設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。

3.4 工事に係る品質管理の方法及びその検査のための方法

工事段階において、本工事計画に基づく設備の具体的な設計（設計3）、その結果を反映した設備を導入するために必要な工事を「設計・調達管理基準」に基づき実施する。また、これらの活動を調達する場合は、「3.5 本工事計画における調達管理の方法」を適用して実施する。

本工事計画に適合していることの確認として、設備の具体的設計結果に適合していることを確認するための適合性確認検査を「試験・検査基準」に基づき実施する。

具体的な管理の方法を以下に示す。

3.4.1 本工事計画に基づく設備の具体的な設計の実施（設計3）

本工事計画においては、本店組織の設備を主管するグループの長は、工事段階において、以下のいずれかの方法で、本工事計画及び既工事計画に基づく製品実現のための設備の具体的な設計（設計3）を実施する。

- ・ 自社で設計する場合

本店組織の設備を主管するグループの長が設計3を実施し、適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）との照合を行う。また、設計・開発の検証として次に示す「設計3を本店組織の設備を主管するグループの長が調達し、調達管理として設計3を管理する場合」と同等の対応を行う。設計の妥当性確認については「3.4.4 適合性確認検査の計画」で策定する適合性確認検査にて行う。

- ・ 設計3を本店組織の設備を主管するグループの長が調達し、調達管理として設計3を管理する場合

本店組織の設備を主管するグループの長が「3.5 本工事計画における調達管理の方法」に従った調達により設計3を実施する。

本店組織の設備を主管するグループの長は、その調達の中で供給者が実施する設計3の管理を、調達管理として行う設計の検証及び設計の妥当性確認を行うことにより管理する。

- ・ 設計3を発電所組織の設備を主管する組織の長が工事の調達に含めて調達し、設計3を本店組織の設備を主管するグループが管理する場合

発電所組織の設備を主管する組織の長が「3.5 本工事計画における調達管理の方法」に従って実施する工事の調達の中で、設計3を含めて調達する。

本店組織の設備を主管するグループの長は、その調達の中で供給者が実施する設計 3 の管理を、調達管理として行う設備の具体的な設計の検証及び設計の妥当性確認を行うことにより管理する。

3.4.2 設備の具体的な設計に基づく工事の実施

発電所の設備を主管する組織の長は、本工事計画に基づく設備を設置するための工事を「3.5 本工事計画における調達管理の方法」に従い実施する。

3.4.3 設計の結果と適合性確認検査対象の繋がりの明確化

本店及び発電所の設備を主管する組織の長は、設計 1～3 の結果に対し適合性確認対象の繋がりを明確化するために様式-8 「基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表」（以下、様式-8 という）を以下のとおり適合性確認検査に先立ちとりまとめる。

a. 基本設計方針の整理

基本設計方針（「3.3.3(1) 基本設計方針の作成（設計 1）」の「b. 技術基準規則条文ごとの基本設計方針の作成」参照）に基づく設計の結果を踏まえた適合性の確認を漏れなく実施するため、基本設計方針の内容を以下に従い分類し、適合性の確認が必要な要求事項を整理する。

- ・ 条文ごとに作成した基本設計方針を設計項目となるまとまりごとに整理する。
- ・ 整理した設計方針を分類するためのキーワードを抽出する。
- ・ 抽出したキーワードをもとに要求事項を第 3.3-1 表に示す要求種別に分類する。

整理した結果は、設計項目となるまとまりごとに、様式-8 の「基本設計方針」欄に反映する。

また、本工事計画の設計に不要な以下の基本設計方針を、様式-8 の該当する基本設計方針に「網掛け」することにより区別し、設計が必要な要求事項に変更があった条文に対応した基本設計方針を明確にする。

- ・「定義」：

基本設計方針で使用されている用語の説明

- ・「冒頭宣言」：

設計項目となるまとまりごとの概要を示し、「冒頭宣言」以降の基本設計方針で具体的な設計項目が示されているもの

- ・「規制要求に変更のない既設設備に適用される基本設計方針」：

既設設備のうち、過去に当該要求事項に対応するための設計が行われており、様式－4 及び様式－5－1 で従来の技術基準規則から変更がないとした条文に対応した基本設計方針

- ・「適合性確認対象設備に適用されない基本設計方針」：

当該適合性確認対象設備に適用されず、設計が不要となる基本設計方針

b. 設計結果の反映

設計 2（「3.3.3 (2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計 2）」参照）で実施した詳細設計の結果及び「3.3.3 (5) 工事計画認可申請（届出）書の作成」で作成した工事計画認可申請（届出）書の本文、添付資料のうち「a. 基本設計方針の整理」で整理した基本設計方針に対する設計結果を、様式－8 の「工認設計結果（要目表／設計方針）」欄に整理する。

設計 3（「3.4.1 本工事計画に基づく設備の具体的な設計の実施（設計 3）」参照）で実施した設備の具体的設計結果の結果を様式－8 の「設備の具体的設計結果」欄に取りまとめる。

3.4.4 適合性確認検査の計画

発電所の設備を主管する組織の長は、適合性確認対象設備が本工事計画に適合していることを確認するため、技術基準規則に適合するよう実施した設計結果を取りまとめた様式－8 に示された「工認設計結果（要目表／設計方針）」欄ごとに設計の妥当性確認を含む適合性確認検査を計画する。

適合性確認検査は、第 3.3－1 表の要求種別ごとに第 3.4－1 表に示す確認項目、確認視点及び主な検査項目をもとに計画を策定する。

適合性確認対象設備のうち、技術基準規則上の措置（運用）に必要な設備についても、適合性確認検査を計画する。

個々に実施する適合性確認検査に加えてプラント運転に影響を及ぼしていないことを総合的に確認するため、特定の条文・様式－8 に示された「工認設計結果（要目表／設計方針）」によらず、定格熱出力一定運転時の主要パラメータを確認することによる適合性確認検査（負荷検査）の計画を必要に応じて策定する。

(1) 適合性確認検査の方法の決定

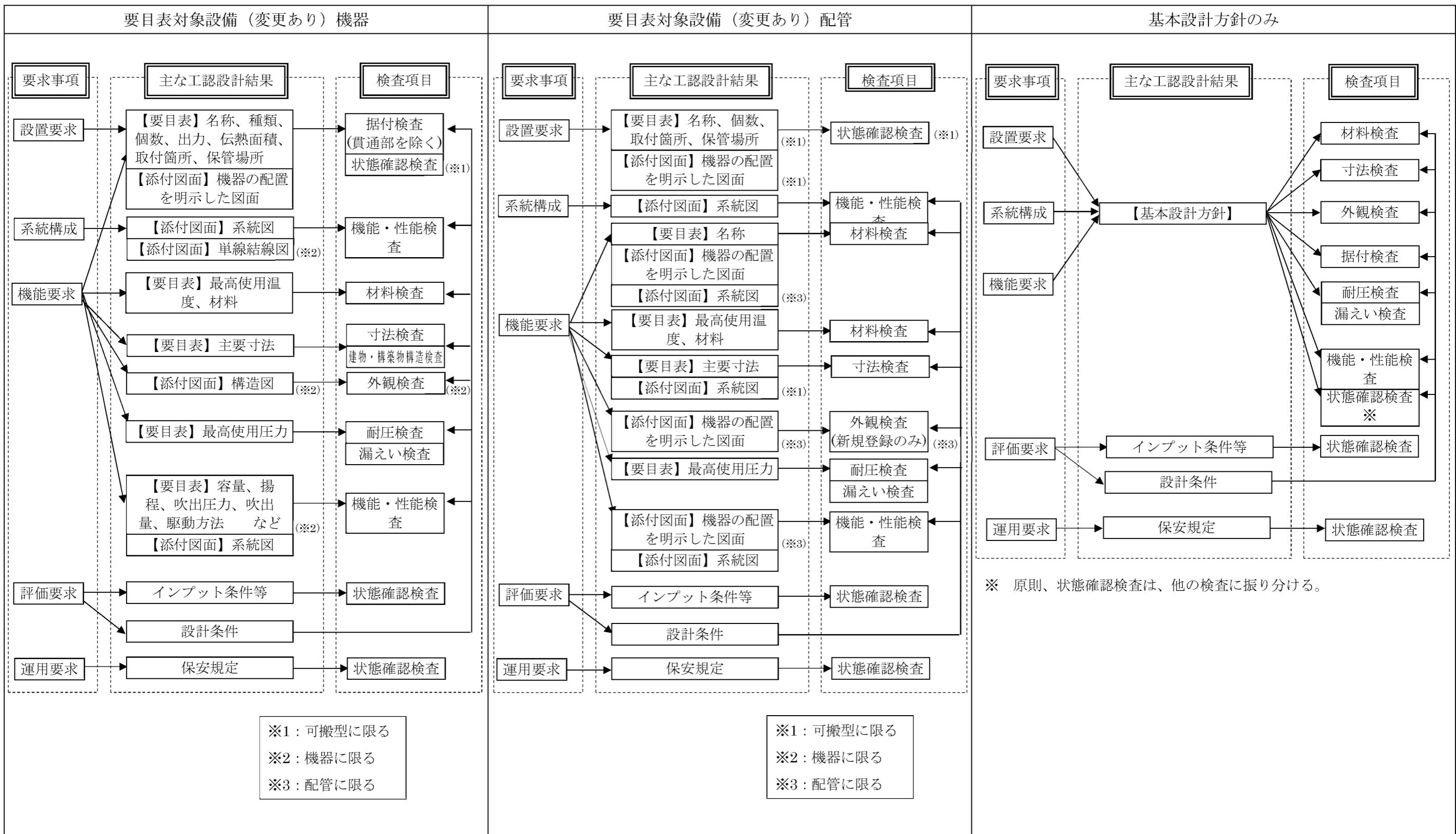
発電所の設備を主管する組織の長は、適合性確認検査の実施に先立ち、第 3.3-1 表の要求種別ごとに定めた第 3.4-1 表に示す確認項目、確認視点、主な検査項目、第 3.4-2 表に示す検査項目の分類の考え方を使って、確認項目ごとに設計結果に関する具体的な検査概要及び判定基準を以下の手順により適合性確認検査の方法として明確にする。第 3.4-1 表の検査項目ごとの概要及び判定基準の考え方を第 3.4-3 表に示す。

- a. 様式-8 の「工認設計結果（要目表／設計方針）」及び「設備の具体的設計結果」欄に記載された内容と該当する要求種別を基に、第 3.4-1 表、第 3.4-2 表を用いて検査項目を決定する。
- b. 決定された検査項目より、第 3.4-3 表に示す検査項目、概要、判定基準の考え方について（代表例）を参照し適切な検査方法を決定する。
- c. 決定した各設備に対する以下の内容を、様式-8 の「確認方法」欄に取りまとめる。
 - (a) 検査項目
 - (b) 検査方法

第3.4-1表 要求事項に対する確認項目及び確認の視点

要求種別		確認項目	確認視点	主な検査項目	
設備	設置要求	名称、取付箇所、個数	設計要求どおり（名称、取付箇所、個数）に設置されていることを確認する。	・据付検査 ・状態確認検査	技術基準規則要求事項に対して、適合していることを確認する検査を整理し、様式-8にまとめる。 (検査概要については、「3.4.6 適合性確認検査の実施」参照)
		系統構成、系統隔離、可搬設備の接続性	実際に使用できる系統構成になっていることを確認する。	・機能・性能検査	
		容量、揚程等の仕様（要目表）	要目表の記載どおりである事を確認する。	・材料検査 ・寸法検査 ・外観検査 ・据付検査 ・耐圧検査 ・漏えい検査 ・建物・構築物構造検査 ・機能・性能検査 ・特性検査 ・状態確認検査	
	機能要求	上記以外の所要の機能要求事項	目的とする能力（機能・性能）が發揮できることを確認する。	・状態確認検査	
		評価のインプット条件等の要求事項	評価条件を満足していることを確認する。	内容に応じて、設置要求、系統構成、機能要求として確認する。	
	評価要求	評価結果を設計条件とする要求事項	内容に応じて、設置要求、系統構成、機能要求の検査を適用	内容に応じて、設置要求、系統構成、機能要求の検査を適用	
		手順確認	（保安規定）手順化されていることを確認する。	・状態確認検査	
運用	運用要求				

第3.4-2表 主な工認設計結果に対する検査項目



第3.4-3表 検査項目、概要、判定基準の考え方について（代表例）

検査項目	検査概要	判定基準の考え方
材料検査	使用されている材料が設計結果のとおりであること、関係規格 ^{*1*2} 等に適合することを適合性確認対象設備の状態を示す記録又は目視により確認する。	使用されている材料が設計結果のとおりであり、関係法令及び規格等に適合すること。
寸法検査	主要寸法が設計結果のとおりであり、許容範囲内であることを適合性確認対象設備の状態を示す記録又は実測により確認する。	主要寸法が設計結果の数値に対して許容範囲内にあること。
外観検査	有害な欠陥のないことを適合性確認対象設備の状態を示す記録又は目視により確認する。	機能・性能に影響を及ぼす有害な欠陥のないこと。
組立て及び据付け状態を確認する検査（据付検査）	常設設備の組立て状態、据付け位置及び状態が設計結果のとおりであることを適合性確認対象設備の状態を示す記録又は目視により確認する。	設計結果のとおりに設置されていること。
耐圧検査	技術基準規則の規定に基づく検査圧力で所定時間保持し、検査圧力に耐え、異常のないことを適合性確認対象設備の状態を示す記録又は目視により確認する。	検査圧力に耐え、異常のないこと。
漏えい検査	耐圧検査終了後、技術基準規則の規定に基づく検査圧力により漏えいの有無を適合性確認対象設備の状態を示す記録又は目視により確認する。	検査圧力により著しい漏えいのこと。
建物・構築物構造検査	建物・構築物が設計結果のとおり製作され、組立てられていること、関係法令及び規格 ^{*2} 等に適合することを適合性確認対象設備の状態を示す記録又は目視により確認する。	主要寸法が設計結果の数値に対して許容範囲内にあり、関係法令及び規格等に適合すること。
機能・性能検査 特性検査	・系統構成確認検査 ^{*3} 実際に使用する系統構成及び可搬型設備等の接続が可能なことを適合性確認対象設備の状態を示す記録又は目視により確認する。	・実際に使用する系統構成になっていること。 ・可搬型設備等の接続が可能のこと。
	・運転性能検査、通水検査、系統運転検査、容量確認検査 設計で要求される機能・性能について、実際に使用する系統状態、模擬環境により試運転等を行い、機器単体又は系統の機能・性能を適合性確認対象設備の状態を示す記録又は目視により確認する。	・実際に使用する系統構成になっていること。 ・目的とする機能・性能が発揮できること。
	・絶縁耐力検査 電気設備と大地との間に、試験電圧を連続して規定時間加えたとき、絶縁性能を有することを適合性確認対象設備の状態を示す記録（工場での試験記録等を含む。）又は目視により確認する。	・目的とする絶縁性能を有すること。
	・ロジック回路動作検査、警報検査、インターロック検査 電気設備又は計測制御設備についてロジック、インターロック確認及び警報確認等により機能・性能又は特性を適合性確認対象設備の状態を示す記録又は目視により確認する。	・ロジック、インターロック及び警報が正常に動作すること。
	・外観検査 建物、構築物、非常用電源設備等の完成状態を適合性確認対象設備の状態を示す記録又は目視により確認する。	・機能・性能に影響を及ぼす有害な欠陥のないこと。 ・設計結果のとおりに設置されていること。
	・計測範囲確認検査、設定値確認検査 計測制御設備の計測範囲又は設定値を適合性確認対象設備の状態を示す記録（工場での校正記録等を含む。）又は目視により確認する。	・計測範囲又は設定値が許容範囲内であること。
	・接続確認検査 電源の接続が設計結果のとおりであること、受電状態で機器が正常に動作することを適合性確認対象設備の状態を示す記録又は目視により確認する。	・設計結果のとおりに接続されていること。 ・受電状態で機器が正常に動作すること。
	・設置要求及び機能要求における機器保管状態、設置状態、接近性、分散配置及び員数が設計結果のとおりであることを適合性確認対象設備の状態を示す記録又は目視により確認する。 ・評価要求に対するインプット条件（耐震サポート等）との整合性確認を適合性確認対象設備の状態を示す記録又は目視により確認する。 ・運用可能な手順が設計結果のとおりであることを確認する。	・機器保管状態、設置状態、接近性、分散配置及び員数が適切であること。 ・評価条件を満足していること。 ・運用可能な手順が設計結果のとおり定められ、利用できる状態となっていることが確認できること。
状態確認検査 ^{*4}		

※1 消防法及びJIS

※2 設計の時に採用した適用基準、規格

※3 通水検査を分割して検査を実施する等、使用時の系統での通水ができない場合に実施。（通水検査と同系統である場合には、検査時に系統構成を確認するため不要）

※4 検査対象機器の動作確認は、機能・性能検査を主とするが、技術基準規則54条の検査として、適用可能な手順を用いて動作できることの確認を行う場合は、その操作が可能な構造であることを状態確認検査で確認する。

3.4.5 検査計画の管理

適合性確認検査を適切な時期で実施するため、関係各グループ及び発電所関係各課と調整のうえ、発電所全体の主要工程を踏まえた適合性確認の検査計画を作成する。また、適合性確認検査の実施時期及び適合性確認検査が確実に行われることを管理する。

- ・ 検査の管理は、適合性確認検査要領書単位で行い計画及び実績を適合性確認検査計画表で管理する。
- ・ 適合性確認検査の進捗状況に応じ、検査計画又は主要工程の変更を伴う場合は、速やかに関係箇所と調整を行うとともに、検査工程を変更する。

3.4.6 適合性確認検査の実施

適合性確認検査は、「試験・検査基準」に基づき、検査要領書の作成、検査体制の確立を行い、実施する。

(1) 適合性確認検査の検査要領書の作成

発電所の設備を主管する組織の長は、適合性確認対象設備が本工事計画及び既工事計画に適合していることを確認するため「3.4.4(1) 適合性確認検査の方法の決定」で決定し、様式-8 の「確認方法」欄で明確にした確認方法を基に、適合性確認検査を実施するための検査要領書を作成する。

検査要領書は、検査実施責任者が、検査目的、検査対象範囲、検査項目、検査方法、判定基準、検査体制、不適合管理、検査手順及び検査成績書の事項を記載した検査要領書を作成し、主任技術者及び品質保証担当の審査を経て検査実施責任者が制定する。検査要領書では、検査の確認対象範囲として含まれる技術基準規則の条文を明確にする。

実施する検査が代替検査となる場合は、「(2) 代替検査の確認方法の決定」に従い、代替による適合性確認検査の方法を決定する。

(2) 代替検査の確認方法の決定

a. 代替検査の決定

発電所の設備を主管する組織の長は、適合性確認検査実施にあたり、以下の条件に該当する場合には代替検査の評価を行い、その結果を当該の検査要領書に添付する。

b. 代替検査の条件

代替検査とは、通常の方法で検査ができない場合に用いる手法であり、以下の場合をいう。

- (a) 当該検査対象の品質記録（要求事項を満足する記録）がない場合（プロセス評価を実施し検査の成立性を証明する必要がある場合）*
- (b) 構造上外観が確認できない場合
- (c) 耐圧検査で圧力を加えることができない場合
- (d) 系統に実注入ができる場合
- (e) 電路に通電できない場合 等

*：「当該検査対象の品質記録（要求事項を満足する記録）がない場合（プロセス評価を実施し検査の成立性を証明する必要がある場合）」とは、以下の場合をいう。

- ・材料検査で材料検査証明書（ミルシート）がない場合
- ・寸法検査記録がなく、実測不可の場合

c. 代替検査の評価

発電所の設備を主管する組織の長は、代替検査を用いる場合、代替検査として用いる方法が本来の検査目的に対する代替性を有していることの評価を実施する。その結果は、「(1) 適合性確認検査の検査要領書の作成」で作成する検査要領書の一部として添付し、該当する主任技術者による審査後、検査実施責任者の承認を得て適用する。

検査目的に対する代替性の評価にあたっては、以下の内容を明確にする。

- (a) 設備名称
- (b) 検査項目
- (c) 検査目的
- (d) 通常の方法で検査ができない理由*
- (e) 代替検査の手法、判定基準**
- (f) 検査目的に対する代替性の評価**

*1：記載にあたって考慮すべき事項

- ・既存の発電用原子炉施設に悪影響を及ぼすことによる困難性
- ・現状の設備構成上の困難性
- ・作業環境における困難性 等

*2：記録の代替検査の手法、評価については「3.6.1 文書及び記録の管理」に従い、記録の成立性を評価する。

(3) 適合性確認検査の体制

検査要領書で明確にする適合性確認検査の体制は、第 3.4-1 図に示す当該検査における力量を有する者等で構成される体制とする。

a. 総括責任者 [所長]

発電所における保安に関する業務を統括するとともに、その業務遂行に係る品質保証活動を統括する。

b. 総括責任者 [第二所長]

3、4 号機における保安に関する業務を総括するとともに、その業務遂行に係る品質保証活動を総括管理する。また、検査要領書の制定及び改訂を行う。

c. 主任技術者

検査の指導・監督を行う。

検査要領書の制定及び改訂が生じた場合には、その内容を審査する。
検査成績書の内容を審査する。

検査の指導・監督を行うに当たり、以下に示す主任技術者と検査内容に応じた所掌の調整等を実施することで情報の共有を図る。

(a) 発電用原子炉主任技術者は、主に原子炉の核的特性や性能に係る事項等、原子炉の運転に関する保安の監督を行う。

(b) ボイラー・タービン主任技術者は、主に機械設備の構造及び機能・性能に係る事項等、原子力設備の工事、維持及び運用（電気的設備に係るもの）に関する保安の監督を行う。

(c) 電気主任技術者は、主に電気設備の構造及び機能・性能に係る事項等、電気工作物の工事、維持及び運用（電気的設備）に関する保安の監督を行う。

d. 品質保証担当

[安全品質保証第二統括室長又は安全品質保証第二統括室課長]

品質保証の観点から、検査対象範囲、検査方法等の妥当性の確認を実施するとともに、検査要領書の制定・改訂が適切に行われていることを審査する。

e. 検査実施責任者 [発電所の設備を主管する組織の長]

検査要領書の制定及び改訂を行う。適合性評価並びにリリースを伴う検査の結果を確認する。

f. 検査担当者

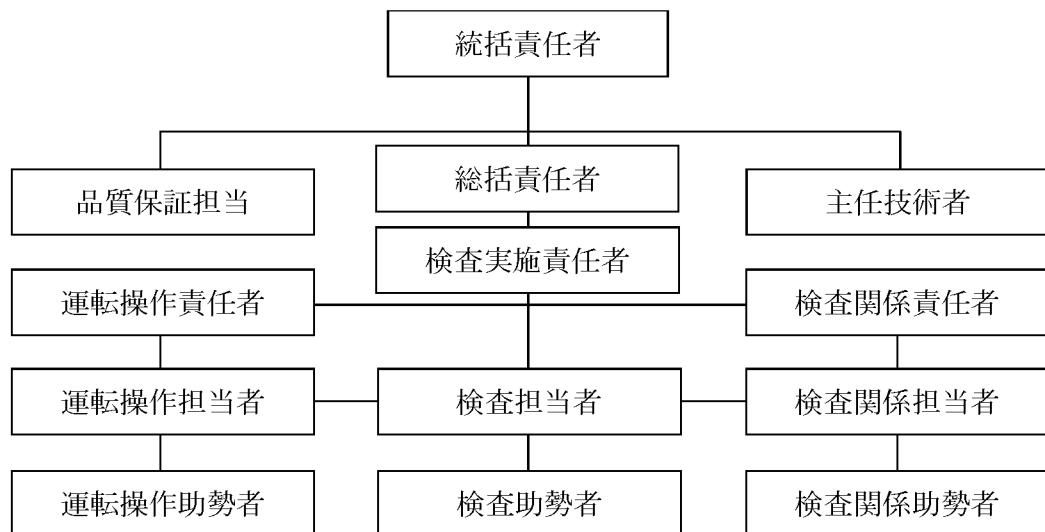
工事の主担当者から独立し、検査の力量を持った者で、適合性評価並びにリリースを伴う検査を直接行うとともに、検査成績書を作成する。

(4) 適合性確認検査の実施

検査担当者は、検査要領書に基づき、確立された検査体制の下で、適合性確認検査を実施し、その結果を検査実施責任者に報告する。

報告を受けた検査実施責任者は、検査プロセスが検査要領書に基づき適正に実施されたこと及び検査結果が判定基準に適合していることを確認後、主任技術者の審査を受ける。

実施した適合性確認検査の結果として、適合性確認検査要領書の番号を様式-8の「確認方法」欄に取りまとめる。



(注) 各個別の検査においては、関係のない者は除かれる。

第3.4-1図 検査実施体制 (例)

3.5 本工事計画における調達管理の方法

本工事計画で行う調達管理は、その管理を確実にするために、「設計・調達管理基準」に基づき以下に示す管理を実施する。

3.5.1 供給者の技術的評価

調達を担当する組織の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を判断の根拠として、「供給者評価チェックシート」を用いて、以下の項目について供給者の技術的評価を実施する。

また、供給者の再評価を、5年を限度として定期的に実施し、供給者が重大な不適合を発生させた場合にも再評価を行う。

- (1) 技術的能力及び製造能力の有無
- (2) 調達製品の納入・使用実績の有無
- (3) 調達製品のサンプルの検査・試験結果等の良否（使用実績がない場合、必要に応じ確認）
- (4) 品質保証に関する能力の有無（第3.5-1表参照）
- (5) 前回評価から再評価までの間の確認事項の良否（再評価時のみ実施）

この(1)～(5)までの確認・評価結果を基に、調達文書の要求事項に適合する製品又は役務を供給する総合的な能力の有無を判断する。

第3.5-1表 品質保証に関する能力の有無の判定表

		業務の区分 A,B	業務の区分 C,D	業務の区分 E
品質保証に関する能力	①品質保証計画 (品質マニュアル)	いずれか1つは「良」であること。	いずれか1つは「良」又は「有」であること。	いずれか1つは「良」又は「有」であること。
	②当社による品質保証監査の結果			
	③品質保証に関する公的認証	—	—	
	④供給実績等における評価	—	—	

3.5.2 供給者の選定

調達を担当する組織の長は、本工事計画に必要な調達を行う場合、原子力安全に対する影響や供給者の実績等を考慮し、業務の重要度に応じた業務の区分（添付－1「当社におけるグレード分けの考え方」（以下、「添付－1」という。）第5表参照）を明確にした上で、調達に必要な要求事項を明確にし、資材調達部門へ供給者の選定を依頼する。

資材調達部門は、「3.5.1 供給者の技術的評価」で、技術的な能力があると判断した供給者の中から供給者を選定する。

3.5.3 調達製品の調達管理

業務の実施に際し、当社においては、原子力安全に及ぼす影響に応じて、調達管理に係るグレード分けを適用する。

調達に関する品質保証活動を行うに当たっては、原子力安全に対する影響や供給者の実績等を考慮し、業務の区分（添付－1 第5表参照）を明確にした上で、以下の調達管理を実施する。

(1) 調達仕様書の作成

調達を担当する組織の長は、業務の内容に応じ、以下の a.～j.を記載した調達仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。（「(2) 調達製品の管理」参照）

- a. 仕様明細
- b. 設計要求事項
- c. 材料・機器の管理に関する要求事項
- d. 製作・据付に関する要求事項
- e. 試験・検査に関する要求事項
- f. 適用法令等に関する要求事項
- g. 品質保証要求事項（添付－1 第6表参照）
- h. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項
- i. 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項
- j. 解析業務に関する要求事項（解析委託の管理については、添付－3 参照）

調達を担当する組織の長は、調達製品の調達後における維持又は運用に必要な保安に係る技術情報の取得について供給者へ要求する。取得した情報は、必要に応じてほかの原子炉設置者と共有する。

調達製品を受領する際に要求事項への適合状況を記録した文書を提出するよう、供給者に対して「調達仕様書」により要求する。

なお、調達要求事項は以下を含めたものとする。

- ・設計・開発のレビューに設計・開発に係る専門家を含める。
- ・調達要求事項に不適合の報告・処理に関する事項の追加
- ・調達要求事項に安全文化を醸成するための活動に関する事項の追加

(2) 調達製品の管理

調達を担当する組織の長は、当社が調達仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、「設計・調達管理基準」、「保修基準（1,2号）」、「保修基準（3,4号）」及び「土木建築基準」に基づき、業務の実施に当たって必要な図書（品質保証計画書（業務の区分A,B）、作業要領書等）を供給者に提出させ、それを審査し、確認するなどの製品に応じた必要な管理を実施する。

(3) 調達製品の検証

調達を担当する組織の長は、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確実にするために、業務の区分、調達数量・調達内容などを考慮した調達製品の検証を行う。

調達を担当する組織の長は、供給先で検証を実施する場合、あらかじめ調達文書で検証の要領及び調達製品のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。

調達製品が調達要求事項を満たしていることを確認するために実施する検証は、以下のいずれかの方法により実施する。

a. 試験・検査

「試験・検査基準」に基づき、工場あるいは発電所で設計の妥当性確認を含む試験・検査を実施する。試験・検査の実施にあたっては、検証に関する管理要領を検討する。

当社が立会い又は記録確認を行う試験・検査に関しては、供給者に以下の項目のうち必要な項目を含む試験・検査要領書を作成させ、当社が事前に審査、承認した上で、試験・検査要領書に基づき実施する。

- ・対象設備、目的、範囲、条件
- ・実施体制、方法、手順
- ・記録項目

- ・合否判定基準
- ・時期、頻度
- ・適用法令、基準、規格
- ・使用する測定機器

可搬式ポンプ及びそれに接続するホース等の型番指定の汎用品を添付－1 第5表に示す「業務の区分E,F」で管理し購入する場合で、設備個々の機能・性能を調達段階の工事又は検査中で確認できないものについては、当社にて試験・検査要領書を作成し、受入後に、機能・性能の確認を実施する。

b. 受入検査の実施

製品の受入れに当たり、受入検査を実施し、現品、発送許可証、その他の記録の確認を行う。

c. 記録の確認

作業日報、工事記録等調達した役務の実施状況を確認できる書類により検証を行う。

d. 報告書の確認

調達した役務に関する実施結果を取りまとめた報告書の内容を確認することにより検証を行う。このうち、設計を調達した場合は供給者から提出させる納入図書に対して設計の検証を実施する。

e. 作業中のコミュニケーション等

調達した役務の実施中に、適宜コミュニケーションを実施すること及び立会い等を実施することにより検証を行う。

f. 受注者品質保証監査（「3.5.4 受注者品質保証監査」参照）

3.5.4 受注者品質保証監査

監査を担当する組織の長は、供給者の品質保証活動及び安全文化醸成活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、受注者品質保証監査を実施する。

(受注者品質保証監査を実施する場合の例)

(設備) 添付－1 第5表に定める業務の区分Aに該当し、機能・性能の大幅な変更がある場合

(役務) 過去3年以内に監査実績がない供給者で、添付－1 第5表に定める業務の区分Bに該当する場合

但し、過去(5年を目安)に同種製品又は役務の調達が実施され、監査結果が良好な場合は除外可能とする。

供給者の発注先(安全上重要な機能に係る主要業務を行う企業)(以下「外注先」という。)について、下記に該当する場合は、直接外注先に監査を行う。

- ・ 当社が行う供給者に対する監査において、供給者における外注先の品質保証活動の確認が不十分と認められる場合
- ・ 不適合等が発生して、外注先の調査が必要となった場合
- ・ 設計・製作の主体が外注先である場合

本工事計画に係る供給者については、供給者の評価を実施し、供給者の調達製品を供給する能力に問題はないことを確認しており、必要に応じて監査を実施する。

3.6 記録、識別管理、追跡可能性

3.6.1 文書及び記録の管理

(1) 適合性確認対象設備の設計、工事及び検査に係る文書及び記録

設計、工事及び検査に係る文書及び記録については、本文品質保証計画の「別図 2 品質保証計画に係る規定文書体系図」に示す規定文書、規定文書に基づき業務ごとに作成される文書（一般図書）、それらに基づき作成される品質記録（設備図書、一般図書）があり、これらを「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」に基づき管理する。

当社の品質記録は、設備に関する情報として最新性を維持するための管理が行われている「設備図書」と、活動の結果を示す記録として管理する「一般図書」に分けて管理している。本工事計画に係る主な品質記録の QMS 上の位置付けを第 3.6-1 表に示す。

(2) 適合性確認検査に用いる文書及び記録

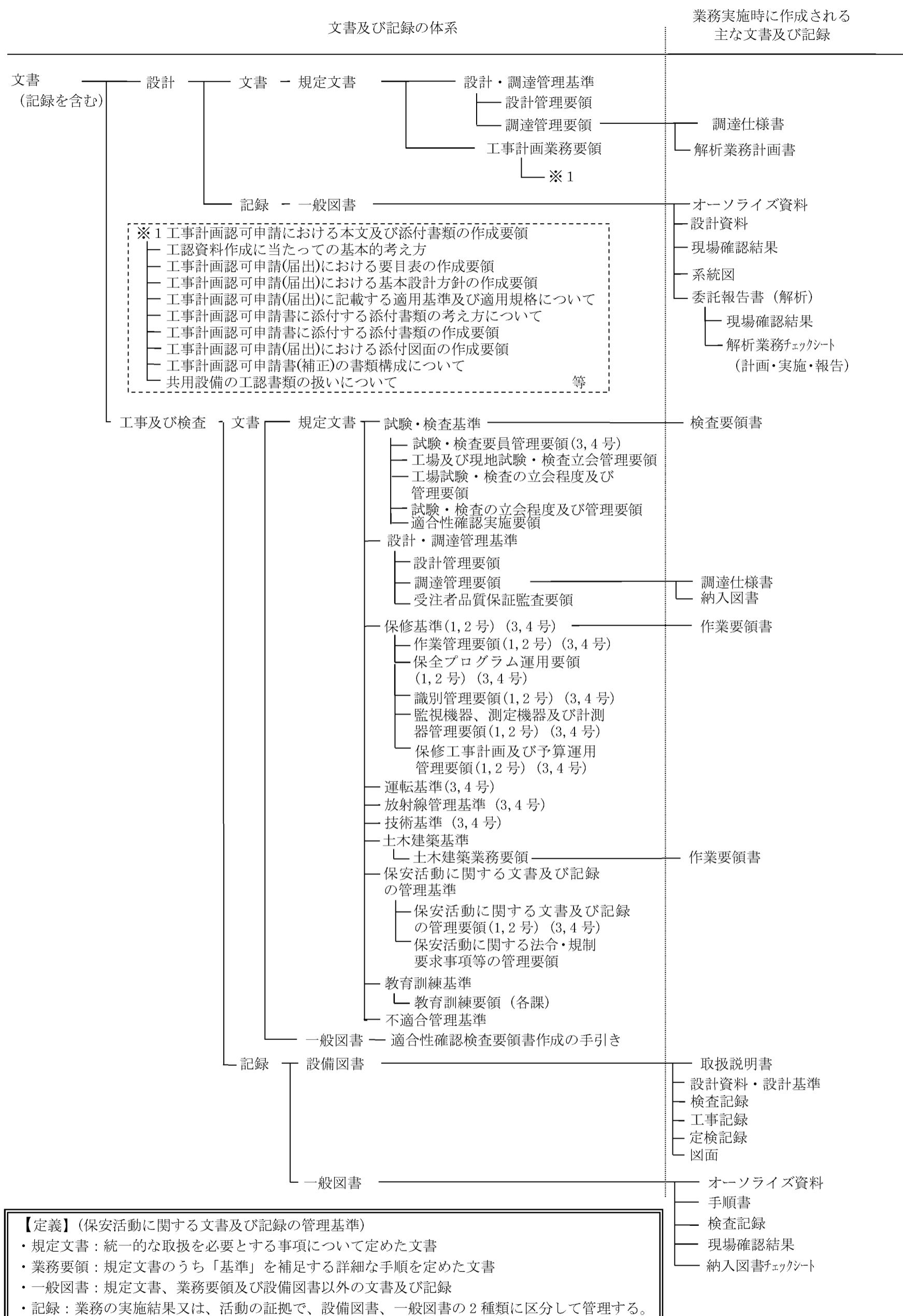
適合性確認検査として、記録確認検査を実施する場合に用いる記録は、原則として最新性が確保されている「設備図書」を用いて実施する。

なお、「設備図書」だけでなく、第 3.6-1 表に示す「一般図書」も用いる場合は、「一般図書」の内容が、実施する適合性確認検査時の適合性確認対象設備の状態を示すものであることを、型番の照合、確認できる記載内容の照合をすることにより確認し、適合性確認検査に用いる記録として利用する。

適合性確認検査に用いた「一般図書」は、供用開始後に、「設備図書」として管理する。

第 3.6-1 表 品質記録の QMS 上の位置付け

記録の種類	QMS 上の位置付け
設備図書	品質保証体制下で作成され、建設当時から同様の方法で、設備の改造等に合わせて、図書を最新に管理している図書
一般図書 (主な一般図書)	作成当時の品質保証体制下で作成され、記録として管理している図書（試験・検査の記録を含む） 設備図書のように最新に維持されているものではないが、設備の状態を示すものであることを確認することにより、設備図書と同等の記録となる図書
既工認	設置又は改造当時の工事計画の認可を受けた図書で、当該工事計画に基づく使用前検査の合格を以って、その設備の状態を示す図書
設計文書（記録）	作成当時の適合性確認対象設備の設計内容が確認できる記録（自社解析の記録を含む）
自主検査結果（記録）	品質保証体制下で行った当該設備の状態を確認するための試験及び検査の記録
工事中の設備に関する納入図書	設備の工事中の図書であり、このうち、図面等の最新版の維持が必要な図書は、工事竣工後に「設備図書」として管理する図書。
委託報告書	品質保証体制下の調達管理を通じて行われた、業務委託の結果（解析結果を含む）
供給者から入手した設計図書等	供給者を通じて、供給者所有の設計図書、製作図書等を入手した図書
製品仕様書、又は仕様がわかるカタログ等	供給者が発行した製品仕様書、又は仕様が確認できるカタログ等で設計に関する事項が確認できる資料
現場確認結果 (ウォークダウン)	品質保証体制下で確認手順書を作成し、その手順書に基づき現場の適合状態を確認した記録



第3.6-1図 設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する文書体系

3.6.2 識別管理及び追跡可能性

(1) 計測器の管理

a. 当社所有の計測器の管理

(a) 校正・検証

定めた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証又はその両方を行う。また、そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する。

(b) 識別管理

イ. 計測器管理台帳による識別

校正の状態を明確にするため、計測器管理台帳に、校正日及び校正頻度を記載し、有効期限内であることを識別する。計測器が故障等で使用できない場合、使用禁止を計測器管理台帳に記載する。修理等で使用可能となれば、使用禁止から校正日へ記載を変更することで、使用可能であることを明確にする。

ロ. 計測器管理ラベルによる識別

計測器の校正の状態を明確にするよう、計測器管理ラベルに必要事項を記載し、計測器の目立ちやすいところに貼付し識別する。

b. 当社所有以外の計測器の管理

供給者持込計測器の管理については、使用する前までに計測器名、型式、製造番号、校正頻度、トレーサビリティを校正記録等で確認する。

(2) 機器、弁及び配管等の管理

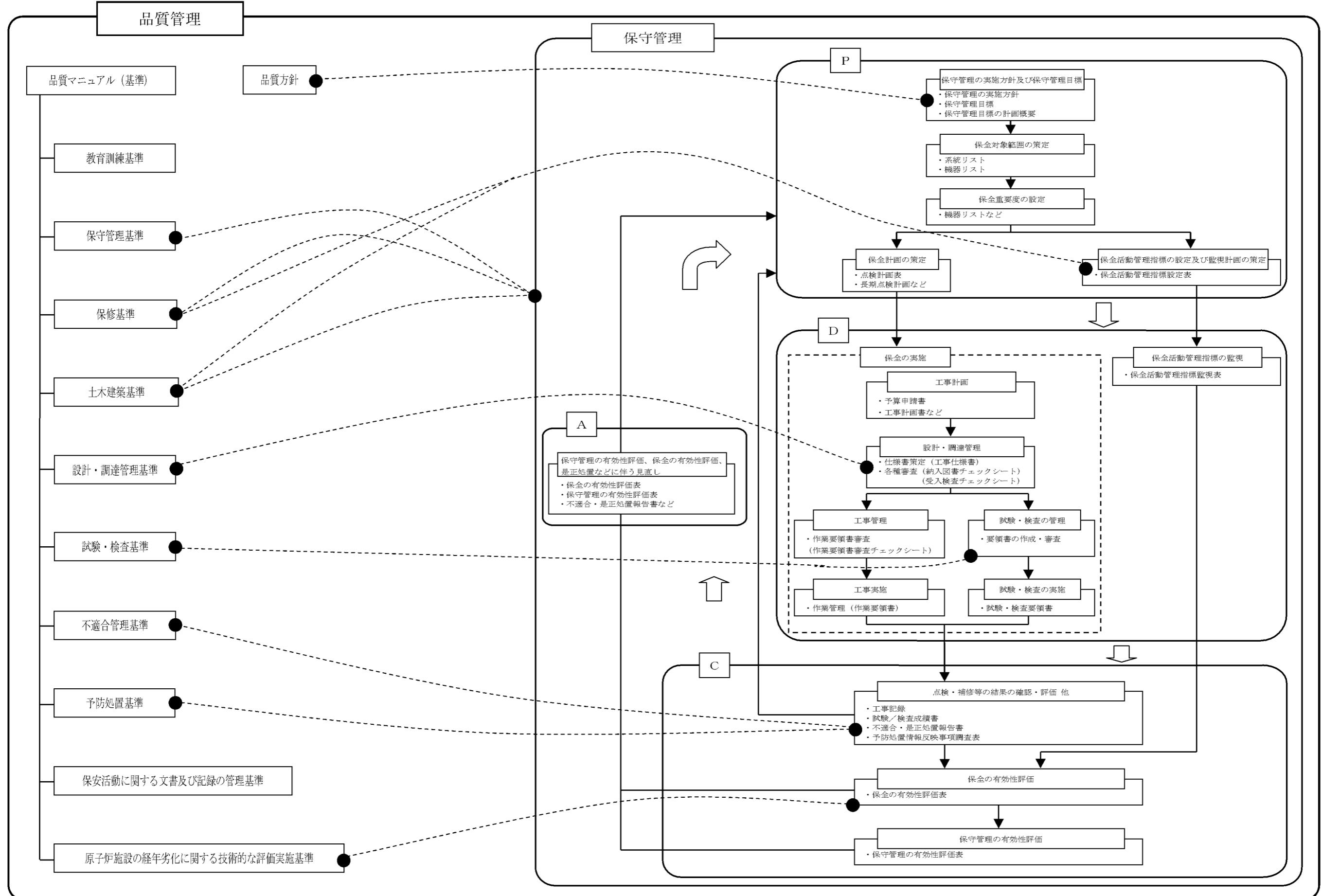
機器類、弁及び配管類は、刻印、タグ、銘板、台帳、塗装表示等にて管理する。

4. 適合性確認対象設備の保守管理

本工事計画に基づく工事は、法令に基づく申請・届出が必要な発電用原子炉施設の改造工事であることから、「保修基準（1,2号）」、「保修基準（3,4号）」及び「土木建築基準」の「保全計画の策定」の中の「補修、取替え及び改造計画」として、保安規定に基づく保守管理に係る業務プロセスに基づき実施している。

保守管理に係る業務プロセスと品質マネジメントシステムの文書との関連を第4-1図に示す。

適合性確認対象設備については、技術基準規則への適合性を適合性確認検査を実施することにより確認し、適合性確認対象設備の使用開始後においては、保守管理に係る業務プロセスに基づき保全重要度に応じた点検計画を策定し保全を実施することにより、適合性を維持する。



第4-1図 保守管理に係る業務プロセスと品質マネジメントシステムの文書との関連

本工事計画に係る設計の実績、工事及び検査の計画【 施設（設備）】

各段階	プロセス（設計対象） 実績：3.3.1~3.3.3(6) 計画：3.4.1~3.4.6	設計		工事		検査	調達			インプット	アウトプット	他の記録類
3.3.1	適合性確認検査対象設備に対する要求事項の明確化											
3.3.2	各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定											
3.3.3(1)	基本設計方針の作成（設計1）											
3.3.3(2)	適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）											
3.3.3(4)	設計のアウトプットに対する検証											
3.3.3(5)	設工認認可申請（届出）書の作成											
3.3.3(6)	設工認認可申請（届出）書の承認											
3.4.1	本工事計画に基づく設備の具体的な設計の実施（設計3）											
3.4.2	設備の具体的な設計に基づく工事の実施											
3.4.3	設計の結果と適合性確認対象の繋がりの明確化											
3.4.4	適合性確認検査の計画											
3.4.5	適合性確認検査の管理											
3.4.6	適合性確認検査の実施											

設備リスト【重大事故等対処設備】(例)

(注)「要求事項の変更」の場合のみ記載。

樣式-3

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方（例）

施設と条文の対比一覧表（例）

○：適用条文であり、今回の申請で適合性を確認する必要がある条文。

△：適用条文ではあるが、要求事項に変更はなく、既工事計画にて適合性を確認済みの条文。

□：保安規定等にて維持・管理が必要な条文。

=：条文要求を受ける設備ではない。

施設と条文の対比一覧表（例）

○：適用条文であり、今回の申請で適合性を確認する必要がある条文。

△：適用条文ではあるが、要求事項に変更はなく、既工事計画にて適合性を確認済みの条文。

□：保安規定等にて維持・管理が必要な条文。

二：条文要求を受ける設備ではない。

技術基準規則と工認書類との関連性を示す星取表（例）

○○施設						第〇〇条			第〇〇条			第〇〇条			
						第〇項		第〇項		第〇項		第〇項			
施設区分	設備区分	機器区分	設備／運用	必要な機能等	該当条文	設備名称	基本設計方針	添付資料	添付図面	基本設計方針	添付資料	添付図面	基本設計方針	添付資料	添付図面
○○施設															
技術基準要求設備 (要目表として記載要求のない設備)															

工認添付書類星取表（例）

各条文の設計の考え方（例）

第〇条 (〇〇〇〇〇)

要求事項との対比表（例）

技術基準規則・解釈*	工事計画認可申請（届出）書 基本設計方針	設置（変更）許可（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）本文	設置（変更）許可（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）添付書類八	備 考

*技術基準規則・解釈については、記載内容が少ない場合は、この欄を省略することを「可」とする。

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（例）

○○施設						技術基準規則 第○○条						
						基本 設計 方針						
施設区分	設備区分	機器区分	設備 ／ 運用	必要な 機能等	該当条文	機器名称	工認設計結果 (要目表／設計方 針)	設備の 具体的設計結果	確認方法	工認設計結果 (要目表／設計方 針)	設備の 具体的設計結果	確認方法
○○施設				○○条					【検査項目】 【検査方法】 【要領書番号】		【検査項目】 【検査方法】 【要領書番号】	【検査項目】 【検査方法】 【要領書番号】
							【記録等】	【記録等】		【記録等】		
				○○条					【検査項目】 【検査方法】 【要領書番号】		【検査項目】 【検査方法】 【要領書番号】	【検査項目】 【検査方法】 【要領書番号】
							【記録等】	【記録等】		【記録等】		
技術基準要求設備 (要目表として記載要求の ない設備)				○○条					【検査項目】 【検査方法】 【要領書番号】		【検査項目】 【検査方法】 【要領書番号】	【検査項目】 【検査方法】 【要領書番号】
							【記録等】	【記録等】		【記録等】		
				○○条					【検査項目】 【検査方法】 【要領書番号】		【検査項目】 【検査方法】 【要領書番号】	【検査項目】 【検査方法】 【要領書番号】
							【記録等】	【記録等】		【記録等】		

当社におけるグレード分けの考え方

1. 設計管理、調達管理におけるグレード分けの考え方

当社では業務の実施に際し、原子力安全に及ぼす影響に応じて、グレード分けの考え方を適用している。「設計・開発」管理（本文品質保証計画「7.3 設計・開発」）や「調達」管理（本文品質保証計画「7.4 調達」）に係るグレード分けについては、次のとおりである。

(1) 設備の「設計・開発」管理に係るグレード分けの考え方

設備の「設計・開発」の管理に係るグレード分けの考え方は、第1表のとおりである。

第1表 設備の「設計・開発」の管理に係るグレード分け

グレード	工事区分	設計区分
グレード1	原子力発電所の安全上重要な設備及び構築物等に関する工事	工事計画認可申請又は届出を行う原子力施設に関する工事の要求事項への適合性を確保するための設計 *1 (以下「要求事項への適合性を確保するための設計」という。)
グレード2		工事計画認可申請又は届出対象以外の原子力施設の工事のための設計
グレード3	上記以外の原子力施設に関する工事	

*1：この設計には、新たな規制基準等の要求事項を既存の施設等へ適用する場合を含む。

(2) 設備の「設計・開発」の管理に係るグレードごとの適用範囲

設備の「設計・開発」の管理に係るグレードに応じて適用する管理の段階は、第2表のとおりであり、各管理の段階とその実施内容は、第3表のとおりである。

第2表 管理の段階とグレード毎の適用範囲

管理の段階	管理のグレード	グレード1	グレード2	グレード3
I 設備導入の計画		○	○	○
II 要求事項への適合性を確保するための設計（設計1、設計2）		○	—	—

III	調達文書作成（必要により）	○	○	○
IV	設備の具体的な設計（設計3）	○	○※3	○※3,※4
	工事及び試験・検査	○※1	○	○
V	一般汎用品に対する機能・性能確認	○※2	—	—

※1 一般汎用品の機能・性能を当社により管理できる場合を含む。

※2 一般汎用品の機能・性能を管理の段階IVの工事及び試験・検査で確認できない場合

※3 自社設計の場合、以下に示す必要な管理を実施する。

- ・グレード2：「3.3.3 本工事計画における設計」～「3.4.1 本工事計画に基づく設備の具体的な設計の実施（設計3）」
- ・グレード3：「3.4.1 本工事計画に基づく設備の具体的な設計の実施（設計3）」

※4 一般汎用品を除く。

第3表 管理の段階毎の実施内容

管理の段階		実施内容
I	設備導入の計画	主要工事業務計画、オーソライズにより、設計対象設備の基本仕様、工事完了までに必要となる業務、関係箇所の役割分担を含めた設備導入の計画を作成する。
II	要求事項への適合性を確保するための設計（設計1、設計2）	要求事項への適合性を確保するための設計を、「3.3 設計に係る品質管理の方法で行った管理の実績に係る計画」～「3.3.3(4) 設計のアウトプットに対する検証」に基づき、実施する。 設計業務をアウトソースする場合は、「3.5 本工事計画における調達管理の方法」に基づき管理する。
III	調達文書作成（必要により）	調達文書を「3.5 本工事計画における調達管理の方法」に基づき作成し、供給者に設備の設計業務をアウトソースする。
	設備の具体的な設計（設計3）	設備の具体的な設計を実施する。設計業務をアウトソースする場合は、「3.4.1 本工事計画に基づく設備の具体的な設計の実施（設計3）」に基づき管理する。
IV	工事及び試験・検査	工事を、設計結果に基づき実施する。工事をアウトソースする場合は、「3.5 本工事計画における調達管理の方法」に基づき管理する。 試験・検査は、「3.4.4 適合性確認検査の計画」に基づき、工場製作段階又は現地工事段階において実施する。
V	一般汎用品に対する機能・性能確認	一般汎用品に対する機能・性能確認を「3.5.3 調達製品の調達管理（3）調達製品の検証」に基づき実施する。

(3) 設備の「調達」管理に係るグレード分けの考え方

設備の「調達」管理に係るグレード分けの考え方は、以下に示す品質保証上の要求事項に対し、業務の重要度に応じたグレード分けを適用する。

a. 業務の区分に応じた品質保証上の要求事項

当社は、供給者に対し、「業務の区分」（第5表参照）に応じた品質保証上の要求（第6表参照）を行うことにより、供給者に品質保証体制を確立させた上で、調達管理を実施する。

この「業務の区分」は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」に定める重要度に供給信頼度（稼働率）を加味した「品質重要度分類」（第4表参照）等の業務の重要度に応じて定め、該当する業務の区分が複数ある場合は、業務の区分が高い方を適用する。

第4表 品質重要度分類

安全性 稼働率	クラス1		クラス2		クラス3		クラス外
	PS-1	MS-1	PS-2	MS-2	PS-3	MS-3	
R1 ^{*1}	A					B	
R2 ^{*2}							
R3 ^{*3}							C1 ^{*4}
							C2 ^{*5}

*1 その設備の故障により発電停止となる設備

*2 その故障がプラント運転に重大な影響を及ぼす設備（R1を除く。）

*3 上記以外でその故障がプラント稼働にほとんど影響を及ぼさない設備

*4 ①第3者機関の検査を受ける設備、②予備機がなくかつ修理・取替等の作業が出来ない機器、③原子炉格納容器内の設備、④特殊な条件下での信頼性維持を求められている設備

*5 A,B,C1以外の設備

第5表 業務の重要度に応じた業務の区分

業務の重要度		業務の区分 (高↔低) ^{*3}					
		A	B	C	D	E	F
設備	品質重要度分類 A,B の工事	○	—	—	—	○ ^{*1}	—
	品質重要度分類 C(C1,C2)の工事	—	—	○	—	—	—
	工事計画認可申請又は届出対象の工事	○	—	—	—	○ ^{*1}	—
	上記以外の工事	—	—	—	—	—	○
^{*2} 役務	品質重要度分類 A,B に関する役務	—	○	—	—	—	—
	品質重要度分類 C(C1,C2)に関する役務	—	—	—	○	—	—
	工事計画認可申請又は届出対象の工事に関する役務	—	○	—	—	—	—
	保安規定に直接関連する役務	—	○	—	—	—	—
	品質マネジメントシステムの運用管理に関する役務	—	—	—	○	—	—
	上記以外の役務	—	—	—	—	—	○

*1 過去に設計を行った設備と同じ設備の型番購入において実績があること。

また、一般汎用品の型番購入においては、原子力特有の技術仕様書を基に設計・製作されたものでない一般汎用品の中からそれに合致する設備を当社が設計の中で特定し、その設備を調達するものであることから、供給者に対する品質保証上の要求事項（第6表参照）は必要なものに限定している。

*2 役務には、本工事計画に係る解析業務が該当

*3 上記に示した「業務の区分」よりも高いグレードを適用する場合がある。

第6表 業務の区分ごとの供給者の品質保証体制に対する品質保証上の要求

品質保証活動に関する要求項目	業務の区分					
	A	B	C	D	E	F
①品質保証体制の構築（組織の状況）	○	○	○	○	—	—
②経営者の責任（リーダーシップ）	○	○	—	—	—	—
③計画並びにリスク及び機会への取組み（予防処置を含む）	○	○	○	○	—	—
④資源の運用管理（支援）	○	○	○	○	—	—
⑤監視機器及び測定機器の管理	○	○	○	○	○	—
⑥コミュニケーション	○	○	○	○	—	—
⑦文書及び記録の管理（文書化した情報）	○	○	○	○	—	—
⑧業務の計画及び管理	○	○	○	○	—	—
⑨設計管理（製品及び役務の設計・開発）	○	○	○	○	—	—
⑩調達管理（外部から提供されるプロセス、製品及び役務の管理）	○	○	○	○	—	—
⑪業務の実施及び特殊工程管理	○	○	○	○	—	—
⑫識別及びトレーサビリティ	○	○	○	○	○	—
⑬当社の所有物	○	○	○	○	○	○
⑭中間品及びアウトプットの保存	○	○	○	○	—	—
⑮引渡し後の活動	○	○	○	○	—	—
⑯変更の管理	○	○	○	○	—	—
⑰監視及び測定（製品及び役務のリリース）	○	○	○	○	—	—
⑱不適合及び是正処置（不適合の報告及び処理に係る要求を含む）	○	○	○	○	—	—
⑲パフォーマンス評価	○	○	○	○	—	—
⑳改善	○	○	—	—	—	—

技術基準規則ごとの基本設計方針の作成に当たっての基本的な考え方

1. 設置変更許可申請書との整合性を確保する観点から、設置変更許可申請書本文に記載している、適合性確認対象設備に関する設置許可基準規則に適合させるための「設備の設計方針」や、設備と一体となって適合性を担保するための「運用」を基にした詳細設計が必要な設計要求事項を記載する。
2. 技術基準規則及びその解釈への適合性を確保する観点で、設置変更許可申請書本文以外で詳細設計が必要な設計要求事項（多様性拡張設備など）がある場合は、その理由を「各条文の設計の考え方」に明確にした上で記載する。
3. 自主的に設置したものは、原則として記載しない。
4. 基本設計方針は、必要に応じて並び替えることにより、技術基準規則の記載順となるように構成し、箇条書きにするなど表現を工夫する。
5. 基本設計方針の作成に当たっては、必要に応じ、以下に示す考え方で作成する。
 - (1) 設置変更許可申請書本文記載事項のうち、「性能」を記載している設計方針は、技術基準規則への適合性を確保する上で、その「性能」を持たせるために特定できる手段がわかるように記載する。

また、技術基準規則への適合性を確保する観点で、設置変更許可申請書本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。

なお、手段となる「仕様」が要目表で明確な場合は記載しない。
 - (2) 設置変更許可申請書本文記載事項のうち「運用」は、「基本設計方針」として、運用の継続的改善を阻害しない範囲で必ず遵守しなければならない条件がわかる程度の記載を行うとともに、運用を定める箇所（QMS の 2 次文書で定める場合は「保安規定」を記載）の呼込みを記載し、必要に応じ、当該施設に関連する別表第二に示す添付書類の中でその運用の詳細を記載する。

また、技術基準規則及びその解釈への適合性を確保する観点で、設置変更許可申請書本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。
 - (3) 設置変更許可申請書本文で評価を伴う記載がある場合は、工認資料にて担保する条件を以下の方法を使い分けることにより記載する。
 - a. 評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを工認対象とする。

- b. 今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計 or 工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を設計対象とする。
- (4) 第 10 条など、要求事項が該当しない条文については、該当しない旨の理由を記載する。
- (5) 条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」という工認審査の観点を踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。
- (6) 技術基準規則の解釈等に示された指針・行政文書・他省令の呼び込みがある場合は、以下の要領で記載を行う。
- 設置時に適用される要求など、特定の版の使用が求められている場合は、引用する文書名及び版を識別するための情報（施行日等）を記載する。
 - 監視試験片の試験方法を示した規格など、条文等で特定の版が示されているが保守管理等の運用管理の中で評価する時点でエンドースされた最新の版による評価を継続して行う必要がある場合は、保安規定等の運用の担保先の表示に加え、当該文書名とそのコード番号（必要時）を記載する。
 - 解釈等に示された条文番号は、当該文書改正時に変更される可能性があることを考慮し、条文番号は記載せず、条文が特定できる表題で記載する。
 - 条件付の民間規格や設置変更許可申請書の評価結果等を引用する場合は、可能な限りその条件等を文章として反映する。また、設置変更許可申請書の添付を呼び込む場合は、対応する本文のタイトルを呼び込む。なお、文書名を呼び込む場合においても「技術評価書」の呼び込みは行わない。

本工事計画における解析管理について

1. 本工事における解析管理

本工事計画に必要な解析のうち、調達（「3.5 本工事計画における調達管理の方法」参照）を通じて実施した解析は、「原子力施設における許認可申請等に係る解析業務の品質向上ガイドライン（平成 26 年 3 月 一般社団法人 原子力安全推進協会）」（以下「解析業務ガイドライン」という。）に示される要求事項に、耐震 BC 不適合を踏まえた当社独自の要求事項を加えて策定した「設計・調達管理基準」に従い、供給者への解析要求事項を明確にしている。

解析業務における具体的な活動内容を、以下に示す。また、事業者と供給者の解析業務の流れ、及び組織内外の部門間の相互関係を第 1 表に示す。

調達によらない解析業務の管理（自社解析）の実績を第 2 表に示す。

(1) 調達仕様書の作成

調達を担当する組織の長は、解析業務における以下の要求事項を記載した調達仕様書を作成する。

a. 解析業務計画書の作成

解析業務計画書には、以下の内容を含む。

- (a) 解析業務の作業手順
- (b) 解析結果の検証
- (c) 委託報告書の確認
- (d) 解析業務の変更管理
- (e) 品質記録の保管管理
- (f) 教育の実施

b. 教育の実施

c. 計算機プログラムの検証

d. 入力根拠の明確化

e. 入力結果の確認

f. 解析結果の検証

g. 委託報告書の確認

h. 解析業務の変更管理

i. 品質記録の保管管理

j. 調達

(2) 調達製品（解析業務）の調達管理

調達管理における当社の管理を「**a.当社が実施する解析業務の管理**」に、供給者の管理を「**b.供給者が実施する解析業務の管理**」に示す。

a. 当社が実施する解析業務の管理

(a) 解析業務計画の確認

調達を担当する組織の長は、供給者に提出を求めた「解析業務計画書」（又は「委託実施要領書」）で以下のイ.～ヘ. の計画が明確にされていることを、「解析業務チェックシート（解析業務計画書用）」により確認する。

イ. 解析業務の作業手順（デザインレビュー、審査方法、時期等を含む。）

- ・計算機プログラムが適正であることの検証及び管理の方法
 - ・解析ごとの入力根拠の明確化
 - ・入力根拠の整理方法
 - ・入力根拠の確認及び入力が正確に実施されていることの確認
 - ・入力クロスチェック*やダブルチェックによるデータの信頼性の確保
- *入力クロスチェックとは、解析担当者以外で解析に精通した者で、解析担当者と業務の独立性が確保された者が、入力根拠及び入力が正確に実施されていることの確認として、解析担当者が作成した入力根拠とは別の入力根拠を独立して作成し、そのデータと解析担当者が output したエコーデータ（入力したデータの計算機出力）を照合することをいう。（入力クロスチェックの流れは第1図を参照）

ロ. 解析結果の検証

ハ. 委託報告書の確認

ニ. 解析業務の変更管理

ホ. 品質記録の保管管理

ヘ. 教育の実施

(b) 解析実施状況の確認

調達を担当する組織の長は「解析業務チェックシート（解析実施状況確認用）」を用いて現地調査による以下の実施状況を確認する。

- ・教育の実施状況
- ・計算機プログラムの検証状況
- ・計算機への入力が正しく行われたことの確認状況
- ・解析結果の検証状況
- ・解析業務の変更管理

(c) 解析業務結果の確認

調達を担当する組織の長は、供給者から提出された「委託報告書」を「解析業務チェックシート（委託報告書用）」により確認し、供給者が解析業務の計画に基づき適切に解析業務を実施したことを確認する。

b. 供給者が実施する解析業務の管理

供給者は、当社の調達仕様書の要求事項に基づき、以下のとおり、解析業務を実施する。

(a) 解析業務計画書の作成

供給者は、解析業務を実施するに当たり、あらかじめ解析業務の計画を解析業務計画書として策定し、事前に当社に提出して確認を受ける。

解析業務の計画では、以下の計画を明確にする。

イ. 解析業務の作業手順

- ・計算機プログラムが適正であることの検証及び管理の方法（「(c) 計算機プログラムの検証」の内容を含む）
 - ・解析ごとの入力根拠の明確化（「(d)入力根拠の明確化」の内容を含む）
 - ・計算機プログラムへの入力が正確に実施されたことの確認（「(e)入力結果の確認」の内容を含む。）
 - ・入力及び計算式を含めた手計算結果の確認
- ロ. 解析結果の検証（「(f)解析結果の検証」の内容を含む。）
- ハ. 委託報告書の確認（「(g)委託報告書の確認」の内容を含む。）
- ニ. 解析業務の変更管理（「(h)解析業務の変更管理」の内容を含む。）
- ホ. 品質記録の保管管理（「(i)品質記録の保管管理」の内容を含む。）
- ヘ. 教育の実施（「(b)教育の実施」の内容を含む。）

(b) 教育の実施

解析業務の実施に先立ち、当該の解析を実施する要員に対し、入力根拠・入力データに対する確認の重要性とそれを誤った場合の結果の重大性、及びそれらの誤りを見つけることの重要性に関する教育を実施する。

(c) 計算機プログラムの検証

計算機プログラムが適正なものであることを事前に検証する。

(d) 入力根拠の明確化

解析業務計画書等に基づき解析ごとの入力根拠を明確にした文書を作成する。

(e) 入力結果の確認

- ・解析担当者は、計算機プログラムへの入力が正確に実施されていることの確認を行う。建屋の耐震安全性評価の場合は、解析担当者及びそれ以外の者の2名によりダブルチェックする。
- ・入力根拠の確認及び入力が正確に実施されていることの確認を目的として、入力クロスチェック者が入力クロスチェックを実施する。建屋の耐震安全性評価の場合は、入力クロスチェック者及びそれ以外の者によりダブルチェックする。

(f) 解析結果の検証

イ. 解析結果の検証として、あらかじめ策定した解析業務計画書等に従い、以下の観点を参考に審査を行う。

- ・入力根拠を明確にし、計算機プログラムへ入力しているか。
- ・汎用表計算ソフトウェアを使用する場合、その使用を明確にし、入力した計算式を事前に検証して登録しているか。
- ・解析結果が受容できるものであることを次の例に示すような方法で確認しているか。

(イ) 類似解析結果との比較

(ロ) 物理的あるいは工学的整合性の確認

- ・新設計の燃料、炉心、系統・設備等を採用した場合、あるいは新しい解析手順や計算機プログラムを適用した場合など、許認可申請用の設計解析に設計変更又は新規性が認められる場合には、デザインレビュー等により解析の妥当性を確認しているか。
- ・新たな解析を行わず、過去の検証済みの解析結果をそのまま使用する場合には、適用する設計インプットが同等であることを個々の仕様ごとに検証しているか。
- ・過去の検証済みの解析結果に適用された検証方法・内容程度が、最新の手順と同等でない場合には、最新の手順に従って改めて検証を行うか、あるいは不足分に対する追加の検証を行っているか。

ロ. 審査者の検証活動を明確にして審査を行う。

(g) 委託報告書の確認

解析業務の結果を、当社の指定する書式又は当社の確認を得た書式に加工、編集して以下の内容を含めた委託報告書を作成する。

- ・教育の実施結果
- ・計算機プログラムを用いた解析結果・汎用表計算ソフトウェアを用いた計算結果又は手計算による計算結果

- ・解析ごとの入力根拠が正しく作成されたことの確認結果
- ・計算機プログラムへ入力が正確に実施されたことの確認結果（入力クロスチェックの結果を含む。）
- ・計算機プログラムの検証結果
(記載すべき事項)
 - ◆ 計算機コード（プログラム）名
 - ◆ 開発機関
 - ◆ バージョン
 - ◆ 開発時期
 - ◆ 解析コード等の概要
 - ◆ 検証方法

開発元が提示する例題や理論解との比較の実施状況などを確認し、計算機能が適正であることを検証する。

(h) 解析業務の変更管理

調達を担当する組織の長の要求に従い、以下の変更管理を実施する。

- イ. 解析業務の変更有無や変更があった場合は、変更内容を文書化し、解析業務の各段階において、その変更内容を反映する。
- ロ. 供給者から当社へ解析モデル・条件等を提案した後に供給者がそれらを変更する場合は、当社の確認を得てから変更する。

(i) 品質記録の保管管理

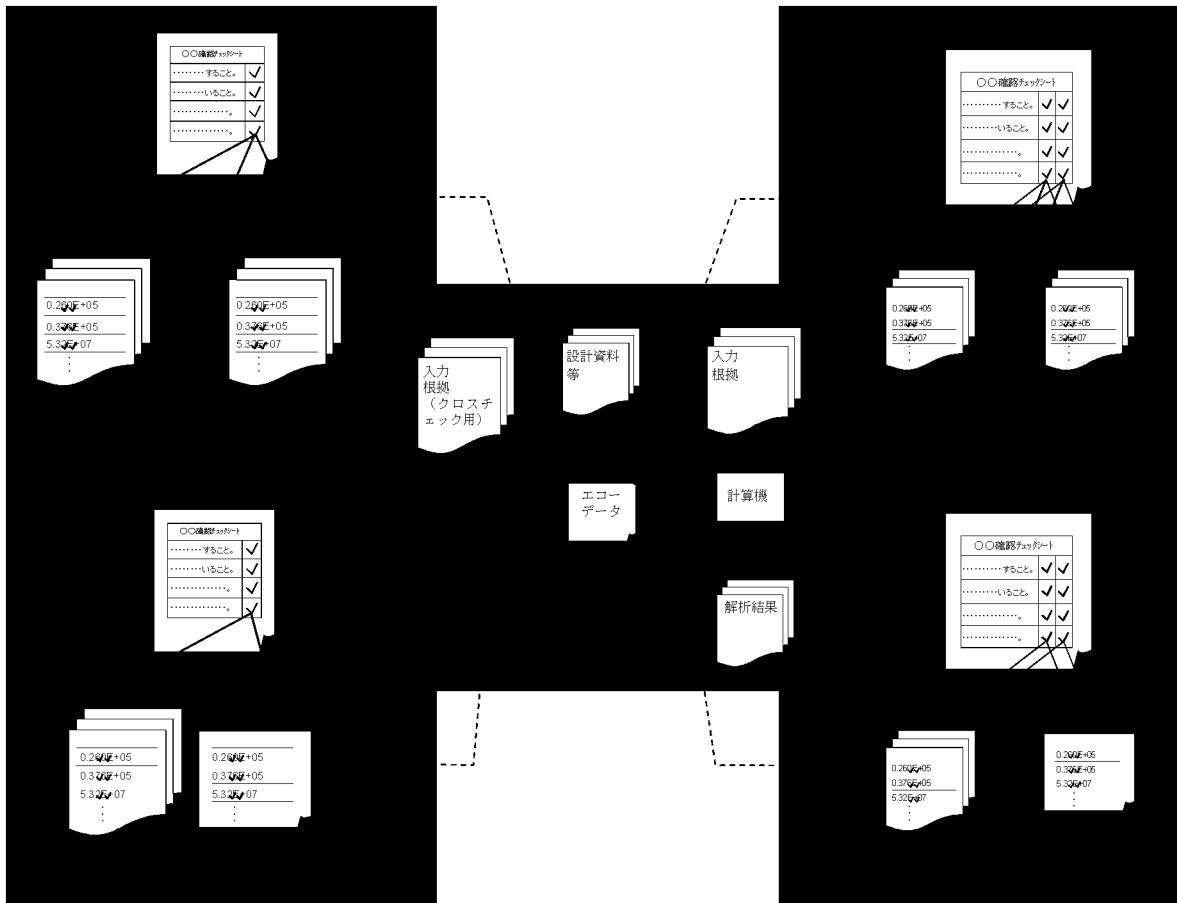
解析業務に係る必要な文書を、期限を定めて品質記録として管理する。

(j) 調 達

- イ. 解析業務のプロセスをアウトソースする場合には、あらかじめその内容を明確にする。また、アウトソースすることについて当社の確認を得る。
- ロ. 解析業務に係る必要な品質保証活動として、当社からの解析に関する要求事項を、購入仕様書や文書等で供給者の調達先にも要求する。

第1表 解析の業務フロー

管理の段階	当社(本店)	供給者(解析者)	解析結果を保証するための品質管理のポイント	当社における具体的な調達(解析)の管理の方法	証拠書類	備考(背景)
調達仕様	<p>①調達仕様書作成</p> <p>↓</p> <p>解析業務発注</p>	解析業務受注	<p>① 当社は、当社からの解析に関する要求事項(③、⑤～⑩、⑫、⑬)を、調達仕様書で確實に要求する。</p>	<p>(当社)</p> <p>① 「(1)調達仕様書の作成」参照</p>	・仕様書	①「解析業務ガイドライン」
計画確認業務	<p>②「解析業務計画書」の確認</p>	<p>③解析業務の計画</p> <p>⑭変更管理</p>	<p>② 当社は、供給者の活動を確實に管理するため、供給者が行う活動内容(⑤～⑩、⑫、⑬)を事前に解析業務計画書(③)にて提出させ確認する。</p>	<p>(当社)</p> <p>② 「(2)調達製品(解析業務)の調達管理」a.(a)参照 (供給者)</p> <p>③ 「(2)調達製品(解析業務)の調達管理」b.(a)参照</p>	<p>・解析業務計画書(供給者提出)</p> <p>・解析業務チェックシート(解析業務計画書用)</p>	②、③「解析業務ガイドライン」
解析実施状況確認	<p>④ 解析業務計画書に基づき、供給者に対する解析業務実施状況について現地調査にて確認し、適宜、監査を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育の実施状況 ・計算機プログラムの検証状況 ・入力根拠の作成状況 ・入力結果(手計算結果含む)の確認状況 ・入力クロスチェックの状況 ・解析結果の検証状況(審査の実施状況、デザインレビュー等の実施状況を含む。) ・変更管理の状況 	<p>⑤教育の実施</p> <p>⑥計算機プログラムの検証</p> <p>手計算の場合</p> <p>⑦-1入力根拠の明確化(解析担当者)</p> <p>⑦-2入力根拠の作成(入力クロスチェック者)</p> <p>入力根拠及び計算式の明確化(解析担当者)</p> <p>⑧入力結果の確認</p> <p>手計算実施</p> <p>解析実施</p> <p>手計算結果ダブルチェック</p> <p>⑨解析結果の検証</p>	<p>④ 当社は、供給者が解析業務計画書に基づき、解析業務を確實に活動していることを確認するため、以下の活動の実施状況を現地にて確認し、適宜、監査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入力データ確認の重要性等の意識付けを行うための教育の実施状況(⑤) ・入力根拠の妥当性の確認と入力データが確実にインプットされていることの確認のための入力クロスチェック(⑦-1、⑦-2、⑧)の実施状況 ・計算方法が適切な方法で確実に行われていることの確認のための計算機プログラムの検証(⑥)の実施状況 ・解析結果が妥当であることの確認のための解析結果の検証(⑨)の実施状況 ・解析業務に変更が生じた場合の変更管理(⑭)の実施状況 	<p>(当社)</p> <p>④ 「(2)調達製品(解析業務)の調達管理」a.(b)参照 (供給者)</p> <p>⑤ 「(2)調達製品(解析業務)の調達管理」b.(b)参照</p> <p>⑥ 「(2)調達製品(解析業務)の調達管理」b.(c)参照</p> <p>⑦ 「(2)調達製品(解析業務)の調達管理」b.(d)参照</p> <p>⑧ 「(2)調達製品(解析業務)の調達管理」b.(e)参照</p> <p>⑨ 「(2)調達製品(解析業務)の調達管理」b.(f)参照</p> <p>⑭ 「(2)調達製品(解析業務)の調達管理」b.(h)参照</p>	<p>・解析業務チェックシート(解析実施状況確認用)</p>	<p>④、⑤「耐震BC不適合」を受けた管理の強化</p> <p>⑥「解析業務ガイドライン」</p> <p>⑦-1「解析業務ガイドライン」</p> <p>⑦-2「耐震BC不適合」を受けた管理の強化</p> <p>⑧、⑨、⑭「解析業務ガイドライン」</p>
解析結果確認		<p>委託報告書作成</p> <p>⑩委託報告書の確認</p> <p>委託報告書提出</p> <p>⑪品質記録の保管</p>	<p>⑪ 当社は、供給者の活動が確実に実施されたかを確認するため、供給者が確認した委託報告書(⑩)を提出させ、当社も確認する。</p>	<p>(当社)</p> <p>⑪ 「(2)調達製品(解析業務)の調達管理」a.(c)参照 (供給者)</p> <p>⑩ 「(2)調達製品(解析業務)の調達管理」b.(g)参照</p> <p>⑫ 「(2)調達製品(解析業務)の調達管理」b.(i)参照</p>	<p>・報告書(供給者提出)</p> <p>・解析業務チェックシート(委託報告書用)</p>	⑩～⑫「解析業務ガイドライン」



※2 入力クロスチェック者は、設計資料等から直接エコーデータの確認ができる場合は、設計資料等とエコーデータを直接照合してよいものとする。

↔ :入力クロスチェック者による照合 → :データの流れ

第1図 入力クロスチェックのフロー

第2表 工事計画に係る手計算実施時の品質管理について（例：耐震計算）

管理の段階	当社	手計算結果を保証するための品質管理のポイント	備考（背景）
実施の必要性確認	<pre> graph TD A[① 対象範囲の確認] --> B[② 要求事項の確認] </pre>	<p>① 当社は、耐震計算を実施するに当たり、「設備リスト」「要目表」「系統図」等を用いて評価対象範囲を明確にする。</p> <p>② 当社は、評価対象範囲について、技術基準規則^(注1)の要求事項に基づき、JEAG4601-1991（追補版）の適用する規格等で規定されている適切な評価式を選定し、評価式を用いて手計算を実施する必要があることを確認する。</p>	<p>（注1）「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（平成25年6月28日 原子力規制委員会規則第六号）</p>
手計算実施状況確認	<pre> graph TD B[③ 計算条件の入力 (手計算実施者)] --> C[④ 手計算実施 (手計算実施者)] C --> D[⑤ 入力条件の確認 (ダブルチェック者)] </pre> <p style="text-align: center;">計算シート入力 値の修正が必要 な場合</p>	<p>③ 当社は、手計算を確実に実施するために、以下に示すとおり、計算条件を入力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 手計算実施者は、JEAG4601-1991（追補版）等で規定される評価式による計算に必要なパラメータを「要目表」「図面」等より整理する。 <p>④ 当社は、手計算を確実に実施するために、以下に示すとおり、手計算の過程を明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 手計算実施者は、JEAG4601-1991（追補版）等で規定される評価式に計算条件を当てはめ、計算式を作成する。 手計算実施者は、作成された計算式を用いて手計算を実施し、その過程及び結果を整理する。 手計算実施者は、正しいパラメータが入力されていることを確認する。 <p>⑤ 当社は、手計算を確実に実施するために、以下に示すとおり、入力条件を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ダブルチェック者は、計算に必要なパラメータが適切に収集されていることを確認する。 ダブルチェック者は、収集されたパラメータが整理されていることを確認する。 手計算実施者は、必要に応じ、入力の修正を行う。 	
手計算結果確認	<pre> graph TD D[⑥ 手計算結果の確認 (ダブルチェック者)] --> E[⑦ 品質記録の保管] </pre> <p style="text-align: center;">計算シート入力 値の修正が必要 な場合</p>	<p>⑥ 当社は、手計算を確実に実施するために、以下に示すとおり、手計算の過程及び結果を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ダブルチェック者は、計算過程及び計算結果に正しいパラメータが入力されていることを確認する。 手計算実施者は、必要に応じ、入力の修正を行う。 <p>⑦ 当社は、耐震計算を実施するに当たり、計算結果を品質記録として保管する。</p>	

本工事計画に係る設計の実績、工事及び検査の計画

計測制御系統施設

工事計画認可申請添付資料 7-2

玄海原子力発電所第4号機

施設ごとの設計及び工事に係る
品質管理の方法等に関する実績又は計画について

1. 概要

本資料は、本文「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する事項」に基づく「計測制御系統施設」の設計に係るプロセスの実績、工事及び検査に係るプロセスの計画について説明するものである。

2. 基本方針

玄海原子力発電所第4号機における「計測制御系統施設」の設計に係るプロセスとその実績について、「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書」に示した設計の段階ごとに、組織内外の部門関係、進捗実績及び具体的な活動実績について説明する。

工事及び検査に関する計画として、組織内外の部門関係、進捗実績及び具体的な活動計画について説明する。

3. 設計及び工事に係るプロセスとその実績又は計画

「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書」に基づき実施した、玄海原子力発電所第4号機における「計測制御系統施設」の設計の実績、工事及び検査の計画について、「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書」の様式-1により示す。

凡例	◎：主担当箇所
	○：関係個所

本工事計画に係る設計の実績、工事及び検査の計画【計測制御系統施設】

各段階	プロセス (設計対象) 実績：3.3.1~3.3.3(6) 計画：3.4.1~3.4.6	設計					工事		検査		調達			インプット	アウトプット	他の記録類					
		原子力電気計装G	安全設計G	原子力工事G	調査・計画G	設計・解析G	保修第二課	保修第二課	土木建築課	保修第二課	土木建築課長	原子力電気計装G	調査・計画G	保修第二課	土木建築課						
3.3.1	適合性確認検査対象設備に対する要求事項の明確化	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	設置(変更)許可申請書・添付資料、技術基準規則・解釈、設置許可基準規則・解釈	基本設計書	設計・開発へのインプットレビュー・チェックシート				
3.3.2	各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	既工事計画の設計結果、設置許可基準規則、安全審査指針、技術基準規則、設置(変更)許可	様式-2					
基本設計方針の作成(設計1)																					
3.3.3(1)	様式-3~7の作成	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	実用炉規則別表第二、技術基準規則・解釈、設置(変更)許可、様式-2、既工事計画の設計結果、設置許可基準規則	様式-3、様式-4、様式-5-1、様式-5-2、様式-6、様式-7					
	設計結果の取りまとめ	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	設計1のアウトプット	工事計画設計資料	設計・開発からのアウトプットレビュー・チェックシート				
適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)																					
1.共通的に適用される設計																					
3.3.3(2)	1.1 共通的に適用される設計	非常用電縦設備参照								・技術基準規則第52条(火災による損傷の防止)の適合に必要な設計を添付資料10-3の「4.発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」で実施した。 ・技術基準規則第54条(重大事故等対象設備)の適合に必要な設計を添付資料10-3の「3.安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」及び添付資料10-4の「2.発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書」で実施した											
3.3.3(3)	2.添付図面																				
3.3.3(4)	2.1 単線結線図	◎	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	-	-	既工事計画の設計結果	単線結線図	委託仕様書、委託報告書、委託業務の検証					
3.4.1	設計のアウトプットに対する検証	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	工事計画設計資料	工事計画設計資料	設計・開発からのアウトプット検証チェックシート					
3.4.2	1.本工事計画に基づく設備の具体的な設計の実施(設計3)	-	-	-	-	-	◎	-	-	-	-	-	◎	-	工事計画設計資料	納入図書	調達仕様書、納入図書チェックシート				
3.4.3	2.設備の具体的な設計に基づく工事の実施	-	-	-	-	-	-	◎	-	-	-	-	◎	-	納入図書、製作・据付仕様書、作業実施要領書	工事記録					
3.4.4	3.設計の結果と適合性確認対象の繋がりの明確化	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	既工事計画の設計結果、工事計画設計資料、納入図書	様式-8	基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況チェックシート					
3.4.5	4.適合性確認検査の計画	-	-	-	-	-	-	◎	-	-	-	-	-	様式-8	検査計画、検査整理表、検査要領書						
3.4.6	5.検査計画の管理	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	-	-	-	検査計画、検査整理表	検査計画、検査整理表						
3.4.7	6.適合性確認検査の実施	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	-	-	-	検査要領書	検査記録、様式-8	基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況チェックシート					

本工事計画に係る設計の実績、工事及び検査の計画

非常用電源設備

工事計画認可申請添付資料 7-3

玄海原子力発電所第4号機

施設ごとの設計及び工事に係る
品質管理の方法等に関する実績又は計画について

1. 概要

本資料は、本文「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する事項」に基づく「非常用電源設備」の設計に係るプロセスの実績、工事及び検査に係るプロセスの計画について説明するものである。

2. 基本方針

玄海原子力発電所第4号機における「非常用電源設備」の設計に係るプロセスとその実績について、「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書」に示した設計の段階ごとに、組織内外の部門関係、進捗実績及び具体的な活動実績について説明する。

工事及び検査に関する計画として、組織内外の部門関係、進捗実績及び具体的な活動計画について説明する。

3. 設計及び工事に係るプロセスとその実績又は計画

「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書」に基づき実施した、玄海原子力発電所第4号機における「非常用電源設備」の設計の実績、工事及び検査の計画について、「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書」の様式-1により示す。

凡例 ◎：主担当箇所
○：関係個所

本工事計画に係る設計の実績、工事及び検査の計画【非常用電源設備】

各段階	プロセス (設計対象) 実績：3.3.1~3.3.3(6) 計画：3.4.1~3.4.6											インプット	アウトプット	他の記録類			
		原子力電気計装G	安全設計G	原子力工事G	調査・計画G	設計・解析G	保修第二課	土木建築課	保修第二課	土木建築課	原子力電気計装G						
3.3.1	適合性確認検査対象設備に対する要求事項の明確化	◎	◎	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	設置（変更）許可、技術基準規則・解釈、設置許可基準規則・解釈	基本設計書	設計・開発へのインプットレビュー・チェックシート
3.3.2	各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定	◎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	既工事計画の設計結果、設置許可基準規則、安全審査指針、技術基準規則、設置（変更）許可	様式－2	
基本設計方針の作成（設計1）																	
3.3.3(1)	適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）	3.3.3(2)				3.3.3(3)											
	1. 本文	1. 本文				1. 本文										委託仕様書、委託報告書、委託業務の検証	
2. 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書		2. 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書				2. 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書										委託仕様書、委託報告書、委託業務の検証	
3. 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書		3. 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書				3. 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書										委託仕様書、委託報告書、委託業務の検証	
4. 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書		4. 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書				4. 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書										委託仕様書、委託報告書、委託業務の検証	
4.1 火災防護を行う機器等の選定		4.1 火災防護を行う機器等の選定				4.1 火災防護を行う機器等の選定										委託仕様書、委託報告書、委託業務の検証	
4.2 火災防護の基本方針		4.2 火災防護の基本方針				4.2 火災防護の基本方針										委託仕様書、委託報告書、委託業務の検証	
4.3 火災区域及び火災区画の設定		4.3 火災区域及び火災区画の設定				4.3 火災区域及び火災区画の設定										委託仕様書、委託報告書、委託業務の検証	

各段階	プロセス (設計対象) 実績：3.3.1~3.3.3(6) 計画：3.4.1~3.4.6	設計			工事		検査		調達			インプット			アウトプット			他の記録類
		原子力電気計装G	安全設計G	原子力工事G	調査・計画G	設計・解析G	保修第二課	土木建築課	保修第二課	土木建築課	原子力電気計装G	調査・計画G	保修第二課	土木建築課	インプット	アウトプット	他の記録類	
3.3.3(2) 3.3.3(3)	4.4 火災発生防止 (1)火災発生防止の基本方針	-	◎	-	-	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	4.2 「火災防護の基本方針」の設計結果、既工事計画の設計結果	火災発生防止の基本方針		
	(2)火災発生防止対策の設計	◎	◎	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	-	-	4.4 「(1)火災発生防止の基本方針」の設計結果、既工事計画の設計結果、火災防護設備の設備図書（配置図、構造図）、換気空調系統の設計図書、現場確認結果（プラントウォークダウン）	火災発生防止対策の設計	委託仕様書、委託報告書、委託業務の検証	
	(3)不燃性材料及び難燃性材料の使用	◎	◎	-	-	◎	-	-	-	-	◎	-	-	-	4.1 「火災防護を行う機器等の選定」の設計結果、4.4 「(1)火災発生防止の基本方針」の設計結果、関係法令、民間規格、火災防護設備の設備図書（系統図、構造図）	不燃性材料及び難燃性材料の使用	委託仕様書、委託報告書、委託業務の検証	
	(4)落雷、地震等の自然現象による火災発生の防止について	-	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.1 「火災防護を行う機器等の選定」の設計結果、既工事計画の設計結果、火災防護設備の（設備図書、配置図）、現場確認結果（プラントウォークダウン）	落雷、地震等の自然現象による火災発生の防止について		
	4.5 火災の感知及び消火	-	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.2 「火災防護の基本方針」の設計結果、既工事計画の設計結果、4.3 「火災区域及び火災区画の設定」の設計結果、火災防護設備の設備図書（配置図、構造図）、火災感知器の設計方針、関係法令、現場確認結果（プラントウォークダウン）	火災の感知及び消火		
	4.6 火災防護計画	-	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.1~4.5 項の設計の中で、運用の措置に関する設計	火災防護計画		
	5. 耐震性に関する説明書																	
	5.1 耐震設計の基本方針	◎	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	関係法令、民間規格、様式-7、既工事計画の設計結果、設置（変更）許可、様式-2、設備図書	耐震設計の基本方針		
	5.2 波及的影響に係る基本方針	◎	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5.1 「耐震設計の基本方針」の設計結果、現場確認結果（プラントウォークダウン）	波及的影響に係る基本方針		
	5.3 耐震計算方法	◎	-	○	-	-	-	-	-	-	◎	-	-	-	5.1 「耐震設計の基本方針」の設計結果	耐震計算方法	委託仕様書、委託報告書、委託業務の検証	
	5.4 耐震計算結果	◎	-	○	-	-	-	-	-	-	◎	-	-	-	5.1 「耐震設計の基本方針」の設計結果	耐震計算結果	委託仕様書、委託報告書、委託業務の検証	
	5.5 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果	◎	-	○	-	-	-	-	-	-	◎	-	-	-	5.1 「耐震設計の基本方針」の設計結果	水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果	委託仕様書、委託報告書、委託業務の検証	

各段階	プロセス (設計対象) 実績：3.3.1~3.3.3(6) 計画：3.4.1~3.4.6	設計			工事		検査		調達						インプット	アウトプット	他の記録類
		原子力電気計装G	安全設計G	原子力工事G	調査・計画G	設計・解析G	保修第二課	土木建築課	保修第二課	土木建築課	原子力電気計装G	調査・計画G	保修第二課	土木建築課			
6. 添付図面																	
3.3.3(2)	6.1 単線結線図	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	-	-	既工事計画の設計結果	単線結線図	委託仕様書、委託報告書、委託業務の検証
	6.2 非常用電源設備に係る配置を明示した図面	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	-	-	既工事計画の設計結果	非常用電源設備に係る配置を明示した図面	委託仕様書、委託報告書、委託業務の検証
3.3.3(3)	6.3 構造図	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	-	-	既工事計画の設計結果	構造図	委託仕様書、委託報告書、委託業務の検証
	設計結果の取りまとめ	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	設計2のアウトプット	工事計画設計資料	設計・開発からのアウトプットレビューチェックシート
3.3.3(4)	設計のアウトプットに対する検証	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	工事計画設計資料	工事計画設計資料	設計・開発からのアウトプット検証チェックシート
3.4.1	本工事計画に基づく設備の具体的な設計の実施（設計3）	-	◎	-	◎	○	○	-	-	-	◎	◎	-	-	工事計画設計資料 調達仕様書	納入図書	納入図書チェックシート、委託業務の検証
3.4.2	設備の具体的な設計に基づく工事の実施	-	-	-	-	-	◎	◎	-	-	-	◎	◎	-	納入図書、製作・据付仕様書、作業実施要領書	工事記録	
3.4.3	設計の結果と適合性確認対象の繋がりの明確化	◎	◎	○	○	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	既工事計画の設計結果、設備図書、工事計画設計資料、納入図書	様式-8	基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況チェックシート
3.4.4	適合性確認検査の計画	-	-	-	-	-	-	-	◎	◎	-	-	-	-	様式-8	検査計画、検査整理表、検査要領書	
3.4.5	検査計画の管理	-	-	-	-	-	-	-	◎	◎	-	-	-	-	検査計画、検査整理表	検査計画、検査整理表	
3.4.6	適合性確認検査の実施	-	-	-	-	-	-	-	◎	◎	-	-	-	-	検査要領書	検査記録、様式-8	基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況チェックシート

本工事計画に係る設計の実績、工事及び検査の計画

浸水防護施設

工事計画認可申請添付資料 7-4

玄海原子力発電所第4号機

施設ごとの設計及び工事に係る
品質管理の方法等に関する実績又は計画について

1. 概要

本資料は、本文「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する事項」に基づく「浸水防護施設」の設計に係るプロセスの実績、工事及び検査に係るプロセスの計画について説明するものである。

2. 基本方針

玄海原子力発電所第4号機における「浸水防護施設」の設計に係るプロセスとその実績について、「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書」に示した設計の段階ごとに、組織内外の部門関係、進捗実績及び具体的な活動実績について説明する。

工事及び検査に関する計画として、組織内外の部門関係、進捗実績及び具体的な活動計画について説明する。

3. 設計及び工事に係るプロセスとその実績又は計画

「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書」に基づき実施した、玄海原子力発電所第4号機における「浸水防護施設」の設計の実績、工事及び検査の計画について、「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書」の様式-1により示す。

凡例 ◎：主担当箇所
○：関係個所

本工事計画に係る設計の実績、工事及び検査の計画【浸水防護施設】

各段階	プロセス (設計対象) 実績：3.3.1~3.3.3(6) 計画：3.4.1~3.4.6	設計			工事		検査		調達			インプット			アウトプット			他の記録類
		原子力電気計装G	安全設計G	原子力工事G	調査・計画G	設計・解析G	保修第二課	土木建築課	保修第二課	土木建築課	原子力電気計装G	調査・計画G	保修第二課	土木建築課				
3.3.1	適合性確認検査対象設備に対する要求事項の明確化	○	◎	—	—	◎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	設計・開発へのインプットレビューチェックシート
3.3.2	各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定	○	◎	—	—	◎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	既工事計画の設計結果、設置許可基準規則、安全審査指針、技術基準規則、設置（変更）許可	様式－2	
3.3.3(1)	基本設計方針の作成（設計1）																	
	様式－3～7の作成	○	◎	—	—	◎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	実用炉規則別表第二、技術基準規則・解釈、設置（変更）許可、様式－2、既工事計画の設計結果、設置許可基準規則	様式－3、様式－4、様式－5－1、様式－5－2、様式－6、様式－7	
	設計結果の取りまとめ	◎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	設計1のアウトプット	工事計画設計資料	設計・開発からのアウトプットレビューチェックシート
3.3.3(2) 3.3.3(3)	適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）																	
	1.本文																	
	1.1 要目表	○	◎	—	—	◎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	既工事計画の設計結果、委託報告書	要目表	委託業務の検証
	2. 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書																	
	2.1 溢水防護に関する基本方針の設定	—	◎	—	—	◎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	既工事計画の設計結果、関係法令	溢水等による損傷防止の基本方針	委託業務の検証
	2.2 防護すべき設備の設定	—	◎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	設備図書、様式-2、現場確認結果（プラントウォークダウン）	防護すべき設備の設定方針	委託仕様書、委託報告書、委託業務の検証
	2.3 溢水評価条件の設定	—	◎	—	—	◎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	既工事計画の設計結果、設備図書、現場確認結果（プラントウォークダウン）、関係法令	溢水評価条件の設定	委託仕様書、委託報告書、委託業務の検証
	2.4 溢水評価及び防護設計方針	—	◎	—	—	◎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	既工事計画の設計結果、設備図書、関係法令	溢水影響に関する評価	委託仕様書、委託報告書、委託業務の検証
	2.5 (1) 浸水防護施設の詳細設計	—	◎	—	—	◎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	既工事計画の設計結果、設備図書、関係法令	浸水防護施設の詳細設計	委託仕様書、委託報告書、委託業務の検証
	2.5 (2) 浸水防護施設の機能設計及び構造強度設計	—	◎	—	—	◎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	既工事計画の設計結果、設備図書、関係法令	浸水防護施設の機能設計及び構造強度設計	委託仕様書、委託報告書、委託業務の検証

各段階	プロセス (設計対象) 実績：3.3.1~3.3.3(6) 計画：3.4.1~3.4.6											インプット	アウトプット	他の記録類			
		原子力電気計装G	安全設計G	原子力工事G	調査・計画G	設計・解析G	保修第二課	保修第二課	土木建築課	保修第二課	土木建築課						
3.添付図面																	
3.3.3(2)	3.1 配置図	○	-	-	-	◎	-	-	-	-	-	既工事計画の設計結果、社内決定文書	浸水防護施設に係る機器の配置を明示した図面	委託仕様書、委託報告書、委託業務の検証			
3.3.3(3)	3.2 構造図	○	-	-	-	◎	-	-	-	-	◎	-	-	既工事計画の設計結果、社内決定文書	浸水防護設備の構造図	委託仕様書、委託報告書、委託業務の検証	
	設計結果の取りまとめ	◎	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	設計 2 のアウトプット	工事計画設計資料	設計・開発からのアウトプットレビューチェックシート	
3.3.3(4)	設計のアウトプットに対する検証	◎	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	工事計画設計資料	工事計画設計資料	設計・開発からのアウトプット検証チェックシート	
3.4.1	本工事計画に基づく設備の具体的な設計の実施（設計 3）	-	-	-	◎	○	-	-	-	-	-	◎	-	-	工事計画設計資料	納入図書	納入図書チェックシート、委託仕様書、委託報告書、委託業務の検証
3.4.2	設備の具体的な設計に基づく工事の実施	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	-	-	-	納入図書、作業実施要領書	工事記録		
3.4.3	設計の結果と適合性確認対象の繋がりの明確化	-	○	-	○	◎	-	-	-	-	-	-	-	工事計画設計資料、納入図書	様式－8	基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況チェックシート	
3.4.4	適合性確認検査の計画	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	-	-	様式－8	検査計画、検査整理表		
3.4.5	検査計画の管理	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	-	-	検査計画、検査整理表	検査計画、検査整理表		
3.4.6	適合性確認検査の実施	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	-	-	検査要領書	検査記録、様式－8	基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況チェックシート	

添付図面目次

第 1-1 図 単線結線図(1/2)

第 1-2 図 単線結線図(2/2)

第 2 図 その他発電用原子炉の附属施設
非常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面
(原子炉補助建屋 (EL.-3.5m))

第 3-1 図 その他発電用原子炉の附属施設
非常用電源設備の構造図 (その他の電源装置)
(計装電源盤 (3 系統目蓄電池用))

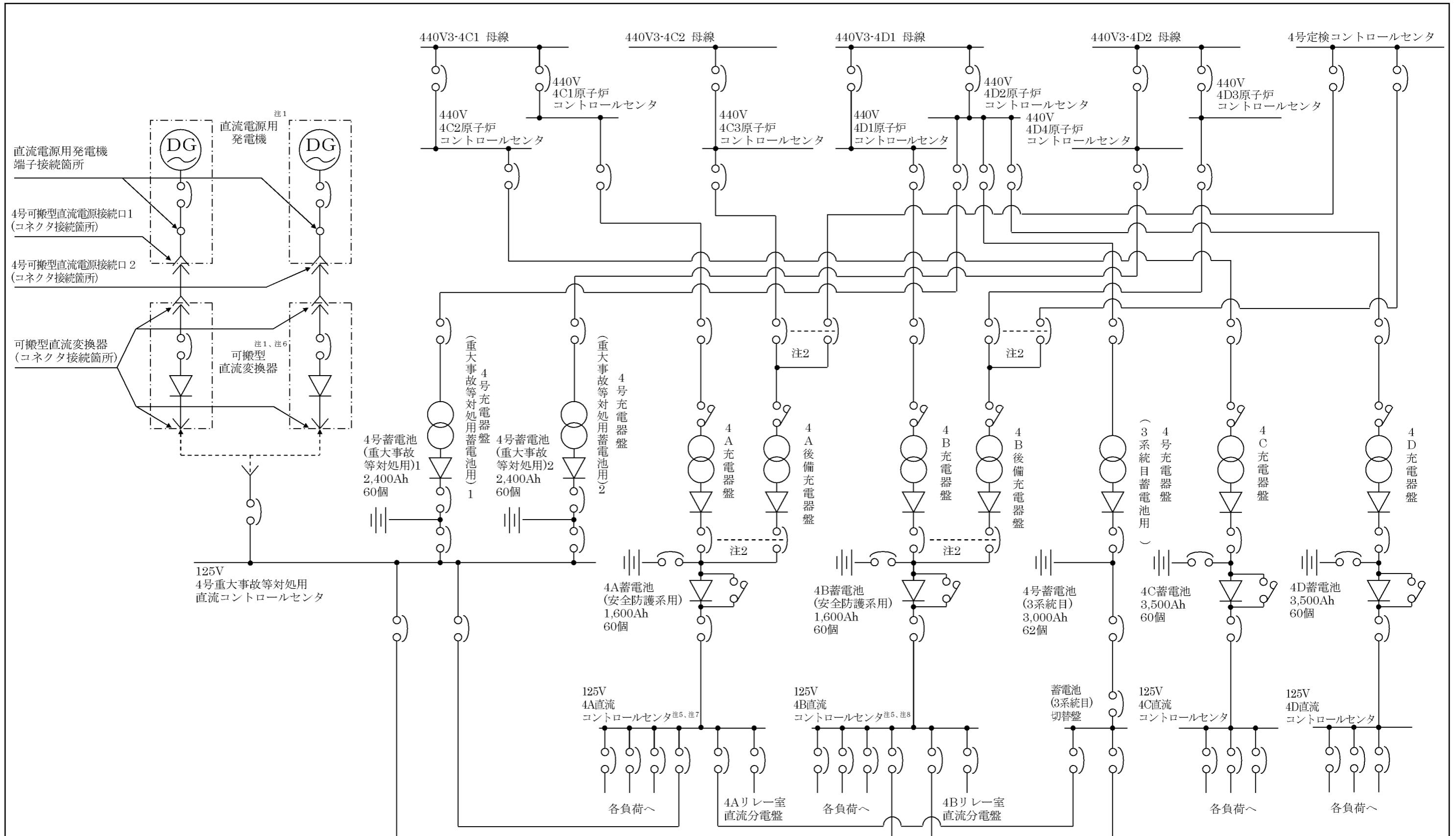
第 3-1 図の補足

第 3-2 図 その他発電用原子炉の附属施設
非常用電源設備の構造図 (その他の電源装置)
(蓄電池 (3 系統目))

第 3-2 図の補足

第 4 図 その他発電用原子炉の附属施設
浸水防護施設に係る機器の配置を
明示した図面 (内郭浸水防護設備)
(原子炉補助建屋 (EL.-3.5m))

第 5 図 その他発電用原子炉の附属施設
浸水防護施設の構造図 (内郭浸水防護設備)
4A 原子炉補助建屋堰



注1 3号機設備、3、4号機共用

注2 機械的インターロック

注3 4号重大事故等対処用制御盤を経由

注4 4号重大事故等対処用制御盤及び4号重大事故等対処用入出力盤を経由

注5 炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータの計測装置のうち常設のもの

注6 3、4号機共用

注7 可搬型設備

工事計画認可申請 第1-1図

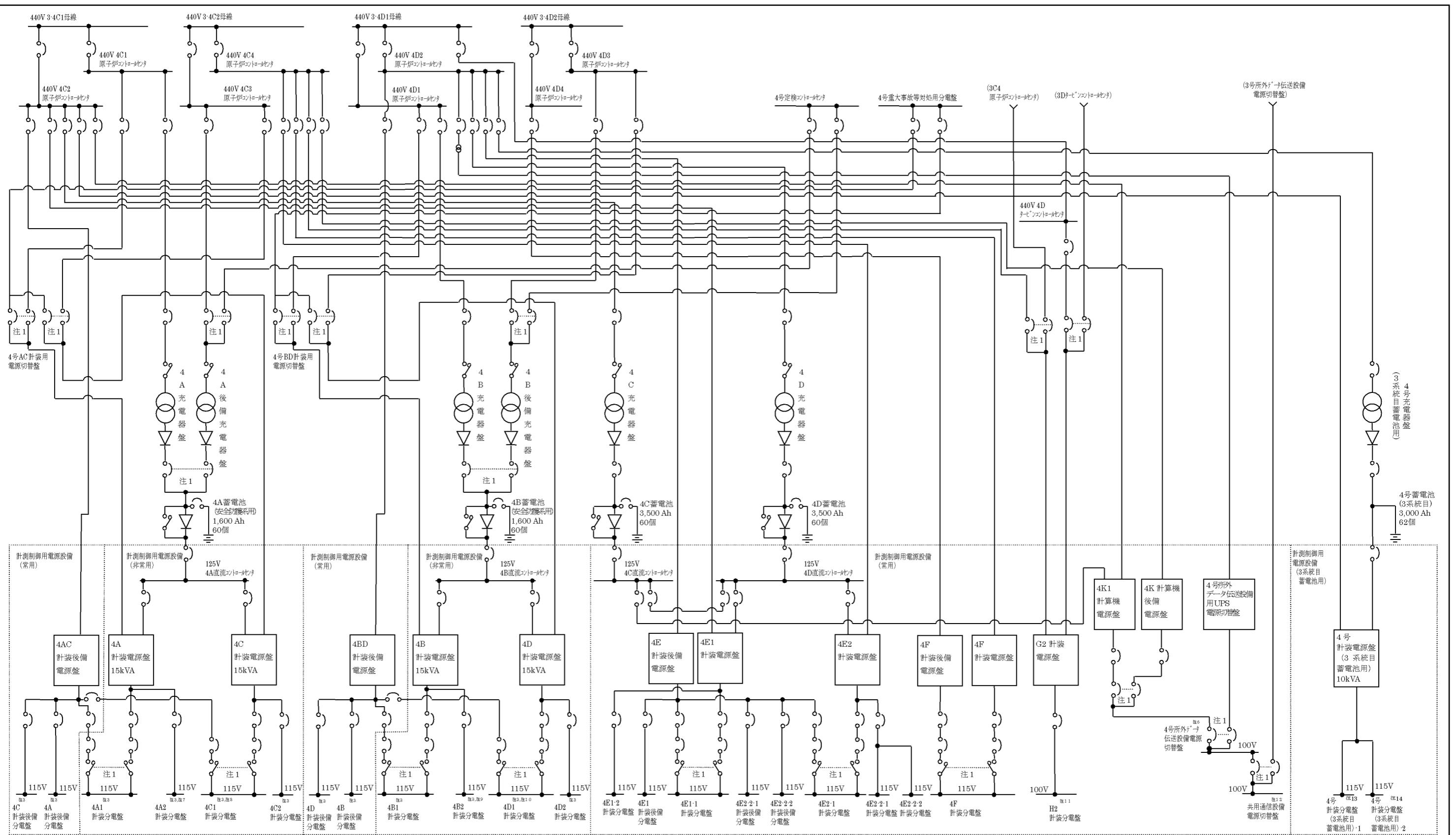
玄海原子力発電所第4号機

単線結線図(1/2)

九州電力株式会社

供給元	負荷
注7 4A直流コントロールセンタ	<ul style="list-style-type: none"> ・格納容器水素濃度^{注1、注3} ・4号アニュラス水素濃度^{注3、注4} ・静的触媒式水素再結合装置動作監視装置^{注4} ・電気式水素燃焼装置動作監視装置^{注4} ・4号使用済燃料ピット水位（広域）^{注4} 等

供給元	負荷
注8 4B直流コントロールセンタ	<ul style="list-style-type: none"> ・格納容器水素濃度^{注1、注3} ・4号アニュラス水素濃度^{注3、注4} ・静的触媒式水素再結合装置動作監視装置^{注4} ・電気式水素燃焼装置動作監視装置^{注4} ・4号使用済燃料ピット水位（広域）^{注4} 等



注 1 機械的インターロック

注 2 3号機設備、3,4号機共用

注 3 炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置のうち常設のもの

注 4 4号機設備、3,4号機共用

注 5 1号機設備、1,2,3,4号機共用、重大事故等時のみ3,4号機共用

工事計画認可申請 第1-2図

玄海原子力発電所第4号機

単線結線図(2/2)

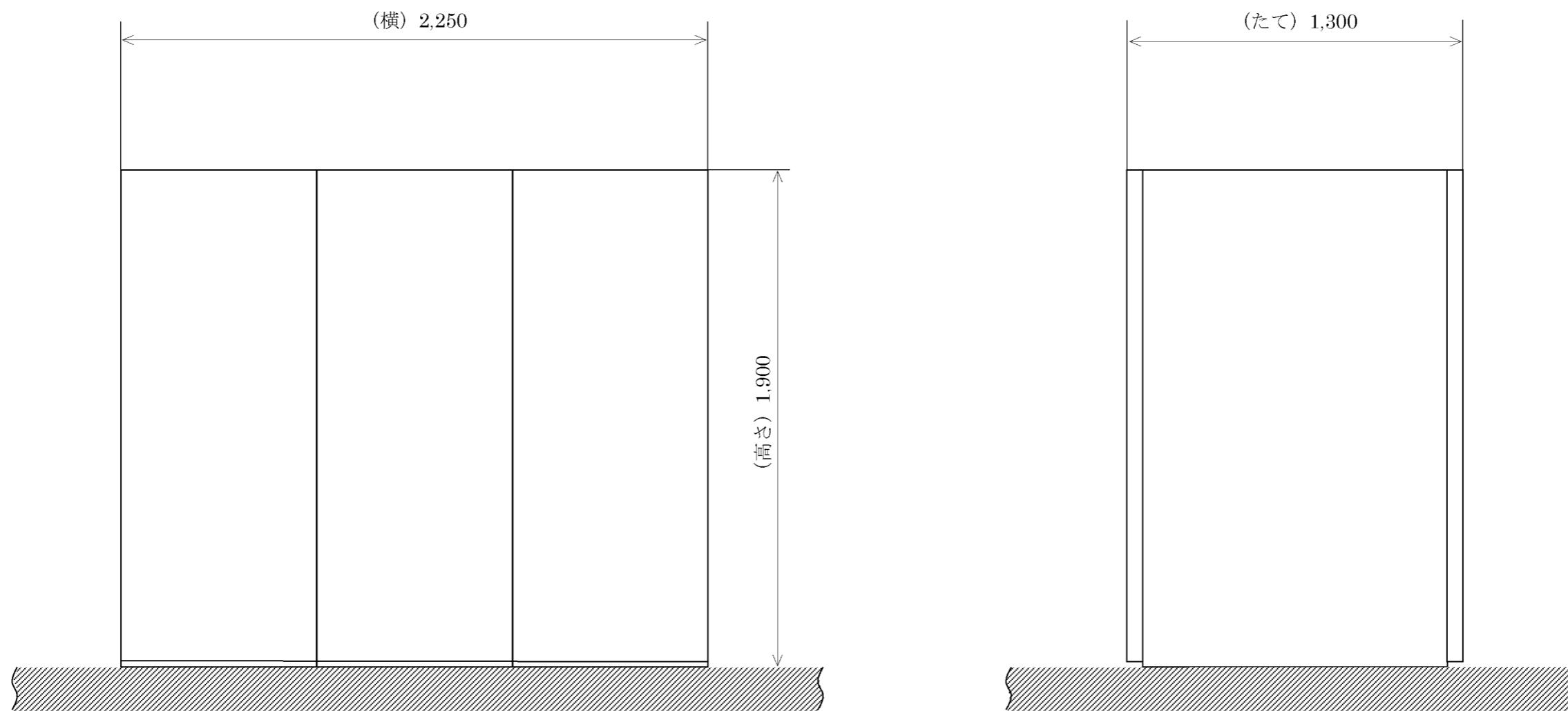
九州電力株式会社

供給元	負荷	供給元	負荷
注 6 4号所外データ伝送設備電源切替盤	・緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS) ^{注4} 等	注 9 4B2計装分電盤	・4号使用済燃料ピット水位(SA) ・4号使用済燃料ピット温度(SA) ・4号使用済燃料ピット状態監視カメラ ・使用済燃料ピット周辺線量率(低レンジ) ^{注2,注4} 等
注 7 4A2計装分電盤	・4号使用済燃料ピット水位(SA) ・4号使用済燃料ピット温度(SA) ・4号使用済燃料ピット状態監視カメラ ・使用済燃料ピット周辺線量率(低レンジ) ^{注2,注4} 等	注 10 4D1計装分電盤	・可搬型照明(SA) ^{注2} ・使用済燃料ピット周辺線量率(中間レンジ) ^{注2,注4} ・使用済燃料ピット周辺線量率(高レンジ) ^{注2,注4} ・4号多様化自動作動設備 等
注 8 4C1計装分電盤	・可搬型照明(SA) ^{注2} ・使用済燃料ピット周辺線量率(中間レンジ) ^{注2,注4} ・使用済燃料ピット周辺線量率(高レンジ) ^{注2,注4} 等	注 11 H2計装分電盤	・モニタリングステーション及びモニタリングポスト ^{注5} (オフサイトモニタ盤) 等
		注 12 共用通信設備電源切替盤	・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 ^{注2} ・衛星携帯電話(固定型) ^{注2} ・無線通話装置(固定型) ^{注2} 等
		注 13 計装分電盤	・原子炉安全保護計装盤(チャンネルI) (3系統自蓄電池用)-1 ・原子炉安全保護計装盤(チャンネルIII) 等
		注 14 計装分電盤	・原子炉安全保護計装盤(チャンネルII) (3系統自蓄電池用)-2 ・原子炉安全保護計装盤(チャンネルIV) 等

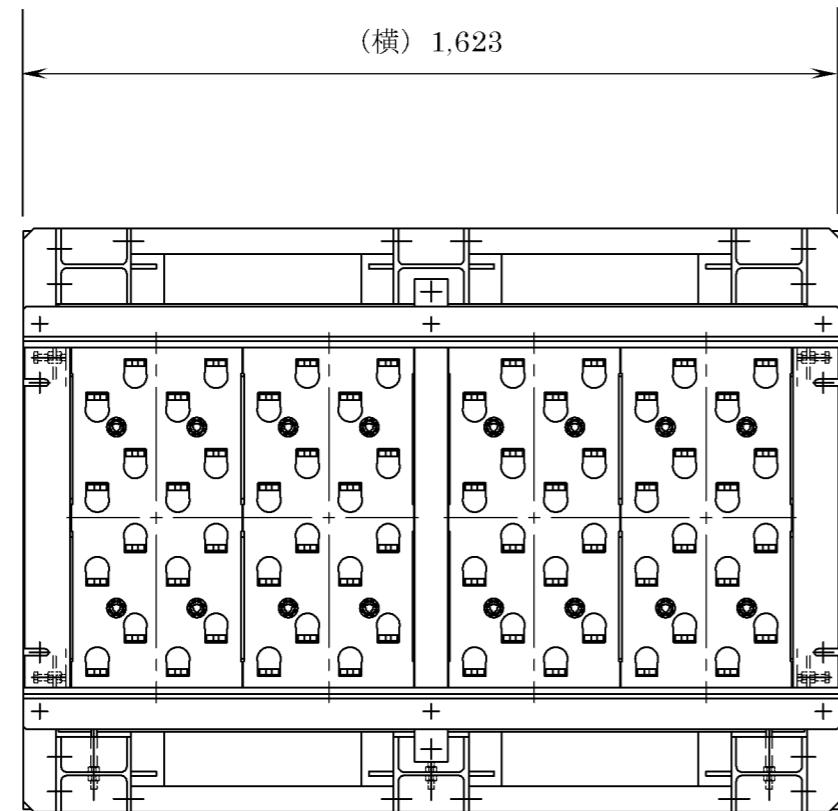
工事計画認可申請	第2図
玄海原子力発電所第4号機	
その他発電用原子炉の附属施設	
非常用電源設備に係る機器の配置を明示した	
図面	
(原子炉補助建屋 (EL.-3.5m))	
九州電力株式会社	

主 要 目 表			
種 類	—	静止形インバータ	
容 量	kVA	10	
電 壓	入 力	V	直流 125 交流 440
	出 力	V	交流 115
周 波 数	Hz	60	
個 数	—	1	

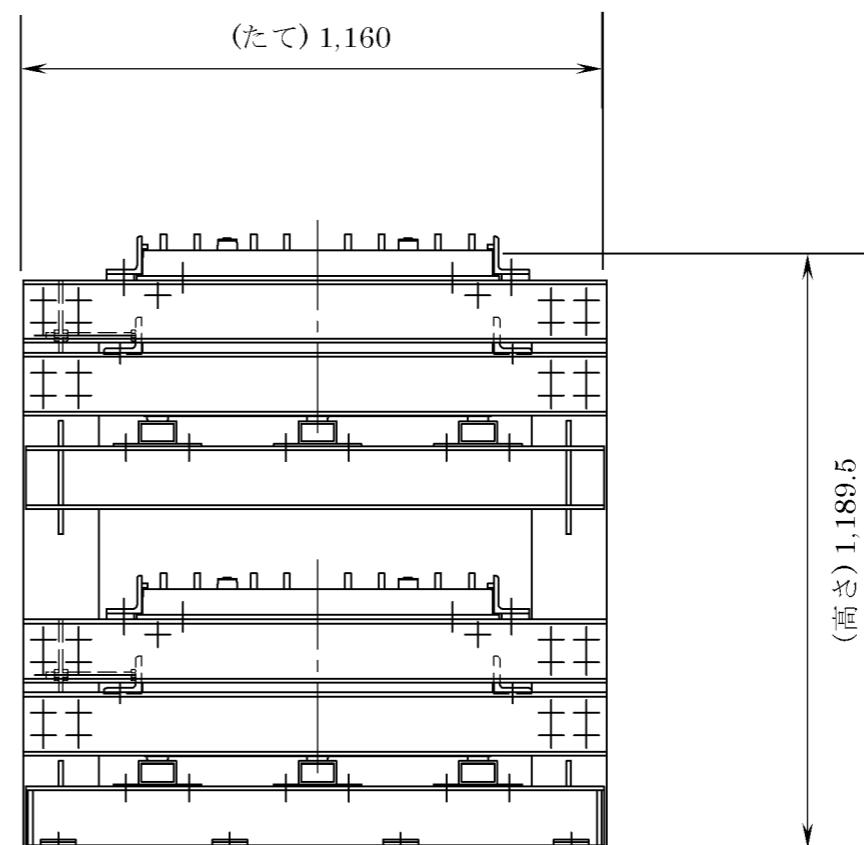
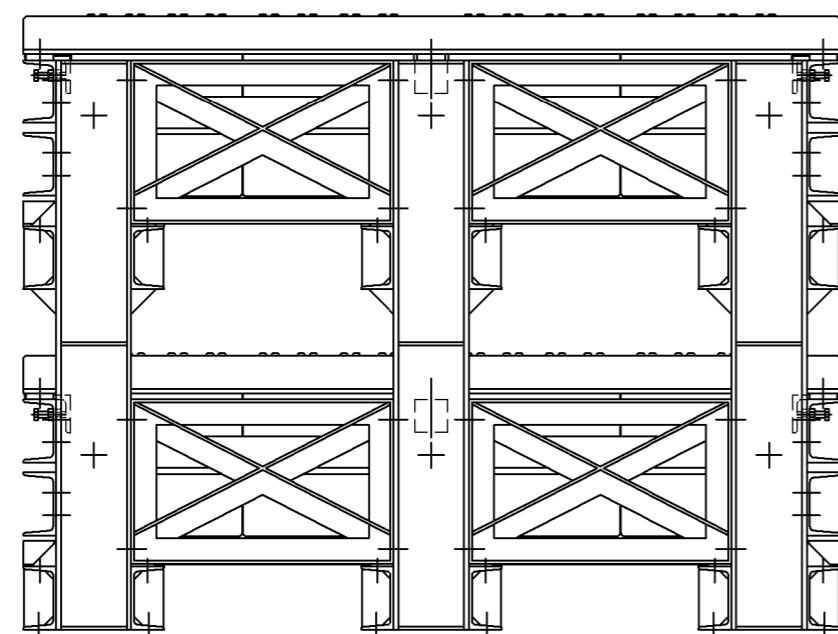
主 要 目 表			
取付箇所	系 統 名 (ライ ン 名)	—	計装電源盤(3系統目蓄電池用)
	設 置 床	—	原子炉補助建屋 EL.-3.5m
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	34-5-D2
	溢 水 防 護 上 の 配慮が必要な高さ	—	EL.-3.25m以上



工事計画認可申請	第3-1図
玄海原子力発電所第4号機	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備の構造図 (その他の電源装置) 計装用電源盤(3系統目蓄電池用)	
(単位: mm)	
九州電力株式会社	



主 要 目 表		
種 類	—	鉛蓄電池
容 量	Ah/組	3,000 (10時間率)
電 壓	V	138 (浮動充電時)
個 数	—	1組 (1組あたり62個)
取付箇所	系 統 名 (ライイン名)	— 蓄電池 (3系統目)
	設 置 床	— 原子炉補助建屋 EL.-3.5m
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	— 34-5-D1
	溢 水 防 護 上 の 配慮が必要な高さ	— EL.-2.84m以上



(単位 : mm)

工事計画認可申請	第3-2図
玄海原子力発電所第4号機	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備の構造図 (その他の電源装置) 蓄電池 (3系統目)	
九州電力株式会社	

第3-2 図「その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備の構造図（その他の電源装置）蓄電池（3系統目）」の補足

（1）蓄電池（3系統目）の寸法許容範囲

工事計画書記載の蓄電池（3系統目）に関する公称値の許容範囲は次のとおり

名 称	適用寸法 (mm)			備 考
	最大値	公称値	最小値	
蓄電池 （3系統目）	たて	1,165	1,160	1,155
	横	1,628	1,623	1,618
	高さ	1,197.5	1,189.5	1,181.5

第3-2 図

（2）許容範囲の根拠

許容範囲の根拠となる許容差等は次のとおり

名 称	許容差(mm)	根 拠
蓄電池 （3系統目）	たて 公称値 ±5	メーカ基準
	横 公称値 ±5	メーカ基準
	高さ 公称値 ±8	メーカ基準

工事計画認可申請	第4図
玄海原子力発電所第4号機	
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設に係る機器の配置を 明示した図面 (内郭浸水防護設備)	
原子炉補助建屋 (EL.-3.5m)	
九州電力株式会社	

工事計画認可申請	第5図
玄海原子力発電所第4号機	
その他発電用原子炉の附属施設	
浸水防護施設の構造図	
(内郭浸水防護設備)	
4A原子炉補助建屋堰	
九州電力株式会社	